

平成23年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成23年3月2日開会
平成23年3月18日閉会

宿毛市議会事務局

平成23年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第 1 日 (平成23年3月 2日 水曜日) | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 出席要求による出席者 | 3 |
| 開 会 (午前10時20分) | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○日程第2 会期の決定 | 5 |
| (諸般の報告) | |
| (行政方針の表明) | |
| ○日程第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告 | 16 |
| ○日程第4 議案第1号から議案第50号まで | 17 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 17 |
| 散 会 (午後 0時06分) | |
| ----- . . . ----- | |
| 第 2 日 (平成23年3月 3日 木曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 3 日 (平成23年3月 4日 金曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 4 日 (平成23年3月 5日 土曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 5 日 (平成23年3月 6日 日曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 6 日 (平成23年3月 7日 月曜日) | |
| 議事日程 | 27 |
| 本日の会議に付した事件 | 27 |
| 出席議員 | 27 |
| 欠席議員 | 27 |
| 事務局職員出席者 | 27 |
| 出席要求による出席者 | 27 |

| | |
|---------------------------|----|
| 開 議 (午前 10 時 05 分) | |
| ○日程第 1 議案第 44 号及び議案第 45 号 | 29 |
| 質疑 | 29 |
| 委員会付託省略 | 29 |
| 討論・表決 | 29 |
| ○日程第 2 一般質問 | 29 |
| 1 松浦英夫議員 | 29 |
| 市 長 | 33 |
| 教 育 長 | 35 |
| 松浦英夫議員 | 37 |
| 市 長 | 39 |
| 福祉事務所長 | 39 |
| 教 育 長 | 39 |
| 松浦英夫議員 | 40 |
| 教 育 長 | 41 |
| 松浦英夫議員 | 41 |
| 2 野々下昌文議員 | 41 |
| 市 長 | 44 |
| 野々下昌文議員 | 48 |
| 市 長 | 48 |
| 野々下昌文議員 | 49 |
| 3 今城誠司議員 | 49 |
| 市 長 | 50 |
| 今城誠司議員 | 52 |
| 市 長 | 53 |
| 今城誠司議員 | 54 |
| 4 中川 貢議員 | 54 |
| 市 長 | 56 |
| 中川 貢議員 | 58 |
| 市 長 | 60 |
| 中川 貢議員 | 61 |
| 5 浦尻和伸議員 | 61 |
| 市 長 | 62 |
| 浦尻和伸議員 | 64 |
| 市 長 | 66 |
| 浦尻和伸議員 | 66 |
| 6 西村六男議員 | 67 |

| | |
|----------------|-----|
| 市 長 | 6 8 |
| 西村六男議員 | 7 0 |
| 市 長 | 7 1 |
| 西村六男議員 | 7 1 |
| 延 会 (午後 3時41分) | |

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成23年3月 8日 火曜日)

| | |
|----------------|-----|
| 議事日程 | 7 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 7 3 |
| 出席議員 | 7 3 |
| 欠席議員 | 7 3 |
| 事務局職員出席者 | 7 3 |
| 出席要求による出席者 | 7 3 |
| 開 議 (午前10時00分) | |

| | |
|------------|-----|
| ○日程第1 一般質問 | 7 5 |
| 1 浅木 敏議員 | 7 5 |
| 市 長 | 7 9 |
| 教 育 長 | 8 2 |
| 浅木 敏議員 | 8 3 |
| 市 長 | 8 6 |
| 浅木 敏議員 | 8 7 |
| 市 長 | 8 8 |
| 浅木 敏議員 | 8 8 |
| 2 中平富宏議員 | 8 8 |
| 市 長 | 9 0 |
| 教 育 長 | 9 2 |
| 中平富宏議員 | 9 4 |
| 市 長 | 9 4 |
| 中平富宏議員 | 9 5 |
| 市 長 | 9 6 |
| 水道課長 | 9 6 |
| 中平富宏議員 | 9 6 |
| 市 長 | 9 6 |
| 中平富宏議員 | 9 6 |
| 市 長 | 9 7 |
| 中平富宏議員 | 9 7 |
| 市 長 | 9 8 |

| | | |
|---|--------|-------|
| | 中平富宏議員 | 9 9 |
| | 市 長 | 1 0 0 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 0 |
| | 市 長 | 1 0 0 |
| | 建設課長 | 1 0 0 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 0 |
| | 市 長 | 1 0 1 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 1 |
| | 市 長 | 1 0 2 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 3 |
| | 教 育 長 | 1 0 4 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 4 |
| | 市 長 | 1 0 5 |
| | 教 育 長 | 1 0 6 |
| | 中平富宏議員 | 1 0 6 |
| 3 | 岡崎利久議員 | 1 0 6 |
| | 市 長 | 1 0 8 |
| | 岡崎利久議員 | 1 0 9 |
| | 市 長 | 1 0 9 |
| | 岡崎利久議員 | 1 0 9 |
| | 市 長 | 1 0 9 |
| | 岡崎利久議員 | 1 1 0 |
| | 市 長 | 1 1 0 |
| | 岡崎利久議員 | 1 1 1 |
| | 市 長 | 1 1 1 |
| | 岡崎利久議員 | 1 1 1 |
| 4 | 宮本有二議員 | 1 1 1 |
| | 市 長 | 1 1 2 |
| | 宮本有二議員 | 1 1 3 |
| | 市 長 | 1 1 3 |
| | 建設課長 | 1 1 4 |
| | 宮本有二議員 | 1 1 4 |
| | 市 長 | 1 1 5 |
| | 宮本有二議員 | 1 1 6 |
| | 市 長 | 1 1 6 |
| | 宮本有二議員 | 1 1 6 |
| 5 | 濱田陸紀議員 | 1 1 7 |

| | |
|--------------------|-------|
| 市 長 | 1 1 7 |
| 教育委員長 | 1 1 8 |
| 教 育 長 | 1 1 9 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 1 |
| 教 育 長 | 1 2 1 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 1 |
| 市 長 | 1 2 2 |
| 教育委員長 | 1 2 2 |
| 教 育 長 | 1 2 2 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 2 2 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 2 |
| 教 育 長 | 1 2 2 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 4 |
| 市 長 | 1 2 4 |
| 教 育 長 | 1 2 5 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 5 |
| 教 育 長 | 1 2 6 |
| 濱田陸紀議員 | 1 2 6 |
| 散 会 (午後 5 時 2 7 分) | |



第 8 日 (平成 2 3 年 3 月 9 日 水曜日)

| | |
|-------------|-------|
| 議事日程 | 1 2 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 2 9 |
| 出席議員 | 1 2 9 |
| 欠席議員 | 1 2 9 |
| 事務局職員出席者 | 1 2 9 |
| 出席要求による出席者 | 1 2 9 |

開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)

| | |
|---|-------|
| ○日程第 1 議案第 1 号から議案第 4 3 号まで及び議案第 4 6 号から議案第 5 0 号まで | 1 3 1 |
| 質 疑 | 1 3 1 |
| 1 松浦英夫議員 | 1 3 1 |
| 商工観光課長 | 1 3 2 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 3 3 |
| 環境課長 | 1 3 3 |
| 建設課長 | 1 3 4 |
| 商工観光課長 | 1 3 5 |

| | | |
|---|-------------------|-------|
| | 松浦英夫議員 | 1 3 5 |
| | 環境課長 | 1 3 5 |
| | 建設課長 | 1 3 6 |
| | 松浦英夫議員 | 1 3 6 |
| 2 | 今城誠司議員 | 1 3 7 |
| | 総務課長 | 1 3 7 |
| | 企画課長 | 1 3 8 |
| | 市民課長 | 1 3 8 |
| | 今城誠司議員 | 1 3 9 |
| | 総務課長 | 1 3 9 |
| | 企画課長 | 1 4 0 |
| | 市民課長 | 1 4 0 |
| | 今城誠司議員 | 1 4 0 |
| 3 | 岡崎利久議員 | 1 4 0 |
| | 商工観光課長 | 1 4 1 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 1 4 1 |
| | 岡崎利久議員 | 1 4 2 |
| 4 | 中平富宏議員 | 1 4 2 |
| | 総務課長 | 1 4 3 |
| | 保健介護課長 | 1 4 3 |
| | 環境課長 | 1 4 4 |
| | 産業振興課長 | 1 4 5 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 1 4 6 |
| | 中平富宏議員 | 1 4 6 |
| | 総務課長 | 1 4 7 |
| | 産業振興課長 | 1 4 7 |
| | 保健介護課長 | 1 4 7 |
| | 中平富宏議員 | 1 4 8 |
| 5 | 浅木 敏議員 | 1 4 8 |
| | 企画課長 | 1 4 9 |
| | 建設課長 | 1 4 9 |
| | 産業振興課長 | 1 5 0 |
| | 浅木 敏議員 | 1 5 0 |
| | 企画課長 | 1 5 1 |
| | 産業振興課長 | 1 5 2 |
| | 建設課長 | 1 5 2 |
| | 浅木 敏議員 | 1 5 2 |

| | | |
|-------------------|---|-------|
| 6 | 西村六男議員 | 1 5 3 |
| | 商工観光課長 | 1 5 3 |
| | 西村六男議員 | 1 5 3 |
| | 商工観光課長 | 1 5 4 |
| | 西村六男議員 | 1 5 4 |
| | 委員会付託省略（議案第 1 号） | 1 5 4 |
| | 委員会付託（議案第 2 号から議案第 4 3 号まで及び議案第 4 6 号から議案第 5 0 号まで） | 1 5 4 |
| 散 | 会（午後 1 時 4 7 分） | |
| | 陳情文書表 | 1 5 5 |
| | 議案付託表 | 1 5 6 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 9 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 0 日 木曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 0 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 1 日 金曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 1 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 2 日 土曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 2 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 3 日 日曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 3 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 4 日 月曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 4 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 5 日 火曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 5 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 6 日 水曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 6 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 7 日 木曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | | |
| 第 1 7 日 | （平成 2 3 年 3 月 1 8 日 金曜日） | |
| | 議事日程 | 1 5 9 |
| | 本日の会議に付した事件 | 1 5 9 |
| | 出席議員 | 1 5 9 |
| | 欠席議員 | 1 5 9 |
| | 事務局職員出席者 | 1 6 0 |
| | 出席要求による出席者 | 1 6 0 |
| | 開 議（午前 1 0 時 0 1 分） | |
| ○日程第 1 | 議案第 1 号から議案第 4 3 号まで及び議案第 4 6 号から議案第 5 0 | |

| | |
|--|-----|
| 号まで…………… | 161 |
| (議案第1号) | |
| 討論・表決…………… | 161 |
| (議案第2号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで) | |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長…………… | 161 |
| 総務文教常任委員長…………… | 164 |
| 産業厚生常任委員長…………… | 166 |
| 質疑 | |
| (議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第43号まで並びに議案第46号から議案第50号まで) | |
| 討論・表決…………… | 168 |
| (議案第13号 修正案) | |
| 討論・表決…………… | 168 |
| (議案第13号 修正部分を除くその他の部分) | |
| 討論・表決…………… | 168 |
| ○日程第2 議案第51号から議案第54号まで | |
| (提案理由の説明) | |
| 岡崎 求議員…………… | 168 |
| 質疑…………… | 169 |
| 1 西村六男議員…………… | 169 |
| 岡崎 求議員…………… | 170 |
| 西村六男議員…………… | 170 |
| 岡崎 求議員…………… | 171 |
| 西村六男議員…………… | 171 |
| 委員会付託省略…………… | 171 |
| (議案第51号) | |
| 討論 | |
| 浅木 敏議員 (反対) …… | 171 |
| 宮本有二議員 (賛成) …… | 172 |
| 西村六男議員 (反対) …… | 173 |
| 松浦英夫議員 (反対) …… | 173 |
| 表決…………… | 174 |
| (議案第52号) | |
| 討論 | |
| 浅木 敏議員 (反対) …… | 174 |
| 宮本有二議員 (賛成) …… | 175 |

| | |
|-----------------|-----|
| 西村六男議員（反対） | 175 |
| 松浦英夫議員（反対） | 176 |
| 表決 | 177 |
| （議案第53号） | |
| 討論・表決 | 177 |
| （議案第54号） | |
| 討論・表決 | 178 |
| ○日程第3 陳情第36号外1件 | |
| 委員長報告 | |
| 総務文教常任委員長 | 178 |
| 産業厚生常任委員長 | 178 |
| 質疑 | 179 |
| （陳情第36号） | |
| 討論 | |
| 浅木 敏議員（反対） | 179 |
| 表決 | 180 |
| （陳情第38号） | |
| 討論・表決 | 180 |
| ○日程第4 委員会調査について | 180 |
| 継続調査 | 180 |
| （閉会あいさつ） | |
| 市長 | 180 |
| 閉会（午後 0時03分） | |
| 委員会審査報告書 | 184 |
| 陳情審査報告書 | 189 |
| 閉会中の継続調査申出書 | 191 |

----- ● ● -----
付 録

| | |
|---------|-----|
| 一般質問通告表 | 付-1 |
| 議決結果一覧表 | 付-3 |
| 議案 | 付-3 |
| 陳情 | 付-6 |

平成23年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成23年3月2日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告

第4 議案第1号から議案第50号まで

- 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2号 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について
- 議案第 3号 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 4号 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
- 議案第 5号 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
- 議案第 6号 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第 7号 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第 8号 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 9号 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第10号 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
- 議案第11号 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について
- 議案第13号 平成23年度宿毛市一般会計予算について
- 議案第14号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
- 議案第16号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
- 議案第17号 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第18号 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
- 議案第19号 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
- 議案第20号 平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第22号 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第24号 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 25 号 平成 23 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 26 号 宿毛市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 27 号 宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 28 号 宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 議案第 29 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 31 号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 32 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を
改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 34 号 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 35 号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 39 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 40 号 宿毛市振興計画（基本構想）について
- 議案第 41 号 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 議案第 42 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 43 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 44 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 46 号 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて
- 議案第 47 号 市道路線の認定について
- 議案第 48 号 市道路線の認定について
- 議案第 49 号 市道路線の変更について
- 議案第 50 号 市道路線の廃止について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告

日程第4 議案第1号から議案第50号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 8番 浦尻和伸君 | 9番 寺田公一君 |
| 10番 宮本有二君 | 11番 濱田陸紀君 |
| 12番 西郷典生君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

7番 有田都子君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君
保健介護課長 三本義男君
環境課長 岩本克記君
人権推進課長 乾均君
産業振興課長 頼田達彦君
商工観光課長 津野元三君

| | |
|---------------------------|-------|
| 建設課長 | 安澤伸一君 |
| 福祉事務所長 | 沢田清隆君 |
| 水道課長 | 豊島裕一君 |
| 教育委員長 | 松田典夫君 |
| 教育長 | 岡松泰君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出口君男君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 金増信幸君 |
| 学校給食 センター所長 | 岡村好知君 |
| 千寿園長 | 村中純君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小野正二君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島内千尋君 |

-----・-----・-----

午前10時20分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成23年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において浅木 敏君及び浦尻和伸君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡崎 求君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る2月28日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月18日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

有田都子君から、傷病治療のため今期定例会は欠席する旨の届け出がありました。

委員会条例第8条第1項の規定により、3月1日付をもって、今城誠司君、岡崎利久君、

野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、中川貢君、西村六男君、岡崎 求君、以上15名を予算決算常任委員に指名いたしました。

予算決算常任委員会の委員長及び副委員長が選任されておりますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長、予算決算常任委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、中川 貢君、副委員長、岡崎利久君。以上でございます。

○議長（寺田公一君） 閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

本日は、平成23年第1回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

来月には、県会議員選挙、市会議員選挙を控えた中で、大変お忙しい中、御参集をいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

平成23年度予算案並びに各議案の審議をお

願いするに当たりまして、市政運営の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年、ギリシャの財政危機やリーマン・ショック以降のアメリカ経済の低迷から、ユーロ、ドルが下落し、その反動による円高の影響で、日本の輸出産業が大きな打撃を受けました。

この事態は、円高不況や雇用の悪化などを招く結果となり、国は円高・デフレの緊急対応として、9月に新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策を打ち出し、新たな交付金も創設されました。

一方、政治面では、一昨年に続いて行政刷新会議による事業仕分けが行われ、政府関連の公益法人や、特別会計等にもメスが入り、3兆円を超える削減効果があったと報告されました。

また、7月に行われました第22回参議院議員通常選挙では、与党が惨敗したことにより、国会においてねじれ現象が生じ、今後、重要法案等の成立の不透明感から、地方行政に少なからず影響を及ぼすのではないかと懸念されているところでございます。

こうした中、宿毛市では、昨年、小筑紫小学校体育館の建設、ナオシチ等かんきつ類の搾汁施設の整備及び光ファイバー網の敷設など、重要なインフラ整備を初め、生産者直売会の開催による地場産業の育成や、バイオマスタウン構想の推進による循環型社会の構築に向けた取り組みにも、鋭意努めてまいりました。

また、人工透析治療を受ける方への医療機関までの交通費の助成や、医療費無料化の対象範囲を、小学校卒業までから中学校卒業までに拡大するなど、福祉事業にも力を入れてまいりました。

さらに、8月には、目の錯覚を利用して絵画を楽しむ「トリックアート展」、10月には、宿毛大使である中尾ミエさん主演のミュージカ

ル「ヘルパーズ」、加えて本年1月には、宿毛市出身のソプラニスタ、岡本知高コンサートなど、文化芸術事業にも取り組んでまいりました。

今後も限られた財源の中で、緊急性や優先度等を勘案しながら、適正な予算執行に努め、市民とともに歩む市政運営に全力を注いでまいります。

それでは、市政運営の基本方針について、各分野ごとに申し上げます。

まず、行政改革についてでございます。

長引く景気の低迷、円高・デフレの進行など、我が国の経済情勢は依然として厳しく、民間企業を初め、地方自治体の財政事情は深刻な状況が続いており、宿毛市も引き続き、効率的、効果的な行財政運営に努めていく必要があります。

このため、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画として策定した、宿毛市行政改革大綱並びに改革プランに基づき、鋭意取り組みを進めているところでございます。

平成23年度も改革プランに掲げる事務事業や、組織機構の見直し、民間委託の推進、効率的な行財政運営及び職員の能力開発の推進等、幅広い分野において、さまざまな手法を活用し、市民の皆様方の御理解、御協力も賜りながら、全庁体制で本プランを着実に実施してまいります。

また、本プランに掲げていない事務事業等につきましても、社会情勢などを勘案しながら、随時、見直しを図り、不断の行政改革に取り組んでまいります。

財政状況でございますが、平成22年度は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金の二つの地域活性化交付金が創設されたことに加え、平成21年度に創設された公共投資臨時交付金及びきめ細かな臨時交付金を財源とする事業についても、平成22年度に繰り越して実施したことにより、通常より多くの事

業を行うことができました。

その反面、事業実施に当たっては、交付金の裏負担財源として、一般財源や起債の充当も必要となりました。

平成21年度決算に基づく財政健全化比率では、早期健全化基準を下回る数値となっているものの、公債費を計画的に抑制していくための指針ともいえる公債費負担適正化計画の予定額を超えた起債充当となっております。決して楽観できる財政状況ではございません。

また、今後、土地開発公社の長期保有土地の購入や、学校校舎の建築・耐震化、消防庁舎の建築など、引き続き、大型事業を実施する必要があります。

このような状況下において、平成23年度当初予算には、宿毛小学校の設計や、大島中央線の整備に係る費用を初め、消防庁舎の建設予算等を計上しています。

予算全体の特徴といたしましては、扶助費等が増額となる一方で、小筑紫小学校体育館の建設工事が終了したこと等に伴う普通建設事業費等の減額により、一般会計で、対前年度比0.7%減の100億8,708万1,000円の予算となっています。

一方、歳入面では、昨年行われた国勢調査の人口速報値が、前回調査に比べ、1,783人減少となったことによる地方交付税への影響や、自主財源である税収が、平成23年度も減少することが見込まれ、加えて国においては、ねじれ国会となるなど、政権運営が安定しておらず、今後もさまざまな制度改革が行われることが想定されますので、引き続き、国の動向を注視、新制度の活用や必要な事業の精査等に鋭意努め、健全な財政運営を目指してまいります。

宿毛市振興計画について、申し上げます。

平成23年度は、新しい振興計画の開始年度となります。平成22年度においては、改訂に

向けた見直しや、パブリックコメントの集約作業を行い、宿毛市政策審議会での審議もいただく中、本年の2月21日に答申をいただいたところでございます。

振興計画は、基本構想と基本計画で構成されています。基本構想は、今後10年間、平成32年度までの市政の方向性を示すものとなります。このため、振興計画の策定に当たっては、これまでの計画を踏まえる中、市民のニーズや昨今の社会経済情勢、重要な課題、官民連携の重要性などを考慮し、教育や福祉、産業振興など、各種施策や事業について、市民目線に立ちながら、素案を作成しています。

本議会で基本構想の議決を経た後、平成23年度以降は、新しい振興計画に基づき、市民生活の向上や、さらなる地域振興に向けて市政運営を行い、行政機関としての役割を果たしてまいります。

次に、防災対策について、申し上げます。

近年、世界各地で地震や、記録的な集中豪雨などにより、大規模な自然災害が多発しています。海外では、昨年末からことしにかけて、オーストラリア、ブラジル、スリランカなどで、相次ぐ豪雨により街が水没し、多くの方が被災されています。

また、日本国内でも、昨年2月に発生したチリ沖地震により、日本の太平洋沿岸には大津波・津波警報が発令され、宿毛市では60センチの津波を観測、さらに本年1月には、鹿児島、宮崎県境の霧島連山・新燃岳の噴火により、宿毛市で降灰が観測されるとともに、市民の方からは、空気中に振動波が伝わり、窓ガラスなどが振動する、いわゆる空振とみられる現象の通報が数件寄せられました。

幸い、どちらも被害はなかったものの、改めて、日ごろからの防災対策や防災意識の向上の必要性を認識したところでございます。

なお、宿毛市では、これまでも津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断・改修事業などを実施するとともに、自主防災組織が整備する資機材等などに対する助成、生活必需品を中心とする公的備蓄、要援護者台帳の整備など、積極的に自然災害対策に努めてまいりました。

平成23年度も、引き続き津波避難道の整備、自主防災組織に対する助成、木造住宅耐震事業、及び公的備蓄、家具転倒防止対策、要援護者対策などを推進するとともに、夜間における避難経路、避難場所の安全確保に向け、避難誘導灯の整備を行うなど、総合的な南海地震対策に取り組んでまいります。

地上デジタル放送についてでございます。

平成23年7月24日の地上デジタル放送完全移行に向け、全国各地では、さまざまな対策がとられています。

宿毛市では、平成22年度に既存の共聴施設の改修がすべて完了したため、今後は7月24日以降にテレビが視聴できなくなる方への対策として、関係機関とも協力しながら、地上デジタル放送の啓発に努めてまいります。

市民の方で、地上デジタル放送への対応をされていない方は、視聴には専用の機器が必要となる場合がありますので、総務省テレビ受信者支援センター「デジサポ」へ相談をするなど、早目の準備をお願いいたします。

ブロードバンド環境についてでございますが、宿毛市では、ブロードバンドゼロ地域の解消に向け、平成22年度に公設民営で光ファイバー網等の整備を行い、市内の大部分で高速ブロードバンドが利用できる環境が整いました。

利用に当たりましては、SWANテレビへ加入する必要があり、一定の個人負担が生じますが、ぜひブロードバンドを活用していただきたいと考えています。

次に、戸籍事務の電算化についてございま

す。

宿毛市では、現在、紙ベースで戸籍事務の取り扱いを行っているため、戸籍の作成や戸籍謄・抄本などの発行などは、手作業となり、事務処理に時間を要するだけでなく、古い戸籍については、紙の劣化や誤字などによって、文字が判読しづらいなどの問題が生じています。

こうした状況を解消するため、平成23年3月下旬から、戸籍事務の電算化に取りかかり、システム構築によってプライバシー保護の強化はもとより、戸籍謄・抄本などの発行時間が大幅に短縮され、窓口サービスの向上につながり、さらに戸籍システムを住民基本台帳システムと連動させることで、記載誤りの是正や、事務の正確性の向上も図ることができます。

今後、平成23年度中には、一部稼働、平成24年度中には全面稼働する予定でございます。

交通運輸体系の整備について、申し上げます。

宿毛市では、御存じのように、第3セクター鉄道、フェリー、離島への巡航船及び地方路線バスといった公共交通が存在いたしますが、いずれも非常に苦しい経営を強いられています。

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通として、住民の通勤、通学などの日常活動や、観光振興などにおいて重要な役割を果たしています。しかしながら、沿線地域における人口の減少や、道路整備などにより、利用者が減少しています。このような中、経営の安定化に向け、平成21年度からは、高知西南地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、鉄道及びバスについて、さまざまな利用促進に向けた活動や、実証運行を行うなどの対策を進めているところです。

宿毛佐伯航路につきましても、景気低迷の影響を受け、旅客数及び貨物量の減少傾向が続いています。本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ海の国道として、重要な航路であることから、引き続き、安定経営に向け、幡多6カ市町村及

び高知県で財政支援を行うとともに、大分県及び佐伯市とも連携を図りながら、利用促進に努めてまいります。

今後も、地域公共交通の長期的な存続に向け、市民の皆様の積極的な利用をお願いするとともに、観光資源のPRや、交通機関の相互の乗り継ぎ環境の改善など、利用者の利便性をもっと考えた取り組みをする必要があります。

このため、市民の皆様からも御提案をいただきながら、利用者の増加につながる取り組みを進めてまいります。

次に、宿毛湾港でございますが、港湾内の静穏度を保つため、平成21年度から第2防波堤の整備が進められています。今後も港湾機能の充実に向け、引き続き第2防波堤380メートルの早期完成について、関係機関へ要望するとともに、背後の宿毛湾港工業流通団地への企業の誘致活動にも努めてまいります。

中村宿毛道路についてでございます。

平田・宿毛インター間の用地買収が完了した箇所から、順次、工事に着手されている状況下、引き続き、早期完成に向けて、積極的に要請するとともに、四国横断自動車道の予定路線区間である宿毛・内海間も、早期に計画路線に組み入れられるよう、取り組んでまいります。

横瀬川ダムについてでございます。

ダム本体の準備工事として、平成21年度に着手した河川水を迂回させるための仮排水トンネル工事が、本年3月末に完成いたします。

国は、全国一律の評価基準で、ダム事業の検証を始めましたが、中筋川の特殊性など、地元の実情を説明し、利水を含めた治水の必要性を訴え、早期完成に努めてまいります。

市道について。

未改良区間が多く、また路面や道路側溝等の老朽化が著しい市道において、維持修繕箇所が年々増加しています。こうした箇所につきまし

ては、緊急性、優先度等を十分勘案し、計画的に整備してまいります。

また、交付金の割当不足などにより、完成に至らなかった市道大島中央線につきましては、平成23年度内の早期完成に向けて取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

都市計画についてでございますが、中心市街地の活性化はもとより、自然災害に備える防災の観点からも、総合的な都市空間の形成が急務となっているため、平成23年度から、お年寄りや子供に優しく、住みやすいまちづくりの再構築に努めてまいります。

次に、国土調査でございます。

台帳の未整備等の理由から中止をしていました国土調査事業は、平成22年度に山奈町の長尾近辺から、現地調査を再開いたしました。平成23年度も、引き続き山奈町の現地調査を実施し、関係する市民の皆様のご協力のもと、地籍の明確化を図るとともに、土地の保全及び活用の促進に努めてまいります。

市営住宅についてでございます。

宿毛市が管理する市営住宅は、32団地、479戸となっていますが、昭和56年改正の新耐震基準を満たしていないものや、耐用年数を超過しているものが大部分を占めている状況でございます。

このため、平成23年度には、公営・改良住宅を含む市営住宅全体について、今後の整備方針を確立するための再編計画を策定し、安全・安心して住める住宅環境の改善に努めてまいります。

次に、水道事業についてでございます。

潤いのある市民生活に欠かすことのできない

水道事業は、安全で安定的な給水の確保に向け、市内の配水管を計画的に整備するなど、事業の実施に努めているところでございます。

平成23年度には、老朽化に伴う市道内外ノ浦線配水管布設替え工事ほか6路線の配水管整備工事を行い、安全で安定的な水供給に努めてまいります。

また、沖の島の水道事業につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で、母島簡易水道、弘瀬簡易水道及び古屋野飲料水供給施設の3施設を統合いたしまして、沖の島簡易水道として整備を行ってまいりましたが、すべての工事が完了したことにより、今後、島民への安全で安定的な水道水が供給できるようになりまして、沖の島の観光振興にもつながるものと期待をしているところでございます。

下水道事業について申し上げます。

「下水道 きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、市民の生活環境の向上と、公共水域等の環境保全を図ることを目的として、平成4年度から下水道事業に着手しています。

その後、平成14年3月には、宿毛クリーンセンターが稼働を始め、現在では事業認可区域166ヘクタールのうち、管渠整備の必要な約151.5ヘクタールの整備が完了しまして、2,406戸が利用可能となっています。

しかしながら、平成23年1月末現在の加入世帯は、1,318戸で、加入率は54.8%と少ないため、下水道への加入促進を図る取り組みといたしまして、水洗便所等改造資金利子補給及び水洗化促進奨励金制度を設け、さらに、平成20年度から3年間限りで、別途、水洗化促進特例奨励金制度を設け、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水にかかわらず、くみ取り便所から下水道に加入した方に、10万円の助成を行ってきたところでございます。

今後、本制度を、平成23年度から3年間延

長し、引き続き、加入促進に取り組んでまいりますので、下水道の整備された地域の皆様方におかれましては、加入促進に御協力をお願いを申し上げます。

一方、雨水対策としましては、松田川河口にあります宿毛ポンプ場のポンプ施設が老朽化しているため、国の下水道長寿命化支援制度を活用しまして、雨水ポンプの部品交換等による長寿命化を図り、安全で快適な生活環境の確保に向け、市街地の浸水防除に努めてまいります。

次に、企業立地について申し上げます。

高知西南中核工業団地には、現在、製造業20社、物流センター協業組合25社が操業しておりまして、約730人が就労しているところでございます。また、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社2社が操業しておりまして、約50名が就労しておりまして、雇用の確保はもとより、地域の経済・産業の発展に多大な貢献をいただいているところでございます。

しかしながら、長引く経済不況により、立地企業の経営環境は依然として厳しい状況下にあります。今後は、これまで以上に関係機関との情報交換を密にし、情報共有や迅速な情報提供に努めるとともに、さらなる雇用の場の確保に向け、未分譲地への新たに企業誘致はもとより、進出企業へのアフターケアなどにも努めてまいります。

次に、農林水産業についてでございます。

農林水産業は、宿毛市の活性化に向けて、欠くことのできない、重要な基幹産業であり、今後、後継者を発掘、育成していくことが、取り組むべき最大の課題であると考えています。

課題解決に当たっては、何よりも従事者の所得向上を図ることが重要であり、いかにして1次産品の野菜、果樹、水産物等を加工して、付加価値を高め、商品化していくかがかぎとなってきます。

このため、農産物分野では、高知県産業振興計画に基づき、昨年9月に完成した搾汁工場を有効に活用する中、商品化を図ってまいりたいと考えています。

本市の基幹作物であります施設園芸では、レンタルハウス整備事業を支援していくとともに、耐用年数を経過し、修繕が必要となったハウスにつきましても、平成23年度から、修繕等の経費を支援することで、遊休ハウスの発生を防ぎ、農業者の負担軽減を図りながら、農業経営の安定化につなげてまいります。

米作につきましては、米価の下落傾向が続く中、稲作を中心とする水田農業への補償制度として、平成22年度に導入された個別所得補償制度が見直され、平成23年度は、これまでの個別所得補償モデル対策から、畑作も含んだ農業者個別所得補償制度に移行しますので、農業者の不利益になることのないよう、適正な運用に努めてまいります。

畜産業につきましては、畜産物価格の下落傾向が続く中で、配合飼料価格は依然として高どまりで推移し、農家所得は大きく減少するなど、非常に厳しい状況にあります。

このため、平成23年度は、幡多地区畜産振興協議会が主催する幡多地区総合畜産共進会が、宿毛市で開催されますので、牛や豚の販路拡大に向けて、生産者の生産意欲が高まるよう、関係機関と連携してまいります。

なお、国はTPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加について、6月をめどに方向性を示す意向でございますが、これについては、まず国内における第1次産業対策を講じてもらう必要があるというふうに考えております。

林業につきましては、木材価格の変動、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより、依然として厳しい状況が続いています。今後も、木造家屋や公共の建物に、地元産材の使用を奨

励していく中で、森林所有者、森林組合及び製材業者の3者が一体となって、森林の育成から伐採、製材までの取り組みができるよう支援するとともに、ふるさと雇用再生特別基金事業や、市有林整備事業を活用し、除間伐作業を実施してまいります。

水産物分野では、宿毛市で加工を行う民間業者が、養殖業者とタイアップして、事業規模を拡大しておりまして、さらにすくも湾漁協でも、生産性の向上と販路拡大を図るため、民間企業と連携して、新たに加工場の整備を行い、本年2月末に完成したところでございます。

いずれも宿毛湾の魚を利用した加工品を製造する施設であり、商品化という効果に加え、雇用の創出にもつながっていきます。

今後は、片島地区で創業しているきび工房とも連携をとる中で、魚価の向上、安全・安心な商品の提供に取り組めるよう、支援してまいります。

また、加工場については、新たに農水産加工品を保管するための低温・冷凍・冷蔵倉庫が必要となるため、早急に確保に向けた検討を行う中、整備を進めてまいりたいと考えています。

新たな取り組みといたしましては、近年、全国各地の沿岸域において、海藻群落が衰退する、いわゆる磯焼け現象が発生しています。宿毛市も例外ではなく、アマモ場の繁殖範囲が年々衰退している状況でございますので、その分布域を回復するための取り組みを実施してまいります。

漁船漁業の振興では、平成23年度におきましても、ヒラメ、イサキ、タイ等の放流を実施し、水産資源の増殖と保護を推進することで、漁家経営の安定に努めてまいります。

養殖漁業の振興につきましては、漁業経営の安定化に向け、引き続き資金の借入れに対する利子補給の交付などにより、支援するととも

に、平成23年度は、藻津漁港の老朽化した燃油タンクの補修と、新たに給油計量器の整備を実施してまいります。

商工業について。

商工業を取り巻く経営環境は、長引く経済不況や、個人消費の低迷により、宿毛市においても厳しい状況にあります。特に、企業及び個人事業者にとりましては、大変厳しい経営状況にあり、中でも中心市街地商店街の空洞化は深刻な問題で、早急な対策が求められています。

このため、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、平成23年度中には、中心市街地の再構築に向けた基本計画を完成させ、にぎわいのあるまちづくりの推進に努めてまいります。

一方、特産品につきましては、官民一体となって、地域の素材を生かした商品開発及び製造に取り組んでおり、すくもの芋や直七の里などは、一定の成果があらわれてきていますので、さらなる特産品開発や、販路の拡大、物流の効率化を推進するなど、関係団体とも連携を密にしながら、地域産業の活性化に取り組んでまいります。

観光について、観光等の関連について申し上げます。

今後の観光振興は、都会からの修学旅行生や、観光客の誘致に加えて、サッカーや野球大会等の開催によって訪れた方が、気軽に市内を観光できるような体制を整備することが、何よりも必要であると考えています。

このため、社団法人宿毛市観光協会との連携を強化し、引き続き、「だるま夕日」などの観光資源の利活用はもとより、宿毛湾を活用した体験型観光メニューの開発・企画等に取り組んでまいります。

中でも、修学旅行生を対象とした漁村の生活、漁業体験や伝馬船体験等の場を提供するブルーツーリズムにつきましては、栄喜地区が本格的

に実施していますので、伝馬船、釣りいかだの活用も図りながら、入れ込み客の増加に努めてまいります。

すばらしい景観美を有する県内唯一の有人離島である沖の島、鶴来島につきましては、新たな観光メニューの開発や、地域イベントなどを開催することで、観光客の誘致や、島内の活性化に努めてまいります。

市民の憩いの場として利用されている咸陽島公園につきましては、平成21年度以降、トイレ兼シャワー室を初め、ビーチスポーツを楽しんでもらうための砂場などを整備してまいりました。今後は、より多くの市民に親しんでもらえる公園として、さらに公園内を整備するとともに、利用促進に努めてまいります。

市民祭宿毛まつりにつきましては、引き続き、実行委員会を主体に、内容の充実を図りながら、市民の皆様が心から楽しみ、参加していただけるような祭りにしていきたいというふうに思っております。

次に、教育についてでございます。

宿毛市では、子供たちの生きる力をはぐくむため、確かな学力の保障と、豊かな人間性を身につけた、健康でたくましい子供の育成に取り組んでいます。

平成23年度からは、小学校において、新学習指導要領に基づく教育課程がスタートします。これまでのゆとり教育における課題の克服はもとより、新たに小学校の段階から、外国語教育を導入し、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、急速に進展する社会や、経済のグローバル化にしっかりと対応できる子供の育成が求められています。

こうした中、本市では、新学習指導要領に先駆け、既に小学校における外国語教育の取り組みを進めておりまして、指導する教職員はもとより、子供たちにも浸透しつつありますので、

平成23年度におきましても、これまでの取り組みを生かし、より効果の上がる外国語教育を推進してまいります。

また、学力向上の基本となる学習規律の確立を図るため、必要な学校については、支援員を派遣するなど、支援体制を整備してまいります。

不登校やいじめ問題等の対策につきましては、さまざまな事業を実施する中で、一定、改善のきざしが見られていますので、今後も学校、保護者及び地域との連携を図り、その解決に向けて、より一層、取り組みを強化してまいります。

学校再編につきましては、子供のためのよりよい教育環境を整備することが最重要であると考えます。その観点から、学校の適正規模、適正配置について、教育委員会の方針を説明する中、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら、取り組みを進めているところです。

これにより、昨年4月の小筑紫小学校と田の浦小学校の統合に続いて、本年4月には、栄喜小学校も小筑紫小学校に統合することとなりました。新しい体育館も完成し、4月からは新しい施設で、充実した教育活動を行うことができるものと期待をしています。

また、宿毛小学校につきましては、本年度、新校舎の基本設計、実施設計を行うこととしておりまして、計画どおり校舎の建設を行い、平成26年度には、松田川小学校との統合ができるよう、取り組んでまいります。

さらに、子どもたちに安全・安心な教育環境を確保するため、国の交付金を活用し、平成22年度の繰越事業でございますが、平成23年度に片島中学校及び小筑紫中学校の耐震化のための2次診断を行うこととしています。

今後も、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、よりよい教育環境の整備に努めてまいります。

生涯学習の推進では、宿毛文教センターを初

めとする社会教育施設を積極的に活用し、市民の学習活動を推進するとともに、地域文化の継承と、新たな文化の創造に向け、質の高い芸術・文化に触れることができるような、環境の整備等にも努め、心豊かで活力ある地域社会を築いてまいります。

生涯スポーツの推進としては、NPO法人宿毛市体育協会を初めとする各種スポーツ団体を支援するとともに、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術等に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、みずからの健康増進と、体力づくりができる環境の整備に努めてまいります。

また、大学・スポーツ団体のキャンプ誘致や、各種大会の招致に努め、社会体育施設の活用を図るとともに、宿毛花へんろマラソンや、宿毛花へんろウォークなどの開催により、スポーツを通じた地域の活性化に努めてまいります。

人権について申し上げます。

宿毛市では、これまで、人権が尊重される社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定及び人権施策に関する宿毛市総合計画の策定を行うとともに、人権啓発講演会や、人権教育推進講座などを実施するなど、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成23年度も、引き続き関係機関と連携しながら、部落差別をなくする運動強調旬間での人権啓発講演会、街頭パレードを初め、人権フェスティバルや人権教育推進講座の開催等、あらゆる人権問題の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

また、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、人権問題をみずからの問題として、認識と理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて、人権教育及び人権啓発に努めてまいります。

次に、福祉について、申し上げます。

高齢者や障害者の福祉につきましては、第4期高齢者保健福祉計画や、宿毛市障害者計画などにに基づき、高齢者やサービスを利用される方が、安心して、住みなれた地域で、生きがいのある生活ができるような環境づくりを推進するとともに、障害者福祉の充実に向けて、現在、国が新たな法律の制定に取り組んでいる状況等も勘案しながら、引き続き、制度の充実に努めてまいります。

児童福祉につきましては、さらなる子育て支援策として、医療費無料化の対象者を、平成22年10月より、小学校卒業までから中学校卒業までに拡大しました。

今後も、国、県の財政支援等について要請していく中、安定した制度となるように取り組んでまいります。

また、子供たちを取り巻く環境は、教育現場におけるいじめ、不登校などの問題だけでなく、家庭での子供の虐待や、親の子育ての悩みなど、多くの課題が顕在化しています。

これに対応するため、平成20年度に宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置し、あらゆる問題の解決に向けた取り組みを、積極的に進めています。

今後とも、関係機関と連携し、相談窓口の充実など、さらなる支援に努めてまいります。

要援護者対策では、ひとり暮らしの高齢者や、障害のある方などが、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的として、日常的な見守り、声かけ支援を行うなど、災害時における可能な限りの情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援に努めてまいります。

地域福祉につきましては、少子高齢化の進展などにより、地域の支え合いの力が低下する中、地域の現状や、課題を明らかにするとともに、すべての住民が、住みなれた地域で、ともに安心して暮らせる社会の実現に向け、平成23年

度から、市民との協働により、宿毛市地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

保育所では、少子化の影響により、園児数が年々減少し、効率的な保育所運営に支障が生じる園が出てきたことから、保護者や地域の皆様と協議を重ねる中、平成20年度に和田保育園、平成21年度に貝礎保育園、さらに平成22年度に栄喜保育園の統廃合を実施しています。

今後も引き続き、小・中学校の再編計画とあわせて、統廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や地域の皆様の御協力をいただきながら、協議を進めてまいります。

また、平成22年度に策定した宿毛市次世代育成支援行動計画（後期計画）でございますが、それに基づき、次代を担う子供たちが、健やかに生まれ育つ環境づくりや、安心して子供を預けることができるよう、保育サービスの充実と、子育て支援の推進を図ってまいります。

次に、保健事業でございます。

宿毛市では、「生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識啓発を行っているところでございます。

健診事業では、特定健康診査や特定保健指導等を通じて、壮年期の段階から、体の変化に気づいてもらい、食事、運動など、生活習慣の改善ができるよう支援するとともに、各種がん検診についても、あわせて受診率の向上に努めてまいります。

さらに、レセプト分析を活用しながら、適正受診の指導を行い、医療費の適正化にも取り組んでまいります。

母子保健事業では、少子化対策の一環として、宿毛市在住の妊産婦が、安心して健康診査を受けられるよう、平成21年度から行っている妊

婦一般健康診査の公費負担を、平成23年度も継続するとともに、平成23年1月から開始しました子宮頸がん、ヒブ及び肺炎球菌のワクチン予防接種についても、引き続き全額公費負担により実施することで、より一層の子育て支援に努めてまいります。

精神保健事業では、全国的に年々増加する自殺者への取り組みとして、平成22年度に引き続き、相談窓口の充実を図るとともに、自殺予防のための行動として、気づき、つなぎ及び見守りの3つのポイントの啓発を行うなど、予防の強化を図ってまいります。

介護保険事業では、要支援、要介護状態にならないための介護予防事業を引き続き推進し、高齢者の生活が、自立した、生きがいのあるものになるように努めるとともに、高齢者虐待や多様な相談に対し、迅速な対応に取り組んでまいります。

なお、介護保険制度は、少子高齢化が急速に進む社会状況の中、重要な役割を担う制度であるため、引き続き、適正な介護保険サービスの提供と、制度の安定的運営に努めてまいります。

また、今後も、保健、福祉、介護及び医療サービスの連携を一層強化し、高齢者を初め、すべての市民が健康で豊かに生活できる、活力あるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

公共施設の緑化についてでございます。

宿毛市では、子供たちのけがの防止や、近隣への砂じんの飛散防止などの観点から、平成23年度に、和田地区の地域子育て支援センターの園庭へ芝生を植栽していきます。

今後も、計画的に、公共施設の芝生化による緑化にも取り組んでまいります。

生活環境についてでございます。

宿毛市は、足摺宇和海国立公園内に位置する沖の島を初め、恵まれた自然環境を有しており、

この美しい自然環境を後世に残すことは、私たちの責務ではないかと考えます。

しかしながら、現在、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化の問題や、生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない課題を数多く抱えています。

地球温暖化対策が世界的に取り組まれている中、人や生物が安心して暮らせる生活環境を取り戻していくためには、行政と市民が一体となって、身近なところから環境問題に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、化石燃料の使用を抑制し、地球温暖化の原因となっているCO₂など、温室効果ガスの発生を抑えることが必要でございます。

幡多クリーンセンターにおける宿毛市のごみの持ち込み量は、平成17年度以降、減少傾向にあるものの、化石燃料を使用した熔融処理費については、年間で約1億3,000万円負担をしているのが現状でございます。

家庭から排出される1日分の生ごみに含まれる水分を、コップ1杯分減らすだけで、年間約1,200万円に相当する処理費が削減でき、化石燃料の使用を抑制することができます。

このため、生ごみ減量化のためのコンポスト等の購入補助を引き続き行い、加えて平成23年度には、新たに家庭用の電動式生ごみ処理機の購入者に対する補助制度を新設します。

また、地球温暖化対策に向けた取り組みの象徴として、電気自動車1台をリースし、今後も老朽化した公用車の買い換え時期等を勘案しながら、計画的に導入してまいりたいと考えています。

一方、生ごみ等の廃棄物系バイオマスにつきましては、宿毛市バイオマスタウン構想の中に、堆肥化施設等の整備を位置づけており、平成2

2年度には、庁内プロジェクトチームを編成して、推進体制の整備を図ってきたところでございます。

平成23年度におきましても、引き続き、構想の早期実現に向けた取り組みを行う中、廃棄物として処理されてきたバイオマスを資源化し、循環型社会の構築に努めてまいります。

ごみの減量化につきましては、市民に対して積極的に啓発を行うとともに、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

環境保全としましては、市民の皆様にご協力いただく中、宿毛市クリーンデーを年2回実施するとともに、平成22年度からは、環境指導員を1名増員し、2名体制でパトロールの強化を図っており、より一層、ごみの不法投棄や野焼きの防止に努めてまいります。

河川や海洋の水質保全対策としましては、生活排水による水質汚濁を防ぐため、公共下水道等が整備されていない地域における合併浄化槽の設置に対して、今後も引き続き、補助を行うことにより、生活排水処理人口の拡大を図り、自然環境の保全に取り組んでまいります。

次に、消防行政でございます。

防災拠点となる新消防庁舎につきましては、平成24年度末の完成を目指し、平成23年度は実施設計及び用地造成を行ってまいります。

救急業務につきましては、年々増加し、複雑多様化する救急需要に対応するための救急救命士の養成、及び気管挿管、薬剤投与資格者の育成に取り組む、救命率の向上を図ってまいります。

なお、救急救命士の養成にかかる費用につきましては、財団法人高知県市町村振興協会から、2分の1の助成が受けられる見込みとなりましたので、積極的にこれを活用してまいります。

また、引き続き、消防力を低下されることの

ないよう、職員の知識、技術の向上に力を入れ、より高いレベルで、住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

以上、平成23年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、依然として厳しい財政状況が続く中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業など、今後一層、推進していかなければならない課題が山積みしています。

この上は、官民協働で、この状況を乗り越えていかなければならないと考えています。市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。所信の一端といたします。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「宿毛湾港利活用推進調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件については、会議規則第45号第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。

宿毛湾港利活用推進調査特別委員長。

○宿毛湾港利活用推進調査特別委員長（宮本有二君） 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、平成19年6月28日の設置以来、宿毛湾港の利活用推進について、鋭意調査を行ってまいりました。

その過程で、平成19年12月には、宿毛湾港工業流通団地への進出企業第1号として、株式会社栗之浦ドック・三好造船株式会社の進出が決定し、宿毛湾港の利活用に大きな前進がありました。

同社は、工業流通団地内に12.2ヘクタールの用地を購入し、雇用者40名で操業中であ

り、地域経済に大きく貢献をしているところであります。

本委員会としまして、高知県知事及び四国地方整備局への要望活動等の取り組みを行ってきたところでございますが、念願の誘致が実現したことは、御進出いただいた企業はもとより、市、県並びに民間有志の方々の御努力のたまものであり、この場をお借りして、改めて敬意を表する次第であります。

もう一つの大きな進展は、第2防波堤工事が平成21年度より着手されることとなったことです。

現在、平成25年度の完成を目指して、工事が進められているところであり、港湾整備が一気に前進すると期待が高まりましたが、平成22年3月、全国の重要港湾103港の中から40港に絞り込んで、重点投資をすとの国の方針が出され、宿毛湾港はその対象から外されることとなりました。

厳しい財政状況ではありますが、今後とも予算獲得に向けて、関係機関への要望活動を強化し、一日も早い工事完成を実現していかなければならないと考えております。

そのほか、平成21年10月には、倉庫や多目的交流施設として活用できる84マリンターミナルが完成をいたしました。本施設については、本市議会においても、有効活用の見通しについて、厳しい意見が出された経過がありますが、現在、豪華客船寄港時の歓迎セレモニーや、毎月開催されている直販市等で利用されており、今後、さらなる利活用に向けた取り組みを期待するものであります。

宿毛湾港には、毎年、豪華客船が寄港しておりまして、その歓迎は乗客の皆さんに大いに好評を得ていると聞き及んでおりますが、供用開始から10周年を迎える今、より一層の利活用を図るため、さらなるポートセールスの促進や、

新たな企業誘致の推進など、今後とも官民一体となった取り組みを行う必要があると、改めて認識をしておるところでございます。

以上、宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの中間報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第4「議案第1号から議案第50号まで」の50議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

平成23年3月31日に任期満了となる本市の教育委員会委員に、現委員の岡松 泰氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、平成22年度宿毛市一般会計補正予算です。

主な内容は、職員の早期退職による退職手当の増額や決算見込みによる補正でございます。

総額で1億6,271万3,000円を減額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、市税、1,270万円、地方交付税、4,910万2,000円、諸収入が、1,974万2,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫から

の支出金、5,480万3,000円、県からの支出金、3,655万4,000円、繰入金、1,363万1,000円、市債が、1億3,030万円などがございます。

一方、歳出で増額する主なものとしましては、総務費では、職員手当等として、「職員退職手当」の2億2,987万5,000円及び「特別職退職手当」の702万3,000円を合わせ、合計で2億3,689万8,000円を計上しています。

民生費では、特別養護老人ホーム「千寿園」における入所者の死亡及び医療機関への入院による空き部屋が、当初の見込みよりふえたこと等に伴い、サービス収入が減少したため、「特別養護老人ホーム特別会計繰出金」として、1,335万円を計上しています。

農林水産業費では、戸内・黒川地区の用水路の改修及び高石地区のポンプの取りかえを行うため、「小規模農業水利施設保全緊急対策事業費」として、760万円を計上しています。

土木費では、保留地が売却に至らなかったため、「土地区画整理事業特別会計繰出金」として、6,484万7,000円を計上しています。

また、歳出で減額する主なものとしましては、総務費では、「共聴施設デジタル化支援事業費補助金」で、1,925万6,000円、「宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金」で、1,235万円、「財政調整基金積立金」で、1億4,554万2,000円。

民生費では、「療養給付費市町村負担金」で、1,302万5,000円、「子ども手当扶助費」で、5,070万円、「児童扶養手当給付費扶助」で、620万円。

衛生費では、ごみ処理に係る「幡多広域市町村圏事務組合負担金」で、625万4,000円。

土木費では、「県営港湾事業負担金」で、1,128万1,000円、「国直轄事業負担金」で、5,205万7,000円。

消防費では、「幡多西部消防組合分担金」で、649万5,000円。

教育費では、「小筑紫小学校体育館改築等工事費」で、2,000万円。

災害復旧費では、「農業施設災害工事費」で、1,903万6,000円、「土木施設災害工事費」で、4,601万5,000円などを減額しています。

議案第2号から議案第12号までの11議案は、平成22年度各特別会計及び水道事業会計補正予算でございます。

いずれも、決算見込額として必要最小限の経費を補正をしています。

議案第13号は、平成23年度宿毛市一般会計予算でございます。

総額で100億8,708万1,000円を計上しています。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申しあげましたので、省略させていただきますが、前年度より7,451万2,000円の減額予算となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税が、21億913万7,000円、地方消費税交付金が、2億2,022万6,000円、地方交付税が、41億円、国庫からの支出金が、12億6,158万4,000円、県からの支出金が、8億37万2,000円、財政調整基金等からの繰入金が、2億8,270万5,000円、市の借入金であります市債として、7億6,230万円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、ケーブルテレビで放送する行政情報番組を制作してもらうため、SWANテレビへの「行政チャンネル番組制作委託料」とし

て、1, 227万3, 000円を計上しています。

次に、現在、紙台帳で管理している公有財産について、公会計制度の導入を見据え、新たにシステムを構築するため、「公有財産管理システム導入業務委託料」として、806万7, 000円を計上しています。

次に、広域的に運行する生活バス路線の支援を行うため、「路線運行バス運営費補助金」として、1, 600万円を計上しています。

また、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の経営助成を行っている基金について、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画で再造成を行うため、「鉄道経営助成基金負担金」として、1, 729万3, 000円を計上しています。

さらに、宿毛・佐伯間のフェリー航路の支援を行うため、「宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金」として、2, 000万円を計上しています。

次に、平成22年度から再開した国土調査事業を引き続き行うため、山奈町の現地調査に伴う「地籍調査事業委託料」の2, 113万1, 000円を含め、総額で3, 664万8, 000円を計上しています。

続きまして、平成23年4月1日から、沖の島支所鶴来島連絡所の窓口業務を「NPO法人宿毛雇用サポートセンター」に委託することに伴う229万1, 000円の委託料及び弘瀬連絡所に係る同額の委託料を合わせ、「連絡所窓口業務委託料」として、総額で458万2, 000円を計上しています。

また、3年ごとに実施している固定資産税評価替えに向けた作業を行うため、「平成24年度固定資産税評価替えに係るシステム等更新業務委託料」の1, 116万2, 000円などを計上しています。

さらに、本年3月末から事業着手する、戸籍

システムの構築に向けた作業を引き続き行うため、「戸籍電算化業務委託料」として、9, 292万5, 000円を計上しています。

民生費では、社会福祉法に基づき、住民等の意見を取り入れながら、地域におけるさまざまな福祉課題の解決に向けた計画を新たに策定するため、「地域福祉計画策定委員会委員報償費」の10万円及び「地域福祉計画策定委託料」の373万8, 000円を計上しています。

次に、障害者自立支援法に基づき、地域の実情に応じて、障害者の生活支援に必要な各種事業を、引き続き行うため、「地域生活支援事業委託料」として、1, 221万円を計上しています。

続きまして、「宿毛市あったかふれあいセンター」の業務を、引き続き、「社会福祉法人高知西南福祉協会」に委託するため、「ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業委託料」として、1, 508万6, 000円を計上しています。

また、医療費無料化の対象範囲を、引き続き、「中学校卒業まで」とするため、市単独分の「乳幼児医療費扶助」として、3, 883万円を計上しています。

さらに、「ねじれ国会」により、予算案の可決が不透明な状況ではありますが、平成22年度に引き続き、「子ども手当扶助費」として、4億5, 301万2, 000円を計上しています。

次に、公共施設の緑化に向けた新たな取り組みとして、「財団法人日本サッカー協会」の支援をいただける見込みでございます。地域子育て支援センターの園庭に芝生を植栽し、その維持管理費用の「芝管理委託料」として、45万円を計上しています。

衛生費では、地球温暖化対策に向けた新たな取り組みとして、電気自動車1台をリースする

ため、「電気自動車リース料」として、60万円を計上しています。

次に、少子化対策の一環として、引き続き、妊婦健康診査の14回分に係る費用を公費負担とするため、「妊婦・乳児一般健康診査委託料等」として、1,900万円を計上しています。

続きまして、水質及び環境保全に向けた取り組みとして、水洗トイレの普及を図るため、引き続き、「宿毛市浄化槽設置整備事業補助金」として、1,080万円を計上しています。

また、生ごみの減量化に向けた取り組みとして、引き続き、コンポスト等の購入に対する補助を行うとともに、新たに家庭用の電動式生ごみ処理機の購入に対しても補助を行うこととし、「生ごみ処理機購入費補助金」として、100万円を計上しています。

さらに、循環型社会の構築に向けた取り組みを強化するため、歳出予算に、「バイオマスタウン構想推進事業費」の予算科目を新設しまして、堆肥化工場候補地の調査費として、「生活環境影響調査委託料」の154万4,000円を含め、総額で216万1,000円を計上しています。

労働費では、雇用環境の急速な悪化に伴い、平成21年度に創設された緊急雇用対策事業を、平成23年度においても実施するため、「緊急雇用創出臨時特例基金事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」として、総額で9,787万6,000円を計上しています。

農林水産業費では、施設園芸農業の振興に向けた新たな取り組みとして、「JA高知はた」が行うレンタルハウスの整備に係る費用に対し、「宿毛市レンタルハウス整備事業費補助金」として、170万円を計上しています。

次に、「宿毛いも生産組合」の動力噴霧器の購入並びに「篠南集落営農組合」のコンバイン及び乾燥機の購入に係る費用に対し、引き続き、

「宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金」として、525万円を計上しています。

続きまして、農業後継者の確保・育成に向けた新たな取り組みとして、新規就農者や研修生を受け入れする農家などへの支援を行うため、「宿毛市新規就農研修支援事業費補助金」として、240万円を計上しています。

また、施設園芸農家の経営安定等に向けた新たな取り組みとして、老朽化したハウスの修繕や省エネ対策等に係る費用に対し、「宿毛市園芸ハウス整備事業費補助金」として、300万円を計上しています。

さらに、1%以上の勾配のある農用地について、農業者が共同で行う水路、農道等の維持管理のための活動に対し、引き続き、「宿毛市中山間地域等直接支払交付金」として、445万4,000円を計上しています。

次に、農家・非農家を問わず、地域住民が共同で行う農地の草刈りなど、農地・農業施設の維持管理のための活動に対し、引き続き、「宿毛市農地・水・保全管理支払交付金」として、529万円を計上しています。

続きまして、宿毛排水機場のポンプ等が、老朽化により腐食等しているため、県が補修工事を行うことに対し、基盤水利施設保全型の「県営集落基盤整備事業負担金」として、630万円を計上しています。

また、小川地区において、飲料水供給施設の改修工事を行うことに対し、「高知県中山間地域生活支援総合補助金」として、600万円を計上しています。

さらに、水産資源の増殖及び保護の推進に向け、引き続き、沖の島周辺等に稚魚を放流するため、ヒラメ・マダイ・イサキなどの「種苗購入費」として、100万円を計上しています。

次に、藻津漁業協同組合の燃油供給施設が老朽化したため、燃料タンクの補修及び給油計量

器の取りかえを行うことに対し、「宿毛市水産業総合支援事業費補助金」として、630万円を計上しています。

続きまして、離島における漁業環境の保全のため、母島、弘瀬及び鶴来島の3地区が、引き続き、共同で取り組む漁業再生活動に対し、「離島漁業再生支援交付金事業」として、516万8,000円を計上しています。

商工費では、地場産品等のPR及び販売促進に向け、平成22年6月28日に新設したパッケージデザインの開発等に対する支援制度を、引き続き実施するため、「宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援事業費補助金」として、100万円を計上しています。

次に、蛍湖ゴルフパークの老朽化した芝刈り用トラクターを買いかえるため、「スポーツトラクター購入費」として、467万2,000円を計上しています。

土木費では、「一般国道56号中村宿毛道路」の延伸に伴い、周辺の戸内、芳奈及び中山地区において排水路等の整備を行うため、「高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事費」として、1,300万円を計上しています。

次に、市道大島中央線及び市道宇須々木鼻前線の道路改良工事を行うため、「市道大島中央線道路改良工事費ほか」として、1億6,690万5,000円を計上しています。

続いて、県が新港及び新田の緑地整備等を行うことに対し、「県営港湾事業負担金」として、7,508万8,000円を計上しています。

また、国が新港の第2防波堤の整備を行うことに対し、「国直轄事業負担金」として、4,687万5,000円を計上しています。

さらに、地域の子育て活動を支援する目的で、「地域子育て創生事業費補助金」を活用し、咸陽島公園を含む4カ所の公園に、複合遊具等の

整備を行うため、「公園遊具施設設置工事費」273万円、及び「原材料費」1,530万5,000円を計上しています。

次に、中心市街地活性化に向け、「社会資本整備総合交付金」を活用し、中央線の道路等の整備を行うため、「中央線道路施設整備工事費」として、3,004万円を計上しています。

続きまして、公営住宅及び改良住宅の今後における整備計画を策定するため、「公営住宅等再編計画策定業務委託料」として、553万3,000円を計上しています。

また、市民の安全な暮らしを確保するため、引き続き、「がけくずれ住家防災対策工事費」1,330万円、「住家安全対策工事費」100万円及び「県営急傾斜地崩壊対策事業負担金」500万円を計上しています。

消防費では、新消防庁舎建設に向け、実施設計及び用地造成に伴う費用を「幡多西部消防組合分担金」に含め、総額で2億5,767万1,000円を計上しています。

次に、老朽化した消防車両を買いかえる予算として、山奈分団山奈上部及び平田分団黒川部に、小型動力ポンプ付積載車を1台ずつ配備するため、「小型動力ポンプ付積載車購入費」1,660万円及び沖の島分団弘瀬班に、軽積載車を1台配備するため、「沖の島弘瀬班軽積載車購入費」578万円を計上しています。

教育費では、不登校対策として、新たに専門の相談員を配置するため、「不登校対策支援員報償費」280万円を計上しています。

次に、平成23年4月1日の小筑紫小学校と栄喜小学校の統合に伴い、遠距離通学となる栄喜小学校の児童をスクールバスで送迎するため、「栄喜地区スクールバス運行委託料」として、300万円を計上しています。

続いて、宿毛小学校と松田川小学校の統合校舎の建設に向け、「宿毛小学校統合改築工事」

に係る「地質調査業務委託料」として650万円及び「基本・実施設計委託料」として8,700万円を計上しています。

また、坂本図書館の窓口業務を、引き続き、「NPO法人宿毛雇用サポートセンター」に委託するため、「窓口業務事務委託料」として、895万7,000円を計上しています。

さらに、第4回宿毛花へんろマラソン実施のため、「宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金」として、850万円を計上しています。

議案第14号から議案第25号までの12議案は、平成23年度各特別会計及び水道事業会計予算です。

総額で、各特別会計は70億1,182万7,000円及び水道事業会計は6億9,371万円を計上しています。

議案第26号は、宿毛市暴力団排除条例の制定でございます。

この内容につきましては、市民が、安全で安心して暮らせる生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、本条例を制定し、官民一体となって暴力団の排除に向けた施策を推進しようとするものでございます。

議案第27号は、宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。

この内容につきましては、老人保健制度が平成20年3月診療分の支払いをもって廃止となりまして、平成20年4月から、後期高齢者医療制度へ移行したことに伴うものでございます。

詳細を申しますと、老人保健制度廃止後の老人保健特別会計の設置期間については、平成18年に公布されました「健康保険法等の一部を改正する法律」附則第39条の規定により、平成23年3月末までの3年間とされておりまして、このたび経過措置が終了するため、両条例から老人保健に関する記述を削る必要がありま

すので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第28号は、宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。

この内容につきましては、公共投資臨時交付金を活用し、平成21年度の繰越事業として実施していました、橋上町楠山地区への携帯電話中継局の整備が、本年度中に完了することに伴い、条文中に「宿毛市橋上町楠山地区移動通信用施設」に関する記述を加える必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、非常勤の特別職として、新たに「退職手当審査会委員」及び「学校運営協議会委員」を設置することに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、退職手当審査会委員については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、退職した職員の過去に行った行為が、懲戒免職等の処分を受けるような行為と認められた場合、当該職員の退職手当の全部又は一部の返納処分等ができる制度が、平成21年4月1日に新設されているため、このたび本制度を導入しまして、処分を行う際の市長の諮問機関の委員として設置するものでございます。

また、学校運営協議会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地域に開かれた信頼される学校づくりに向け、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって、学校運営に参画する学校運営協議会制度が、平成16年9月9日に新設されているため、このたび本制

度を宿毛小学校において導入し、合議制機関の委員として設置するものでございます。

このため、両委員に関する記述を別表に加える必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第30号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、人事院勧告に基づき、超過勤務手当の取り扱いを改定しようとするものでございます。

詳細を申しますと、平成21年の人事院勧告に基づき、平成22年4月1日から、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げたところですが、日曜日及びこれに相当する日の勤務時間は、60時間の算定基礎から除外されていました。

その後、民間企業の実態を踏まえ、平成22年の人事院勧告において、平成23年4月1日から、日曜日及びこれに相当する日の勤務時間も算定基礎に含めることとされたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第31号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、先ほど議案第29号の中でも若干触れましたが、退職手当制度の一層の適正化に向け、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等が施行され、退職した職員の過去に行った行為が、懲戒免職等の処分を受けるような行為と認められた場合、当該職員の退職手当の全部又は一部の返納命令や共済年金の支給制限ができるようになるための新たな制度が、平成21年4月1日から設けられており、地方公務員においても同様の措置を講ずることが求められていることから、このたび、本制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第32号は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、これまで、定期船事業における乗船券の販売及び貨物等の取り扱いに係る委託業務は、毎年度、年間を通じて繰り返し履行され、なおかつ、翌年度以降にわたって契約を締結しなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすものでありながら、地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約ができる契約として規定していませんでしたので、このたび、条文中に役務の提供を受ける契約として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第33号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、平成23年4月1日から、小筑紫小学校と栄喜小学校が統合することに伴い、栄喜地区に居住する児童の通学支援に向けて、新たに導入するスクールバスを、有償運行路線「県道安満地福良線」として、一般住民も利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、運行区間につきましては、栄喜住吉神社前から中央一丁目までとしており、平成23年1月28日に行われた宿毛市地域公共交通会議において、承認をいただいております。

議案第34号は、宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、平成22年度をもって栄喜小学校が閉校となることに伴い、平成23年4月1日から、栄喜小学校体育館を「宿毛市栄喜体育館」に名称を改めるとともに、地域住民の体育振興を図るための「宿毛市立体育館」として位置づけるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市立保育所設置条例の

一部を改正する条例です。

内容につきましては、平成23年4月1日から、小筑紫保育園と栄喜保育園が統合することに伴い、平成22年度をもって栄喜保育園が閉園となるため、別表から栄喜保育園に関する記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、立地条件が悪く、遊具等も整備されていない現在の貝礎児童遊園の利用者が少ない状況を受け、貝礎保育園跡地に整備した公園を、新たに貝礎児童遊園として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、国の緊急の少子化対策として、出産育児一時金の支給額が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に4万円引き上げられ、現在、39万円となっていますが、国は、平成23年4月1日から、現行の支給額を恒久化する意向を示し、平成23年3月中旬をめどに、恒久化に向けた政令改正を行う見込みであることを受け、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、所得税法改正による扶養控除の見直しを受け、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が、平成23年1月1日から施行され、入居者等の収入に関する規定が改正されたこと及び平成18年度から行ってきた手代岡・貝礎・正和地区の入居者組合等との協議の結果、家賃改定について、一定の理解が得られたことに伴い、これまで月額3,000円の定額方式だった家賃を、応能応益方式とし、入

居者等の収入に応じて、月額1万円、1万5,000円及び2万5,000円の3段階に改めるとともに、減免措置を設けるなどの必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、議案第31号と同様の趣旨で、企業職員においても、退職手当の返納処分等ができる制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、宿毛市振興計画（基本構想）についてです。

内容につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、「宿毛市振興計画」の基本構想を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてです。

内容につきましては、平成15年7月から宿毛西町郵便局において取り扱っています納税証明書や、住民票の写しの交付などの事務について、平成23年度も継続して行うことに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

内容につきましては、地上デジタル放送を良好に受信する共聴施設の整備に伴うもので、ケーブルテレビのエリア外となる橋上町楠山地区において事業を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第43号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

内容につきましては、水道施設の整備及び地上デジタル放送を良好に受信する共聴施設の整備等に伴うもので、沖の島町母島地区を中心に事業を実施するにあたり、辺地対策事業債の変更を行うため、計画を変更する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第44号及び議案第45号の2議案は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、両議案とも、平成22年第3回宿毛市議会定例会において議決された情報通信基盤整備の工事請負契約に係るもので、議案第44号は、当初、予定していた本市独自のデータ放送について、管理運営業者となるS-WANテレビと協議した結果、現段階では、放送するデータ量が少ないなどの理由から、データ放送機器は整備しないこととしたため、4,741万9,050円を減額し、契約金額を6億6,658万950円とすること。

また、議案第45号は、利用希望者に合わせ、光ファイバー網の敷設ルートに電柱を追加するなどの調整を行う必要があるため、1,444万2,750円を増額し、契約金額を3億4,624万2,750円とすることに伴い、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

議案第46号は、宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てでございます。

内容につきましては、平成22年第2回宿毛市議会定例会において議決された宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて、埋立地の用途変更等を行うことに伴い、高知県知事から意見を求められておりますので、異議のない旨を返

答することについて、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第4項の規定より、議会の議決を求めます。

議案第47号及び議案第48号の2議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、両議案の路線とも、市道認定要件を満たしているにもかかわらず、過去に行った開発の際に、市道認定ができていなかったことが判明したため、議案第47号で、起点から終点までの延長63メートルを「市道貝塚団地5号線」として、さらに、議案第48号で、起点から終点までの延長96.4メートルを「市道貝塚団地6号線」として、新たに市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第49号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、議案第47号及び議案第48号と同様の理由で、「市道貝塚団地3号線」の終点を、113.4メートル延長し、総延長を232.7メートルに変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第50号は、市道路線の廃止についてでございます。

内容につきましては、本年度、橋梁点検を行った際、橋上町楠山地区の「市道池ノ上線」上にある池ノ上橋が、坂本ダムのどんぐり湖に水没している状況でございまして、本路線が使用できないことが判明したため、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

大変長くなり、申しわけございません。以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により、3月3日及び3月4日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日及び3月4日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月3日から3月6日までの4日間休会し、3月7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時06分 散会

平成23年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成23年3月7日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第44号及び議案第45号

第2 一般質問

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第44号及び議案第45号

日程第2 一般質問

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 8番 浦尻和伸君 | 9番 寺田公一君 |
| 10番 宮本有二君 | 11番 濱田陸紀君 |
| 12番 西郷典生君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（1名）

7番 有田都子君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈淳司君

議事係長 岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副市長 岡本公文君

企画課長 岡崎匡介君

総務課長 弘瀬徳宏君

市民課長 滝本節君

税務課長 山下哲郎君

| | |
|---------------------------|-------|
| 會計管理者兼 會計課長 | 小島秀夫君 |
| 保健介護課長 | 三本義男君 |
| 環境課長 | 岩本克記君 |
| 人権推進課長 | 乾均君 |
| 産業振興課長 | 頼田達彦君 |
| 商工観光課長 | 津野元三君 |
| 建設課長 | 安澤伸一君 |
| 福祉事務所長 | 沢田清隆君 |
| 水道課長 | 豊島裕一君 |
| 教育委員長 | 松田典夫君 |
| 教育長 | 岡松泰君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出口君男君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 金増信幸君 |
| 学校給食 センター所長 | 岡村好知君 |
| 千寿園長 | 村中純君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小野正二君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島内千尋君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時05分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第44号及び議案第45号」の2議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第44号及び議案第45号」の2議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第44号及び議案第45号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

本日は、多くの傍聴の皆さんがおられます。大変緊張いたしております。

私は、4年前の平成19年4月に行われました市議会議員選挙において、854票という、私には身に余る多くの市民の御支持を得る中で、初めて議会に送り出させていただきました。

早いもので、議員としての任期も、余すところあとわずかとなりました。私は、市議会議員選挙に挑戦する際に、市民の皆さんに、市民の目線に立った議会活動、市民本位の市政を目指して頑張っていきます。そして、何よりも憲法の理念を市政に反映をしていく、このことを訴えてまいりました。

そのことが、社会的に弱い立場に置かれておられる方々や、少子高齢化が進み、あわせて地理的にも大変厳しい生活環境のもとで、日々生活をされております中山間地域に対し、政治の光、行政の光を届けることになると考えたからであります。

この4年間、市民の思いや考えをもとにしながら、執行部に対して、毎議会ごとの一般質問や議案質疑を行ってきたのであります。

前置きはこれぐらいにいたしまして、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、これまで、この議場にて質問もしてまいりましたが、保育行政についての問題や、小中学校再編計画についてであります。

まず、保育行政の1つとして、沖の島地区における保育園の再開問題についてであります。この問題につきましては、平成21年第2回定例会において質問もした経緯がありますけれども、現在、沖の島地区には、UターンやIターンをした若い夫婦の方々が4家族おります。ゼロ歳児から5歳まで、合わせて6人の子供さんがいます。

平成21年10月から、高知県ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、だれもが利用できる支援施設として、沖の島あつたかふれあいセンターが開設をされ、毎日、多くの方が利用され、島民に大変喜ばれておりますことは、御案内のとおりであります。

市長は、私の質問に対する議会答弁の中で、生まれた子供さんには、保育を受ける権利があると思うので、沖の島の保育園を再開しなければならない。保育園機能を必ずやらなければならないということは、確約させていただきます、と力強い答弁をされております。

その一助として開設されたのが、沖の島あつたかふれあいセンターであります。

皆さん御案内のとおり、あつたかふれあいセンターは、雇用対策の一環として開設されたものであります。保育士としての専門の資格を持った職員の配置は義務づけられておらず、十分な保育園機能を備えたものではありません。

保育についていえば、一時預かりをすることだけを目的としております。そのために、子供さんを預かる側のあつたかふれあいセンターの職員においても、専門の保育士の資格がないために戸惑いがありますし、一方、預ける側の保護者にとりましても、将来の子供のことを考えた場合に、専門の資格を持った保育士さんのもとで、保育を受けさせていただきたいと考えております。

開設から1年6カ月が経過いたしました、これまでの取り組みを踏まえて、いま一度、沖の島の保育園のあり方について、再検討をすべきではないかと思ひ、質問をいたします。

子供は宝であるといわれますが、少子高齢化が進む沖の島地区において、子供の声が聞こえ、ある意味で島ににぎわいを与えております明るい話題であります。大変喜ばしいことであり、

うれしく感じております。

先日は、若い保護者の皆さんや、関係する地区長さんが沖の島保育園の再開について、宿毛市長に対して陳情されたようでありますが、沖の島、いや宿毛市の将来を背負う子供さんでありますので、健全な保育を受けさせるために、現在、休園となっております沖の島保育園の再開を求めるものであります。

沖の島のことを人一倍考えておると、常日ごろ自負しておる市長でありますので、その英断を求め、市長の所見をお伺いいたします。

次は、小筑紫地区の保育園のあり方についてであります。

宿毛市立小中学校再編計画に基づいた小筑紫地区における学校再編については、地元栄喜地区の御理解や、教育委員会の努力によります小学校については、難産の末に、平成23年度からようやく初期の計画どおりに進むこととなります。

この問題につきましても、宿毛市行政改革大綱との関連で、平成21年第2回定例会において質問をした経緯がありますが、小筑紫地区における小学校再編を受けて、再度、この問題について質問をいたします。

市長は、それぞれの保育園は、津波対策とか環境問題等で問題が1小学校に1保育園という基本方針に従うのであれば、園舎の新築を含めて、今後、検討しなければならないと答弁をされます。

小学校の再編、統合を受けて、小筑紫地区における保育園のあり方については、22年度末をもって栄喜保育園を廃園し、小筑紫保育園に統合しようとする議案が、本議会に提案されております。

今後の取り組みについて、いまだに明らかになっておらず、保護者の皆さんも大変危惧いたしております。

今日まで、どのような検討をしていたのか、今後の取り組みを含め、市長の所見をお伺いいたします。

次は、宿毛小学校、並びに宿毛中学校の再編計画についてであります。

平成22年12月15日、宿毛市文教センターにおいて、宿毛小学校並びに宿毛中学校区、地区住民を対象とした宿毛市立小中学校再編計画に伴う宿毛小学校、宿毛中学校の今後についての説明会が開催され、その中でそれぞれの校区の方々に、宿毛市教育委員会から説明がありました。

宿毛小学校については、校舎は現在のグラウンドに建設し、プールは建設するが、体育館については現在の宿毛中学校の体育館を使用する。また、宿毛中学校の校舎については、一部を残すが、解体をしてその跡地は小学校のグラウンドとして拡張し、活用していく。

宿毛中学校については、現在の松田川小学校の跡地に校舎、体育館、プールを建設移転すると、初めて建設場所が校区の住民に公表されました。教育委員会の事務局としては、検討に検討を加えた結果において、事務局としての計画案として、最終的にこのような結論に至り、そのことを説明したものであります。

しかし、私の聞くとところによると、各種の会合の中では、この移転計画については、既に決定をされたかのごとく発言をする市内の有志もおられます。私としては、この計画は最終結論でないと考えておりますが、教育長の所見をお伺いいたします。

あわせて、平成21年第1回定例会において、宿毛市小学校再編計画に伴い、統合される宿毛小学校の建設予定地として、長田町にあります旧宿毛病院の跡地について交渉中である、との議会答弁がありましたが、いつの時点で交渉を打ち切ったのか、教育委員会から報告がありま

せんので、その点についても御説明をいただきたいと思っております。

学校再編計画並びに宿毛中学校を、現在の松田川小学校の跡地に校舎を建設しようとするこの計画に対して、私のところにも市民から多くの御意見が寄せられております。

今までにも執行部の議会軽視が指摘されております。そのたびに、今後は十分気をつけて、議会軽視といわれないう、行政運営を行い、議会と連携を図りながら進めていくと答えられておりますが、今回の移転場所の計画についての公表についても、議会には全く説明もありませんでした。議会軽視は甚だしく、議会は要らないのではないかと考えるのは私一人だけではないと思っております。

事を行おうとする場合に、ボタンをかけ間違うと、なるものもなくなります。事務局や教育長から、議会に対して、深く陳謝するとの言葉をいただいておりますが、市民の皆さんも非常に関心が深い問題でありますので、私なりに考えております問題点、並びに疑問点について、以下、教育長の所見をお伺いいたします。

宿毛市において、市中心部の空洞化が進む中で、中心市街地の活性化が新たな課題となっておりますが、宿毛中学校の和田地区への移転により、活性化計画に水を差すことになるのではないかと。

あわせて、文教施設を市外に移転することは、市街地がゴーストタウン化し、街区の活性化はほど遠く、衰退するのではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

宿毛市の歴史研究家でありました橋田さんが書いた「宿毛市集落の歴史と文化財」によりますと、桜町は歴史的にも由緒ある地区であります。現在の宿毛小学校の運動場や、中学校の体育館のところは伊賀の殿様の屋敷であります。宿毛小学校の校舎があるところは、慶応2年に

は武官と文官を含めた日新館となり、多くの宿毛の人材が勉強した場所であり、宿毛文教の重要地域であったと書かれております。

そうした教育環境が整備された宿毛市でありますので、明治以降、日本の政治、経済、文化と、あらゆる方面で活躍をし、現在の日本の礎を築いた多くの人材を輩出したところでありまして、「人材の里 宿毛」「文教の里 宿毛」といわれております。

まさにそれを象徴する建物であります宿毛小学校や宿毛中学校、現在の場所から移転することは、後世に悔いを残すことになりやしないかと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

平成22年5月に再検討された宿毛市立小中学校再編計画によりますと、他の学校も同じであります。小中連携一貫教育を検討していくことをうたわれております。

先ほど申し上げましたように、歴史的にも由緒ある場所であり、宿毛文教の重要地域であったところでもありますので、小中連携一貫教育体制が推進されるような学校を、現在の場所に建設すべきではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

移転先へのアクセス等を考えた場合に、市中心部から遠く離れております。しかも、道路の幅が狭く、橋上地区の送迎バスの乗り入れ等を考えた場合に、現在の道路幅を大幅に拡張しなければなりません。そして、部活動等で遅くなった場合に、帰宅時における対策の防犯灯の整備が少なく、生徒の安全を守ることを考えての防犯灯の整備、並びに校庭の拡張工事等、経費的に大きな問題が生じるのではないかと危惧いたしますが、教育長の所見をお伺いいたします。

現在、宿毛市は校区についてはあってもないようなもので、和田地区へ移転することにより、貝塚地区や四季の丘地区等から以西の多くの生

徒が、片島中学校へ転校する事態になるのではないかと、大変危惧をしますが、これについての教育長の所見を伺います。

今回の和田地区への移転計画について思うことは、経済的側面から考え出されたものとは思えません。確かに宿毛市のおかれた財政状況を考え、あわせて市有財産を有効活用していくとの観点も大変重要なことであると思います。しかし、その一方で、今回、提案されております平成23年度の宿毛市の当初予算では、どのような学校をつくらうとしているのかわかりませんが、宿毛小学校の建築にかかわる設計予算として、約9,300万円ものとてもない予算が計上されております。

この予算には、もちろん監理委託費は含まれておりませんが、校舎の建築の際には、まだまだ多額の監理委託費が見込まれます。

一方で、経費の削減に努める努力をしながら、片方では、想像もつかないような予算を計上すると、矛盾を感じるものであります。教育を受けるのは生徒であり、生徒が安全な環境で、しかも防犯上、安心して教育を受ける環境づくり、何よりも地域や家庭、そしてPTA、学校現場が一体となり、教育内容等、質の向上を図っていくことが宿毛市における教育行政としての、果たす役割でないかと考えます。

外見より中身であります。そして、宿毛市の財政状況という身の丈に合ったものでなければなりません。将来の宿毛市財政を圧迫することになりはしないか、大変危惧いたしますので、教育長の所見をお伺いいたします。

この移転計画を実施するには、当然、住民の合意が不可欠でないかと考えます。宿毛市地区長連合会の街区を中心とする18人の地区長さんで構成をする宿毛支部は、この計画案に反対していると伺いをいたしております。

橋上地区住民も、強く反対の意向のようであ

ります。

以上のことを考えると、住民の合意を得ることとは大変至難なことではないかと思いますが、住民の合意を得なくても、この移転計画を実施していく考えなのか、お伺いいたします。

移転計画については、これまでの教育委員会からの説明によります、いまだに市長部局と協議ができてないようにお聞きをいたします。いま一度、この計画を白紙に戻し、PTAや現場の教師を初めとする教育関係者や、建築にかかる専門家を初め、住民の代表等を加えた委員会を設置する中で検討を加えて、一定の合意を得る取り組みをすべきではないかと考えます。

なかなか全員の合意を得ることは、大変難しい問題ではあります。そのことについては、私も承知いたしておりますが、話し合いの中で一定の歩み寄りができるのではないかと考えますので、教育長の所見をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、沖の島地区における保育園の再開の問題でございます。

沖の島のほうに、若い人が結婚されて暮らして、Uターンして帰ってきているということは、非常に嬉しいし、将来に向けて、明るい材料だと思いますし、その方々のお子さんが、育ってきているということもお聞きをしております。

私自身も、保育園の必要性というのは、痛感をしておりまして、先ほど、松浦議員が御指摘をいただいたように、以前から保育を受ける権利があるということを思っております。

それで、ある場所で、私自身が、保育園の再開についてはやっていきたいという話をさせていただいた経緯もございます。

そんなことで思っているときに、実は、あつ

たかふれあいセンターというお話が県のほうからありまして、そこには幼児からお年寄りまで、皆さんがそこに集って過ごせるということで、これは雇用対策といいながらも、やはりその中の機能が重視されるということでございますから、そこで保育機能もできるんじゃないかという話がありまして、それで委託するに当たっても、そのあつたかふれあいセンターには保育士さんを採用していただいて、保育機能を確保するというふうなことを思いまして、保育士を、そのあつたかふれあいセンターに配置するというので、私自身が指示を出しておりました。

そしたら、先日、聞きましたところ、これ、保育士さんが、西南福祉協会へ委託しておるということでございますけれども、その採用された保育士さんが退職をしたということで、保育士さんがいない状況になっているというふうなことでございます。

それでは、やはり保育機能が、これは確保されてないということになるというふうに、私も認識をしまして、せんだって、沖の島の親御さんも、区長さんもお見えになりまして、お話を伺いました。

その席で、やはり、今すぐ保育園を、そこで設置ということには、なかなか再開がかなわないということで、従来のように、この西南福祉協会へ保育士さんの募集を、すぐ行っていただきたいというふうなことを申し入れをしております。

まず、第一がそれでございます。

23年度中にはその保育士の配置をしてもらいたいと、していくということで、指示をしております。

それで、もし保育士さんが募集でいなかった場合、どうするかということになるかと思えます。これは、この間、沖の島の皆さんに要望をいただいた時点から、私自身は、あつたかふ

れあいセンターで保育士さんを採用していただいて、保育士機能を確保するという一方で、一応、当面ということでは、十分ではなかろうかと思ってたものですから、これがもし、これからかなわないということになりますと、これは保育士さんを、今いる職員として派遣をしなきゃいけない。

だから、その職員の派遣を、こういった形にするか。保育園の再開ということですか、そういった支所への配置という形ですか、そういったことを、今、検討させております。

近々、もう結論を出して、これは島民の皆様にも約束しましたので、説明をさせていただきたいというふうにしております。

いずれにしても、この保育士の問題、保育園の問題につきましては、これはゼロ歳児から5歳児の方がおられる。6人ですね、おられるということで、ゼロ歳児を、2名を預かるとなりますと、保育士さんも加増といいますか、トータルで恐らく3名ぐらいいるんじゃないかなろうかと。

ただ、あと、来年になりますと、小学校にあがると。小学校は今、休校している状態でございますけれども、小学校のこれ、再開も必ずしなきゃいけないというふうには思っております。

だから、こういった形で保育機能をきちんと確保するという一方で、今月中には何とか結論を出しまして、それで島民の皆さんに説明していきたいというふうには思っております。

当面は、今現在は、西南福祉協会へ保育士資格者の募集を行っておりますので、その結果を見てからという形も、なろうかと思えます。

そういう状況でございますので、御了解願いたいと思えます。

それから、2点目でございますが、小筑紫地区の保育園のあり方でございます。これは、栄喜保育園につきましては、現在、園児が4名と

いうことで、減少に伴いまして、保護者の皆様と、それから地域の皆様の御理解と御協力を得まして、この3月末をもって、小筑紫保育園と統合させていただくということになったわけでございます。その議案も、今回、皆様方に御了解願うための条例制定を提案しているところでございます。

今後でございますが、小筑紫地区、栄喜、小筑紫、旧は田の浦も入っているということで、みなみ保育園の園舎が老朽化しております。そんなことも、これは園児が今現在は17名ほどですか。それから、小筑紫保育園の園舎には、これも老朽化しているのと、隣に港湾施設がありまして、砂利置き場になっております。この砂の飛散が非常にひどいということも、前から聞いておりまして、この砂じん対策をしなきゃいけない。

それから、海のそばにあるものですから、南海地震の津波対策なんかも考慮しなきゃいけないということで、現在の小筑紫保育園の統合、いわゆる、今のところの保育園に統合というばかりじゃなくて、建てかえとか、場所の移転も含めた検討をしなきゃいけないだろうというふうには思っております。

先ほど、いろんな学校の再編の中で、財政のことにも心配していただいております。今現在、小学校、次が、宿毛小学校を建設していかんちゃいけないというふうには思っておりますから、順番的には、こういった形になるか、まだ決定はしてませんが、そういった検討を含めて、重ねて一定の方向性を出さなきゃいけないというふうなことを思っております。

できれば、その結論的なもの、案的なものを、23年度中には出していきたいなというふうには思っております。

この一応の我々の案が出ました段階では、議会もさりながら、保護者と地域の皆様にも説明

をしてまいりたいと、こんなに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中心市街地の活性化と、教育施設との関連につきましてでありますけれども、中心市街地の活性化を図ることにつきまして、教育施設と、児童生徒がどのような影響を及ぼすのか。あるいは、学校が中心市街地の活性化にどのような点で一助となっているかにつきましては、専門的な知識を活用したり、数値的な根拠をもとに検証をしておりますので、明確にお答えをすることはできませんが、学校が中心市街地から離れた位置に建設をすることになった場合におきましても、昼間は学校の中で生活することになりますし、また、下校後や、それから土曜、日曜日、祝祭日におきましては、部活動等の時間を除きましては、自宅を中心に生活をされるものと考えておりますので、中心市街地が衰退するということが、直接、影響を及ぼすものではないと、今現在は考えております。

続きまして、現在の宿毛小学校、宿毛中学校の位置に、小中の一貫を目指した学校建築ができないかとの御質問でございます。

現在の宿毛小学校、宿毛中学校が建設をされている場所が、歴史的に由緒のある場所で、宿毛の文教の活動における中心的な役割を担ってきた場所であるということは、承知をいたしております。

しかしながら、御存じのように、宿毛小学校は校舎等の敷地と、グラウンドが市道によって寸断をされております。休み時間や、校庭を使用する活動については、校舎とグラウンドの間、

市道を横断しなければならない、そういう状況にあります。

一方、宿毛中学校につきましては、市内の中学校の中でも同一敷地内にあるグラウンドとしては、市内で一番狭い状況であります。

その中で、一番多い生徒が、体育の授業やクラブ活動で利用をしておる現状であります。

小・中学校の再編計画を策定する中で、教育審議会や教育懇談会、保護者や議会の皆様からいろいろな御意見や御助言をいただきました。御提言もいただきました。

宿毛小学校については、文教の中心地でもあった、現在の位置に建設をするべきではないかという御意見を多くいただいております。

また、小学校の候補地の1つとして考えておりました旧県立病院跡地が、購入価格や、それから建物の壊し費用や土地の形状も、小学校の校舎や体育館、グラウンド等を配置する上で、かなり制約を受けることになり、それらの意見を踏まえた中で、現在の小学校のグラウンドに建設するのが望ましいと考えまして、再編計画の説明会において、保護者や地域の皆様に説明をいたしてまいりました。

この件につきましては、平成22年第2回市議会定例会の議員協議会において、説明をさせていただいたところであります。

一方、宿毛中学校につきましては、これまで大変狭い環境の中で、先生方や生徒たちに御不便をかけてまいりましたので、改築に当たりましては、よりよい用地を確保して、ゆったりとした環境の中で、教育活動を行うことができるように、改善をしたいと考えております。

もちろん、都会の学校の状況を考慮すれば、現在の宿毛小学校、宿毛中学校の敷地内で、新しい校舎を建設も可能であるとは考えておりますけれども、両校の環境の改善のためには、宿毛中学校を移転させるほうが、よりよい教育環

境の整備が図られるのではないかと考えたものであります。

今後、教育委員会の考えを説明をしながら、さまざまな御意見をお聞きする中で、宿毛中学校のよりよい建設場所を決定をしまいたいと、こんなふうに考えております。

なお、小中の一貫教育につきましては、施設的には、できる限り、同一の敷地内や近い場所、距離において、学校で行うことが望ましいとは考えておりますけれども、全国的に今実施をしております、かなり多くの学校で、一中学校の中で複数の小学校を持つ小中の連携、一貫教育を実施をしている事例もかなりあります。

宿毛小学校、現在の敷地内に設置をして、宿毛中学校が市街地からそんなに遠くない場所に設置された場合も、小中一貫や、連携教育を進めた小中一貫の取り組みは可能であると考えております。

次に、御質問の通学環境についての御質問ですが、現在の松田川小学校の周辺の道路は、完全な2車線とはなっておりませず、大型車の行きかいには若干の支障があるとは思っておりますけれども、スクールバスの運行に大きな支障が生ずる、発生するとは思っておりません。

中学校が移転する場合には、子供たちのより安全な通学路を確保するために、街灯の設備も含めて、安全対策については、十分、検討をしなければならないと、こんなふうに思っております。

それから、次に、松田小学校跡地に宿毛中学校を移転させた場合、宿毛中学校の西側の地域に存在をする生徒、在住する生徒については、片島中学校へ転校するのではないかと御質問でございますけれども、通学時間につきましては、現在の宿毛中学校から自転車で5分程度の時間で通学ができると考えております。

それほど大きな負担にはならないのではないかと考えております。中学生であれば、十分可能な距離じゃないかと考えております。

次に、宿毛中学校の移転場所の選定でありますけれども、経済的なことは、優先されたのではないかと、御質問でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたように、教育委員会といたしましては、第一義的には、子供たちのよりよい教育環境を確保するというを基本に、場所の選定を検討をまいっております。

もちろん、教育委員会といっても、市の財政状況を一定考えていく必要はあると思っております。松浦議員の御指摘のように、市の持っている財産を活用するだとか、そういうことも大事なことだとは考えております。

また、宿毛小学校の校舎の建築について、財政状況に見合った設備をするべきではないかという御質問でございますけれども、宿毛小学校建設にかかわるボーリング調査及び基本設計、実施設計の費用は、国土交通省等の基準に基づきまして、建設課において算出をしていただいております金額であると、承知をしております。

したがって、宿毛小学校建設における経費としては、必要かつ適正な金額を計上させていただいているものと考えております。

次に、宿毛中学校の移転場所や、橋上中学校の統合について、それぞれの地域の住民の方が、強く反対をしていると聞いておりますけれども、宿毛中学校の移転問題については、住民の合意もなくて、進めるつもりなのかという御質問でありますけれども、小・中学校の再編計画の説明会を開催する中で、地区長の連合会宿毛支部の皆様が宿毛中学校の移転について反対であるとの御意見はお聞きをしております。

また、橋上中学校の学校統合問題につきましては、校下の保護者や、住民の皆様から、統合について反対であるとの御意見もいただいております。

ります。

当然、それぞれの地域において、さまざまな御意見や御要望はあろうかと考えております。それらの御意見を十分聞かせていただいて、また教育委員会の考えも、しっかりと丁寧に説明をさせていただく中で、一人でも多くの方々に御理解、御協力をいただいて、進めてまいりたい、こんなふうと考えております。

次に、宿毛中学校の建設場所について、白紙に戻して、住民が参加した委員会等の設置を論議するべきではないかという御質問につきまして、お答えをいたします。

これまで、教育委員会といたしましても、子供たちの教育環境を、よりよい場所を検討する中で、現状では、松田川小学校跡地を、新しく建設をする中学校の、望ましい場所として判断したものとなりました。

決して教育委員会の考えが、最終的な決定であるとは考えておりませんし、再編計画の説明会において、決定をしているという説明はいたしておりません。

市長部局との調整につきましては、現在、進めているところでありますけれども、今後も、保護者や地域の皆様、議会等の協議を重ねる中で、御理解、御協力をいただき、最終的に決定をしてまいりたいと考えております。

協議する方法としては、専門家や住民代表を構成員とした委員会を設置して、検討をするべきではないかという御質問でございますけれども、選出された委員との協議でよいのか。あるいは、保護者や関係地域の皆様にお集まりをいただき、多くの意見をいただく中で、そういう方法がよいのか等を含めまして、検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） それでは、若干、再質

問をさせていただきます。

保育園の関係、沖の島保育園の関係について、市長から説明をいただきました。23年、近いうちに、一定の方向性を出したいというお話をいただきました。

島で生活するがゆえに、保育園に預けれない、こうしたお母さん方、お父さん方の声を素直に、率直に受けとめていただいて、保護者の意がかなうよう、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

市長、祝辞の話をちらっとされましたけれども、そのとき、私も参加を、出席をさせていただいたんですけれども、一定の条件があれば、再開をしたいというお話も聞きました。

そういうことで、保育園を再開、沖の島保育園を再開するに当たり、どのような条件があれば再開できるのか。

ここに、23年3月1日現在の保育園の在籍児童数があるわけですが、22年度末で小筑紫保育園に統合される栄喜保育園、4名でございます。4名の子供さんがおる中でも、保育園を開園をし、そして適切な保育を実施をいたしておる現状があるわけですが、沖の島の場合には、6名、今おるわけです。そして、離島で生活するがゆえに、こちらでの保育が、いろいろな保育関係の、子育て支援センターとか、そういう部分も、離島がゆえに活用できないという、こういうハンディを持った中で生活をされているこの現実を受けて、再度、沖の島保育園の再開を求めるものでありますけれども、どのような条件がクリアされなければならないのか、お伺いいたします。

そして、次は、小筑紫保育園の関係でありますけれども、栄喜保育園を小筑紫保育園に統合したいという市長部局言いますか、福祉事務所等の皆さんが、栄喜保育園の保護者の皆さんに、市長が言われますように、環境的にも防災的に

も、大変危険なところであるこの小筑紫保育園に統合しようとしたことについて、どのような説明をしたのか、御説明をお願いいたします。

それと、保育園の3件を、みなみ保育園も老朽化しておるといふことで、3件については、今後、検討していくということでありまして、この問題については、子供たちの安心安全を守ると、安心を守るといふ観点から、早急に結論を出していただき、保護者の皆さんに提示をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次は学校再編について、再質問をさせていただきます。

教育長も答弁の中で、宿毛市地区長連合会宿毛支部から要望書が提出されておると。反対の意向であるというお話をお聞きしました。

それについて、地区長連合会、街区宿毛支部に対して、どのような対応をしようと考えているのか、お伺いいたします。

それと、最終結論ではないというお話を聞いたわけですが、この22年5月に提出されました小中学校再編及び学校建築等計画表によりますと、22年度で地元説明、そして23年度は宿毛小学校と松田川小学校については、22年度に地元説明、それで23年度にこの予算も、先ほど、私が言いましたように、基本計画。実施計画についての予算は、まだ出てないわけですが、基本計画を行うということでもあります。

22年度、もうあと残りわずかなんですけれども、最終結論をいつの時点で出そうとしているのか。そしてまた、最後のほうに答えられました委員会的ないうか、皆さん方の御意見を聞く場をどのように設けようとしているのか、お伺いいたします。

それと、これを見ますと、26年度と27年度に松田川小学校の跡地に中学校を建築するという計画になっておりますけれども、この校

舎を建築する間の体育館の関係について、宿毛小学校と併用になるのかどうか、お伺いをいたします。

そして、今、設計予算としてボーリング、基本設計を含めて9,300万が計上されております。ここに資料といたしまして、小筑紫地区の統合小学校の改築に関係して、設計金額が4億7,700万に対して、これは学校の部分が4億7,000万で、体育館が2億8,700万あるわけですが、この2つを業務委託しております、当初、市のほうが考えた設計金額が2,000万という数字が、ここにあるわけですが、9,300万のうち、600幾らかはボーリング予算でありまして、残りの8,700万、設計予算、これ国の基準に沿った形で計上しておるといふ部分でありますけれども、それからすると、建築予算はどれぐらいを、現時点で見込んでおるといふのか、お答えをいただきます。

教育長のほうから、地区長会の宿毛支部、並びに橋上地区の皆さんから反対の声が聞こえておるといふ部分は理解しておるといふお話を聞いたわけですが、私が聞く範囲の中では、和田地区の住民の皆さんの中にも、この教育委員会から出された児童数の推移からを計算、出した中で、完成をする28年度でも、宿毛中学校で209名おるといふわけですが、こうした200名の子供さんが、朝夕、あの狭い道を通学するというので、大変、和田地区の住民の皆さんも、大変心配をしておると。

中には、宿毛中学校の松田川小学校への移転については反対であるという御意見もお聞きをいたしております。現実には、住民の生の声を、私自身も聞いてまいります。それについて、教育委員会としては、どういうふうに考えておるといふのかお伺いし、再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点は、保育園の再開の条件とは何かということでございます。これはもう、簡単なことございまして、保育に欠ける子供がいるということになったら、これは再開しなきゃいけないんじゃないかというふうに、私は思っております。

ただ、いろんな、附帯的なものがございます。じゃあ、早急に再開するとなると、どういった場所であるとか、それから費用であるとか、人の問題であるとか、それから、これは保育士さんばかりじゃなくて、調理師さんもいますね。そういったものが、るる条件整わないといけなかなというふうなことは思っております。

だから、保育園を再開するとなると、そういったものを整えた形でやっていくというふうなことです。

だから、これは原則なんですけど、保育園の入所条件が保育に欠けるというふうなことで、保育園に、これは入ってもらわなきゃいけないということで、その保育料もいただいてやっているということございまして、そういうものが再開ということの条件になろうかと思いません。

それから、栄喜の保育園の、小筑紫への統合ですね。小筑紫そのものがあんまりよくないのは、そら私も十分、認識しております。

栄喜のほうに、どんな説明をしたかということございまして。私自身が又聞きでやるといけないものですから、これは副市長がきちんと、こういったことを言いましたということで、福祉事務所長にお答えさせますので、よろしくお願ひします。

それから、小筑紫の皆様とか、その保育園児を持っておられる御父兄、23年度には、これはもう一定の方向性を出して、先ほど答えたと

おりでございますので、説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、4番、松浦議員の再質問にお答えいたします。

栄喜保育園の統廃合に伴います説明についてということございまして、栄喜保育園の統合につきまして、説明会については、保護者会を計4回、地区への説明を1回行いまして、統廃合について御理解をいただいたものでございます。

以上でございます。

その内容ということございまして、先ほど、市長からの答弁にもございましたように、単純に、今のところは小筑紫保育園へ統合させていただいたものでございますけれども、今後については、小筑紫保育園の砂じん対策や津波対策等含めて、新築等も、今後考えていきたいということで、御説明をさせていただきました。

その中で、確かに園児が4名ということで、非常に少なくなったということで、少ない園児の中での保育ではなく、大きな保育園で、ある一定、集団生活をさせていただきたいという、こちらの説明もさせていただきまして、御理解もいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小学校の移転場所について、いつ、最終的な決定をするかという御質問がありましたけれども、小学校の移転場所については、22年度をお願いをして、地域にもお願いをして、それから議会でもそのように説明をし、ことし、今議会で設計予算が計上されていると、こういうふうに承知をしております。

中学校の移転場所につきましては、先ほど来、申しておりますように、いろいろな意見がございますので、教育委員会の考え、プランを私が申しましたけれども、いろんな、中学校につきましては、将来的には宿毛市の中学校に何年か、近い将来はなるとお思いますので、いろいろな方からの御意見をいただきまして、視点がいろいろあるとお思いますけれども、街地区で唯一の津波の避難場所であるとか、それから、先ほど来、私が申し上げておりますように、広い場所を子供たちに提供できるだとか、そういういろいろなことを、皆さんの意見を聞く中で、決定をしていかなければならないと、こんなふうにお考えしております。

それから、地区長連合会宿毛支部からの要望書につきましては、先ほど申しましたように、貴重な御意見として検討をさせていただくと。これからもいろいろ、審議会も開くようになるかもしれませんし、市長部局とも話し合いを持つようになりますし、議会の皆さんとも、これから議論をする中でも、十分、検討させていただきたいと、こんなふうにお思っております。

それから、平成26年、27年の松田川小学校の跡地に中学校を建設する。その際に、体育館の利用については、小中が併用するののかという御質問でありますけれども、中学校が移転をする場合におきましては、今、現在ある宿毛小学校の体育館とプールは、そのまま使わせていただくと。移動した場合には、取り壊して、今使っている中学校の体育館が、十分利用可能でありますので、安全な建物でありますので、プラス、プールをつくる、建設すると、こういうことでもあります。

移動しない場合については、今、考え得ることは、今の小学校の中に、新しいプールと、新しい体育館を建設しなければならないだろうと、こういうふうにお思っております。

それから、予算のことにつきましては、建設課のほうで算出をしていただきましたので、詳しいことは、私のほうからお答えできませんけれども、17億程度だということをお聞きしております。計上しております。

詳しいことにつきましては、建設課のほうにお聞きいただければと思います。

17億程度ということにお聞きをしております。

以上です。

済みません、もう1点抜かっておりました。

安全対策については、先ほど申しましたように、現在、可動堰を通る、そのみを通学路とするか、それとも今、旧橋ですね、和田に行く橋を通過して、ぐるっと回るの、2つその通学路として認めるか。

それから、いろいろあるとお思いますけれども、これから実際にシミュレーションをして、これだけの人数が、200人程度の生徒が移動する場合に、どんな、いろいろな問題が生ずるのかについては、もしあこに移転するとなれば、考えなければならないと。

先ほど申しましたように、十分、子供たちの登下校の安全を担保するような方法はとらなくてはならないと、こんなふうにお思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） いろいろと御答弁をいただきましたけれども、和田地区に生活されている住民の皆さんからも、いろいろ反対が出されておることについて、どのように考えておるかという質問をさせてもらったと思うんですけれども、それについてのお答えがなかったというふうに思います。

それと、小学校と中学校との関係で、私のほうも質問が、若干、おかしかったかと思っておりますけれども。

宿毛中学校と橋上中学校の関係が、23年度、今年度いっぱい、22年、23年とかけて、地元説明を行うと。そして、23年度中に結論を出して、24年度に一たん、橋上中学校を宿毛中学校に統合させ、それと並行して基本計画をつくるという流れになっておりますけれども、これを多くの皆さん方からの、街区を初め、統合予定をされている橋上地区の関係、そして今言いましたように、受け入れといたしますか、予定地となっております和田地区の住民の中にも、この通学等の関係で、大変危惧をしておるといふ部分がございます。

そういった面で、今後、方向性いたしますか、場所とかについては、そこらあたりも考慮して、検討していくということですが、いろいろな条件、難しい条件がある中で、23年度中にそのことができ得るのかどうか、心配をします。

再度、確認をいたしますけれども、23年度中に住民の皆さんからの御意見が、大変、理解が難しいというような状況になっても、この計画をやり遂げようとするのか、再確認させていただきます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、松田川地区の住民からも反対の意見があるということをお聞きしました。そのことについても、いろんな御意見があると思いますので、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな方の御意見を検討をして、よりよい教育環境を、子供たちに提供できるように努力をいたします。

それから、2点目の、23年度にどんなことがあっても、現在、計画をしていることを通すのかという質問でありますけれども、橋上地区に何回かお邪魔をして、いろいろな方の御意見を

聞きました。

橋上地区については、宿毛中学校に統合して、教育活動をするということについては、かなりの方が反対をしております。そのことを、強引に、教育委員会の方針を無理に通すということは、なかなか難しいことでありまして、またそういうことをするということは、教育的にもよくないことだと思っておりますので、皆さんが理解してもらえるように、教育委員会としては、ある程度の規模で、社会性を身につけるために、ある程度の規模の学校の中で、教育活動を進めたいという考えは変わりませんので、それはずっと説明をさせていただく。

それから、23年度に、今の状況の中で統合するということについては、なかなか今の段階では、そんなことではだめじゃないかという御意見もございましょうけれども、無理に議会にあげて、考えていただくと、こういうふうな考えは、今のところは持っておりません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） いろいろと御苦労をかけると思います。教育委員会のほうとしても、そして私としても、子供たちの安心安全、そして立派な環境のもとで教育を受けさせたいという思いは、共通する部分であろうかと思えます。

そしてまた、学校運営を考えた場合に、地域の皆さん方の御理解、御協力、これも重要となってくると思えますので、そうしたことを踏まえて、今後の最終結論ではないということでもありますので、よりよい方向を検討していただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、野々下昌文でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は、大きな項目で、宿毛市の新年度予算についてと、地デジ化による地デジ難民対策についてであります。

それでは、質問に入ります。

2011年度の政府税制大綱が2月16日に決まりました。ややもすると、税の仕組みは複雑で、難解な印象がありますが、税金の果たす最も大きな役割は、各種公共サービスの費用は、基本的に国民が納めた税金で賄われております。

納税義務を負う国民にとっては、どのような税制がつくられているのか、しっかりとチェックはしたいところであります。

各地方自治体は、長引く不況で、厳しい歳入環境となる見込みの中で、個人市民税は減少が続き、企業の少ない本市においては、法人市民税の増加も期待が持てません。

財政調整基金の取り崩しや、市債の活用でやりくりし、住民福祉は何としても守ろうと四苦八苦しているのが実情ではないかと思えます。

今回の税制改正が、宿毛市にどのような影響を及ぼすのか、伺いたいと思えます。

執行部の皆様におかれましては、市民にわかりやすい言葉で、答弁をお願いいたします。

まず、昨年、平成22年度国勢調査が行われ、本市におきましては、速報値で人口が2万2,614人と、平成17年度調査人口2万4,397人と比較して1,783人、率にして7.3%、年平均356人強と、大幅に減少したことになります。

このことが、本市の財政にどのような影響を及ぼしているのか、お伺いをいたします。

次に、子ども手当は新年度、3歳児未満は7,000円増額され、月額2万円となる。これにより、宿毛市の子ども手当は前年度比18%増額され、総額4億5,301万2,000円となっております。

国の子ども手当予算案は、総額2兆9,35

6億円、このうち国費で2兆2,077億円を負担し、地方負担5,549億円、事業主負担1,731億円。地方負担分は、全体の19%にのぼり、1万3,000円のうちの約2,500円分に相当。都道府県と市町村で約1,250円ずつ負担する計算になります。

この地方負担分については、さまざまな議論があり、神奈川県や松阪市、浦安市など、全国では60を超える市町村で、地方負担分の予算計上をしないという動きがあります。

そこで、本市の予算案に計上されている子ども手当の財源構成について伺います。

また、民主党マニフェストに従って、全額国費で補うべきであり、地方負担分は計上しないという動きについては、どのように整理され、計上されたのか、伺います。

また、平成22年度税制改正で、年少扶養控除、所得税38万円、住民税で33万円の廃止が決まっており、所得税では、ことしの1月から、住民税については、来年6月からなくなります。

また、同時期に特定扶養控除、16歳から18歳を対象に、所得税で25万、住民税で12万円の上乗せ分も廃止されることになっています。

これら税制改正の本市財政への影響について、伺います。

また、歳出については、事業の選択と重点化に取り組みながら、無駄の削減と経常経費の徹底した見直しを行うなど、なお一層の行政改革の取り組みは、時代の要請であろうかと思えますが、平成17年度から取り組んできた行政改革大綱集中改革プランに対する本市の総括が、先日、発表されました。

この5年間の効果と、今後の行政改革への取り組みについても伺います。

続いて、地デジ難民対策についてであります。

ことし7月24日に予定される地上テレビ放送の完全デジタル化、デジタル移行まで150日を切りました。

総務省は、1月21日、期限内での実現が懸念されている難視聴対策の進捗状況を発表しております。

それによると、都市部に多いビル陰などの影響で、受信障害を受ける地域、約830万世帯あるそうですが、このデジタル化は、約89%、アパートやマンションなどの集合住宅、約2,070万世帯の共聴施設も96%が対応済としております。

しかし、デジタル化100%への道のりは、なかなか容易ではないようであります。

昨年9月末の時点で、普及率が90.3%となった地デジ対応受信機は、家電エコポイント人気による地デジ対応テレビの売れ行きも手伝って、普及率の上昇が見込まれており、その一方で、現在もデジタル未対応の世帯は、総務省によれば200万から250万世帯にのぼるのではないかとされております。

高画質や、注文などの双方向機能を楽しむには、新しいテレビが必要となります。しかし、映像を見るだけなら、専用チューナーを従来のテレビにつなぐだけでよく、政府は生活保護世帯などを対象に、約300万台のチューナーを無償配布する予算を組んでおります。

その制度を広く知らせることも大切であります。そこで、宿毛市のデジタル未対応世帯、また難視聴対策の進捗状況、集合住宅などの対応状況と、広報体制について伺います。

次に、特に低所得、高齢者世帯のデジタル化はおくれているようで、同省は、NHKの受信料の全額免除世帯に対して、チューナーを無償給付していますが、市町村民税の非課税世帯にも給付の対象を広げた取り組みを始めております。

しかし、対象拡大に関して、非課税世帯を総務省が把握することは、法律上不可能で、各市町村の広報が頼りになることから、各市町村の広報体制が重要となります。

このほか、デジタル機器の扱いが苦手な高齢者世帯などに対するサポート体制の強化を、強く求められています。

総務省では、完全移行に向けた、最終行動計画を計画しておりますが、それによれば、民生委員などで構成する全国20万人規模の推進ボランティアが、高齢者世帯などに声かけなどを行い、移行への最終国民運動を展開するとしています。

このほか、地デジ移行の前後2カ月の間、市町村単位で臨時相談窓口を1,000カ所程度、設置する方針なども示されていますが、地デジ難民を出さないためには、万全の移行対策が不可欠であります。

そこで、低所得者のデジタル化への取り組み、高齢者世帯へのサポート体制について、本市の取り組みについて、伺います。

また、地上テレビ放送の完全デジタル移行に伴い、不法投棄も深刻な問題であります。廃家電の不法投棄は、2001年の家電リサイクル法施行でふえ、17万世帯を超えた2003年度をピークに減少しておりましたが、2年前から、再び増加に転じたといわれております。

当然、テレビが最も多く、6割を超えているといわれます。

日本の家庭には、1億台を超えるテレビがあるといわれております。2代目、3代目のアナログテレビが、今後、不法投棄に回る可能性は十分に考えられます。

そこで、行政は、家電製品等を含む不法投棄について、どのような対策を考えているのか。また、不法投棄者に対して、どのような対応をしているのか伺いまして、最初の質問を終わります。

ます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、国勢調査人口の減少によりまして、本市への財政状況はどういうふうなことになるのかというふうなことでございます。

地方においては、非常に人口減少、宿毛市に限らず、辺地にあります地方につきましては、都会と比べまして、人口が顕著に減っている。まさに少子高齢化になっているというふうなことが、もう顕著でございます。

これは、全国的に見ましても、人口減少の地域にとりましては、交付税の関係であるとか、非常に不利な状況になっているんじゃないかというふうなことを、私自身も感じております。

若年層の転出とか、高齢化率の上昇でございます。一番影響が大きいのが、交付税に普通交付税と特別交付税という2段階ございますが、この普通交付税への影響が顕著になってくるのではなかろうかというふうなことが、想定されております。

これは、普通交付税は、基準財政需用額というのと、基準財政収入額を計算した上で、総務省のほうにおいて算出されるということでございます。

そのうち、基準財政需用額、いわゆる財政に需要が必要ですよというものについては、人口がやっぱり、どうしても積算根拠としてされているところが多いというふうに思っております。

そのために、人口が減少しますと、基準財政需用額が減少します。そうしますと、普通交付税も、おのずから減少していくということが考えられまして、このことから、市の財政担当のほうでは、とりあえず積算をした結果としまして、23年度の普通交付税につきましては、22年度の当初予算より1億円を減というふう

算定をしまして、36億を予算計上させていたいただいているところでございます。

トータルでは、交付税につきましては、41億というふうに、予算のほうでは、大きな形では計上させていただいておりますが、その5億分について、特別交付税ということでございます。

それから、子ども手当の財源構成でございます。

子ども手当のよしあしというものは、世間一般、議論をされているところでございまして、国会でも非常に大きな問題として取り上げられております。

まず、その財源構成を申し上げますと、中学生については、全額国庫負担というふうになっておりますが、小学生以下につきましては、加入保険と、年齢などによりまして、国、県、市の負担割合が細分化されておるわけでございます。

支給対象児童の、これもゼロ歳から3歳未満の厚生年金加入者につきましては、国が20分の18、そして県が20分の1、市が20分の1というふうな負担割合というふうになってます。

それから、同じくゼロ歳から3歳未満で、国民年金加入者につきましては、国が6分の4、県が6分の1、市が6分の1というふうな形になっております。

それから、3歳以上小学校修了前で、細分化されておまして、第1子、第2子までが、国が39分の29、県が39分の5、それから市が39分の5ということ。

それから、第3子以降でございますが、これは国が39分の19、それから県が39分の10、市が39分の10というふうな形になっております。

非常に細分化した形になっているということ、を、申し上げたいと思います。

それから、この子ども手当、私も本当は現物給付といたしますか、例えば、保育料の無料化を図るとか、そういったほうが大切じゃないか。

それから、また、当市でも実施しております、皆様方の御了解を得て実施しております小中学生まで、中学生までの医療費負担が、親の負担がゼロであるとか、そういったもののほうが、私はいいいんじゃないかという思いを持っております。

地方負担を計上しない動きというのがあります。どんな対応を考えておるかということでございます。私ども、皆様も御承知だと思いますけれども、財政的には非常に厳しいということございまして、行革で5カ年、非常に無駄を排除して、頑張っていこうじゃないかというふうな合い言葉のもとに、必死になって行革に取り組んでおります。

それから、財源を確保して、できるだけ借金を減らして、市民ニーズにこたえようというふうな努力をしてきたわけでございます。

基本的には、私自身は、子ども手当全額国庫負担というふうなことが、本当のことではないかというふうに思っておりますが、全国市長会というのがございます。各、高知県にも市長会、四国の市長会もございます。そして全国の市長会がありまして、これは全国市長会の方針に、我々としては従わざるを得ないだろうというふうなことで、事務返上等の最終手段の実行については、今回は見送ると。

いわゆる、子ども手当の事務をすることを拒否するということについては、今回、しないということの方針に基づきまして、市の財源負担分については、23年度当初の一般会計予算に、地方負担分を含めて計上しているというところでございます。

次に、年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ

の廃止による財政への影響でございます。

御質問の、これ年少扶養控除が33万円、それから特定扶養控除の上乗せ部分が12万円の廃止でございます。これは、住民税には、平成24年度税込分から、これが反映されるということになります。

単純計算をしますと、それぞれ控除対象者一人当たり10%の税率を乗じた3万3,000円、それから1万2,000円の税額が増加するということになってきます。

課税状況調べの基礎数値をもとに、今回の控除廃止の財政への影響を、試算をいたしました。これによりますと、約2,000万円の増収が見込める状況でございます。

ただ、税込全体の増減につきましては、今後の景気の動向に大きく左右されるということで、必ずこの2,000万円の増収が見込めるということではございませんことを、つけ加えさせていただきますと思っております。

それから、集中改革プラン、行政改革への取り組みでございます。今までの効果がどうあったか、それから今後の行革への取り組みについてでございます。17年度から21年までの5カ年計画に基づきまして、宿毛市行政改革推進委員会、民間の方々に出向いただいております。

この御提言等もいただきながら、具体的な推進項目を掲げて、取り組んでまいったところでございます。

この5カ年の取り組み状況及び効果につきましては、議員の皆様には、お配りをさせていただきましたが、事務事業、それから組織機構の見直し、それから職員の定員、給料等の適正管理及び民間委託の推進、いろいろな課題の解決に向けて、効率的、効果的な行財政運営に取り組んできた結果でございますが、集中改革プランで示しました数値目標は、ほぼ達成しております。財政的にも大きな成果があったものとい

うふうに考えております。

削減額につきまして申し上げますと、大きな項目といたしまして、事務事業の見直しによりまして、1, 142万ほど。それから、組織機構の見直しによりまして、578万ほど、それから民間委託等の推進で469万ほど、定員管理の適正化によりまして、3億1, 515万2, 000円という数字が出ております。

また、給与、手当の適正化が3, 922万7, 000円という数字が出ている状況でございます。

それから、効率的な行財政運営と、職員の能力開発等の推進という項目がございまして、これで1億9, 895万9, 000円という数字が出てます。

また、これは努力というか、土地の売却益でございますが、これを努力としていいのかどうか、ちょっとクエスチョンマークがつくところもございまして、これが6, 368万8, 000円という数字が出ました。

これをトータルしますと、5カ年での削減額でございますが、6億7, 850万8, 000円がありまして、5カ年において、市民の理解と御協力をいただく中で、全庁体制で取り組んだ結果というふうに思っております。

さらなる効率的な行財政運営は、行っていかなきゃいけないというふうなことを思っておりますので、これまで継続した取り組みとか、新たに取り組む課題、課題たくさんございます。平成22年度から26年度までの5カ年計画として、新たに行革大綱、及び改革プランに基づきまして、より一層、行政改革というものには取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

この実現のためには、職員のやる気であるとか、意識改革というものが、非常に大切でございます。職員にも、いろんな負担を強いており

ます。

人間ですから、知恵と工夫があろうかと思えますから、そういったものも含めて、職員みんなで取り組んでいくという姿勢にかわりはなく、進んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

次に、地デジの関係でございます。現在、地デジの進捗状況でございますが、ことし7月という期限が区切られております。すべての世帯についても、把握は全部はできておりませんが、本市にあります共聴施設でございます。これは、今年度内にすべての共聴施設の改修工事が、完了する予定となりました。

また、地デジに伴う新たな難視聴としまして、区長から相談を受けております都賀川地区と小三原地区につきましては、各集会所で地元説明会を開催いたしまして、都賀川地区はケーブルテレビへ、小三原地区につきましては、個別受信可能な世帯が多いために、地区内での話し合いの結果、個別に対応するというところで決りまして、国などの支援を受けて、デジタル化に向け、取り組みを進めているところでございます。

次に、広報体制でございます。広報は非常に必要だと思います。国も今、アナログテレビの中で、テレビが見にくいのにもかかわらず、テロップをずっと流し続けているような状況でございます。

この国の実施するテレビCMに加えまして、我々としましても、「広報すくも」を活用しまして、22年9月号、12月号、そして23年3月号に関連記事を掲載して、周知を図っているというところでございますので、ぜひ市民の皆様、地デジ対応をまだされてない、地デジに不安がある方につきましては、つきましてはというより、ぜひ広報は見ていただきたいというふうなことを思っております。

次に、低所得者のデジタル化であるとか、機器の扱いが、ちょっと不便を来す高齢者へのサポート体制でございます。

昨年の3月には、デジサポ高知というのがございます。ここが主体となりまして、市と協力しまして、地デジの説明会の御案内を、全世帯に郵送をいたしまして、主に高齢者を対象として、市内25地区、合計31回の説明会を実施しているところでございます。

また、経済的な理由とか、障害者世帯を対象に、簡易なチューナー1台を無償で給付する国の支援でございます。これも、広報宿毛の22年9月号に記事を掲載しまして、それとあわせて、生活保護世帯へは、市の職員が訪問をするときなどに、状況把握と情報提供を行うことで、周知を図ってきたつもりでございます。

しかし、障害者世帯とか、ことしの1月から始まりました非課税世帯につきましては、本人から申請していただくしか方法がございません。

そういうことなので、再度、広報3月号に記事を掲載して、呼びかけているというところで、周知を、私どもとしては図っているつもりでございます。

昨年の広報12月で、地デジ相談会の御案内を掲載しまして、市内2カ所の量販店の店頭で、主に高齢者を対象としました市民の相談を受けております。

現在、地上アナログ放送が見えている方につきましても、地上デジタル放送の受信ができない可能性もございますので、7月24日のアナログ終了までに、なるべく早目に地デジ対応テレビに買い換えをしたり、チューナー等の購入をお願いをしたいところでございます。

もし地デジが映らない場合は、総務省のデジサポ窓口が高知県にございます。御相談をいただきますよう、お願いをいたします。

それから、これに伴いますテレビの買い換え

に伴います不法投棄がふえるんじゃないかというふうなことでございます。

我々も、そういう懸念というのは、いろいろなものが変わる時期については、非常に勝手に捨ててくれるというふうなことは、いつもございます。

不法投棄への対策ということでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございまして、この16条には、投棄禁止というふうになっております。

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。また、これの罰則規定がございまして、第16条の規定に反して、捨てた者は5年間の懲役と、もしくは罰金刑というふうなことになっております。

平成13年4月から、家電リサイクル法の施行が行われました。家電4製品、テレビ、エアコン、冷蔵冷凍庫、洗濯機、それに附随する乾燥機といったことを処分するには、収集運搬に係る手数料と、それからリサイクル料金を、排出者が負担することになっておりまして、一時、テレビ等のこの4製品の不法投棄が目立ったわけでございます。

このことに伴いまして、当市でも13年度より環境指導員1名を委嘱しまして、市内の不法投棄防止パトロール、放置自動車等の、家電も含めてでございますが、調査及び回収指導などを実施してきております。

このごみ等の不法投棄については、後が絶っておりません。情けないことでございますが、後を絶たないということで、市としましても、22年度からは指導員を1名増員しまして、2名体制で監視パトロールを強化をしております。

不法投棄がひどい場所、これは地区の皆さんにも非常に迷惑がかかっておるわけでございまして、これにつきましては、警察の協力もいただきますして、注意看板などを設置しまして、再

発防止には努めているところでございます。

排出者がルールを守って、適正な処分をしていただくのが一番の対策ではないかというふうには思いますが、これを処分したい人につきまして、どうすればいいのか、不明の場合につきましては、当市の環境課なりに相談をいただければありがたいというふうに思います。

恐らく、処分の仕方がわからない人もいらっしゃるかならうかというふうなことを思っております。

それから、電化製品等にかかわらず、ごみの不法投棄につきましては、本人が特定し、確認ができれば、注意して、厳正な処分をしていただくというふうなことになるかと思っております。

今後も、引き続き、不法投棄の監視活動は強化をしていきます。

それから、市民の皆様にも、御協力をいただかなきゃならないところでございます。年に2回実施しております市内一斉清掃、宿毛市クリーンデーなど、環境保全活動を継続して行うことによりまして、地域の美化意識を向上させて、地域の皆様の監視の目が、不法投棄の抑止効果につながるというふうに考えておるところでございます。

不法投棄は法律上に、先ほど申しました厳しい罰則が規定されておりますので、関係機関と連携しまして、情報交換などを行い、それからまた、市の広報等による啓発活動も、ぜひしていかなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしましても、一人一人のモラルの問題でございますので、不法投棄、ごみ減量化についての事務軽減、施行啓発、また隣の方々にも、皆さんでこういう気をつけることをしていただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 若干、再質問をさせていただきます。

税制についてですが、子ども手当について、現行法では、2010年度の限定法のために、3月末までに成立がしなければなりません、参議院で野党が多数を占めるために、年度内の成立の見通しが立っていないような状態です。

3月末までに法案が成立しなければ、前身の児童手当が復活することになるわけですが、仮に児童手当法となると、所得制限があり、保護者の所得把握が必要となり、事務処理が増大すると思われま。

この2月25日の高知新聞にも、市区町村の支給事務に準備が間に合わないことから、厚生労働省は、児童手当の6月支給は困難と見ていたとの報道がありました。

子供を持つ家庭にとっては、一番、お金の要る時期でもあり、大変、心配をされていることでもあります。本市においては、6月支給が、その児童手当になったときにできるのかどうか、これを伺います。

また、先ほどの集中改革プランですが、この集中改革プランによって、6億7,850万8,000円の財政支出が抑えられたということですが、この集中改革プランの効果については、いろいろな考え方が議論をされております。

集中改革プランによって、生み出された経済効果は、減税として住民に戻すべきであるという賦課、あるいは、減税で歳入を抑制して、その範囲の中で改革に取り組むべきだという考え方が、注目を今、されておりますが、これらの動きについて、市長の考え方を伺います。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 野々下議員の再質問にお答えします。

子ども手当関連法案が不成立の場合、どのように、いつ支給できるのかというふうなことかなと思います。まず、子ども手当についてでございます。

子ども手当についてでございますが、これ、不成立になりますと、従前の児童手当が支給されるということになります。

これ、子ども手当では対象児童であった中学生と、所得制限によりまして、一定所得以上の方は除外されるということになります。

支給額につきましても、3歳未満児につきましては、月額1万円、3歳以上の児童については、基本的に月額5,000円の児童手当ということになります。

この6月支給ができるかどうかというところでございますが、うちの、まだシステムのほうが完全に廃棄されておりませんので、恐らく事務を早急にすれば、6月にはできるのではなかろうかというふうなことでございます。

それから、行革で浮いたお金と申しますか、6億余りのお金があるわけで、あるというよりも、その年度年度のことでございますから、貯金をしているわけではございませんが、これ、名古屋では減税というふうなことが出ております。非常に難しい話かなと思います。削減されたものを、減税として住民に戻すべきであるというふうなことに對しましては、本市における財政状況でございます。先ほど申しましたように、まだまだやっぱり、依然と厳しい、ずっと以前からの借金もたくさんございます。

そういったことから、これを戻す、減税で歳入を抑制しても、一方で借入金が増えるというふうなこともございますし、後年に負担を残すということにつながりかねません。そういったことで、現段階において、減税で歳入を抑制するということは、ちょっと無理かなというふうなことが自分の胸のうちにございます。

全国で、大阪だとか名古屋、それから愛知とかで、いろんな、こんな議論があるということは承知しておりますが、大都市のことでもありますし、そういったものができる環境にあるのかもしれないし、私のほうでは、我々執行部として、きちんとした、こういう対応をして、浮かしたお金につきましては、市民のために有効に使わせていただきたい。このことが、一番市民のためになるのではなかろうかというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 市長、大変丁寧に、詳しく言っていただきましてありがとうございます。

市民が本当に、税制に関しましては、市民が本当に大変な中で納める税金でありますので、市民の納得のいくような税制運営をお願いし、また地デジ対策におきましては、高齢者にとっては、本当に唯一の楽しみでもありますテレビでありますので、地デジ後、テレビの見えない高齢者が出ないような対策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、一般質問、順次発言を許します。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

初めに、宿毛市振興計画についてであります。

平成18年に策定された平成22年度を目標年次とする宿毛市振興計画は、間もなくその期

間が終了しようとしております。そして、今議会に次期宿毛市振興計画の基本構想が策定され、提案されております。

市町村における総合計画とは、地方自治法第2条第4項に、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされております。

しかし、地域主権改革により、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るとの観点で、この策定義務の廃止を含んだ地方自治法の一部を改正する法律案が提出をされている状況もありますが、まず、本市におけるこの計画の策定意義について、どのように考えておられるのかをお聞かせ願いたい。

次に、策定段階で、どのような方法で市民の意見を的確に計画に反映させているのか、また今回、パブリックコメントの募集を行っておりますが、どの程度の件数がある、どのように反映されているのかをお聞かせ願いたい。

最後に、この振興計画の実現性、実効性の確保について、どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。また、振興管理と検証を、どのように計画しているのかをお聞かせ願いたい。

次に、今後の財政運営についてであります。

本市の財政健全化法に基づく数値については、平成21年度決算における数値では、実質赤字比率は黒字決算のため、該当しませんが、実質公債費比率は20.2%で、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、全国でもトップクラスの数字となっております。

将来負担比率も169.6%と、早期健全化基準の350%を下回っておりますが、いずれも高い水準となっております。

今議会冒頭の市長の行政方針によりますと、

平成21年度決算において、公債費適正化計画に計画された新規の起債予定額を超えた起債充当となっており、楽観できる財政状況ではないと報告がございましたが、この当初の、本市の公債費適正化計画によりますと、平成23年度より実質公債費比率が18%未満に抑えることができる計画を策定し、運営しておりますが、計画以上の起債充当を行っているということで、公債費適正化計画は、目標数値の達成が可能であるのかどうかをお聞かせ願いたい。

次に、今後予定されております大規模な事業、消防庁舎建築、小・中学校の建築費、中心市街地活性化事業に、今後取り組んでいく予定であるが、その事業の必要性は、大変大きいと思われれますが、財政面からこの事業の実行が可能であるのかどうか。

中長期の財政シミュレーションで、いろいろな試算を行っていると思われるが、その結果がどのように予測されているのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛市の振興計画についてでございます。

平成23年度から平成32年度の10年間で計画期間としました、宿毛市のまちづくり全般に及ぶ方向性や目標を定める総合的な計画として、宿毛市振興計画を準備してまいりました。

この宿毛市振興計画についてでございますが、計画策定につきましては、いろいろな市の振興計画の策定につきましては、いろいろなことが報道されておまして、こういう計画そのものは、もう義務づけないでいいんじゃないとか、そういうふうな報道もされておるところでございます。

ただ、現在では、まだ地方自治法によりまし

て、策定は義務づけというふうになっておりますので、もし改正されて、義務でなくなったということになったとしても、一応、宿毛市の進むべき方向性であるとか、目標を長期的な視点で明文化することに関しましては、必要なことではなかろうかというふうに、私自身は思っております。

そういったことを明文化することで、広く市民と情報を共有しまして、この計画を目標として、各種事業を推進していく必要があるのではなかろうか、というふうな認識を持っているところでございます。

この振興計画の策定段階で、市民の意見をどう反映させていくかということでございます。宿毛市政策審議会に15名の委員さんに御就任をいただいております、この方々の御意見をいただいて、原案に対する修正を加えまして、最終案をもとにしまして、パブリックコメントを実施させていただきました。

パブリックコメント募集の周知につきましては、ことし、平成23年1月号の広報及び宿毛市ホームページに募集記事を掲載しまして、それとあわせて、宿毛市政策審議会委員、市議会議員、地区長に募集案内と計画案を送付しまして、周知を図りました。

募集期間は、まことに申しわけないんですが、平成23年1月14日から1月31日までの2週間程度でございまして、非常に短かったとは思っています。

提出方法につきましては、電子メール、郵送、ファクス、もしくは持参ということで、この結果としまして、3名の方から御意見をいただきました。

いただいた御意見を計画にどう反映するかにつきまして、検討を加えまして、修正案を再度、この政策審議会に図りまして、計画を策定したというところでございます。

主な修正点をちょっと、申し上げてよろしいでしょうか。

まず、一つは、公共交通のコスト削減の提案がございましたので、ただ財政支援を行うということだけではなくて、関係機関が協力して、将来の公共交通体系を見据えた上で、そのあり方についても、検討していくというふうなことが、よいのではなかろうかというふうな修正を行いました。

それから、Iターン、Uターンの移住希望者への支援についての御提案がございましたので、さまざまなニーズに対応できるように、関係機関と連携をしまして、相談窓口の充実に努めていくというふうな内容に、修正をしておるところでございます。

次に、この計画の実現性、プランをすれば、ドゥー、執行ということが言われます。チェックして、もう一つアクションというふうなサイクルになろうかと思いますが、今回、基本構想の策定と同時進行で、基本計画を作成しております。

この内容をもとに、来年度、より具体的な実施計画を策定しまして、これは財政状況も非常に大切でございまして、多面的に検討を重ねて、事業を推進できるようにしていきたいというふうに思っております。

次に、基本計画、実施計画につきましては、職員の意識改革は午前中にも申し上げましたように、非常に大切なおところだと思いますし、それから、能力開発、事務事業の一層の効率化を図って、自立的で柔軟な行政執行を推進することとともに、市民の皆さん一人一人の御理解、御協力を得なきゃいけないと。

そういった形での計画実現に取り組んでいきたいと、このように考えています。

次に、振興管理と検証は、どう計画されているかということでございますが、基本構想及び

基本計画につきましては、毎年度、達成度の確認を、具体的な検証をもって行う。

その結果を交渉しまして、市民による確認を得ることとしているわけでございます。検証の具体的な方法でございますが、基本計画の中で、目標値の設定ができるものについては、目標値による数値であらわす検証を行いまして、できないものについては、その他の検証を行うというふうに、来年度以降、実施計画を策定する中で、検討をしていきたいというふうに思っております。

次に、財政運営でございますが、公債費の負担適正化計画につきましては、当初計画以上の起債の借り入れを行っているわけでございます。借り入れをする起債につきましては、交付税算入のない起債の借り入れを、できるだけ抑えるということと、交付税算入率の高い、有利な起債の借り入れ、こういうものを行っているわけでございます。

このことによりまして、計画以上の起債を借り入れましても、実質の公債費比率の抑制が可能になるというふうなことになりますので、平成25年度に実質公債費比率18%以下という目標は達成できるというふうに考えているところでございます。

今後も、今城議員おっしゃいましたように、非常に必要な、大きな事業も計画をして、実施もしていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。特に、学校の関係、耐震化も含めまして、ハード事業は必要でございます。

それらの事業を行った場合におきましても、起債の償還が終わるものがございます。それから、実質公債費比率が、こういった起債の償還が終わることで、実質の公債費比率が18%以下を維持できるものというふうに見込んでおるところでございます。

今後は、大きな事業を行うことによりまして、多少の変動はあろうかと思いますが、実質公債費比率のピークは過ぎているような状態でございます。現在より上昇することはないのではなかろうかというふうに想定をしております。

起債の借り入れだけで事業を行うということではできません。一般財源も当然、必要となることとございますから、宿毛市の自主財源は、ただいま30%以下でございます。こういった財政状況を見据えた上で、なおかつ国の制度改正等、まだ不透明な部分がございます。そういった中で、財源に大きな影響を受けることもあるかもしれません。

そういったことで、今後の情勢を見きわめながら、事業を行っていかなくちゃいけないかなど、そういうふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 説明ありがとうございます。

振興計画について。地方自治法から策定義務が廃止されても、やっぱり宿毛市としては必要なことだから、しっかりとやっていくということでしたけど、今回、この計画を見まして、第一印象は、本当に、まだまだ完成度が低い。高知市の総合計画について、高知のほうでも載ってございましたけど、その目標設定についても、117項目の数値目標の設定と、しっかりと、それに実行を担保する予算まで、ある程度、把握していると。完成度の高いものが提案されております。

宿毛市には、これはできないのか。余り必要もないので、しっかりとやってないかなという思いで、最初、失礼ですけれども、質問させてもらいました。

やっぱり総合計画は、市民に対して何を実現

していくか、行政のマニフェストでありますので、しっかりと実効性のあるものを、市民に提示して、取り組んでいかなければならない。

予算編成にしても、その基本計画、実施計画に基づいて、予算編成のもととなるものをつくっていただきたいかった。

やはり、そういう計画が必要ではないかという思いで、質問させてもらいました。これから、実施計画、基本計画、現在、提示されているものには素案と書かれておりますので、もっともっといいものができるかもしれない。

今後、どういうスケジュールで、この基本計画を見詰めて、実施計画につないでいくのかを、再度、御答弁願います。

それから、財政計画についてですけれども、もう18%を超えることはないだろうと。必ず、もうピークは過ぎているので、そういうことはない。

行政方針では、楽観できる状態ではないと、市長は申されてましたけれども、少し楽観できるんじゃないか。余り緊縮、緊縮の予算をやってきたんですけれども、今度は少し、せめてもいいんじゃないか。使ってもいいんじゃないか。それがためには、財政シミュレーションというものが大事になってくるんですけれども、我々議員にも、市民にも、今後、これだけの事業を試算して、起債しても大丈夫だという資料は見ることがございません。

やはり、これから新規に事業を提案してくるときには、しっかりとした財政シミュレーションを、そらもう確実なものではできんかもしれません、いろいろ状況は変化していきますけど、その状況を踏まえた上でのシミュレーションを、議員にも、市民にも提示して、その事業のぜびを判断していかなければならない。

そういう思いがございまして、公債費適正化計画は、25年度までの計画で、それから以後

については、書かれておりません。財政シミュレーションは、ここ5年、10年の予想される事業費なんか等、決められた数字、ある程度予想していくシミュレーションが、私は必要と思いますが、そういうシミュレーションをやっていくおつもりはないのかどうかを、御答弁願いたいと思います。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。まず、振興計画でございます。御指摘の部分はあろうかと思いますが、これから、やはり実施計画となりますと、骨に身をつけていくというふうなことになるかと思っております。

先ほど申しましたように、いろんな形を想定しなきゃいけない。それに、骨に身をつけていく形が、実施計画であろうかと思っております。

その、先ほどの、後の質問の財政シミュレーションとも関連するかと思っておりますが、その実施計画を、きちんとしたものに、23年度にはつけていきたいなというふうなことは思っております。

それから、財政シミュレーションはもちろん、やらなきゃいけないようなこととございます。ただ、先ほど、最後に申し上げましたように、非常に国の状況というものがつかめないところがあります。この、今回も予算関連法案が通るのかどうか、さっぱりわからない部分、そういったことで、想定できない部分が多分にあって、今、シミュレーションしていくこと自体が、大変な状況なのかなというふうに、私自身は思っております。

というのは、昨年からもあるんですが、一応、総務省のほうでは、財政健全化、それから財務省のほうもあるんですけど、各省庁においては、いろんな事業を、こうやれああやれと言って来ては、それには国費100%ではなく、単独費

用をつぎだめというふうなことがあって、それを、例えば2年ぐらいやったら、もうあとは、国ははしごを外すよと、そういうふうな事業も多々あります。

そういう中で、これ、言いわけではないんですけど、そういったつかみきれないところが、非常にあって、何か思いついたように、これやれ、あれやれというふうな国からの指示がある。

それをやった、1年やったら、次の年は、もう国の国費は外すよと。あとは一般財源で各地方がやれとか、そういう事業は非常に多いです。

だから、この財政シミュレーションをするについても、そういったものは想定してやらなきゃいけない。今までの財政のシミュレーションの仕方と、少し違う形でやらなきゃいけないのかな。そういった悩みというものは、ちょっとあります、ということは御承知願いたい。

市が、我々、存続ずっとしていくわけでございますから、ここの市の財政、どうしていくか、将来的に、やはり借金がなければならないにこしたことはないわけでございますから、恐らく借金は、ずっと続いて、ずっとって未来永劫じゃないかと思えますけど、この借金が徐々に少なくなっていくということは、非常に必要なことだと思います。

こういうふうなことをしていかないと、思い切った事業もでない、できないというふうなこともあります。

今城議員、もう少したずなを緩めてという御指摘だろうと思いますが、たずなをもう少し緩めるかどうかのシミュレーションは、もう少しお待ち願えればありがたいというふうに思っておりますので、こういった答弁をさせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○副議長（中平富宏君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 振興計画については、

これからしっかりと取り組んでいくということなので、もう基本計画、実施計画についても、その都度、議会で審議して、いいのか悪いのか判断していきたいと思っております。

それから、財政シミュレーションですけれども、よく読めないからできないのでなしに、一生懸命読んで、ある程度、実際に近いものをつかんでいくのが、行政マンの腕ですので、しっかりとつかんで、できればそれを公表していただきたい。我々も議案審議の一つの材料にしていきたい、そう思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。

私は、今回のこの一般質問が最後になります。今回、11人の、私も含めて11名の同僚議員が一般質問をするということでございまして、なるべく簡潔に、質問を行って、議事進行に協力していきたいというふうに思っておりますので、執行部におかれましては、適切な御答弁を、よろしく願いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、産業振興について、お伺いをいたします。

その中の最初の、1項目め、ソフト分野の支援策でございますが、御承知のように、宿毛市には、足摺岬、そして四万十川というような、全国ブランドの観光地はございません。しかし、美しい自然と、そして豊かな人情にはぐくまれた、宿毛ならではの食文化、そして新鮮な農林水産資源がございます。

さらに、文教のまちとして、日本の歴史に名を刻む著名人を輩出した文化風土など、他地域と比べても、勝るとも劣らない希有な財産がございます。

加えて、現在、1次産業から3次産業、それ

らを一体化いたしました6次産業と呼ばれるものに至るまで、新たな宿毛のブランドを開発し、全国に、あるいは世界に発信していこうと、市内を拠点にして、日々努力と研さんを積んでおられる、頑張っておられる事業者もおられます。

こうしたすぐれた宿毛の財産を、商品として発信していくことが、宿毛の活性化につながるものと考えますが、そのための方策として、施設の整備の補助事業だけではなく、観光産業を含めて、商品開発からマーケティングに至るまでのソフト分野における新たな支援事業メニューを検討、そして創設し、これからの有望な事業に対して、行政として積極的に支援をしていくお考えはないのか、お聞きをいたします。

また、一つのアイデアとして、マーケティングなどの専門のノウハウを持った、有能な人材の登用についても、一考の価値があるのではないかというふうに思っておりますので、市長の御見解をお聞きをしておきます。

もう1項目、2点目でございますが、文化・スポーツによるイベントによるまちおこしについて、お伺いをいたします。

私は、文化・スポーツイベントも一つの産業として考えることができると、常々思っております。行政、民間団体などの主催で開催された1年間の宿毛市のイベント実績を見てみますと、規模の大小はあるものの、年間約180件以上にのぼる各種文化・スポーツイベントが開かれております。

これらの経済効果は、一体どの程度と試算をされておられるのか。また、宿毛市行政として、どのようにこの文化・スポーツイベントを評価されているかについて、まずお聞きをいたします。

続いて、六・七年前に取り上げました産業振興に関する一般質問の中で、宿毛の活性化は地産地消だけでなく、地産外消、いわゆる他で消

費していただく、そうした取り組みを行って、外貨を稼ぐことでないかということ、提案をしたと記憶をしております。

宿毛の売りとなります地場産品を、市外に発信をして、どんどん買ってもらうことはもちろんでございますが、加えて、歴史や文化、あるいはスポーツイベントなどを積極的に奨励をして、宿毛市を訪れる市外からの入り込み客アップを図ることによりまして、市内の経済を活性化し、農産物や魚介類を初めとする地場産品の販売促進につなげていくことは、費用対効果の面からも、非常に有効ではないかというふうに考えております。

実際に、これらの取り組みは市民、住民の娯楽文化やスポーツの育成普及、スキルアップにもつながると同時に、人的交流の促進と、リピーターの増加、精神的、体力的な健康増進にも寄与することとなりまして、まさに一石何鳥にもなっていると考えます。

文化・スポーツイベントを、まちおこしプロジェクトを大きな柱の一つに据え、施設の充実や使用料の減免など、行政ができる支援策を拡充するとともに、こうした事業を推進するコーディネーターの配置、また関係団体、事業者とのネットワークの充実、情報の共有など、官民共同の新しい仕組みをつくるが必要ではないかと考えます。

この点につきまして、宿毛市行政としての今後の取り組みと対応について、お聞きをいたします。

続きまして、2点目に入りますが、人権と地域福祉のまちづくりについて、お伺いをいたします。

宿毛市内でも、全国同様に少子高齢化が進んでおります。人口も年々減少し、ついに2万3,000人を割り込み、2万2,000人台に落ち込んでおります。

税金のもととなる市民所得も、景気低迷や地場産業の衰退、そして不安定雇用、賃金カットなどで減少傾向にあります。

このように、自主財源が乏しい本市の行財政は逼迫する一方で、社会保障関連事業費については、毎年、増加の傾向が続いております。

こうした厳しい経済環境や行財政環境の中では、地域の多様な生活ニーズや課題に対して、行政の力だけでこたえていくことは、非常に厳しくなっております。

これらの現状を克服するためには、行政と住民が知恵を出し合い、新たな共同のコミュニティや、生活環境づくりが必要だと考えます。住民が安心して暮らせる自助・共助・公助の行政と住民がともに支え合うまちづくりを実現することで、個人の尊厳や人権が大切にされ、宿毛に暮らしてよかった、宿毛でこれからも生活をしたと思える、心の通い合うまちになっていくのではないかと考えます。

また、地域のことは地域住民がよく知っておりますして、地域の課題解決に向けた行政施策につきましても、地域住民を中心に据えて、行政を推進していく住民参加の地域福祉の取り組みが求められておるのではないかと思います。

以上、住民一人一人が参加する人権と地域福祉のまちづくりの推進について、市長の政策面における方針をお伺いをして、一般質問1回目を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

産業振興関係につきましても、非常に、いろいろな御提案をいただいたというふうに認識をいたします。

おっしゃいますように、市内にも地域振興につながる特産品の開発を計画しております、民間等、それから団体等がおられます。

行政方針でも、少し触れたと思いますが、ハード事業は平成22年度には直七生産組合が、高知県産業振興計画を活用しまして、搾汁工場を完成いたしました。

現在は、ナオシチを中心とした加工品の開発を、積極的に行い、販路の拡大にも努めておるところでございます、ナオシチばかりじゃなく、ほかの果汁につきましても、この搾汁工場を利用した形で、いろいろな製品をつくっていただければありがたいと、いうふうなことも思っております。

また、水産業のほうでございますが、民間企業が養殖業者さんとタイアップしまして、事業拡大、事業規模を拡大して、また宿毛湾漁協におきましても、生産性の向上と、販路拡大を図るため、民間企業と連携して、新たに加工場の整備を行ったところでございます。

ソフト分野につきましても、宿毛市推奨品制度であるとか、宿毛市地場産品等パッケージデザイン支援事業費補助金というものを創設しまして、商品のPRだとか、認知度の向上を図り、販路の拡大と地場産品の育成というものを図っているところでございます。

また、商品開発やマーケティング等を希望する事業者には、国、県の補助事業等を活用する上での助言、サポートをしたりしまして、事業者と一体とした支援をすることにより、事業化の実現に向けての取り組みを、今後も図ってまいりたいと、こんなに考えているところでございます。

次に、マーケティングなどの専門のノウハウを持った、有能な人材の登用でございます。これからも検討していきたいというふうに思っておりますが、現在の状況は、専門知識を有する大学の教授や、宿毛大使などを招いたシンポジウムの開催であるとか、交流を深めることにより、いろいろな御指導をいただいているところで

ございます。

また、財団法人の高知県産業振興センターにも、専門知識を有した職員が配置されておりますので、こういったところとの連携も図りながら、対応もしていきたいというふうに考えます。

これからも商品開発であるとか、販路の拡大、物流の効率化を図るといったこと。それから、関係団体等とも連携を密にしながら、地域産業の活性化に取り組んでまいるといふことになっております。

次に、産業振興の2番目でございます。文化・スポーツイベントによるまちおこしについてでございます。

まず、文化・スポーツイベントの経済効果でございます。今までも、いろいろスポーツ関係のイベントを実施してきておるわけでございます。市外からの参加者の多いイベントを実施することにつきましては、宿泊、それから飲食、あるいはお土産品の購入などなど、直接的な経済効果があるだけではなくて、市外の方に宿毛市を知っていただく、関心を持ってもらうことによる経済効果というのものも、大きなものがあるというふうに思っております。

宿毛市の市民の方々のおもてなしの心という、そういったものが、市外の方々に非常に強く打っているというふうなものもあるのではなかろうかというふうに思っております。

イベントごとの具体的な経済効果そのものについては、数値として試算しておりませんので、ここで具体的な数字は申し述べることはできませんので、御容赦願いたいんですが、私自身は、宿毛市にとって、先ほども申しました宿泊や飲食等にとって、非常に大きな経済効果があるというふうなことを認識をしております。

また、経済効果だけではなくて、多くの市民が協力をしたり、イベントをつくり上げていく

ということは、まちづくりとかにも大きな効果があるというふうに考えますし、生きがいづくりや、健康づくりといった意味からも、非常に効果のあるというふうなことと考えておるわけでございます。

実は、昨日も梓立祭、小野 梓先生を顕彰する会があったわけでございますけれども、今回は特に、第16代早稲田大学総長が、去年11月に就任されて以来、初めてお見えになりました。

小松、それから富山房、坂本図書館をいただいた坂本報効会のほう、そしてことしは特に、早稲田大学応援部OBさんと、片島中学校の合同の演奏会というものもありまして、このために、例年よりも非常に多くの方々が、宿毛にお見えになりました。

そういった形で、この経済効果についても、非常に大きいものがあつたんじゃないかなというふうに思っております。

まちおこしのプロジェクトの柱に据えた、今後の取り組みにつきましては、間もなく、このきのうの梓立祭以外にも、間もなく第3回の花へんろマラソンを初めとしまして、各種スポーツ大会とか、講演会、コンサートの実施など、「広報すくも」でお知らせしているイベントが、年間を通じまして200件ほどございます。

これらのイベントのうち、行政が主催するイベント実施につきましては、関係機関とか関係団体、多くの市民の皆さんの協力なくしてはできないということで、御協力をたくさんいただいて、実施しているわけでございます。

一方、民間団体が主催、実施するイベントもでございます。これにつきましては、できるだけ施設使用料の減免であるとか、人的支援、それから行政が積極的に後押しをして、協力をし、官民が一体となった多くのイベントを実施している状況でございます。

今後ともボランティア意識の向上とか、積極的な市民参加、あるいは情報の共有化などの取り組みを進めまして、積極的に文化・スポーツを通じた地域の活性化に努めていきたいと、このように考えております。

スポーツ関係につきましては、具体的に少し挙げさせていただきますと、子供のサッカーであるとか、子供の野球であるとか、そういった大会を、それぞれの団体が開いていただいております。子供たちの休みのときに、2日間をかけてやってくれると。

1日目で、これは帰さない。2日目も必ず試合があるような取り組みをしていただいて、それに応援に来るお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんといった方々が、市内に泊まっていたら、そういったような経済効果もたくさんございますし、市民とも触れ合うということが、非常に素晴らしいことだと、私は思っております。

こういった形で、訪れた方が、気軽にまた市内観光もできる体制の整備であるとか、また、宿毛に来たいと言ってもらえるような取り組みを、観光協会、関係の方々と連携をとりながら、進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

次に、人権と地域福祉のまちづくりでございますが、行政方針においても、全体的な思いは伝えておりますが、宿毛市におきましても、厳しい行財政状況の中では、地域の多様なニーズや課題に対して、行政の力だけではこたえていくことは、非常に難しくなっているというふうに思います。

今後も、人権が尊重される社会の実現を目指すと同時に、子供から高齢者、すべての住民が住みなれた地域で、だれでもが安心して暮らせるよう、それぞれが知恵を出し合い、役割を担って、地域ぐるみによる市民と行政が協働した

地域福祉のまちづくりを推進していきたい、このように考えた形での、地域福祉計画を策定すると同時に、保健・福祉・介護及び医療サービスの連携を一層強化しまして、高齢者を初め、先ほど申しましたすべての市民が、宿毛に住んでよかったですと思えるようなまちづくりの実現に向けて、取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうも、適切な御答弁、ありがとうございます。

若干、再質問になるかもしれませんが、意見も交えながら、発言させてもらいたいと思いません。

産業振興の関係で、わかりやすい御答弁をいただきました。私もいろいろ、調査をしまして、宿毛市の現在の状況、そして45年前の状況と比較したデータを紹介しておきたいと思っております。

市内の国勢調査による結果でございますけれども、1960年（昭和35年）の調査がございまして、15歳以上の就業者数なんですが、総数が1万2,087人となっております。1次産業の関係者が4,886人、40.4%。2次産業に従事されている方が2,265名で、18.7%。3次産業に従事されている方が4,936名で、40.8%という数字になっておりますが、これが45年後の2005年、平成17年の国勢調査によりますと、総数では1万1,122人でございます。そのうちの1次産業が1,681人、15.1%。2次産業が2,318人、20.8%。3次産業が7,109人、63.9%となっております。この中で注目するのは、1次産業の落ち込み、衰退でございます。

比較をしますと、約、45年前に比較して3、

000人減っております。40.4%の比率から15.1%に、急激に減ってきました。

一方で、3次産業につきましては、約2,000人ふえておまして、40.8%であった人口比率が63.9%に上昇しておまして、1次産業は衰退し、そして3次産業に就業形態が大きく移っていった。2次産業は、大体、横ばいというふうに思っております。

そういった経済状況、就業状況ということを考えてときに、1次産業の振興というのは、本当に深刻な課題があるというふうに思いますし、そういったものを、地産外消ということ、尾崎知事、就任されてからずっと訴えて、産業振興計画も立てて推進しておられますけれども、宿毛において、そうした1次産品を中心に、外へ発信していくことも重要であるというふうに思っております。

内部消費だけで、経済を大きく拡大していくことは困難でありますから、外貨を稼ぐ、外へ売り出していくということが大事かなというふうに思っております。

そういう部分では、各事業者が努力することはもちろんでございますけれども、行政が一定、支援していく、そういった取り組みが必要ではないかというふうに、常々思っております。

先ほどの御答弁の、市長のお話の中にありましたように、国からひもつきの補助事業ばかりでは、非常に経済的に逼迫してくることは覚悟しておかなきゃなりません。しかし、市単事業であったとしても、外からそういったお金を、宿毛へ引っ張ってくる。宿毛の地場産品を外へ売り出していくことによって、宿毛が経済的に潤うという形をとることを前提にすれば、市単事業として、独自の発想もあっていいのではないかなというふうに思っております。

そういう部分で、例えば、せんだって、私たち市民クラブで政務調査へ行ってきました

徳島県の上勝町、そしてまた、島根県の隠岐の島の海士町、そういったところで先進事例を勉強させてもらいましたけれども、共通したところがございます。

なぜかと申しますと、それは何かと申しますと、そこに地域の産品なり、そういった経済を活性化して行く有能な人材がおられるということでもあります。

上勝町でも、Iターンでやってこられた農協の職員でございますけれども、その方が努力されまして、上勝町のいろどりという、今、株式会社になっておりますが、そういった第3セクターを立ち上げるまでに成長して、全国にその名をとどろかせて、世界にもかなり有名になっておる、小さな山間の、徳島の町でございますけれども。そうした人材が地域の経済を豊かにしていく、いう実態を目の当たりにしてまいりましたし、海士町でも、そうした町長さんがおられまして、山内町長さんですが、そういった町長の方針によりまして、その町の交流促進課の職員の青山さんという方が、一生懸命マーケティング担当もされまして、海士町のいろいろな産品を外に発信していく。いろいろな事業を展開をして、これも一躍、国内でも有名になっております。

そのほかにも、職員であつたり、外部登用の方であつたり、かなり活躍しておられて、先進的な取り組みをされている自治体もございません。

そういったことを考えますと、本市におきましても、そういった人づくりが大きなキーワードになってくるのではないかなというふうに思っています。

すばらしい財産、資源がありますけれども、それを売り出していく人材を育てていく。また、そういった人材をヘッドハンティングしていくということもあっていいのではないかなという

ふうに思っております、今回の質問で提案と
いうか、市長の考え方を聞きしたわけであり
ます。

そういった部分で、他市町村の先進事例に学
びながら、宿毛のよさをアピールして、発信し
ていくということ、今後、積極的に取り組ん
でいただけたら、地場産業の振興にもつながり、
そしてまた、先ほど言いましたスポーツや文化
によるイベントおこしを通して、まちおこしに
つながっていくということになるのではなかろ
うかなというふうに思っております。

それから、人権と地域福祉のまちづくりにつ
きましては、ずっと、私もこの問題をテーマに
して、一般質問で取り上げさせていただきまし
て、今回、最後の一般質問で、あえてまた触れ
させていただきましたが、先ほど、市長がおっ
しゃった方向で、地域と、そして行政が連携を
して、本当に宿毛に住んでよかったなというよ
うな、そういった温かい、心の触れ合うまちづ
くりを進めていただいたらというふうに考えて
おります。

この点につきましては、積極的に、今後、取
組んでいただけるものと期待をしております。

2回目の質問を終わりますが、御答弁があれ
ば、適切な御答弁をお願いします。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員から、
いろいろな御提案もいただきました。

本当におっしゃるとおり、やる気のある人材
というものは、やっぱり必要だということは、
私も就任以来、ずっと認識しております。

上勝町の話も、上勝町の町長さんの講演も、
東京で聞いたり、この海士町につきましては、
海士町まで、私も四、五年前に行ったこともご
ざいます。これは、離島振興協議会の会合等あ
りまして、そこでも山内町長が、非常に積極的
に財政投資をして、例えばCAS、個別の名前

を出したら申しわけないんですが、冷凍設備で
も、生の物が冷凍させて、解凍したときに生の
まま、本当にドリップが出ないようなものを採
用しているとか、先進的に取り組んでいるとい
うことも承知しております。

これまたすべて、やはり人材だと思います。
そこには、よそからもIターンで入ってくる人
たちがいて、その人たちがいろんな商品開発を
して、いろいろな、外に出していく。サザエ、
カレイであるとか、それから、そこは牛も放牧
をしたりしておりますし、肉そのものは、高い
肉が東京まで行っているとかいう話も、そこで
勉強もしております。

私自身も、全国の地域づくり推進協議会の、
一応、会長をやっておりまして、全国の地域づ
くり貢献されている人たちを、毎年、表彰し
て、その人たちにも会ったりして、いろんな話
も聞いているわけでございますが。

やはり、そこでやる気になって、こういう言
葉を使っては不謹慎かもしれませんが、
ばかになってやっていくというふうな、そうい
うふうな人たちが、このまちづくり、それから
地産外消の成功事例だというふうな、私も認識
してますし、近いところでは、四万十町で「四
万十ドラマ」というふうな、畦地さんが親分
になってやっております。そういったところも、
実例として、非常に見てきております。

だから、あとはやる気の問題、やる気の人材
を、やはり求めなきゃいけないのかな。職員に
まず、やる気を出してもらいたい。そしてまた、
地域におられる方々に、一つの取り組みをして
もらいたい。

一つの成功が、じっくり、長かったんですけ
ど、温暖化を逆手にとって、こちらでマンゴー
をどうかという提案をして、今、やっていただ
いている人がおひとりおられます。

非常に、これは沖縄のマンゴーより、非常に

おいしい。価値も非常に高いと思っています。生産が、去年2年目によくくなりました。そういったものにも取り組んでいる方がおられまして、これはまさに地産のものを、外に向かって高額、価値のあるものを出しているというふうなこと。

それから、我々のところは、もう少し、1次産品、魚である、それから野菜である、そういったものを少し加工したものを、一つのロット、適切に出していくということが大切なことではなからうか。

予算と言いますか、景気の変動で、いろいろ個人ではインフラの整備ができないというふうな、経済的な面もございます。そのことに関しては、かなり行政も後押しして、これからやっていかなきゃいけないというふうな思いも持っておるわけでございます。

そういったこともあって、ことし4月には、一つのところで6年以上ですか、そういった経験をしてきた、即戦力になる職員を、35歳まででございますが、職員として2名、採用することにしております。

それから、商工観光課のいわゆる事務局が、商工観光課にありましたものを、皆さんの御了解を得て、観光協会の専務を、専属の専務を採用しております。

この方も、東京からこちらに来た方でございますので、この方も、これから地域のために、非常に頑張ってくれるんではなからうか。

そういったものに取り組んでおりますが、まだまだ結果というものができておりません。中川議員のおっしゃる形のもの、そしてよそのいい事例、そういったものも見習いながら、地産外消、地域の産業づくり、そういったものに取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、人権と福祉のまちづくりにつつま

しては、先ほど、中川さんがおっしゃった、これは中川さんのライフワークみたいな形で、私も時々、質問も受けておりました。こういったものにつきましては、誠心誠意取り組まさせていただきますと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

最後になりますが、私も今回の議会で勇退させていただくということになりまして、大変お世話になりました。

今後、宿毛市が元気になって、安心して、平和に暮らせるまちになりますように、宿毛市行政、そして議会、住民の皆さんが英知を結集され、そして協働のまちづくりを推進していただくことを強く御期待しまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（中平富宏君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、一般質問を行います。

ことしも3月になり、小・中学校を初め、高校では卒業式や受験といった、一番忙しい季節を迎えました。宿毛市においても、執行部より23年度の当初予算が提出され、議会もことから予算委員会をつくり、慎重に審査をすることになりました。

その中で、議案第40号に、宿毛市振興計画が出されています。この振興計画は、宿毛市の

基本構想として、平成23年から平成32年間の基本構想です。

私は、この基本構想に、なぜ宿毛市の合併構想がないのか、今でもじり貧になっている宿毛市を、今後の10年間、宿毛市単独で生きていくのか、市長の考えを伺いたと思います。

なお、過去に振り返ってみますと、平成17年4月28日、市町村合併特別委員会委員長報告では、平成15年7月1日に、宿毛市、大月町、三原村の議会が、それぞれ合併協議会設置議案を可決し、合併に向け、鋭意調査研究を進めてまいりました。

しかし、平成16年8月22日に、大月町、三原村において、合併の是非を問う住民投票が実施され、開票の結果、大月町では賛成多数を占めましたが、残念ながら三原村では賛成少数となりました。

その結果、平成16年9月30日、宿毛市・大月町・三原村合併協議会が解散し、その後の平成17年2月17日、宿毛市、大月町で合併に向け取り組む旨の合意が、市長、町長で行われ、平成17年3月2日、宿毛市・大月町合併協議会が設置されました。

そして、21世紀へ大きく飛躍する新生宿毛市に、大いなる夢と希望を持っていましたが、残念ながら合併の希望は絶たれることになりました。

その後、大月町民による合併賛成の署名運動が行われ、3,500人の署名を集めましたが、その後の合併の話はありません。

続きまして、幡多けんみん病院について伺います。

幡多けんみん病院は、幡多西南病院と宿毛県立病院が統合して、幡多郡唯一の高度医療機関として、平成11年4月に、総工費187億6,000万円で作成をいたしました。

しかし、近年、医師不足で休診している科も

あれば、予約をしなければ診療ができない科もあります。近隣市町村と連携をして、医師確保に努めていただきたいと思います、市長の考えを伺います。

以上で1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

合併の件ですが、非常に微妙な問題も含まれているんじゃないかなというふうに思います。

まず最初に、私自身は、この3市町村の合併につきましても、賛成の立場で、そしてまた宿毛市議会も、合併をしろということで、推移をしてきました。

今でも、恐らく宿毛市民の方々、議員の方々も、合併することについては、賛成ではなからうかというふうなことを、自分自身は思っております。

せんだって、県の総務部長の談話みたいなのがありまして、合併の効果というのは、一定あったんじゃないか。マイナスの面は、合併で広がった分、いわゆるその市の外れのほうと申しますか、中山間地域であるとか、人口の少ないところについては、以前より、それは少し寂れたかもしれない。

しかしながら、公共事業が、合併をしないところよりも、非常にたくさんできている。それから、基金の増額であるとか、そういったものの比較をしますと、やはり合併をしたところのほうが、増額基金も積み立てられているというふうなことで、一定の効果があったというふうなお話も聞いております。

危機的な財政だから合併しなきゃいけないというふうなことでもなからうかと思えます。一つの、財政も一つの要因だろうと思えますし、いろいろな、広域的な行政をやるといことが、これから求められていくことだろうというふう

に思います。

ただ、3市町村の合併につきましては、皆様御存じのように、浦尻議員も先ほど申されたように、三原村において、住民投票で反対であると。その後、大月町と宿毛でどうですかというふうなことを持ちかけましたところ、合併協議会は、合併賛成ということで協議が成立したわけですが、その2日後の大月町議会では、否決。宿毛市議会では賛成という形で、合併が実現できなかったというふうな経緯がございます。

私自身は、今でも合併につきましては、求められれば賛成していきたい。これも私自身の考えでなくて、やはり議員の皆様方の後押しと申しますか、市民を代弁する議員の皆様方が、合併に向かっていこうじゃないかというふうな意思統一も必要かなというふうに思っております。

そういったことで、議員の皆様方の後押しであるとか、市民の後押し、そして我々のニーズ、そういうものがあつた上で、合併しようということとは、言っていけるんじゃないかなというふうには思います。

ただ、高知県のその後のお話でございます。これ、市町村合併審議会から提言を受けまして、県内の市町村を6区分するというふうな案を示しております。本市におきましては、いわゆる幡多6カ市町村ですか、黒潮町から四万十市、土佐清水市、大月町、三原村と、当市ということでの合併構想というふうな形にはなっております。

そのことも念頭に置いた上で、皆様方と市民の意見を尊重すべきであるというふうなことを考えておるわけでございます。

現段階におきましては、サービス水準の維持とか、市民サービスの向上を図っていくためには、行政の効率化が不可欠ということで、複数の自治体によります広域連合であるとか、機関

等の共同設置での事務処理も必要である、というふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、住民が安全で安心して住めるまちづくりを目指さなきゃいけないというふうに考えておりました、そのためには、地域エゴとか、個人的な利害関係を排除した上での大局的、建設的な議論はしていかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

次に、幡多けんみん病院の医師不足についてでございますが、高度医療とか、へき地医療の拠点病院として、幡多地域の医療の中核をなしています幡多けんみん病院でございます。

平成18年ごろから、医師不足とか救急患者、手術件数の増加によりまして、医師の負担が過剰となっております。

一部の診療科の休診、それから週数回の予約制による診療体制、病気が予約制となると、非常にこれはおかしな話でございまして、これもやはり、医師不足のなせるわざかなというふうなことでございます。

これにつきましては、非常に、幡多地域住民にとって、大変不安であるということも、私も認識しておりますし、救急医療につきまして、救急車の出動回数が非常に多い宿毛消防署でございます。そんなことも考えますと、この幡多けんみん病院の医師の不足というものが、非常に住民の生命、財産を守る上で、大切な課題であるというふうに、私は思っております。

当市の現状を申し上げますと、平成19年度に医師の減少などを理由に、楠山、京法、鶴来島の3地区の無医地区巡回診療が、月2回ありましたが、1回となりました。

平成20年には、鶴来島地区のみ、月1回の巡回診療となった経緯がございまして、鶴来島地区住民も、次は巡回診療が廃止になるんじゃないかというふうに、大変心配してございまして、

市に対し、継続を求める要望書をいただきました。

当市としましては、平成21年5月に、高知県議会文化厚生委員会に対しまして、鶴来島における無医地区巡回診療の継続及び幡多けんみん病院の医師確保についてということの要望書を、議長と連名で提出しまして、公営企業局の県立病院課から、これは引き続き、実施するというふうな回答をいただいております。

また、平成22年11月には、高知県の市長会を通じまして、高知県知事に対し、幡多医療圏の維持にかかわる医師の確保についての要望書を提出しまして、医師確保推進課から、高知医大への働きかけにより、医学部定員の増、奨学金貸与者がふえているということ。そして、平成22年3月設立の高知医療再生機構を核にして、若手医師のキャリア形成の支援強化を行い、早く活躍していただくなどの取り組みをしているというふうな回答をいただいているという状況でございます。

これは、折に触れまして、幡多地域の首長、市町村長とも足並みをそろえて、幡多けんみん病院の医師確保に向けた要望等を行っていかなくちゃいけない。また、県にばかり、お願いするばかりでなくて、私自身も、宿毛大使を通じた形で、せんだっても東京で医者の方を紹介しまして、そのお医者さんに会ってきまして、この地域医療のことを説明してきました。

ぜひ、若手だけでなく結構でございますから、60ぐらいの方でも結構です。そういった人、医師の確保が、この地方、地方は大体同じじゃないかと思えます。皆さんがそういうことで、医療にもかかれない状況もあるというふうなことも説明して、先生方のお知り合いなり、それから学校関係、そういったことでの、田舎がいいというふうなお医者さんがいれば、ぜひ、きていただきたいというふうなことも、お願い

もしてきた状況でございます。

この浦尻議員から御提言いただきました医師の確保の問題は、本当に我々、地域の住民の命を守るという行為を減殺されるものでございませぬから、非常に重大な問題であるというふうに思っています。

また、へき地医療でも、沖の島に診療所がございませぬが、このへき地医療協議会も県の中にありますけれども、この協議会の中の医師の確保についても、非常に重大な問題となって、年々、減らされているというふうなこと。

減らされて、それで済む問題ではございませぬので、この医師の確保については、重大問題として、課題として取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 再質問をさせていただきます。

今、市長の答弁の中で、市町村合併の話をお聞きしました。私も、6カ市町村の合併については賛成なんですけど、そこにいくまでに、6カ市町村になるまで、じっと待っているのではなくて、やはり大月、宿毛、三原、生活圏が恐らく、宿毛を中心とした生活圏になっていると思います。

ちょっと、データがありますので、見てみますと、先ほど、野々下議員からも言われたように、宿毛市の人口は平成17年度国勢調査では、2万4,397人で、世帯が9,371世帯ありました。しかし、去年の22年では、2万2,614人に対して9,202世帯、人口が1,783人が減っております。

ちなみに、大月町では、17年では6,437人おったんですが、22年には5,784人、653人の減少となっております。

三原は、人口では127人の減少なんですけれども、世帯は10世帯がふえております。

そういう中で、市長も知っていると思いますけれども、宿毛、三原、大月、生活圏が宿毛にあるということは、恐らく大月の人なんかも、2,600人が働いているんですけども、その中の700人ぐらいが、この宿毛のほうに働きにきております。

宿毛で買い物して、そしてまた家に帰る、そういう形で宿毛を中心とした生活圏で生きている住民、町民もおるんですけど、そういう中で、やはり宿毛、大月、三原は、何か親戚筋のような形で、私は受け取っております。

今後、私が市長にお願いしたいのは、やはり6カ市町村を目指す中で、振興計画は振興計画をおいておきまして、やはり宿毛市のトップとして、大月町のトップとか、三原のトップとの、本当に腹を割って話して、これからの10年後を見たときに、じり貧になっていく宿毛市、大月町、三原村、この3つが下がっていくことは、もう目に見えてわかっております。

しかし、3地域が協力すれば、山の森林ゾーン、商業ゾーン、それとか海のゾーンとか、例えば柏島の目の前には沖の島があります、あれは宿毛市です。そういう形で、もう隣接が、前からなってますので、垣根を越えて、これからの合併に向けた取り組みの第一歩として、やはり市長みずからトップ会談をしながら、そして職員の交流、そういうものを深めて、最終的には、私としては、6カ市町村と合併をするときに、四万十市と胸を張って合併できる宿毛市でありたいと思っております。

そういう中で、市長の意見として、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、けんみん病院なんですけど、けんみん病院は、一応データをとったんですが、平成11年にできまして、そのときには、結構、医師はいたんですが、例えば医師が減ったのは、皮膚科がゼロになりました。今は予約です。それ

と、眼科。眼科も予約です。それと、精神科、神経科、神経内科、呼吸器科、すべて休診になってます。

しかし、データの的に、いろいろ見ると、幡多西部消防組合、その消防署なんですけれども、その組合が21年に緊急で搬送したり、これは幡多けんみん病院に搬送してます。幡多西部消防組合が1,209名、幡多中央消防組合が、1,121名、土佐清水消防本部が487名、合計2,817名の患者を、緊急に搬送してま

す。その中で、1日平均7.7人、それだけ緊急性をもって、けんみん病院に行っているんですけども、どういう病気か、どういうけがかわからない中で、やはり医師がいないと大変な状態になります。

私としては、やはり市長にお願いしたいのは、県の病院ですけど、またトップになるんですけど、やはり6カ市町村の代表が判の押し合いをして、県庁に行って、知事に直接会う。現状を報告しながら、何が何でもこの幡多けんみん病院が、市民が高齢している中で、ちゃんとした医療を受けれるように努力をしてもらいたいと思います。

それともう1点、もし可能ならば、私は6カ市町村がある程度、お金を出し合うて、基金じゃなくて積み立てなんか置いてもいいんじゃないかと。それは、優秀な生徒がおって、医科大学とか、そういうところに行けば、高知医科大学でもいいんですけど、医師になれば、その幡多けんみん病院で10年間ぐらいは働いてもらう。しかし、学費については、6カ市町村が出したお金で、ただで行かすとか、そういう制度をつくりながら、非常にお金がかかりますので、医大は。そういうふうな形の制度ができないか、そこらあたり、市長の考えを伺いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 合併につきましては、私の考え、さっき申したとおりでございます。やはり私だけがリーダーシップとして、浦尻議員から言われたから、それをやれというんじゃないで、先ほど申しました、やっぱり、例えば議会でおまえやれというふうな決議をもらうとか、そういうことがあれば、これはまた状況が違ってくると思います。

ここで一般質問を受けたから、お前、はいはい、行きますという話には、なかなかならないんじゃないかと。

私は、先ほど申しましたように、市民の代弁者である議員の皆さんが、合併していくのに、おまえ働けというふうなお墨つきを、できればいただければ、私は動いていいと思います。

別に、あと町長、村長とは、ずっと顔見知りでございます。ほかでも、広域でも、いろんなことで話し合いはさせていただいておりますから、腹を割った話もできるというふうに思いますので、できればそんなことがありましたら、動きやすいかなというふうなことでございます。

それから、今のけんみん病院の話ですけど、これ、先ほど申しましたように、市長会、我々の幡多けんみん病院での医師不足につきましても、これは県のほうにも市長会を通じて、一緒に連名で出しておるというふうなこともございます。

もう1点は、6カ市町村が基金を積んでというのは、今、初めて聞いた話でして、そこら辺の検討は一切まだしておりませんから、それについては、また事務局とも、事務的な話もしてみたい。

これが、いろいろな、けんみん病院でございますから、県のほうとの調整も必要かなというふうなことを思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 合併の問題については、やはり議会のほうでも協議をすべきだと思いますし、また議会のほうにも提案はしていくんですけど、やはり今の宿毛市とか、先ほど、市長が言われたように、町長、村長とかと腹を割って話すとか、定期的な会談をしていると思うんですけど、やはり職員の交流とか、そういう部分は進んで、例えば一般質問でお願いがあったからじゃなくて、例えば成人式を合同でやるとか、いろんな部分でつながりを持ちながら、今後の幡多西部地域を中心として、栄えていきたい3カ市町村、そこらあたりで頑張っていこうかなという形の話し合いなんかもしながら、議会のほうも、私としても提案していきたいと思っております。

先ほどのけんみんについては、私、データ持ってないんですけど、今、宿毛市民、大月町、三原村も、中村もそうなんですけれども、四万十市もそうなんですけど、高齢者がたくさんおります。だから、2,800人ぐらいの、緊急の救急車も走ったと思うんですけど、その中で、医師については、本当に6カ市町村が真摯に受けとめて、今回の高齢社会の中で、やはり基金というか、積み立てとか、それは難しいところもあるかもしれないんですけど、例えばフェリーなんかでも、積み立てというか、皆さんが出しおうてますし、くろ鉄でもやっています。そういうお金は、やはり市民のみんなから集めた税金でやっていますので、理解も私はあるとは思いますが、そこら辺、十分やはり、市長のほうも考えていただき、より早くけんみん病院に、たくさんのお医者さんが来て、高度医療として君臨できるけんみん病院を、期待をしております。質問は余りないんですけど、これ以上、余り言うとは。

ただ1点だけ、市長には、先ほど言いました合併問題にしろ、けんみん病院問題にしろ、今後とも、くれぐれもよろしく願い申し上げます、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 15番、一般質問を行います。

まず、中心市街地活性化についてをお尋ねしたいと思います。

平成18年8月22日に、中心市街地活性化法が改正されまして、制度が大幅に拡充が盛り込まれました。

これを受けて、宿毛市では、商工会を中心とした中心商店街活性化に、積極的に取り組んでおり、既にコンサルタント会社が、平成23年4月から平成28年3月を計画期間とする、基本計画を策定されました。

ところが、まだこれは正式に取り組んだものではなくて、これから市長部局でも検討する課題だということは、十分に承知しておるわけですが、残念なことに、行政との調整は、まだなされたふうもなく、議会の議決はもちろんなく、議会に対する十分な説明も、まだできておりませんし、国に対するこの事業の申請も、いまだなされてないところでございますが、このコンサル会社がつくった図面が、残念なことにひとり歩きをしまして、もうとめれないところまでできてしまいました。

それは、どういうことかと申しますと、市民はこの計画に大きな期待と、反面、不安とを持っておりますし、また期待する方は、今にも起工式があるのではないかというような幻想を抱いております。

また、悪いことに、高知新聞資料では、本年2月23日の紙面で、宿毛市の当初予算案として、中心市街活性化に伴う道路整備費として、7,109万円を計上したと報道されましたの

で、市民は既に、本事業は着手をしたというふうに、早合点している方もございまして、わしんとこの家は、いつ買うてくれるろと。うちの敷地は、いつ買うてくれると。いつごろ立ち退きたらいいだろうと、そういうふうな話がだんだんに耳に入りまして、もう下手な説明をしても、なかなか聞いていただけません。

ここで、きょうは西村にはなくて、期待をし、危惧しておる市民にも、わかりやすいように、この事業の今後について、市長からじきじきに御説明をしていただきたいと思ひます。

その内容、1番、地域住民に、いつこの事業の説明をして、賛同を得、同意を得ようとしているのか。

2番、この契約は、この計画が議会で提案されるのは、どの時点で提案されて、皆さんの同意を得ようとするのか。

3番、その上で、区民への申請は、市長の腹づもりでは、何年度にして、それから何カ月ぐらいでこの認可をされるとお思ひか。

そして、この工事は、大変大きな事業でございまして、なかなか先までは見通せないことはよくわかっておりますが、せめて5年単位の実施計画で、おおよそこの事業費は幾らで、国の補助率は何%ぐらいで、そして今城議員が心配をしておりました宿毛市の財政と照らし合わせて、十分、市民の期待にこたえられるものかどうか、そこらあたりをひとつ、市民向けも含めて御説明をお願いしたいと思います。

次に、小筑紫小学校跡地の活用についてをお尋ねしたいと思います。

この件は、当初、私は教育長に御説明をいただくのがいいのではないかと感じておりましたけれども、執行部のほうから、小筑紫小学校は間もなく一般財産に移行するから、教育委員会でなくて、市長部局のほうがいいことはないのですかという、丁寧な耳打ちをいただきましたの

で、あえて市長に御質問をしたいと思います。

かつては、宿毛市で重要な産業、経済の地域であった小筑紫、すなわち南地区で、田の浦小学校、栄喜小学校が統合で廃止され、小筑紫小学校が場所変更に伴う新築で、旧小筑紫小学校が閉校となり、空き地が生じました。

この重要な南地区で、3校もの校舎が閉校になり、跡地のできましたことは、この跡地を有効活用して、地域の活性化を図らなければなりません。

宿毛市の発展は、中心市街地活性化だけでは、将来の展望は当然、望むことはできませんし、この南地区の発展こそが、宿毛市が街区とともに発展する重要な地区ではないかと思えます。

そこで、市長は、この小筑紫地区の活性化とあわせて、その跡地の利用をどうお考えかをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市中心市街地活性化の件でございますが、この御質問、昨年9月議会、宮本議員からの御質問がございまして、お答えをさせていただいております。

今回のこのまちづくりにつきましては、宿毛商工会議所と宿毛市が中心となりまして、これは官民協働の協議会を立ち上げまして、委員の皆様は、大多数が民間の方々でございます。活性化についての御意見を出し切っていただきまして、構想を取りまとめているところでございます。

現在は、これはもう、本当に多種多様の事業項目が出されております。とても実現は無理じゃないかなというふうなところもございます。

また、これを、本当にこの構想すべて実施するとすると、莫大なお金がかかりまして、この

構想案をもとに、現在、中心市街地活性化協議会のみならずでございます、市のほうにおきましても、財政的な裏づけの検討も行わなきゃいけないだろうということで、各種事業の仕分けと申しますか、身の丈にあった、宿毛らしいまちづくりの実現に向けた取り組みとしなきゃいけないと、こういうふうに思っております。

小野梓公園につきましては、現構想、現在の絵がありますが、この絵によりまして、立ち退きが必要な絵というふうになっております。が、現実的な話といたしましては、初期段階での経費は節減をしなければいけない。その上で、空き地とか、空き家となっているような土地を活用しまして、活性化の熟度と申しますか、そういったものを見ながら、段階的に整備をすべきじゃないかというふうなことを思っています。

また、構想の中で、立ち退きが必要となるというふうに書かれております道路の拡幅工事につきましても、もっと中心市街地活性計画を、もっと十分に煮詰めた上で、拡幅の必要性も含めて、検討すべきであるというふうに思っています。

次に、国へは、もう23年度、この計画を、先ほども申しましたように、もっと煮詰めて、先ほど言いました、身の丈に合った、より宿毛らしいまちづくり、そうした計画に、きちんとしたものにしていかなくちゃ。その上で、23年度には、何とか申請をしたいというふうに思っているわけでございます。

いづごろまでに申請したら何カ月かかるかというお話もありましたが、これについては、ちょっと、まだはっきりしたことは、私のほうから、判明しておりませんので、御容赦願いたいと思います。

それから、今年度予算を計上させていただいておりますが、この工事についてでございます。水道通りから新町へ行く、これは中央線というふうなことで表示してありますが、用排水路改修を、

稲刈りを終えた10月以降というふうを考えております。

それから、構想の実現性ということもありますが、これ、国の、いわゆる構想といいますのは、今言った全体構想の中のことをお話をさせていただきますと、国の診断助言事業がございまして、アドバイザーの方々のお話も、メモとして報告書も出てきております。

この中心市街地存続のためには、そこにいる住民が、やる気をもって市街地の再編をすることが急務というふうに示されております。

先ほど、3回目になるかと思いますが、やっぱり身の丈に合った、より宿毛らしいまちづくりの実現ということにならなきゃいけない。

計画につきましては、先ほど申しました、本当にアドバイザーから厳しい、それぞれ、個々個々に厳しい指摘をいただいております。そういった厳しい指摘を受け入れながら、再検討していく必要があるかと。

この協議会の中でも、そのアドバイザーからの文書で出てきておりますので、それらを一つ一つ、何と申しますか、吟味をして、本当に実現可能か、それから財政的なものをどうするかとかいうふうなこと。

それから、官の事業と民の事業というふうなことを、きちんと考えていかなきゃいけないんだろうと。

それから、先ほど、西村議員の御指摘の、今年度の予算の話ですが、これ、宿毛小学校のグラウンドと、小学校から北にのぼる道、あれが非常に狭うございます。この分については、改修していかなきゃいけないだろうと、そういうふうな設計も入れております。

それから、先ほど申しました、水道通りから新町へ行く、旧名ですが、あそこはもう、いわゆる溝が洗掘されております。そうしたことで、家屋に被害が及ぶ可能性がございまして、こ

れは早急にやっていかなきゃいけないだろうと。

もう一つの設計につきましては、宿毛小学校の門の前から、真丁のアーケードへ行く道。あれの拡幅についての設計が入っておりますが、これは、非常に難しいんじゃないかと、私自身は思っております。

だから、設計の形で、どういう設計をしていくかというふうなものを、計上、一応しているということでございます。

そうした形で、国の、いわゆる来年度、23年度のやる工事については、そういった3つの線のことをしていこうと。

これは、都市計画街路事業であるとか、都市防災推進事業、防災の関係も入っていきますので、小学校から北のほうなんか、そういったものも入ってきます。

この都市計画街路事業というのが、60%の補助率があります。それから、都市防災事業というのが、50%の補助。それから、都市公園事業、これは小野梓公園などでございますけれども、こういったものが50%の補助がございましてというふうなところで推移しております。今のところ、本年度の予算要求につきましては、設計の発注というふうなことを考えておるわけでございます。

それから、次に、小筑紫小学校跡地の活用でございまして。遊休資産の活用、処分ということになろうかと思っております。旧小筑紫小学校に限らず、御指摘のように、田の浦小学校の跡、それから栄喜小学校、保育園を含めた跡地というふうに、総体的にこの活用処分については、取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。

こういった中で、遊休資産の処分でございまして、まず、坂ノ下、桜町教員住宅の跡地の売却、それから大海保育園の跡地の、地区への、これは有償で貸与をしております。

これは、地域からの要求でございました。

そういった形での、取り組んでおりますが、教員住宅跡地につきましては、残念ながら、その入札参加者がおりませんで、まだ売れてないという状況でございます。

それから、やっぱり遊休資産の活用策を模索していくことは、非常に大事なことだというふうに、私は思っております。小筑紫小学校のことが、メインとしてお話がございました。

建物につきましては、これは耐震基準を全然満たしてないものですから、これは、もし使うとなったら、これ耐震補強をやらないと使えないと。危なくて、こういうものは売却とかできません。

それから、土地でございます。これ、どういうふうな形であるのか、もう少し地域の方々のニーズも含めた形で、考えなきゃいけないのかなというふうなことがございます。

小筑紫小学校の跡は、国道沿いにございますので、地区の拠点施設として、先ほど、御提案ございましたように、大事なところじゃないかというふうなことを、我々も認識しておりますで、非常に重要な問題ととらえているというふうに申し上げます。

いずれにしても、今は地元の方々が、七日島が、校庭の前を、七日島というんですが、その島の環境整備としまして、校舎周辺を一体的に管理していただいております。

加えて、体育館の跡地でございますが、これ、菜園として、地元の方々が、それからまた校庭につきましても、子ども会のソフトボールの練習場として、現在、利用しております。

今後、地元の方々の意見等も踏まえる中で、この活用策に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 再質問を行います。

中心市街地活性化対策につきましては、大変、丁寧に御説明をいただきまして、このテレビを見ております当該市民の方々も、十分、納得できたのではないかとと思ひまして、厚くお礼を申し上げます。

続きまして、小筑紫小学校の跡地の利用でございますが、私も、あそこは南地区の拠点の地域、重要な地域だと判断しておりますし、市長も、先ほど答弁の中で、重要な拠点地域だという御説明でございましたので、お考えは一致しておるのではないかと推察いたします。

あの近くで、公共の建物を二、三、例を挙げて見てみますと、小筑紫の中心部の国道は、非常に幅員が狭くて、通行は不便であるし、もちろん危険性があります。

そして、たくさんありました商店街の商店も、だんだんと閉店いたしまして、はや買い物難民が、ぼつぼつときかれるような状態になっております。

そして、小筑紫保育園は、季節風では砂が飛び、地震が来れば津波が、間違いなく押し寄せるところでございます。

そして、小学校の西側にあります市営住宅は、津波の危険はもとよりのこと、耐震に対する強度は全くありませんので、一日も早く建てかえなければならない建物だといって過言ではないと思ひます。

そこで、私が市長に提案をしたいのは、あの小筑紫小学校の跡地を、国道のレベルに埋め立てをいたしまして、あの用地の半分が、また3分の2がイベント広場、すなわちお祭り広場として確保して、地区民の憩いの場の中心としたい。

そして、その隣に残った土地に、高層建築物を建てる。例えば、1階は商店街として、狭い国道で営業しておる地元の商店の方々に、テナ

ントとして入っていただくのもいいし、JAの小筑紫の営業所が入っていただくのもいいでしょう。とにもかくにも、そこに建って1階部分を、地元の方々の便利のいい商店街につくり上げていってもらいたいと。それが活性化の大事ではないかと思っております。

そして、2階には、先ほど言いました危険いっぱいの保育園を2階に入れて、その一部には広いホールをつかって、老人とともに一日過ごせる、そういう建物にしてはと。

特に、2階の大広間は、災害のときの緊急避難や、炊き出しやら、そういうとこに十分使えるようなものにしてはどうかという考えを持っております。

そして、3階以上の階は、予算が許せば3階でも4階でも、とにかく小筑紫のシンボルとなる建物を建てて、そこには老人、高齢者に対する住宅、そして市営住宅を何軒か建てて、今あるすべての危険を取り除く、そして明るくて楽しいシンボルの建物をあそこにつくる、そういうことを考えていただきたいかなと、そういうお考えで提案するわけでございます。

特に、西村は太いことを言いよるといってお考えかもわかりませんが、高知県の人口は77万3,000人で、現在ありますが、高知県に本籍を置いておる方は、98万8,000人いるそうです。宿毛市に本籍を置いておる方は、現在の人口のちょうど同じぐらい。すなわち倍の方が、宿毛市に本籍を置いておるそうです。

この方たちを忘れずに、やはり本籍を置いておる方は、宿毛の人だという考えで帰ってきていただく、そういう施設も兼ねて、やはりこういうものをつくってはという考えを持っておりますので、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 小筑紫小学校の跡地について、突然のすばらしい提案をいただきました。

私自身も、そういった形になれば、非常にいいかなというふうなことを、今、感じたところでございます。

西村議員おっしゃるように、小筑紫小学校の跡地、本当に国道沿いでいいところでございます。ただ、いかんせん、低いところ。坂道ある、それを土砂を盛り立てて、レベルを上げるということにつきましても、いい考えでございますが、技術的に、どういうふうになるのか。すぐそばが海がございますから、海のほうに石垣を積むのかとか、いろんなこともあろうかと思いますし。

保育園のこともございます。それから、住宅につきましても、改良も含めまして、住宅、基本計画、これからきちんと出して、国土交通省のほうに、23年度には提出するというふうなこともございます。

御提案として、承りまして、先ほど申しましたように、地域の方々の意向というものが、やっぱり大切だというふうに思いますので、本日は、御提案ということだけで承っておきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） その問題が、議会に提案されたときは、もう私はいないわけですが。

最近、一つだけ気にかかることがございます。それは、課長を初め、管理職、または補佐級の方々が、その職について、いよいよこれからやるぞというときに、なぜか気力を失ったのでしょうか、定年までには1年、2年、3年と残しながら、早期に退職する方が、近年、数人単位で見受けられております。

何となしに、私はこの状態を危惧しておるわ

けでございます。

昔のことわざに、「人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 あだは敵なり」という言葉もでございます。

この優秀な管理職が、早々に退散していくということは、宿毛市にとっては大きな損失でございます。どうか、市長の力をもって、この早期退職者を思いとどまらせて、1年、2年と宿毛市に頑張らせていただくようお願いしたいと思っております。

先ほど、中川議員からもごあいさつがありましたが、私は9期34年、市民の温かい御支援をいただきまして、中西市長、林市長、山下市長、そして中西市長と、4代にわたり、この場で論戦をしてまいりました。

しかし、浅学非才の私には、論戦をしてまいりましたけれども、市民の皆様方の夢と希望と願望の負託に、十分こたえ得なかったことを深く反省するところでございます。

これは、これからは一市民として、微力ではございますが、市政発展のために努力をしてまいりたいと思っております。まさに市長、宿毛市は不滅でございます。市長と職員一同が、ますます奮闘、努力され、市民のために尽くされんことを心からお祈りすると同時に、再度、挑戦されます同僚の皆様方には、めでたく御当選なされて、宿毛市百年の計のために論戦をいただくことを切に願って、終わりのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決し

ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時41分 延会

平成23年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成23年3月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 8番 浦尻和伸君 | 9番 寺田公一君 |
| 10番 宮本有二君 | 11番 濱田陸紀君 |
| 12番 西郷典生君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

7番 有田都子君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

| | |
|-------------------|-----------|
| 保健介護課長 | 三 本 義 男 君 |
| 環 境 課 長 | 岩 本 克 記 君 |
| 人権推進課長 | 乾 均 君 |
| 産業振興課長 | 頼 田 達 彦 君 |
| 商工観光課長 | 津 野 元 三 君 |
| 建 設 課 長 | 安 澤 伸 一 君 |
| 福祉事務所長 | 沢 田 清 隆 君 |
| 水 道 課 長 | 豊 島 裕 一 君 |
| 教育委員長 | 松 田 典 夫 君 |
| 教 育 長 | 岡 松 泰 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出 口 君 男 君 |
| 生涯学習課長 | |
| 兼宿毛文教 センター所長 | 金 増 信 幸 君 |
| 学 校 給 食 センター所長 | 岡 村 好 知 君 |
| 千 寿 園 長 | 村 中 純 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小 野 正 二 君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島 内 千 尋 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。5番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

質問通告に従い、質問を進めます。

まず、1番目の宿毛湾への米軍艦船の入港について、市長にお尋ねします。

去る1月26日、またしても米軍の艦船が宿毛湾に入港しました。2006年のラッセル、2008年のオカーン、2009年はキッドが入港を打診、そして2010年2月にはレイクエリー。あれから1年もたたないうちに、今度は米軍のドック型揚陸艦トーチュガが、自衛隊の海上輸送艦しもきたと同時に入港しました。

入港目的も、岸壁使用許可申請では、米軍の艦船は親善及び友好、自衛艦は訓練後の休養寄港となっています。しかし、海上幕僚幹部は、日米の輸送部隊間における連携要領の演習訓練で、1月24日から27日にかけて、佐伯から伊予灘を経て宿毛に至る海域で実施。内容はエルキャップ運航訓練と、艦艇相互研修となっています。

海上幕僚幹部の公表が正しいものとする、日米共同訓練中の寄港は、宿毛湾港の明らかな軍事利用であり、県内湾港の平和利用を課した非核港湾決議にも反するものであります。

洋上での合同訓練に続く、初めての同時着岸の実証訓練でもありました。米軍艦が1年もたたぬうちに、民間港へ入港を繰り返すことは、いよいよ宿毛湾の軍事利用をさらにエスカレートさせ、本格的な軍港化に動き出したといえま

す。

また、今回入港したトーチュガは、強襲揚陸艦で、エルキャップと呼ばれるエアクションの上陸艇が装備されており、戦車等を積んで、敵前へ上陸するための海外殴り込み部隊であります。

また、トーチュガには300人の海軍兵士以外に、戦地での残虐行為や、我が国の基地周辺でも、地元の人々を襲う事件をたびたび起こしている海兵隊員が40人乗り込んでおりました。

アメリカの軍艦を、こうもたびたび宿毛湾に入港させることについては、市民の中にも、軍港化への危機感が広がり、さきに私たちが行った市民アンケートでも、軍艦の入港をとめてほしいという要望が多くありました。

私は、宿毛の平和、日本の平和を求めるものとして、漁港、商港として栄えてきた宿毛湾を、米軍の基地港にすることに反対する立場から、市長に次のことを質問します。

1、資格証明書の提出についてであります。

核兵器を搭載した危険な外国の艦船が入港し、事故を起こせば、宿毛市民を初め、四国西南地域に大きな被害が発生することになります。外国艦船は、入港させないこととあわせて、もし入港を認める場合には、資格証明書を提出させるよう、知事に求めるべきではないか。

2、1月20日に宿毛湾の軍事利用を許さないネットワークが、宿毛市長に申し入れた1点目は、歓迎行事を行わないこと。2点目は、米兵が市民に危害を加えないように、万全の対策をとることに対して、どう対処されたのかをお尋ねします。

宿毛市役所主催の歓迎会はなかったようですが、報道によると、副市長が岸壁での歓迎式典で、「ようこそ宿毛へ、心より歓迎します。米軍は2006年のラッセル以来、オカーン、レイクエリーに続き、今回で4隻目、乗組員が上

陸して、買い物など宿毛市経済に寄与してもらっていることに感謝する」という趣旨のあいさつをされたようであります。

日本国民の税金を、年間7,000億円も使って駐留し、基地周辺では、殺人、少女への暴行、傷害事件など、数限りない犯罪を起こしている外国軍隊を歓迎することは、犠牲になった日本国民の心の痛みがわかっていないのではないかと思います。

私も、宿毛市民の一人として、基地をつくられ、米軍の犠牲に苦しんでいる人々に申しわけない気持ちでいっぱいあります。

入港許可をした知事の責任は重大であります。宿毛の行政を代表しての歓迎あいさつはいかがなものでしょうか。

2点目の、米兵による市民への危害については、今回は殺傷事件の報道はありませんが、けん銃や麻薬などを持って上陸しないよう、日本側による検査が行われたのかどうかをお聞きます。

3番目に、米軍艦船入港時の水質検査についてであります。

外国の艦船は、入港時にバラスト水の放出や、船体塗料から有害物質を出し、海上を汚染させる場合があります。宿毛市民の健康を守るためにも、艦船の入港前と、離岸前の海水をくみ取り、検査する考えはないか。

4番目に、警備等公費支出についてであります。

今回はまた、市民への規制を強化し、緑地公園に車で入らせない。新港内の道路を車で通行することも許さない措置をとりました。

一般客船の入港時には、こうした規制はしていません。こうした機動隊の警備は、市民を守るのではなく、市民を排除し、米軍を守ることを第一に置いた警備といえます。米軍入港のたびに、多額の日本国民の税金が使われています。

今回の入港で、幾ら公費を使ったのか、お尋ねします。

2番目に、有害鳥獣について、市長にお尋ねします。

有害鳥獣対策については、各自治体でさまざまな取り組みがされていますが、被害は減少せず、農作物への被害だけでも、全国では199億円にもなっています。これに森林への被害を含めると、さらに被害額は増加します。

農家は、収穫が近づいた稲が踏み倒され、芋や野菜も食い荒らされ、果樹農家はコナツを枝ごと折られ、林の中で栽培中のシイタケはもぎ取られるなど、被害は広範に及んでいます。

また、林業では、植林して間もない苗木をシカに食われ、柱になりそうなくらいに成長したヒノキは、皮をはがれて枯れたり、傷口から腐ったりで、林業家の育林意欲を失わせています。

農林業で生きる人々の暮らしを守るためにも、どうするか、市長にお尋ねします。

1、宿毛市での有害鳥獣による被害の実態と対策。農家に従事する皆さんの苦難をどうとらえているか、お尋ねします。

2番目に、電気牧さく器など、被害保護対策への助成と、利用状況はどうなっているか。また、金属入り防護ネットの補助はできないか。

3番目に、有害鳥獣の捕獲対策は十分に進んでいませんが、今後の取り組みをお聞きます。その対策の一つとして、猟師がとりたがらない猿やシカについて、報奨金の引き上げができないか。特に、猿の捕獲について、新たな対策を求めます。

宿毛市の名所の一つ、篠山の保全策をどうするかについて、お尋ねします。

篠山の大部分は愛媛県ですが、宿毛市としても、観光資源でもあります。その篠山も、頂上付近のササはシカに食い荒らされ、アケボノツツジも枯死しそうな状況になっております。

現在は、保護対策として、旧神社跡付近の歩道に沿って、鉢巻状にシカ侵入防止ネットを張っています。時々ネットを破って、シカが侵入するようであります。

ネット区域の一部は宿毛市分だと思われまので、愛南町と協議し、宿毛市としても可能な協力をするにはできないか、お伺いします。

5番目に、近隣市町村と共同の対策をどう進めるか。

有害鳥獣は、行政区域を越えて移動するため、近隣市町村と共同で捕獲作業をするほうが効果的と思われま。特に狩猟許可権者が違う愛南町とは、共同駆除が効果的と思われまますが、市長のお考えをお聞きします。

6番目に、捕殺の後継者づくりをどうするか。

他の市町村と同じように、宿毛市でも狩猟者の高齢化は進行しています。後継者づくりのために、狩猟資格取得への助成、市職員が狩猟資格を取得するための支援など、何らかの対策ができないか、お尋ねします。

7番目に、シシ肉、シカ肉の食肉化についてであります。

シシ肉は、これまでも購入希望者があり、商品として一定の販売ルートがありましたが、シカ肉については、取引がないようであります。最近、県が食肉化への助成に踏み出したため、県内でもぼつぼつ取り組まれるようになりました。

特に、シカ肉の食用化事業を、宿毛市、または幡多地域で立ち上げるにはできないか、お伺いします。

3番目に、住宅リフォーム助成制度について、市長にお尋ねします。

今、宿毛市民の市政に対する要望、大きな関心事の一つが雇用対策、言いかえれば仕事づくりであります。

日本共産党宿毛市委員会が行った市民へのア

ンケート調査でも、雇用の場、仕事づくりに対する要望がたくさんありました。それには、正規やパートを含めて、賃金労働の仕事場と、個人や零細企業者の仕事確保があります。

こうした要望は、全国的な傾向であり、各自治体ともいろいろな対策がとられていますが、その中でも、最近、ますます注目されているのが、個人住宅に対するリフォーム助成制度であります。

まず、1番目に、住宅リフォーム助成制度について、どう考えているかお尋ねします。

この制度については、私がこれまでの議会質問でも取り上げ、宿毛市での実施を求めてきたところあります。その後も、全国の自治体で住宅リフォーム助成制度の実施がふえ続け、秋田県などのように、県レベルで実施するところもふえつつあります。

この制度の特徴は、障害者や要介護者支援の制度とは別に、自分が住んでいる住宅の修繕や、より生活しやすいように改修することに対して、助成をするものであります。

制度の内容は、自治体に多少の違いはありますが、おおむね次のような内容であります。

まず、対象となるのは、その自治体内にある自分、または家族の持ち家で、現に本人または家族が居住していること。工事施工者は、自治体内の業者に限る。助成額は、工事費の10ないし15%で、上限は20万ないし30万が多いようであります。

なお、助成額を自治体内で適用する商品券で渡し、地元商店の活性化に役立てているところもあります。

岩手県の宮古市では、市が3億5,000万円の助成で、11億6,000万円の工事が発注されたと報道されています。このように、地元の仕事をつくり、工事関係者や商店が潤い、活気を取り戻しています。

2番目に、宿毛市としても、地元の業者、住宅改修を望んでいる市民のために、こうした制度をつくる考えはないか、お伺いします。

宿毛市でも、屋根の改修、壁の塗りかえ、築20年が過ぎた合板フロアが、のりが劣化してゆさゆさしているような住宅、こういったところについて、改修を思案している方がおられると思います。

そうした皆さんの改修への決断を後押しするのは、この住宅リフォーム助成制度であります。市民に喜ばれ、関係業者や商店からも歓迎されることは間違いないと思います。

また、仕事がなく、収入不足で市税や国保税、あるいは公共料金が滞納になっている業者の方は、これも払えとなれば、市税の滞納回復にも貢献できると思います。

政府も、1月28日に、国会における答弁の中で、菅首相は、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していくと答弁しています。

宿毛市長の売り言葉は、「元気都市づくり」であります。私は、この制度の実行が、地元業者、商店街を元気にする一助となると思います。

以上、2点についてお尋ねします。

次、4番目、学校再編について、教育長にお尋ねします。

宿毛中学校の建設位置についての教育委員会の対応問題が、この議会で議論されておりますが、私は、その根本となる学校再編計画策定も含めて議論させていただきます。

まず、1番目に、学校再編を決める手順についてであります。

まず、学校再編は何のために、だれが決めるかであります。

何のためという目的は、子供のためになる教育を、今後どう進めていくかであります。

また、だれがということでは、保護者や関係する地域、学校職員を中心に議論を深め、提案を得るべきだと思います。

その議論の到達点が、学校を存続させ、充実させることにあたり、あるいは、学校の再編統合という結論になる場合もあります。

教育委員会は、そうした議論を進める資料を提供、求められれば説明もする。そうした民主的な手続を進めて決定すれば、地域並びに保護者と、教育委員会の対立にはならないのではないのでしょうか。

宿毛市の場合、教育委員会がまず、再編、統合ありきの方向に進んだために、地元の方々の間にあつれきが生じたのではないか。統合そのものに合意が形成されていなかったのではないか、この点について、教育長にお尋ねします。

2点目には、統合に伴う学校建設の進め方についてであります。

統合に伴って、学校を建設する場合も、関係地域やPTAなどを中心に、学校建設委員会というようなものをつくって、建設場所や建設内容を決めるべきではないか。

この場合も、教育委員会は想定される幾つかの建設場所の図面や、建設予算、あるいは関係法規の資料を提供、必要な説明をして、建設委員会としての結論を見出すべきではないか。

今、問題が提起されている宿毛中学校の建設についても、こうした手順がとられていないことに問題があります。

関係者、関係地域の合意を形成することもなく、教育委員会の中で話し合ったことを、そのまま公表したために、問題が生じたと思われます。この点をどう考えているか。また、今後の宿毛中学校の建設について、関係者の合意をどうつくるかについて、お尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の宿毛湾への米軍艦船入港についてということでございます。4点ほど御質問をいただきました。

この質問につきましては、昨年の3月議会でも同趣旨の質問をいただいております。答えも、今回、同じ答弁になるかと思っております。それを承知でお願いをいたしたいと思っております。

まず、入港許可でございます。

高知県が、港湾法などの法律、それから条例等にのっとって事務手続をいたしまして、核搭載の有無についても、日本政府からの公式回答を得て許可しているということでございます。

こういった手続がなされている以上、高知県に対して、私が、入港を許可するな、また県が必要ないと判断している非核証明書の提出を求めよう要請する必要はないのではないかというふうに、私は考えます。

平和団体からの申し入れがございました。宿毛市として、歓迎行事を行わないようにとの申し入れでございます。

米艦入港に際しては、宿毛市主催の歓迎行事というものは行っておりません。

先ほど、私はこのとき、公務で東京のほうにいましたので、副市長代理で、この港のほうに行っていました。歓迎すると言ったというふうな言葉を聞きましたが、そういうところで歓迎しないというわけには、なかなかいかないんじゃないかなというふうに考えますが。

市主催の歓迎行事は、行ってはおりませんということでございます。

それから、市民の安全についての対策でございますが、市民の安全について、万全の対策をとってくださいというふうな申し入れがございました。

市民の安全を守っていただいているのは、警察というふうになるわけでございます。入港中は高知県警におきまして、パトロールの回数をふやすといったことで、通常より警備が強化されまして、それから米海軍犯罪捜査局からも、特別捜査官が派遣されるということで、市民と米兵とのトラブルを未然に防ぐ対策がとられておったということです。

その結果で、特段のトラブルがあったということは聞いておりません。

また、上陸に際して、日本側の検査というものは行っていないと聞いております。

次に、水質検査の質問でございますが、有機すず化合物の船舶への使用につきましては、国際条約により、規制がされておりますが、米軍などの艦船につきましては、条約の対象外となっております。またそのバラスト水につきましても、法的な規制がされていないことから、市独自の調査については、必要ないと考えています。

次に、米海軍入港に伴う公費についての質問でございますが、米艦船入港に際して発生した警備などにつきましては、港湾管理者であります高知県が行っております。バリケードの設置、撤去費用や、警備員配置費用として、165万余りが使用されたというふうに聞いております。

また、港湾施設の使用料でございますが、これは防衛省より高知県に対して、使用料相当額の10万5,600円が支払われる予定というふうに聞いております。

その他の経費については、市のほうとしては、承知はしておりません。

次に、有害鳥獣対策でございます。本当に、動物相手でございますが、非常に里へおりてきて、人間にとって、非常に大きな被害を与えているということを、認識を十分承知しております。

ただ、相手が動物だけに、非常に、人間同士なら言葉で話せるんですけど、相手がイノシシとか猿、シカというようなところでございます。非常に難しいというふうに思います。

まず、被害の現状についてでございますけれども、先ほど申しました、イノシシ、シカ、猿の被害が非常に多うございます。水稻や野菜、果樹、ヒノキ等にですね。ヒノキや杉もございます。農林産物に多大の被害をもたらしております。

イノシシとシカにつきましては、現在は、狩猟期間ということもあまして、被害の報告は少なくなっておりますが、年間を通じては、非常に多いということでございます。

それから、猿につきましては、非常にいたずらをするということでの被害が、非常に多うございます。今、橋上、山北につきましては、以前から出没しているということでもございましたが、最近、小筑紫地区にも多くの猿が出没しまして、家庭で栽培している野菜であるとか、屋根のかわらが割られるといったような被害が起きているということ、地区の方々が、私どものほうに訴えてまいりました。

対策が非常に大変でございまして、一応、イノシシ、シカにつきましては、猟友会の方々が協力をしていただいております、鉄砲とかわな等で駆除をしておりますが、猿につきましては、非常に、御存じのとおり、逃げ足が早い。それから、人家近くに出没するために、鉄砲の使用というのが制限されます。なかなか駆除ができないということでございます。

また、猿に鉄砲を向けると、拝むような格好をして、哀れを誘うようなこともあるようでございまして、非常に猟友会の方も、扱いに困っているというふうなことでございます。

ただ、他市町村で高い箱おりなんかによりまして、捕獲した実績があるということもありま

す。今後、検討したいというふうに考えておりますけど、23年度につきましては、宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会というのがありまして、そこが事業主体となりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金によりまして、イノシシ、シカ対策として、防止フェンス、延長が6.6キロ、イノシシ用が、高さが1.5メートル、シカ用が、高さ2メートルと、猿捕獲おり5基を要望しております。

猿につきましては、私、よその、これは熊本県のほうなんですけど、ゴム銃を地元の人に貸し与えて、その弾を、鉛の弾で、猿に向かって鉄砲使用できないですから、ゴム銃を与えて、それで猿に痛い目に遭わせるという、そういうことでこちらに、その地域に来ないようにすることを図っているようでございます。

一つの対策の手であるかなというふうなことも、思っております。

次に、被害防護対策の助成と、その利用状況でございますが、現在、宿毛市で行っている対策は、電気牧さく器の設置に対して、補助をしています。補助率は2分の1で、金額が3万5,000円を上限としまして、補助金を交付しています。

平成22年度につきましては、12基分の実績があがっております。捕殺対策の報奨金の増額ですが、平成20年度に宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会で協議をしまして、シカについては、その時、4,000円から8,000円に引き上げました。それから、また、農協と森林組合でも、それぞれ助成金を交付していますので、現段階でこれ以上あげるということは、考えていないわけでございます。

それから、参考までにですが、イノシシが3,000円、シカが8,000円、猿は1万円となっています。なお、イノシシ、シカ、猿、ハクビシンについては、農協が1,000円、そ

れからシカについては、森林組合が1,000円の助成金を上乗せしているというふうな状況でございます。

それから、猿の捕獲、おりの利用状況でございます。現在、小筑紫地区に貸し出しをしている1個があります。以前は、捕獲したこともあると聞いていますけど、最近では捕獲実績がありません。

また、猿を捕獲した後のことが、ちょっとまだ問題、いわゆる処分の問題、そういうものが非常に難しいところがあります。

それから、篠山の保全対策に御質問ありました。篠山とは、宿毛市と愛南町、それから宇和島市も入りまして、従来から篠山観光開発協議会というのが、毎年開かれてまして、これが主体となって、いろんな対策を講じてまいっております。

環境省の土佐清水自然保護官事務所とか、森林管理組合と我々で構成しているわけでございますけれども、頂上付近へのシカの侵入を防ぐために、8合目付近にネットを設置して、周囲を囲んでおります。

それから、そのために、アケボノツツジなんかも守るために、いわゆる暴風で土が飛ばされたり、水が流れたり、いろいろして、土部分がなくて、岩肌が露出して、アケボノツツジの根っこが張れないで倒れることがあります。

この件に関しても、この協議会で、むしろで保護したり、いろんな対策をとっております。

それから、私どものほうでは、以前にアケボノツツジの増殖について、今、牧野植物園のほうにも研究をお願いしている、そういう状況でございます。

それから、愛媛県との共同でございます。こういった形で、県とも共同で、篠山の自然保護は努めていこうというふうなことをやっているということでございます。

それから、いろんな捕獲とかの関係で、近隣市町村との共同の対策でございます。

これ、猟友会の協力なくして、これは行えないというふうに考えています。宿毛市の有害鳥獣被害防止対策協議会で、これは十分な協議もしていただきたいし、我々もその面について、ぜひ一緒になってやっていきたいというふうに考えております。

それから、捕殺の後継者問題のこともございました。平成22年度には、国の鳥獣被害防止総合対策交付金がございます、新たに狩猟免許を取得しようとする人に対しまして、事前講習にかかる費用を全額負担をしまして、定員30名で受講したところです。

平成23年度につきましても、同様に、定員30名で事前の講習が受講できるように、要望をしているところでございます。

それから、シカ肉の食用化の事業をやってもらいたいということでございますが、なかなか宿毛市がやるということには、なかなかないかなと。それを後押しするというふうなことはできると思います。

シカ、イノシシの食用化、いわゆるこれに対する商売もしていいんじゃないかなというふうなことは思っております。

また、現在、これに県の補助がありまして、22年度はシカ肉事業化支援事業がございました。県の担当課に確認したところ、22年度要望がなくて、23年度は予算化されていないということでございます。

国の補助といたしましては、前段でもありました鳥獣被害防止総合対策交付金のメニューの中に、処理加工施設に対する補助金もございません。行政も支援ができますので、できれば市民の方で立ち上げていただければありがたいかなというふうなことを思っております。

担当課におきましても、今後も強くアピール

もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、住宅リフォームの助成制度でございます。るるほかの団体のお話も聞きました。回す財源があるところは、いいなというふうな感じも、私もしております。

住宅リフォームそのものの助成制度は、うちのほうはございませんが、浅木議員が今年の6月議会において一般質問でも紹介させていただきましたが、現在、宿毛市で行っている住宅の改修工事についての助成制度を、お話をさせていただきます。

1つ目としましては、平成17年度から、国、県の支援を受けまして、木造住宅の耐震改修を行った場合には、上限で60万円。

2つ目としまして、宿毛市地域生活支援事業の障害者及び障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むための改修を行った場合、この場合は上限で20万円。

3つ目としましては、平成12年度から居宅介護住宅改修事業、介護予防住宅改修事業の介護保険の認定を受けている方の住宅で、改修が必要であると認められた工事が、上限で20万円。そのほか、平成10年度から、下水道処理区域において、くみ取り便所から水洗便所へ改造される場合について、助成制度を設けているという状況でございます。

実績といたしましては、1つ目の耐震改修が、平成17年度から平成21年度までで1件だけでございます。

2つ目の、宿毛市地域生活支援事業で、平成18年度から21年度まででは、6件ございました。

3つ目の介護関係事業では、平成12年度から21年度までで、これは821件ございました。

下水道関係では、平成16年度から平成21

年度までで63件となっているという状況でございます。

浅木議員がおっしゃいますように、住宅産業はすそ野の広い産業でございます。住宅のリフォームは、広く経済効果も及ぶということはわかります。宿毛市では、こういった、今説明した助成制度を設けておりますので、現在のところ、リフォームのみにつきましても、個人で行っていただきたいというふうに思っているところでございます。御了解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに学校再編の手続についての御質問であります。

市内それぞれ、各小・中学校で、保護者や地域の皆様の御理解、御協力をいただく中で、課題解決のために、特徴を生かした教育活動を行っております。

しかしながら、急激な少子化や過疎化によって、児童・生徒の減少が著しく、子供たちの特性の伸長を図る活動や、生きる力をはぐくむ教育を行っていく上で、できるだけ早い時期の対策が求められておりました。

このために、教育委員会におきまして、学校適正規模、適正配置の問題や、安全、安心な教育施設の整備等、子供たちのよりよい教育環境を整備することを目的といたしまして、平成19年11月に、宿毛市立の小中学校再編計画を策定をいたしまして、市民の皆様に公表をいたしました。

その後、市民の皆様へ、多くの関係者の方々から御意見をいただく中で、改めて教育審議会の答申とか、それから教育懇談会、議会の皆様の御提言等を踏まえて、平成22年6月に、新

たな再編計画を策定し、議会や市民の皆様にご報告をさせていただきました。

新たな再編計画につきましては、教育委員会の基本的な方針を明らかにしたものでありまして、この計画をもとに、保護者や関係地域の皆様に、教育委員会の基本的な考えを説明をさせていただきました。

その中で、保護者や地域の皆様の御意見や御要望について、お聞きをしているところであります。

教育委員会といたしましても、子供たちにとって、どのような形がよいのか、十分検討をし、教育委員会としての基本的な考えを整理をした上で、協議を重ね、最終的に御理解をいただくよう、努めてまいりました。決して統合ありきで再編計画を推進をしているものではありません。

それから、続きまして、学校建設の場所選定に関する御質問でありますけれども、昨日も松浦議員の質問に対して答弁をいたしましたように、学校の建設場所につきましても、子供たちの教育環境として、よりよい場所を検討をする中で、教育委員会として、いろんなことを総合的に考慮をいたしまして、松田川小学校跡地が望ましいのではないかと判断をいたしています。

決して教育委員会の考えが、最終的な決定では、あるとは考えておりませんし、再編計画の説明会につきましても、決定しているとの説明はいたしておりません。

保護者や地域の皆様、議会、市長部局等の協議を重ねる中で、御理解や御協力をいただきながら、最終的に決定をしてみたいと考えております。

協議をする方法といたしまして、学校建設委員会を立ち上げるべきではないかとの御質問でありますけれども、選出をされた委員との協議

でよいのか、あるいは、保護者や関係地域の皆様にお集まりをいただき、より多くの御意見をいただくのがよいのか等を含めまして、検討をしてみたい。教育委員会としても話し合いをしたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

宿毛湾への米軍艦船の入港については、今、市長から説明がありましたが、市長の話した内容であれば、もう入ってくるのについては、何も規制できないと。断ることもできないというようなことで、言葉をかえて言えば、野放し状態で入ってくるというふうを感じるわけです。

最初は、サイクルは、2回で、2年に1回ということやったんですが、今後は、もう既に、今回の入港は、1年もたたんうちにやってきたと。これから見ると、引き続いて、夏とか秋とかいうことで、1年に2回、3回と入ってくるようになるんじゃないかと。

こういうことになってくると、市長は、ここは軍港ではないと。漁港だ、商港だということですが、頻繁に外国艦船がどんどん入ってくるようになってきたら、これは形の上では、軍港と同じですわね。そういうおそれがあるので、我々は反対しているわけです。

そういった面から、断りはできんということではなしに、やはりここの地元の市長として、これが入ってこないように、いろいろ求めていく、このことも大事じゃないかと。

それともう一つ、やはり歓迎する体質ですね。なぜこういうふうな軍艦を歓迎するのかと。よそでは、自治体があって、ようこそいらっしゃいましたねいうことであいさつして、歓迎するということは、私は聞いたことないわけです。

こういう、歓迎してくれれば、だれも、一般

のお客さんでもそうですが、より来たくなるということで、宿毛については、政策的目的もあるかもわからんけど、この歓迎してくれるので行きやすいという状況になって、これが入港を加速させるんじゃないかというふうに考えます。

こういったことから、ぜひ、こういう軍艦の歓迎、こういうものについては、行政はノータッチということにさせていただきたいと思います。

また、もう一つ、今回、被害はなかったということで説明いただきましたが、基地のある町では、どことも大方のところでは被害。場所によっては、大変な被害が出ていると。その市長さんは困っているということもあるわけです。

今はまだ事件が発生しておりませんが、今後、事件が発生した場合、だれが責任とるのかと。殺された、強姦された、こういった事件があったときに、だれが責任とるのか。

そういう面で、そういうことにならないうちに、やはりこれを食いとめるような取り組みをしてもらいたい、ということです。

それから、なお、警備費用については、私の見たところ、若干、機動隊が少なかったということで、金額が160万ということでしたが、前回、これまでは300万近く要ったというふうに聞いておったわけですが、その分は若干減ったのかなと思うわけですが。

それでも、1回入ってくれば160万もの公費が使われるということの問題があると。

それと、市長から話のありました着岸料、10万5,600円、これにつきましても、県の方へ入ってきたということではありますが、これは、私の知る限りでは、防衛庁が負担しているというふうに聞いているわけですが、そのことを御存じだったら、説明していただきたいと思います。

それから、有害鳥獣対策についてですが、市長も話しておりましたように、やはり猿ですね、

それについて、住民の方も、猟師の方も、一番手をやいているということで、今、やれる方法いうたら、鉄砲はやりにくいということでしたので、今、市長のほうから、おりの話もありました。こういうものを、さらに改善を重ねて、捕獲しやすい状態にさせていただきたいと、こう思います。

それから、捕殺対策ですが、これについて、今年度から、県の方が森林税を使うて、捕獲の対策をするというふうな方向にあるようにも聞くわけです。

森林税を使うて、広域捕獲事業委託料、これを7,200万円ぐらいと。それから、これは捕獲隊を結成して、年間150日程度、広域的に活動してもらおうと。そのときの日当や、弾の購入費と。

それから、シカ広域捕獲指導事業補助金というようなのを、3,000万ぐらい組むと。市町村が連携して、猟銃やわなで捕獲をする場合の日当とか、そういうものに充てるということですが、そういう森林税を、安芸病院へ使うことはやめたわけですが、今度、そういうシカ対策等に回してくるというふうにも聞いておりますので、もしそれができる、していくようでしたら、宿毛市としても、積極的に導入して、シカを捕獲する、それに使っていただきたいと思います。

篠山の件については、市長のほうから説明ありましたので、なお今後とも連携して、篠山、主が愛媛県だということではありますが、宿毛市としても、今後、引き続いて取り組んでいただきたいと思います。

それから、後継者づくりの問題ですが、これは、どことも後継者がなくて困っていると。猟師も高齢化しているということですが、先ほど、資格取得に補助を出しているということですが、自治体によっては、市の職員に積極的に、

これにかかわってもらえんろうかということで、市の職員に相談しているというふうなことも聞きます。

宿毛市としても、本人が嫌というものに、頼むわけにいかんですが、関心のある人に対しては、そういうことに、市として後押しする。

例えば、資格をとるときには、公務なみに扱う。出張、または公用外出ですね。勤務時間中でも。これは、免許取得とか、講習とか受けるときに、そういう融通もきかせて、職員の方々にそういうことをやってもらうようなことはできんのかと。助成ですね、支援ができないかという面で、検討していただきたいと。

それから、次に、食肉化の問題ですが、これは一定の効果は、各地であがってきてます。県は、1年きりでやめたというようなことですが、既に、近いところでは、しまんとのもり組合、これは西土佐ですが、ここではシカ加工場をつくって、シカジャーキーというものをつくっているということですが、香美市のほうでは、学校給食にも使っているという報道があります。

それから、シカの料理にしても、シカソーセージ、甘酢あんかけ、酢みそ、竜田揚げ、ハンバーグ、バーベキュー、カレー、ハム、みそ漬、シカしゃぶしゃぶ、土佐鹿ロースト、こういうようなものをいろいろ開発しているようです。

これも、土佐鹿ローストでも、500グラムで3,500円というような値段でやっているわけですが、こういうものについて、市長は、だれかがやれば、行政としては後押ししようかという御答弁をいただきましたが、そうではなしに、行政のほうとして、いろいろ提案をして、プランをして、こういうふうにやったらできますよ。やりませんかというふうな形で、搬送も含めて、そういうプロジェクトをつくって、行政のほう働きかけて、それにのってくるいう

か、やってみようかという人をつくっていくことも大事じゃないかと思うわけですがね、そういう面での市長の考え方はないか、聞きたいと思います。

それから、住宅リフォームについて、先ほど、障害者、耐震対策、こういったものについての御説明はいただきましたが、市長も効果はあるという認識は、明らかになりましたが、投資した金額、市が補助した金額に対して、非常に多くの効果があるということですので、そういった面では、市長、財政の心配もしておりますから、できる範囲内で、そういうことを一歩でも進めてみるというふうなことにはならないのか。

例えば、滋賀の近江八幡市ですね。ここは、目的としては、多岐にわたる業種に経済効果を与え、個人消費を促して、地域経済の活性を、緊急に支援するという目的で制度をつくったということです。

10万円以上の工事に対して、15%の助成をする。そして、最高限度額が50万と。市の予算としては、150件予定して4,500万組んでみた。そしたら、初日にたちまち262件ということで、大量に予約があったということで、追加予算を組んだということですが、前夜から市役所に希望者が集まり始め、朝8時半の時点では150人余りの人があふれたと。

市は、経済効果を13億円と推定、助成額7,200万円の18倍の経済効果があるというふうに発表しているわけです。

こういった地元の仕事を後押しする、こういった面で、大きな効果が各地で出てきておりますので、今後、一歩からでも取り組む考えはないか、再度、市長の考え方をお聞きします。

教育長から、先ほど答弁いただきましたが、私が話しましたように、教育委員会主導という面がありますので、地元のひと、先ほど、検討委員会が、全体がいいのかということですが、

やはり、例えばPTAにしても、代表だけが来るんじゃないし、その中で議論をして、積み上げてきてもらえば、やはりそれなりの効果があると思うわけですね。

そういう対象地域の人に参加してない段階で決められると、かなり批判も出てくるという面があります。

これも、私が一昨年、秋田の大館市で行政視察に行ったときの、向こうの方の説明ですけれども、そこでは、再編についても、学校建設についても、それぞれ地元、保護者含めて、検討委員会というようなものをつくって、積み上げてた。その結果として、それを再編するか、統合するかということじゃなしに、どういうふうにすれば、学校の子供のためになるかということの基本にして、議論してきたところ、統合はだめというところもあったし、ぜひ再編統合しようというふうに話が進んでいったということで、あんまりトラブルもなしにできたという説明を、私は受けたわけです。

そういったように、やはり対象になる地域の人々と、よく意見をくみ上げて、どっちかに決定するというふうにしていかんと、大きなトラブルになるんじゃないかと思います。

それは、私が子育てしてきた中で見ると、どこへ建てるかという面で、宿毛中学校へ、私は子供を行かしたわけですが、非常に校庭も狭い。野球部がやりよったら、サッカー部は練習できない。それから、子供はテニスをやりよったんですが、テニスは、はるか離れたところの、先生の目の届かんとところにテニスコースがある。プールもそういうところにあるということで、一つの敷地の中に、学校施設がないという面では、非常に不便を感じたわけです。

そういった面から、今後、建てる学校については、一つの敷地の中に、そういうふうないろんな施設ができるようなところ、そういうとこ

ろが望ましいんじゃないかと、私は思うわけです。

そういった面も含めて、つくってもらいたいなど。これは私の子育てをしてきた中での感想です。

以上です。

なお、教育長につきましては、先ほど、今後地元とも十分、話し合いして進めていくということですので、再答弁は求めません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問、米艦船については、どれが質問かちょっとわからない部分がありますので、質問と思われたことについては答えます。

防衛省の負担については、先ほど、私、答えたつもり。防衛省より高知県に対して、使用料相当額の10万何がしが払われるということでございますので、これは確認だけです。

それから、よそのことは、私も承知しないので、確認のしようがございません。それに対しての話ができませんので、御了解願いたいと思います。

それから、米軍が頻繁に入る、入ると言われてます。これも確認もしてませんし、浅木さんの主張だということでは受けとめられないというふうに思います。

それから、有害鳥獣の関係でございますけれども、いわゆる広域の捕獲を、県が森林環境税を使ってやるという話がありました。

実は、私どものほうの、今、担当が、県のほうから担当者会が、3月4日に開かれまして、このときに、森林環境税を使いまして、シカ広域捕獲対策事業費、シカ捕獲技術改良事業費というものに使っていきたいというふうなことで、説明会があったようでございます。

詳細のことについては、ちょっとまだわかり

ませんので、こういったもの、森林環境税が、浅木さんもおっしゃるように、こうやって使われるということは、非常に有効なことだというふうに、私自身も思います。

広域的なものに使っていくというふうなことでございますので、農林業者とか、猟友会の方々とか、いろんなお話をさせていただきながら、他の市町村も含めまして、使わせていただければありがたいというふうに思います。

積極的に、いいことでございますので、導入をしていきたいと思えます。

それから、後継者づくりの講習会なんか、市の職員、市の職員というの、私自身はもう、関心のある市民というふうな形でいいんじゃないかな。特に市の職員というふうな形でやるんでなくて、市民の方々に、全員ということで、市の職員が特にやらなきゃいけないという話じゃなくて、そういう意識を持っていただける方に、やっぱりやっていただけなきゃいけないんじゃないか。

この30名、30名というふうに、支援金をいただいてやっておるわけでございますから、そういうものは進めていきたいというふうに思います。

それから、食肉化につきましては、ただ民がやってくれと、そういう形で、私、言っているわけじゃございませんで、浅木さんおっしゃるように、やっぱり私どもとしては、こうやってやりましょうとか、いう話もしているわけです。しても、だから、まだ手を挙げてくれる人がいないから、弱っているという部分もあります。

だから、いろんなインフラの整備も要ります。ただ、シカをとってきた、イノシシをとってきた方に、その方に解体してくれ、肉用にしてくれということじゃだめですから。だれかが、猟友会の皆さんがとってくれた部分について、例えば、これを集めに行くとか、トラック持って

いくとか、そういったこととか始めて、やはり、解体場所、保管場所、いろんなものがやっぱり、インフラの整備って要るといことも承知しているし、そういう話もしてきております。

だから、そういった形での働きかけをしているんですが、なかなかないというのが実情ということで、最初の答弁にさせていただいたわけでございますから。ただやってくれということでは言っておりませんので、その辺は御理解願いたいと思えます。

それから、リフォームの関係でございますけど、1件でもとか、緒につけということですけど、やはり、ここは財源があって、経済効果があるということもあろうかと思えますけど、耐震改修すら、たった1件しかないわけですよ。そういったところで、リフォームをやりませんか、お金20万出しますっていても、ほとんど効果ないんじゃないかなというふうな感覚を持っています。

ただ、皆さん方が、そういったものに、本当に欲しいんだ、欲しいんだという要望があるかと思えば、それについての要望は出てきておりません、今のところは。

我々も、広報等で、やはり地震が来る、危ない。個人の家の耐震改修もやったらどうですかということをおっしゃるんですけど、なかなかこの1件だけしかないということにつきまして、リフォームまでいくかというふうな踏み切りが、まだついておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をします。

シカ対策については、先ほど、市長お話をされましたように、今後、森林環境税も含めて、導入できるものは導入してやっていくということですので、今もう、急速にふえているという状況ですので、早いうちに手を回してもらいたい

と思います。

なお、アメリカ軍艦の入港問題については、議論は何回も繰り返しておりますけれども、平行線という面はありますが。せめて市のほうとして、歓迎はせんようにしてもらえんろかと。市の行政機関としてね。それぞれ、民間団体までにどうこうは言えんですが、やはりいらっしゃいませ、ようこそおいでくださいましたというふうなものではないんじゃないかと、こう思うんですがね。

これからも続けていくのかどうか。私としては、やめてもらいたい、こう思うわけです。

これについて、お聞きしたい。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、湾港の関係につきましては、私は、港におりてくれた人は、全部ウエルカムだというふうに感じているわけです。

人に差別をしないという形で、大きな船が来て、たくさんの方が来ていただければ、歓迎はしますよと。岸壁につけばですね。

ただ、行政としてというよりも、民間の、やはりこれは宿毛湾港の活用の協議会ですか、協会ですか。今、ちょっと正式名称を覚えておりませんが、そういったところが主体としてやっているわけですから、それについて、あいさつしてくれないかということできているわけですから。

済みませんが、あんまり一人、二人とか、数人とかいう船については、そういうことはしておりませんが、大きな船、それからたくさんの方が宿毛に来ていただけるということに対しては、陸におりれば普通の人だというふうなことで、私は歓迎してもいいんじゃないかというふうなことを思っています。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） この問題については、

市長と私とでは、平行線になっていくと思うので、これを聞いている市民がどう考えているかと。歓迎する市長がええのか、市長の言うのがええのか。こういう軍艦まで歓迎することはないという浅木の議論がええのか、それは市民が判断してくれると思いますので。

私は、以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、一般質問をいたします。

宿毛市議会で初めての一问一答方式での質問を行いたいと思いますので、どうか執行部の皆様におかれましては、答弁等、よろしく願いをいたします。

昨年、西町5丁目の望ヶ丘団地で、家屋を全焼する火事が発生しました。

この地域では、近年、家屋を全焼する火事が4件あり、住民は大変不安な状況であります。

当然、火事は起こさないことが前提ではありますが、起きてしまったなら、最小限に食いとめる手段が必要であります。

最小限に食いとめるためには、どのような行動をとるのかといったソフト面と、どのような整備をしておくのかといったハード面があると考えます。

ハード面の整備として、消火栓や防火水槽の設置が必要であるといった思いから、質問をさせていただきます。

望ヶ丘団地で平成16年に起こった、家屋の火事の際には、防火水槽が設置されておらず、

市内全体の防火水槽設置要望に対する対応のおくれを、平成16年6月の一般質問でも指摘もさせていただいております。

その後、南海地震に備えた耐震型防火水槽を中心に整備をしてきたとお聞きしており、この望ヶ丘団地にも、平成17年に40トンの耐震型防火水槽が設置されました。

しかし、今回の火事も、残念なことに全焼となっております。

平成17年に予算額1,570万8,000円をかけて3基、平成18年度に予算額2,120万円をかけて4基の設置を行ったと記憶しておりますが、16年以後の防火水槽の設置状況並びに現在の市内各地域の要望状況を、市長にお聞きをいたします。

続きまして、今回、消火栓からの放水について、水圧が弱かったのではないかといった住民の声をお聞きいたしました。

この地域は、高台の団地のために、消火栓のつながっている上水道は、本管から直接つながっておらず、団地の上に設置されました貯水タンクに、一度ポンプアップされた後、タンクから直圧で給水される形式となっております。

水圧が低いのではないかと心配をしておりますが、この地域の消火栓の数と、水圧の関係について、どのようになっているのかを、市長にお聞きをいたします。

そして、水道本管につながっている消火栓と違って、この上水道のタンクの水がなくなれば、消火栓からは1滴の水も出なくなってしまう。

望ヶ丘団地の上水道タンクの容量は、最大で36.9トンと聞いております。しかし、いつも満タン状況ではないと考えますが、ポンプのスイッチが入り、ポンプアップが始まるラインはどこにあるのか。要するに、最低で何トンの水が、このタンクに入っているのかを、市長

にお聞きをいたします。

また、不幸にも家屋が全焼した場合、その焼け残った残骸の処理に多額な費用が必要であり、二重の悲劇となっております。

残骸のごみを、自分たちで持ち込んだ場合は、一般廃棄物として幡多クリーンセンターは1トン5,000円、環境管理センターは1トンに對しまして4,000円かかります。しかし、環境管理センターについては、災害で発生したごみのほか、被災世帯が生活困窮と認められる場合などは、申請によりまして、減免できるともお聞きをいたしました。

現在の火災ごみ処理の対応状況について、市長にお聞きをいたしておきたいと思っております。

続きまして、学校施設について、お聞きをいたします。

今議会に基本実施設計委託料の予算、8,700万円が計上をされておりますが、市長は、前の議会の私の一般質問の答弁において、全体事業費に対して、設計料の割合には限度がある。有名だから高いとは思っていないと答えております。

今回の8,700万円は、私には高いと感じるわけですが、設計料の積算根拠、並びに全体事業費につきまして、昨日の教育長の答弁と重なる部分もありますが、再度、市長にお聞きをしておきたいと思っております。

市長は、予算が可決されれば、宿毛小学校の設計を、有名な建築家をお願いしようとしていると思いますが、私には、どのような学校になるのか想像もつきません。

設計料を計算しているからには、市としての青写真があると考えますが、図面や完成予想図はあるのか。それはどのようなものなのかを、市長にお示し願いたいと思っております。

続きまして、平成22年5月に示されました宿毛市立小中学校再編計画の中で、建てかえ予

定の学校であります橋上中学校と宿毛中学校の統合中学校、東中学校、山奈小学校と平田小学校の統合小学校の、それぞれの建築費は幾らになるのか。

また、小筑紫中学校と片島中学校の耐震工事を入れまして、小中学校再編計画全体では幾らになるのかを、市長にお聞きをしておきたいと思えます。

最後に、学校施設の10%、今回、つくられようとしている学校施設の10%が、コミュニティーエリアになると聞きましたが、そのコミュニティーエリアとは何の目的でつくり、どのような使い方をしようとしているのか。

そして、学校施設内につくることによる子供たちの効果については、どのようなものがあるのかを、教育長にお聞きをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、火災の関係でございます。不幸にして、西町のほうで全焼の火災があったということは、消防のほうからも連絡もいただいておりますし、過去の不幸な全焼火災があったことも、承知はしておるわけでございます。

この際でございますから、市民の皆様にも、火災予防、御自分のほうでぜひ気をつけていただきたいというふうに思っております。

火災を起こさない。また、起きたときにどういふふうに対処するか、非常に大切なことだと思います。

その中で、るる、今、中平議員から御質問がございました。設備関係につきまして、どうなっているのかということでございます。

まず、1点目に、防火水槽の関係でございます。

17年度以降に防火水槽の設置状況、及び市

内各地域の要望状況でございますが、平成17年度に、これはいずれも耐震水槽でございますが、西町、宿毛、山奈地区へ貯水量40トンと3基設置いたしました。

平成18年度には、和田地区、平田地区、西町地区、片島地区へ貯水量40トンと4基、耐震性ということでの貯水槽を設置しました。

要望のありました残り4基がございます。これ、押ノ川、小森、自由ヶ丘、山奈地区でございます。

これにつきましては、設置場所が、私有地及び、土地が狭いために、今、設置には至っておりません。

次に、消火栓の数であるとか、水圧がどういふふうになっているかというところでございますが、西町の5丁目、旧望ヶ丘と呼んでたと思いますが、ここには3カ所の消火栓がございます。

この水圧については、このあらわし方ですが、2キログラムFパー平方センチメートルというふうな形で、水圧が表示されております。

火災のときには、この水圧は十分、確保できると思えますが、どういふふうになっているかと申しますと、ポンプを介しまして、火元へ放水をしております。

現場直近の車両等への中継を、消防署、消防団が連携して行っていますので、水圧の問題はないのではなかろうかというふうなことを、消防のほうからも聞いております。

これからも、市民の皆さんが安心、安全に暮らせますように、地元の消防団、そして消防署が一層の連携を深めても、まいらなきやいけないうふうに思えます。

それから、3点目でございますが、貯水槽、これは上水道でございますが、これの利用は、先ほど、中平議員が御説明していただいたとおりでございますが、旧望ヶ丘団地の配水池の上

にあります。配水池の送水ポンプの起動する水位でございます。これは、容量がまず、御指摘のとおり36.9トンが満タンになります。それで、そのときの満タンの水位が、2.05メートルです。

送水ポンプが起動する水位につきましては、1.05メートルに下がりましたときには、送水ポンプによって水が送水されるということになります。

これは、残量としてどれくらい、1.05メートルのとき、どれくらいあるかとなると、18.9トンがその時点では確保されておるといふことでございます。

それから、配水池の最低のときで、何トンの水が入っているかということもございました。

これ、配水池の残量が18.9トンになりましたときには、1時間当たり約7.2トン、送水するポンプが作動します。配水池へ、こういった形で水を補給していくということございまして、配水池の最低残量は、送水ポンプの補給水と、ピーク時の水道使用量を勘案しまして、常時約15トン以上あるというふうに推定をされております。

4点目でございますが、火災で排出される廃棄物処理について、現在の対応でございます。

これは、現在、家庭から出る一般廃棄物につきましては、それを排出者みずからが、市の廃棄物処理場へ持ち込んだ場合に、一定の手数料をお支払いいただいております。

この手数料の減免につきましては、条例で、天災その他特別の事情があると市長が認めたときというふうに定めていますが、一般的な解釈として、火災は天災には含まれませんので、対象となっていない。

ただし、火災により生活困窮となるような状況であれば、特別な事情として減免の対象としていることでございます。

次に、学校建設についてでございますが、宿毛小学校についての設計費の積算根拠、並びに全体事業費ということでございます。

これは、平成17年に姉齒事件というのがある、建築物の構造計算の偽造問題でございました。こういうことを踏まえまして、平成18年8月の社会資本整備審議会の答申におきまして、建築の設計等にかかわる業務内容が、質、量とも変化、増大しておりまして、また現行の報酬基準でございますが、これは業務量も、専門分野別になっていないために、業務実態に合った報酬基準に見直す必要があるという指摘がなされまして、その後、平成18年12月の社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会に、新たに設けられました業務報酬基準・工事監理小委員会において、見直しの方向が取りまとめられております。

これを踏まえまして、実施された実態調査等の具体的な調査検討に基づきまして、平成21年1月7日に、国土交通省の告示第15号で、新しく業務報酬基準が改定をされています。

前の報酬基準では、工事費をもとに算定することになっていました。これは、巷間では、工事費の10%とか5%とか、いろいろ取りざたされていたようでございます。

今回の報酬基準では、床面積の合計をもとに算定をすることになっておりまして、宿毛小学校統合改築工事基本実施設計の委託料につきましては、この告示基準に基づいて、算定をしているところでございます。

また、校舎建設にかかる工事費、これは設計監理料を除いておりますが、これは宿毛小学校で、昨日、教育長が申したと思っておりますが、17億円程度を見込んでいます。

なお、現報酬基準によりまして、今回の委託料は、予算上では床面積の合計を5,000平方メートルとしております。このための8,7

00万円を計上しています。

これは、基準にのっとって算定をしております、建築家、依頼する方が有名だから、無名だからといったことはありませんで、そういう方を前提として、過大な算定をしているということではございません。

仮にこういったものが、過大な積算をした場合、会計検査院等に指摘されることとなりますので、そのようなことは、我々のほうでは、到底、できないということで、現報酬基準にのっとった形で金額を算定しているということでございます。

仮にですが、前の報酬基準によって、工事費が17億円と試算しますと、計上予算は7,700万円程度になります。1,000万円ほど、前のと今回のとで違うということでございます。

それから、宿毛小学校の青写真の件でございますが、図面とか完成予想図とかはあるのかというふうな御質問でございます。

敷地は、現在の小学校校舎の東側のグラウンドを予定していますが、現在、構想図とか、完成予想図といったものはございません。が、統合小学校の開校は、平成26年度に予定しております、児童数としては、宿毛小学校、松田川小学校合わせまして、推計で、平成26年度には348名というふうになりますので、施設の規模は、この348名の児童数に対応するために、普通教室が14、理科室等の特別教室10を含む、校舎の部分を4,500平方メートル。

それから、コミュニティーエリア部分を500平方メートル、合わせて5,000平方メートル程度としまして、階数は3階程度を想定しているというところでございます。

また、この学校につきましては、生徒の教育環境を第一に考えた仕様としなきゃいけないし、地球環境に配慮したエコスクールというものを、

文科省も推進をしておりますので、こういったエコスクールにしたいというふうなことを考えております。

それから、小中学校再編計画における今後の建設費についての御質問でございます。

小筑紫小学校建設費を参考にしまして、概算の建設費は、次のとおり読ませていただきます。

宿毛小学校、松田川小学校の統合校舎建設費は、17億円、先ほど申しました。それから、平田小学校、山奈小学校統合校舎建設費が8億8,000万円、宿毛中学校、橋上中学校統合校舎建設費が13億5,000万円、体育館建設費が3億5,000万円。

それから、東中学校校舎建設費が7億6,000万円。それから、体育館建設費は2億3,000万円。片島中学校校舎及び体育館の耐震化費用が3億円。小筑紫中学校校舎の耐震化費用が2億円。

また、プール建設費でございますが、宿毛小学校、松田川小学校の統合小学校を含む4小・中学校に、建設は予定しておりますが、合わせて4億2,000万円という数字を出しております。

さらに、これに校舎、体育館等の解体は、宿毛小学校を含む10の小・中学校が対象となります。

小中学校再編計画における今後の建設費等は、解体費や設計監理費等を含めると、おおよそ70億円というふうな、大きなお金になる見込みとなっております。

これ、あくまで、先ほど申しましたように、小筑紫小学校の建設費を参考にしました概算でございますので、今、はじいている概算でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の

一般質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の建設に伴い、学校専用の施設でないコミュニティーエリアの設置に関する目的と、使用方法についてという質問でありますけれども、まず、このコミュニティーエリアにつきましては、国交省の補助をいただいて、主な目的は、災害時の避難場所という位置づけがされております。

それから、中心市街地の活性化の取り組みとも連動しながら、整備を考えているエリアでもあります。

今後、どのように、この施設を学校の中に連携をして、利活用していくかという、細部について、取り決めを行わなければならないと、今、考えておるところでございます。

もちろん、学校の教育活動に支障がないように、協議をしなければならないと考えております。

次に、具体的な活用でございますが、宿毛小学校が一昨年から取り組みを進めております、コミュニティースクールに関する事業としての利活用ができればと考えております。

学校運営協議会の運営、コミュニティースクールのことでありますけれども、学校長が経営方針、学校目標などを作成をいたしまして、その責任のもとで、いろいろな事業を決定をし、その方針に基づいて、運営が行われていくという、こういうシステムでございます。

本年4月より、宿毛小学校で取り組みを進めてまいりますコミュニティースクールにつきましては、この学校運営について、学校長が作成をしまして、ただいま申しましたように、学校経営方針であるとか、保護者や地域住民で組織する学校運営協議会に諮問をいたしまして、決定をする、いろいろな事業を決定する、いろいろな方針を決定するということになります。

学校運営に関して、保護者や地域の方々の、

さまざまな意見を反映させることによって、地域に開かれた、信頼された学校づくりを進めていこうという、こういうものであります。

保護者や地域の方々が、一定の権限と責任を持って、学校運営に参画をすることによって、そのニーズを迅速かつ的確に、学校運営に反映をさせるとともに、学校や家庭、地域が一体となって、創意工夫を生かした学校づくりができるものと、期待をしているところでございます。

宿毛小学校では、昨年、本年度と、2カ年を費やしまして、コミュニティースクールの実施に向かつての準備を進めております。

来年度からの取り組みといたしましては、開かれた学校や、各種のボランティア、学童保育など、既に宿毛小学校の運営に協力をいただいている方々と連携をしながら、3つの大きな柱をもとに、取り組みをしていく予定であります。

まず、その1点目といたしましては、体験的な活動の充実であるとか、家庭学習の充実に向けた取り組みを進めていく、学びやとしての方向性。

それから、2点目といたしましては、安全教育に取り組む環境安全教育、そういう視点であります。

そして、3点目につきましては、ふれあい読書であるとか、体力づくりなどの取り組みを行う、心身の教育の、そういう視点の3つの大きな柱に基づいて、取り組みをするようにしております。

これらの活動に、コミュニティーエリアを利活用できれば、活用できれば、と考えております。

それから、また、子供たちへの教育の効果につきましては、体育館とか、教室とは違う場所での、全校生徒のミニ集会であるとか、それから各学年ごとの、コミュニティースクールとの取り組みが行えるなど、異学年の交流はもと

より、保護者や地域の方々との交流もできるのではないかと、そういうことを期待をしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6 番中平富宏君。

○6 番（中平富宏君） 6 番、再質問をいたします。

る御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

まず、一問一答方式ということですので、一つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに火災についてであります。

設置場所等に、要望の件なんです、防火水槽の設置場所等に、その土地の所有者の問題であるとか、広さの問題であるとか、そういったのがあって、4カ所は要望があるけれども、設置されていないという御答弁でありました。

平成19年以降に、防火水槽の設置が、今、御説明もあったように、1基もされていないということのようであります。

説明はありましたが、本当に設置する必要のある箇所は、もう今の現状ではないのでしょうか。少し疑問も残りますので、現在ですね、どのような形で市民の要望を受け付けているのか。どのような流れで、防火水槽等が欲しいと思った市民の方は、どのような流れで、その声を、行政のほうに伝えてきているのかということ把握されておりましたら、お聞かせを願いたいと思っております。

若干、もう少し質問をしておきたいと思っておりますが、消火栓の数、そして水圧についてのところで、水圧については、消火は消防団と消防署の職員が来た場合に、ポンプをかましてやりますので、消火活動に対する水圧については、問題がないだろうという御答弁でありました。

ただ、初期消火の場合は、そこに住んでおられる地域住民、場合によれば、火事に遭ってい

る当事者が、消火栓から消火活動を行うこともあると考えられます。

そういった場合には、当然、そのときの水圧自体が、水が飛ぶか飛ぶないかということに影響をしてくると思いますが、ちょっとわかりにくい、2キログラム、何ですかね、Fパー平方センチメートルとか、水圧の問題だと思いますが、その水圧で、初期消火のほうができるのかどうなのか、その点についてお聞かせを願いたいと思っております。

そして、貯水槽についてですが、こちらのほうは、今の現状、お聞かせを願いました。常時、15トン以上は、水槽の中に入ってますというお話でありましたが、消火のための水確保というのはもとより、南海地震が発生すれば、電気もとまる可能性が非常に高いということの中で、この水槽には、ポンプが動かなければ、水を送り込むことができない、そういった形になっております。

生命を維持するためにも、最低といいますが、最大になるがですかね、最大のライフラインとして水が必要であり、最低、水はどうしてもその地域に必要なだというふうな考え方からしても、どうしても常時、できるだけ多くの水をためておく貯水槽の、要するにポンプアップの時点、ポンプアップする時点が、今、2.05メートルのうちの下、1.05メートルになったときに、ポンプアップが開始するということでありましたが、そのラインをもう少し上げて、常にこのタンクの中に水をためておく必要があると思っておりますが、その点について、市長にお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員から、火災の場合の水圧、水の確保というふうなことがございました。

私も、正直に申し上げて、現場のほう、余り

よくわかってない部分がございます。細かくお答えができるかどうかわかりませんが。

要望のほうは、一応、各地域に消防団がございます。やっぱり消防団の方々の御意見は、一番大切なことだと思いますし、消防団の方々、皆さん、訓練もするし、それから火災に対する備えというものを、みずから備えていると思います。

やっぱりそういった方々の御意見が、消防署にも届いて、予算要求化するというふうなことだろうと思いますし、それから、要望のあった4カ所ですね。この4カ所につきましては、やっぱり設置していかなきゃいけないというふうなことで、せんだって土地がせまいとか、私有地だからだめだとか、そういうようなことをしてたんじゃ、いざ火災となったら、間に合わないじゃないかというふうなことで、この件については、今後、設置していくということで、していきたいというふうに思いますし、これにはまた、地域の方々も御協力を願いたいというふうなことを思っているわけでございます。

それから、先ほどの初期活動に水圧がどうだという話でございますけれども、2キログラムFパー平方センチメートルになっているんですけど、これで、消防の方に聞きますと、一応、これで十分であるというふうなことは聞いております。

さらに、中継して、消防車が行って、ポンプで水を飛ばすということですから、間に合うというふうな話は聞いておるわけでございます。

それから、ポンプが動かなければ水を確保できない、実際起こったとき。これはもう当然でございます。

ようやく、いわゆる宿毛市の大きな貯水槽に、せんだって議会からも予算を承認いただいて、ようやく自家発電装置が、そこに初めてできたというところでございます、この本体がやら

れると、もう市内じゅうに水を配ることができませんので、この確保だけはさせていただいた。

ただ、各地域にあるものについて、全部、自家発電するとなると、どれくらいな費用が要するのか、さっぱりちょっと、私もまだ算定しておりませんので、わかりませんから、この件につきましては、またきちんと調査もさせていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

先ほども、若干ちょっとお聞きをしたんですが、要するに、上水道の貯水タンク、こちらのほうに、できるだけ、常時多くの水をためておく必要があると思います。

せっかく容量があるにもかかわらず、常時、15トンぐらいまで下がってしまうというのは、もったいないと思いますので、できれば常時、30トン以上ぐらいの水がためておける、そういった状況。

要するに、ポンプアップする時点が1.05メートルであれば、それをもっと上げて、いろいろ問題があるのかもしれませんが、単純に1.8とか、1.5とかに上げれば、常時、そのタンクの中にたまっている水が多くなるわけですから、そこでもし災害が発生して、ポンプアップができなくなっても、その水はその地域で使います。

また、火事になった場合にも、そのタンクの中に15トンの水があるのと、30トンの水があるのであれば、そこに15トンの差ができますので、考え方を変えると、15トンの防火水槽を1基新設していただいたのと同じ効果が得られるのではないかなという思いがあります。

そういった面で、この地域以外にも、僕の住んでいる港南台も含めまして、市内に何カ所か、

そういった貯水タンクがあると思いますが、そのポンプアップの開始時点の高さを少し上げていただく。そういった取り組みをしていただきたいと思います。この点について、市長に答弁を願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 今、ポンプアップする水位でございます。今、1.05ですから、中平議員のおっしゃるとおり、その水位の調節さえできれば、機械が動くんじゃないかと思えます。

それについては、できるかどうか、ちょっと、水道課長がおりますので、水道課長のほうから答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺田公一君） 水道課長。

○水道課長（豊島裕一君） 水道課長、6番、中平議員の一般質問にお答えいたします。

今、満水で36.9トンで、2.05メートルの位置が満水なんですけれども、約半分ぐらいの、1.051のメーターでポンプがかかるようになっておりますので、それにつきましては、ポンプがかかった時点で、1時間、7.2トンの水をあげますので、もう少しラインを上げまして、あと50センチか60センチ、ラインを上げましたら、約、そのラインから1時間ぐらいしたら満水になると。まさにポンプを上げまして、可能ですので、それでいくと、うまくポンプのかかる時点で、約30トン弱なんですけれども、それに近い水が確保できます。

また、市内各地の施設につきまして、今の施設を点検しまして、ポンプの能力等を勘案しまして、少しラインを上げるような考え方を、調査していきたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、ありがとうございます。

続きまして、先ほど少し、1回目の質問で触

れさせていただきました、その火災が残念なことと言いますか、不幸にも火災で家が全焼された場合の廃棄物と言いますか、火災の焼け残りと言いますか、そういったごみの処理についてであります。

先ほどの市長答弁にもありましたが、本市の条例の中に、「天災その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる」とありました。これが、火災はどうかかなという思いもあって、質問をさせていただいたんですが、1回目の答弁によって、火災は天災に当てはまらないというお話でしたので。

当てはまらないのであれば、条例等を、ここに「火災」という文字を入れて、天災と同じ扱いをしてあげべきではないかと、私自身は思っておりますが、この点について、市長のほうに答弁を求めたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 今は特別な事情ということで、生活困窮ということでやっておりますが、できましたら、火災ということは本当に、生活困窮に当たると思うんですね。全部が。だから、火災で焼失した、その火災での廃棄物については、すべてもう、いわゆる減免の対象になると、そういうふうなことをしていきたいと思えます。

ただし、それに乗じて、一般廃棄物と一緒にしてくれるなということは、お願いをしておきたいというふうに思えます。

そうしますと、やっぱり示しがつかなくなりますので。ぜひ、その火災ごみと判断した形のもので、減免をしていきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、時間も予想以上に使ってしまったので、続きまして、学校

建設のほうについて、移っていきたいと思います。

まず、宿毛小学校の設計費についてですが、今回は国交省のほうの新たな基準で計算をされた、その計算基準は、17年の姉齒事件等を受けてというような御説明がありました。

そして、以前の、そういった設計費の割り出しは、建築費のほうですか、そちらのほうから、簡単に言うと、パーセンテージと言いますか、割合で出していたというふうなお話だったと理解をいたしました。

それで、ここで一つお聞きしておきたいのは、今回のこの国交省の新たな基準というのは、いつから、宿毛市としては使うようになったのでしょうか。今回からでしょうか、それとも、以前に、もう既に21年からということでもありますので、使った例があるのであれば、教えていただきたいと思います。

それで、もしも今回、初めて使ったのであれば、なぜ今回から取り入れたのか、その理由。

それから、今後、先ほど説明もありましたが、全体で70億という、この全体の計画の中で、建築予算といいますか、予算が必要になってきます。

こちらのほう、少し市長の話の中で、これはあくまでも小筑紫小学校からの対照した金額でありましてというふうな、当時、あたかも計算された金額のようなお話でありましたが、新たな基準を取り入れたら、金額がまだ高くなる想定がされているのか、そのあたりについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 先ほど、当初の答弁で申し上げましたように、これ、新たな基準は、これ、設計基準、設計を委託する基準でございますので、建築する基準ではございませんとい

うことを、まず申し上げておきます。

それから、これは、国土交通省が告示を、15号で21年1月7日に出しております。

したがって、今回、初めてこの基準適用と。小筑紫小学校のときは、ちょっと私、いつ発注したか、今、覚えておりませんが、前の基準だろうというふうに思います。

既に建設が完成をしておりますから、その前の前の年でございますから。そういった形でございます。

だから、それまでに、今回、初めてというのは、それまで余り設計委託はなかったということで、今回、初めてということだというふうに認識をしております。

だから、全体で70億というのは、もうこれ、建築のほうの工事費のほうだというふうに理解をしていただければ、ありがたいというふうに思います。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

若干、僕の質問のほうも悪かったみたいで。70億の中には、当然、設計予算も入っていると思ひまして、その70億が、今後、設計予算は新しい基準でするのであれば、先ほどの市長の説明では、前の計算だと7,700万だけど、今回は8,700万かかるよというお話でしたので、3件の設計料を出せば、そこで数千万単位の話ではありますが、変わるのかなという思いもありましたし、今後、質問していきますが、今回の、学校が、コミュニティーエリアも含んだということでもあります。当然、そういったエリアを、今後の学校にもつくっていくのかなという思いもあります。

宿毛小学校だけつくって、この後、建設予定の学校はつくらないという話にもならないという思いもありますので、全体予算が変わってく

るのではないかなという思いもあって、若干、私の説明不足でありましたが、全体費が変わってくるのではないかなという思いで、質問をさせていただきました。

それで、以前は、その基本実施設計は、先ほども言いました改築工事費の、大体、計算をしてみますと、約3%ぐらいに当たっていたのではないかなというふうに思っております。

これが、私に対する前議会、12月議会の市長答弁の全体事業費に対しての設計料の割合には限度があるという、この割合のところには当てはまっているんじゃないかなというふうに、12月は私自身、理解したわけでありましたが、どうも違ってたみたいであります。

それで、今回は、17億円の建物に対する基本実施設計料は、パーセントに換算しますと、5.1%となっております。

ちなみに、先ほどお話もありました、昨年度に建築いたしました小筑紫の新しい小学校は、以前の積算で行ったということで、基本実施設計委託料は、これ、ちなみに体育館も入っていますので、単純には計算できませんが、当初予算で1,481万4,000円、そして実際払った金額、決算は、1,290万4,500円となっております。

ちなみに、ここの改築工事費といたしましては、当初予算ベースで5億22万3,000円、決算額は9億9,062万1,792円となっております。

これを、先ほどのパーセンテージであらわしますと、予算ベースで2.96%、決算ベースでは2.6%となっております。

これは、通常、言われている、一般的に僕らが聞いている基本実施設計料は3%というのに、ほぼ当てはまる数字となっております。

先ほども言いましたが、この設計料には、3億円弱の体育館の設計も含まれた金額となって

おりますので、実際は、これ以上、これよりもまだ低い割合になると思われま

す。ちなみに、若干、調べさせていただきました、市外の学校建設を見させていただきました。近隣を見ると、平成24年度建築予定の土佐清水中学校では、基本設計委託料は、工事請負費の1%。同じく、平成24年度建築予定の中村小学校で、1.7%と聞いております。

また、県外を見ますと、今回の宿毛小学校の児童、僕450人と思って調べておりましたが、先ほどの話の中で、350名程度というお話ですので、ちょっと規模的に大きな学校を調べてしまいましたが、503名の子供たちが通う、平成23年度、来年度に建設予定の香川県の坂出市の小学校で、ここは自校式といたしまして、給食施設が自分の学校にある、そういった学校であります。地元議員に聞きますと、比べるには、うちの学校は高いよと。高いから、余り比べられないよというお話でありましたが、建設費が12億9,800万円、実施設計委託料が1,837万5,000円となっております。

いろいろな理由があって、単純に比べれないということは、私自身もわかっておりますが、これらと比べると、余りにもその設計委託料8,700万円、建設費17億円というのは、350名程度の学校にしては、一般的な金額とは思えないのでありますが、その点について市長のお考えをお聞きをしておきたいと思

います。

○議長（寺田公一君） 市長。
○市長（中西清二君） 今、数字だけお聞かせ願いましたけれども、私の手元には数字のものは、ほとんどございませんが。

比べれば、高い、安いがよく出てきますね。ただ、あくまでも、今、8,700という数字は、国交省の基準に基づいて積算したものでございますので、これが実際に幾らになるのか。それから、建設費にしましても、17億円とい

うことの数字が出ておりますが、これは入札の結果で幾らになるのか。

以前にしますと、以前建てたものとか、発注、全国でされたものにつきましては、いわゆる、非常に過当競争やったもので、設計とか工事金額が非常に低いものが出てきておまして、今の積算基準体系は、非常に崩れております。

業者さんが、何と申しますか、仕事があればいいといった形での請負をしていたり、そういったものも含まれた数字も出ているんじゃないかなと、これはあくまで想像でございます。

ただ、単純に今、中平議員がおっしゃった数字と、この、いわゆる我々が積算している数字というのは、本当に乖離はあるというふうに思います。

だからといって、だからその数字に合わせるということも、なかなかできませんので、我々としては、あくまで皆様の税金を使わせていただいて、予定的な価格を決めるわけでございますから、やはり全国統一の積算基準に基づいたものでしか出せないということでございますので、御了解願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 今の市長の答弁の中で、新しい基準があって、全国というお話も出しましたが、私の理解するところでは、この新しい基準を、必ずしも使わなければいけないということではなくて、使ってもいいよということでありまして、以前の基準で計算、いまだにしている自治体も、多々あるというふうに、私自体は理解をしておりますが。

こちらのほう、もし担当課とかでわかるようであれば、教えていただきたいと思います。

この基準でやらなければいけない、そういったことであれば、その計算方法が間違っていない限りは、私が幾らここで質問しても、いけないことありますので、その点について、ひと

つ確認を、まずしておきたいと思います。

それから、契約等で、この金額から、17億円から下がることもあるよというお話でありましたので、1点、答弁を求めたいことがあったんですが、それは後回しにして、まず契約のほうをちょっとお聞きをしておきたいと思います。

今のお話ですと、その建設といいますか、建築になるんですかね、建物なんで。どうなるんでしょう。その建築に当たりましては、安くなる可能性があるということですので、一般競争入札かなというふうに、イメージをいたします。

ただ、今回の設計予算に関しましては、8,700万円ですが、ある方をお願いをしようということが決まっているのであれば、この一般競争入札というのは、無理なんじゃないかなというふうに思います。

そこで、どういう契約方法があるのかなということ、私も余り詳しくないので、見ていたら、随意契約の方法については、いろいろと特命随意であるとか、何とかがありますよとか、いろんな資料が出てきたわけではありますが、どの資料を見ても、この随意契約でやる場合に、高額なものは、随意契約、大変危険ですよということが、必ず書いております。

そういったものも見まして、もし随意契約をするのであれば、当然、競争原理というのは働かずに、一般競争入札より落札率が、要するに、高どまりしてしまう。要するに、宿毛市側としましては、予算の無駄遣いになる可能性が高い、そういうふうに私は理解をいたしているところであります。

もしそういう契約をするのであれば、宿毛市にとって不利益だと、私は思うわけですが、その契約、設計について、契約をどのように市長が考えておられるのか、その点について質問をしておきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 契約方式でございますが、一般競争入札、それから指名競争入札、そして随意契約というふうな形態が考えられます。

この設計に関しましては、以前、議員の皆様にも少しお話ししたかと思いますが、昨年ですか、世界的に有名になった方が、宿毛市にも来ていただきました。こういった方に設計していただく機会は、ほとんどないんじゃないかな。

設計のプロポーザル方式というものございまして、そういったプロポーザルで一番いいものを選ぶとか、いうふうなことにしまして、競争の仕方もあります。

ただ、プロポーザルにした場合につきましては、今度はそれを選定する方がいなきゃいけない。世界的に有名な方を、その人が応募してきた場合に、本当は、果たして我々が選定できる能力があるかどうかというふうなことが考えられるというふうなことで、設計につきましては、こういった方に、一度、その随意契約という方法も考えてみたいというふうなことは、私自身思っております。

これは、予算が通らないといけないものですから、あと、相手もいることでございますから、できるかどうか、まだ不明ではございますが、そうしたい。

それについての建設につきましては、これはもう一般競争入札なり、指名競争入札なりというふうな形を、今のところは想定しています。

中平議員がおっしゃるように、随契だと高くなるんじゃないかというふうなことが、解説書なんかにも書かれております。ただ、それで、書かれておるからだめだということではないんですが、やはり、適正な価格というものについて、我々もきちんとしたことをやらないと、おっしゃるとおり、無駄遣いを指摘されるというふうなことはあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番。何度も、済みません、一問一答ということで、何度も質問をさせていただいて、大変、自分自身も、ちょっと聞き逃した点も何点かあるんじゃないかなと思いつつ聞いてますが。

先ほどの、わかればとは言いましたが、今回の設計予算の基準になった国交省のもの、それは使わないといけないということなのか、それとも、それを使ってもいいということなのか、この点について、まず一つ、答弁を求めておきたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 失礼しました。先ほどの質問に対する答弁が抜けてました。

これは、私もちょっと承知しない部分がありますので、建設課長に答えていただきます。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、6番、中平議員の再質問にお答えをいたします。

現基準をどうしても使わないといけないのかという御質問でございます。

今回の基準の見直しというのは、先ほど、市長からも申し上げましたが、業務実態に合った報酬基準にすべきであるということで、見直されたものでございますが、これに基づいて、私どもとしても、適正な、あくまでも予算としては計上したいという考えで、今回、提案をさせていただいておるわけでございます。

これをどうしても使わないといけないかということにつきましては、各自治体によっての裁量というふうになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 再質問をいたします。

今の課長答弁で、各自治体によって、設計委託料が、予算額としてかなり違うというのが、

なぜ違うのかというのが、一つわかったような気がいたしております。

それで、先ほどの契約のお話に戻るわけですが、当然、テレビ等でも見ましたし、今回、設計のほうを依頼したいなという方が、どんな世界的にすばらしい方なのかというのは、私ながらに理解をしているつもりでもありますし、その方の能力といたしますか、そういったものを全く否定すべきものではありません。

ただ、先ほど、青写真的なものも、全くと言いますか、ない。ただ、あるのは床面積、教室の数によって床面積が出ているという、そういう状況の中で、基本設計ができるまで、どんなものができるか、そういったものがわからない中で、随意契約という契約方法を、もし、とるのであれば、そういった形で、お任せをするというのは、よほどの信頼関係といたしますか、そういったものがないと、できることじゃないのではないかなというふうに思います。

その部分で、市長が、協議会の場では若干お聞かせを願いましたが、今、宿毛小学校をこういった形にしたいと、ここまで思われているその根拠といたしますか、思いというのがあれば、少しお聞かせを願いたいなと思いますので、市長、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 宿毛小学校は、やはり我々、発注者の立場になろうかと思えますから、こういった学校にしてほしいのかぐらいは、やっぱり設計を請け負う方、いわゆる仕様書というものをつくります。そういうものの中には、先ほど申しましたように、エコスクール的、これは文科省も進めているというふうに、先ほど申しました。こんなものも勉強しまして、こういった形をとりたいなというふうなアウトライン的なものはございますし、私も、教育の現場にいるわけじゃないものですから、ただ、子供

たちがどういった教室、どういった形のものが、教室としてあればいいかと。学習の場として。

やはり、子供が第一でございますから、その先生の動線の関係であるとか、そういった使う人の立場になったものができ上がってほしいと。

小筑紫小学校には取り入れましたが、これから排出量の関係であるとか、エコですね、いわゆる太陽光発電をしていくとか、電球もかえなくていいようなLEDを、使っていきたいとか、そこら辺のことしか、私もわかりませんが、ぜひ、子供たちの勉強環境と申しますか、教育環境が快適にできるものを、ぜひつくっていただきたいというふうなことは思っている。

これが第一に思っているのと、周辺環境と調和したもの。それから、今回、まちづくりの活性化のために、そこをエリアに入れておりますから、そのまちづくりとの関連性、そういったものも、とっていただければいい、そういうふうなことを思っていると、それぐらいでございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、続けさせていただきます。

今の話の中で、最後に市長が答えられたまちづくりの、エリア内なので、こちらとの関連性というのが、一番、重要と言いますか、一番という語弊があるかもしれませんが、かなり大きな理由の一つになっているのではないかなというふうに感じました。

なぜかという、それまでの話は、特に地元の設計者の方が設計されても、当然、エコにいうと、ソーラーパネルであるとか、そういうことだと思えます。

環境の面は、当然、そういったのは地元の設計者の方でもできるわけでありまして、世界的な有名な建築家に頼むのは、その、まちの、

まちづくりの活性化の部分が強いんじゃないかなというふうに、今の答弁では理解をさせていただきました。

それで、今、エコとか、それから先ほどから出ているコミュニティーエリア、これもはっきりしたお話は、答弁は聞いてないわけですが、こういったものを、これから建築予定の3校に、次々と入れていくということになれば、設計費のみならず、建築費のほうも当然、金額が上がってくると、そのように思われます。

そういった中で、私の記憶によりますと、昨年の5月に、今回のこの再編計画が示されました。たしか議員協議会のような、議員が全員集まった場での説明だったと思いますが、そのときの市長、大変厳しい表情でありまして、述べられた言葉が、これをやると財政的にかなり厳しい。このままでできるとは思わない。実質公債費比率が上がってしまう、こういうふうに言ったと、私自身は記憶をし、それをメモをさせていただいております。

そして、先日、同僚議員の質問のほうにも出ましたが、行政方針の中でも、公債費を計画的に抑制していくための指針ともいえる公債費負担適正化計画の予定額を超えた起債充当となっており、決して楽観できる財政状況ではないと述べられております。

それを答弁では、けさの高知新聞にも載っておりましたが、平成23年度には、実質公債費比率18%ですかね、そこまで落としていく予定としておるといってお話ではありましたが、かなり新しいものをつくるときには、気をつけてつくっていかないといけない、そういった宿毛市は、状況であると思います。

それで、そんな状況の中にながら、そして耐震対策のためにも必要不可欠な学校建設という部分で考えると、教育環境、先ほど言った安全、安心、そしてきれいな、使い勝手のよい、こ

ういったことが加味されると思いますが、そういった環境は、ある一定、担保する中で、できるだけコストを下げて、それで全体の建設を1日でも早く、宿毛市はやるべきだと私自身は考えております。

その点について、市長はどう思われるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） そのとおり、中平議員おっしゃるとおりでございまして、我々、やっぱり財政を預かってます、市を預かってますから、ある一定、身の丈に応じたことは、やっぱりやっていかなきゃいけない。これはもう、当然のこととございまして、そのことがないと、放漫財政になっていくわけでございます。

ただし、本当に学校のこれ、そのままにしておくと、地震が起こったら、もう大変なことになるわけです。子供の命が奪われるということになります。これはもう、最優先にやっていかなきゃいけないこと。

そういった意味で、財政ともやっぱりシミュレーションをしながら、相談をしながら、けどこの学校の建設についてはやっていかなきゃいけない。そのときに、どういった方策があるかというところで、有利な交付税措置のあるような起債をお願いしていくというふうな形で、もっていけばいけるんじゃないかという見通しを立てた。

あれを、去年出ました再編計画、私も一目見たときは、もう本当に、一瞬絶句するような金額なんですよ、70億ということは、1年間のここの収入以上、3倍のものですからね。そういったもので、感じております。

ただし、厳しいからといってやらないというわけにはいかないんです。ただ、そのやらないじゃなくて、やるためには、どんな工夫があるかということ、やっぱり考えながら、今まで

もしてきたし、これからもやっていかなきゃいけないというふうなことを思って、取り組んでおるところでございますので、また、ぜひ御協力も願いたいというふうに思っております。

当然、いろんなものを、コストを下げていくということは、大切なことですが、むやみやたらに、例えば相手がいる、発注者でございまして、受ける人に対して、無理を与えるということは、これはまた経済の流通も、本当によくないというふうに思います。

そういったものも、やっぱり加味しながら、きちんとしたコストを下げる。そしてまた、学校建築に関しては、ぜひ、地産地消と申しますか、建材、いわゆる地元の木材を使った形で、木を採用する。地元こんな材料があるわけですから、運搬費も少なくなくて済むじゃないかとか、そういったふうなことも、やはり仕様の中には入れていかなきゃいけないかな、そんなふうなことを思っています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、続けさせていただけます。

今、市長のほうから、地産地消ということで、食品だけではなくて、そういった建設、建築に対しても地産地消ということで、大変いい言葉だなというふうに感じました。ぜひ、設計発注のほうも、地産地消でできないのかなという思いで聞いておりました。

それで、ちょっとしつこいようですが、僕は先日、家の資料をずっと見てたら、こういったものが出てきました。

平成19年11月に示されました1回目の再編計画のときに、全体事業費で54億円程度かかりますよということで、示されたうちの資料であります。

当然、これ、宿毛市がつくった資料でありま

すが、このときの宿毛小学校、宿毛地区小学校なんですか、宿毛地域小学校でしょうか。当時、宿毛小学校、大島小学校、松田川小学校、橋上小学校、この4校を統合してつくるといわれていた約650人規模の学校建設に伴います統合改築工事業費というのがあります。

ちなみに、この650人規模の学校を見ましても、基本実施設計委託料は3,516万円、校舎改築工事費は10億8,000万円として、概算が出ております。

3年間の間に、大変いろんな物が値上がりしたんだなという思いで、この資料を見させていただいたところであります。

市長に対しては、これ以上、答弁を求めません。教育長のほうの質問に移らせていただきたいと思います。

教育長のほうから、基本的な利用方法については、細部にわたっては、これから協議をしていかないといけないけれど、コミュニティーエリアについて、こんな使い方があるんじゃないかなというお示しを願いました。

その中で、コミュニティースクールというお言葉が出ました。これは、教育長のほうからも御説明がありましたように、地域と学校が話し合いをし、学校の方針を決める組織、そのように、文部科学省のホームページを開いたら書いております。

そこで、宿毛小学校の関係者にお伺いをしたところ、去年はこれに対する立ち上げ協議会のようなものを持ちまして、5回の会を持ち、場所は会議室を使用して、話をしたというふうに聞いております。

彼の話を知っていると、あくまでも学校とPTAの後押しを、地域の皆さんにしてもらう、そういったのがコミュニティースクールだと理解をしていると。

ソフト面、どういうことをしていくのか。人

材も含めまして、そういったことが大変大切な事業であって、決してお金を使う、ハード的な整備を伴うような、そんな事業ではありません。僕たちはそんなことをしているではありません、というお答えが返ってきました。

そうやってみますと、このコミュニティーエリアというのを、市の活性化で使う部分は別にして、学校の教育現場として、どのような使い方を、本当に必要なのかということが見えてこないわけですが、もう少し具体的に、どういう使い方を考えられるかというところを、教育長のほうにお聞きをしておきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

コミュニティーエリアの活用につきましては、いろいろな方法があると思いますけれども、今、学校の実態の中で、校長先生のお話を聞いた中で、私の感想ですけれども。

まず、今の宿毛小学校においては、広域化をして、子供が地域のことを知らない。地域の方は、子供のことを知らない状況であると。

はっきりした数字も、調べればわかることでありますけれども、街区の子供が半分もないというような状況である。だから、つながりが薄いということなので、地域の力を活用して、もう少し子供たちに地域のことを、いろんなことを知る中で、つながりの力を育てたいと、こういうふうな話がありました。

それから、その中で、校長先生が、目的の中で、学校を核として、地域や学校が変わると。学校を核として、地域や学校を変えたいと、校長先生のそういう話もありました。

2年間のこういう事業をして、ぜひ、その中心となるコミュニティーエリアがあれば、それを活用して、いろんな人に来て、子供たちのかかわり、子供の放課後の活用であるとか、今、

いろいろなところで、放課後子ども学習のこと、活動のことをお願いすると、教室がないというようなことで、学校から結構断られるのです。

ですから、そんなのにも使えるのではないかと。

それから、いろいろ総合的な学習の中で、地域の人を呼んで、たこづくりをするだとか、読み聞かせをするだとか、いろいろな場面に使えるのではないかと、そういう話がありました。

それから、その地域を巻き込んでという中では、これはどこの地域もそうでありましょうけれども、PTAが学校のいろいろな活動に参加する気持ちが、以前と比べて弱くなったのではないかと。役員になってくれる人が少ないと。どうしても、地域にお願いしても、固定化するというので、広がりがないという話を、校長先生から伺いました。

それで、2年間の取り組みの中で、宿毛小学校においては、PTAの活動も盛んになってきていると。それから、地域の皆さんも、学校に対して、いろいろなことを目を向けてきている。だから、それをもう少し広げていきたいと。

校長先生の話の中では、学校の近くに農園のようなものを配してもらって、地域の人に教えてもらいたいだとか、いろいろ希望がありましたので、校長先生に、ぜひそのコミュニティーエリアも、大きな部屋になりますので、活用する方法があると思いますので、ぜひ利用してくださいという話はしておきました。

教育委員会も、それはすばらしいことであろうと、こういうふうに思っています。

一つの利用方法であろうと思いますけれども、私どももその関係はよしとしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、続けさせていただけます。

最後に、校長に利用していただきたいと、こ

ういったのがあるからということで、ぜひ利用してくださいというお話でありましたが、それは、あくまでも何かの目的でできた広場があるから、これを使いますよ。校長先生、あなたも学校の施設内にあるんだから、使ってくださいよという、サブ的な理由にしかならないですよ。

絶対必要なものだから、つくるものが。つくるのはつくるから、あなたたち使ってください。それじゃあ、ちょっと理由にならないと思いますので。

今回、このコミュニティーエリアっていうのを聞きまして、各課でどういう使い方をするのっていうことで、お伺いをといますか、聞いて回らせていただきました。

その中で、コミュニティースクールであるとか、また地域のPTA活動の中で使えるとか、要するに、具体的じゃなくて、イメージ的な、こういう利用方法もあるから、素晴らしいものだからつくってみよう、そういったふうな答えが多かったように、私は感じました。

何かをするためにつくる。もし、このコミュニティースクールで利用するのであれば、本来、立ち上げ協議会の中で、コミュニティースクールのメンバーと、どういったものが必要かを協議をして、そしてその答えとして、コミュニティーエリアが必要であると。どうしてもこういった場所をつくってほしい。私たちは、ここを利用して、こういった活動をさせてもらいたい、そういう話があって、初めて宿毛市として、この建設の中にコミュニティーエリアを組んだ建設計画にさせていただきます。

これが、流れだと、私は本来の流れだと思っております。

ただ、今回のお話を聞くと、何らかの要因で、このコミュニティーエリアをつくることになった。せっかくいいものをつくるのだから、皆さ

ん、使ってください。何かに使えるんじゃないですか、そういった投げかけを皆さんがしているようにしか思えてなりません。

教育長に、まちの活性化についてお伺いしてもわからないと思いますが、この答弁に関しましては、まちの活性化と両方絡んでいると思いますので、市長と教育長と両方に、お伺いをさせていただきますので、教育長だけでなく、今の質問に対しては、市長のほうにも答弁を求めたいと思います。

それで、教育委員会として、本当にこのコミュニティーエリアっていうのは、必要なのか。必要なものと、現在、とらえているのか、その点について、簡単に、本当に必要なんだよ。中平議員、そう言うけど、本当に必要なんだよというのであれば、そのあたりを答えていただきたいと思っております。

その点について、再質問とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 学校に対するコミュニティーエリアの話なんですけど、私、先ほど言いましたように、学校現場、余りよく知らないということで、知らんぷりしてはいけないとは思いますが。

やはり、反対に学校の中が、だからそういうコミュニティーエリアがあつていいんじゃないかなというふうなことも思いました。

中平議員、やっぱり使い方が明確に、いわゆる目的が明確になってないというふうな、先ほどおっしゃり方だろうと思いますが、やっぱり明確な目的もいるし、アバウトな目的もあつて、地域のための、皆さんに開かれてた学校ということも、やはり一つあつていいんじゃないかなというふうなことを、ちょっと思っております。

また、時々、児童が社会から阻害されたとか、

学校での疎外感とか、そういうものもあるようなことを、報道でも受けておりますし、そういった意味で、このコミュニティスペースを設置することで、少し、地域力みたいなものを、子供がつけていただけたらとか、いうふうなものがあるといいんじゃないかなというふうな、ちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、そういう思いを持っておるところでございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

必要なか必要でないかという、簡潔に、お話はそういうことですが。

もともと、ちょっとだけ説明させてください。

これは、災害対策のためにつくられたことは、国土交通省の補助事業でつくられたことはたしかであります。私といたしましては、そういう目的でつくられておるけれども、今の宿毛小学校のいろいろな事業をする中で、子供、放課後の活動をする中でも、大変、宿毛小学校にお願いしても、空き教室がない。それから、管理が難しいということで、何度も難しい、難しいお話がありましたけれども、一つとっても、放課後子ども活動をやるのにも、広いスペースがあつていいのではないかと。それは、500平方メートルは要らないのではないかとこの考えもあるかもしれませんが、一つは、ある程度の規模の広さのものは要ると。

それから、もう一つには、管理が。施錠らも、自分らで管理できますので、学校じゃなしに、施錠もできたりするということもありますので、私は、大きさが要るか要らないかという問題はありますけれども、学校にとっては、必要なものだと思っております。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 長い間、私の一般質問におつき合いを願ひまして、本当にありがとう

ございます。

学校施設としても、必要なものということがあります。災害のためということで、国交省の補助金もいただくということではありますが、どうしても災害とか、そういうのであれば、体育館があるのになというふうな思いがしてならないところもあります。

最後に1点だけお願いをさせていただきます。

もし、建てるのであれば、しっかりと、宿毛市として維持管理をしてください。現状の学校が、どのような状態になっているのかを十分見てくださいまして、今の現状と、新しく建てようとする学校が、ともに子供たちにとってすばらしい環境であることを約束していただいた後に、こういった学校の建設に踏み出していきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時42分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従ひまして、一般質問を行います。

初めに、母子保健推進員制度について、お伺いをいたします。

宿毛市母子保健事業推進の目的として、宿毛市が行う母子保健事業の充実を図るほか、都道府県の行う母子保健事業に対する宿毛市の協体制の確立に資するとともに、地域における母子保健組織活動の育成などを図り、宿毛市の母子保健の向上に寄与することを目的としております。

また、宿毛市母子保健推進員の主な活動とし

て、1、母子保健に関する知識の普及に関する
こと。2、妊産婦及び乳幼児の保健栄養指導に
関すること。3、健康診断、健康相談の勧奨に
関すること。4、関係機関との連絡に関するこ
と。5、その他母子保健の推進に関すること。
以上5つの活動をしております。

子育て中の母親のメンタル面での支援は、母
親自体が少子社会に育っており、赤ちゃんと密
接に接するのは、我が子が初めて。しかも、核
家族の中で孤独である状況で、一層、重要にな
ってきているわけです。

その中で、いわば母親がわり、子育ての先輩
として、身近な相談相手として、母子保健推進
員の果たす役割は、非常に大きいものと考えま
す。

現在、乳幼児健診、赤ちゃん広場、相談など、
主要スタッフとして、ボランティア活動を行っ
ていただいておりますが、子育て情報の共有、
活動内容の連絡、または調整、保護者への啓発
活動の充実などについても、課題が多いと考え
ます。

そこでお伺いをいたします。

1つ、母子保健推進員の役割について、お伺
いをいたします。

2つ、各地で母子保健推進員の方々が活動さ
れるに当たり、どういった問題点や課題がある
と認識をされているのか、お伺いをいたします。

次に、産後のうつ病についてお伺いをいたし
ます。

出産後の女性は、うつ病にかかりやすいとい
われております。産後しばらく、母親は昼夜問
わない授乳や、おむつ交換で睡眠不足になり、
体力的に大変でございます。

妊娠、分娩と大変な時期を乗り越え、楽しみ
にしていた我が子をやっと抱くことができた
と思うと、すぐに育児という現実にあふつかり
ます。

その上、産後はホルモンのバランスが急激に

変化し、それにより、体の状態が大きく変化し、
その影響で感情が不安定になります。

気分が落ち込む、イライラする、こういった
情緒不安定な症状です。

よく知られているマタニティーブルーは、2
5%から50%の女性がかかるといわれていま
すが、一過性のもので、1週間もすれば自然に
治ります。

しかし、このような症状が産後4週間以上続
く場合は、産後うつ病を心配しなければならない
といわれております。

出産後の女性の10%から15%がかかる
といわれております。

この産後うつ病、余り知られていませんが、
ほうっておくと非常に危険な病気です。産後の
心の病気は、母親の社会的不適応や、母子関係
に悪影響を及ぼすものもあります。子供への愛
情が芽生えず、敵意や拒絶、最近では虐待にも
つながるといわれております。

時々、新聞をにぎわす母親による痛ましい幼
児虐待事件、その背後には、ほとんどの場合、
産後うつ病が潜んでいるといわれております。

また、幼児虐待とまではいかななくても、産後
うつ病は子供に悪影響を及ぼす可能性があります。

母子の結びつきは不思議なもので、母親が病
気だと、子供にも変化があらわれます。子供に
もストレスとなってしまうのです。

母と子で、お互いに泥沼に陥る可能性がある
のです。最近、核家族化で、簡単に親に相談
できる人も多くありません。気分転換に何かし
ようとしても、子供がいるので思うようになら
ない、このような現実がホルモンバランスを大
きく乱して、赤ちゃんの世話で十分に睡眠がと
れないなど、産後うつ病の発症リスクの大きな
時期に拍車をかけているのです。

本市におきましては、保健師による乳児家庭

全戸訪問事業が実施をされていますが、これは生まれてきた赤ちゃんにも重要ですが、不安だらけの、初めての母親にとって、育児不安を解消し、メンタルヘルスクエアを支援し、密室での虐待を未然に防ぐ幼児虐待防止策の大切な事業と理解するものであります。

そこでお伺いをいたします。

産後うつ病にならないための早期取り組みについて、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、母子保健推進員制度でございます。

母子保健推進員の役割についてでございます。

岡崎議員が先ほどおっしゃいましたように、5つの活動をされているということでございます。

当市が設置しています宿毛市母子保健推進員協議会設置要綱の中で、推進員の役割といたしまして、質問と同じになりますが、母子保健に関する知識の普及活動、母子保健活動への協力、各種申請の勧奨、母性及び乳幼児の保護に関する地域の問題点の把握、母子保健組織活動の育成の協力の5つが示されているわけでございます。

御質問の中でもありましたように、乳幼児健康診査とか、赤ちゃん広場など、各母子保健事業などに、スタッフとしての役割を担うだけではなく、担当地区の母子の家庭訪問とか、電話相談などの育児相談支援を通して、地域や家庭で起こっている母子保健上のさまざまな問題を、身近な立場で把握をいたしまして、母親の相談相手となるということとともに、地域社会と行政をつなぐパイプ役としても、欠かせない役割を果たしていただいているというふうに思っ

ております。

そして、専門職、行政職と連携を密にとりながら、役割分担をいたしまして、親子の心身の健康や、安心して子育てができる地域づくりに努めると、そういった役割もしていただいております。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、多種多様な情報があふれる中、人と人をつなぎ、必要な情報を伝え、心に寄り添うことが求められ、推進員の活動は、今後一層、必要性が増してくるものというふうに考えております。

2つ目の活動をするに当たっての問題点や、課題でございます。

まずは、母子保健推進員であるということは、市長から委嘱をされる立場でございます。活動で知り得たその家庭の情報は、了承を得た後、担当保健師等に報告する以外は、守秘義務が課せられます。

各推進員さんが知り得た情報をどう報告して、支援につなげていくのか、悩むところも多々あると思います。

しかし、先ほど申しましたように、専門職、行政職とのパイプ役であるという役割の中、推進員ひとりで抱え込まないようにしていくことも大切なことだというふうに考えております。

また、推進員は、新しい制度や情報を正しく理解して、住民に伝える必要がございますので、恒常的に研修を受けることが大切となってきます。

医学的、専門的な質問などに、主観的に答えることは誤解を生じ、人間関係を損なうことが予測されますので、必要が生じた場合は、その点については、保健師さんに相談してみましよう、など、直ちに保健師など、専門職につながることが求められています。

これら以外にも、活動するに当たり、日常的

に困ったことや、問題が生じた場合の保健師との連携は、必要不可欠なものというふうに考えておりますし、非常に、人のことでございますから、推進員の方々には、デリケートな問題も扱っていただいているというふうに、非常な御負担を願っているというふうに思っております。

続きまして、産後うつ病についてでございますが、岡崎議員から詳しく説明がありました。当市でも、非常に危惧される疾患であるというふうなことを認識しています。

私も医者ではないので、余り知識はありませんが、保健師さんからいろいろ教えていただきました。

産後うつ病に発展するまでには、いろいろな要因とか、経過が重なって起こる疾患である。その前段で、早期に発見して、対応することが重要だということでございます。

妊娠がわかった段階から、女性ホルモンの影響で、心身ともに大きな変化が起こることを、事前に情報として知らせ、相談できる窓口、それから人を紹介して、一人で悩みを抱え込まないようにすることを、妊婦さんに保健師さんのほうからお知らせしているという状況でございます。

また、宿毛市のほうでは、妊娠の届け出があった場合は、妊婦さんに、今後、かかわっていく担当の保健師と顔合わせをすることで、安心感を持っていただきまして、またアンケートを実施することで、妊婦さんの情報をキャッチして、対応が必要だと判断した妊婦さんには、妊娠中から訪問をいたしまして、心身両面の支援を実施している状況でございます。

また、出産後は、御指摘のあったとおり、保健師による乳児家庭全戸訪問事業が実施されています。その実施率は95%となっています。

この95%の残り5%でございますが、これは転出したり、里帰り出産のために、実家に帰

省をしていると、そういったようなことで、95%の実施率ということでございます。

訪問では、子供だけでなく、母親にも聞き取りを行い、マタニティーブルーのような症状が見られる場合は、適宜判断をして、訪問の回数をふやしたり、電話相談、他の関係機関につなげるなど、産後うつ病に発展しないような支援を心がけているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まずは、母子保健推進員制度についてですけれども、今、市長より詳しく説明をいただきました。母子推進員の役割としてのこと、または活動、こういった問題点、課題があるかについて、るる説明をいただきましたけれども、まず1点目として、母子保健推進員の定数について、お伺いをいたします。

定数があるのであれば、定数についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 定数がございまして、宿毛市母子保健推進員協議会設置要綱、これの第3条が組織としてありまして、25名以内をもって組織するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

先ほど、市長の答弁の中で、母子推進員さんの研修について、お話をされたと思うんですけども、されている研修の内容について、わかれば詳しく教えていただきたいと思えますが、お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 母子保健推進員の研修でございます。研修の、まず先にカリキュラム、

内容をお伝えします。

必要テーマとしましては、生活習慣病と生活リズムについて。それから、子供の体と心の発達。それから、乳幼児虐待、うつ病、精神疾患と子育て。それから、パーソナリティ障害の傾向のある母親との接し方。

それから、外部講師による研修で、これは過去2年ありましたやつを紹介しますと、ひびきあいの子育て。母と子の相互関係ということ。そして、「母子保健推進員とは」として、助産師からのメッセージ。これは地域のお母さんとのかかわり方ということでやっております。

これは、研修の内容を一つ申し上げたわけですが、年度当初の4月と、年度が終わる3月に総会がございます。

年間を通じて、少なくとも2回の研修会を実施しているということでございます。

その内容でございますが、保健師が受けてきた研修から、活動に必要なだと考えられる内容をピックアップしまして、伝達講習をしたり、先ほど申しました外部から講師を招いて、より専門的な研修会を開催しているということでございます。

その他のことを申し上げますと、他の市町村で実施される研修会には、代表として数人を選んで、出張していただくということもございません。

その後は、必ず他の母子保健推進員に伝達の講習会を開催しまして、知識の共有を図っているというふうにしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、先ほど、市長のほうから研修の回数ですね、年間2回実施されているということでお伺いをいたしました。

できれば、この母子保健推進員の活動を、多くPRしていただきまして、市民の皆様にも関

心を持っていただくことも必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、子育てにつきましても、最近の母親は育児に不安を持っております。そういった面で、先ほども述べましたように、母子保健推進員さんの果たす役割は、非常に大きなものと考えています。

いろいろな課題があると思いますが、ぜひ、地域での母子保健推進員の活動がしやすくなるように、お願ひをいたします。

次に、産後のうつ病について、再質問をいたしたいと思ひます。

先ほど、乳児家庭全戸訪問事業で95%のパークセンテージがありまして、5%については、ほかの市町村に出られたりとか、里帰り出産をされているということをお聞きをいたしました。例えば、里帰り出産をされている方々の本市に帰ってこられたときのフォロー体制はどうなっているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 里帰り出産をされて、帰ってきた方のフォローでございます。

これ、妊婦さんが里帰りされる前から、連絡が途切れないように、何度も連絡を取り合ひまして、里帰りされても、同じ支援が受けられるように、市町村間、医療機関で連携をしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、宿毛市に帰ってこられたときは、必ず自宅訪問をしまして、状況を確認しているということでございます。

また、帰省先の市町村からも、訪問の実施状況の情報もいただいております。どのような訪問をされたか、把握できるようになっているところでございます。

妊産婦さん、子供が全国どこで暮らしても、市町村の横の連携を密にしまして、親子が安心

して、出産であるとか、子供が育てられるというふうなことが必要なことですので、今後とも、こういうことに対しましては、支援をしてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、先ほども述べたように、保健師による乳児家庭全戸訪問事業をされた後、4カ月乳児健康診査まで、母子ともに見る機会が極端に少なくなると思うのですが、4カ月乳児健康診査のときに、どのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、市が実施する最初の乳児健康診査でございますが、これは4カ月の子供でございます。

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までに実施するということになっています。

先ほども申し上げましたように、宿毛市の実施率が95%ということですので。最初の乳児健康診査では、ほぼ全員が担当の保健師と顔見知りでございますので、気軽に話ができる状態で、参加するということになります。

乳児健康診査に来ていただくことによって、担当以外の保健師ともかかわるということもできるようになります。相談の窓口が広がって、産後のうつ病というふうなことも、早期発見にもつながっていくんじゃないかなというふうなことを思っております。

また、乳児健康診査は、子供の発達の確認、それから子育てのための知識の普及、それから母親の育児相談、小児科の医師による診察とか、母と子の支援を実施をできるという状況になっておまして、いろいろな母子の方に、早期にいろいろなことが対応できるというふうになっております。

宿毛市には、優秀な保健師がたくさんおりますので、この母子の皆様方のフォローを、これ

からもずっと、きちんとしていく予定でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、市長、どうもありがとうございました。

今後とも、母子について、手厚い支援であったり、指導のほうをよろしく願いをいたしたいと思ひまして、私のほうは、一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 10番、一般質問をいたします。

変声期にかかりまして、声がかれておりますから、途中でものが言えなくなるかもわかりませんので、簡単にお聞きをしたいと思います。

本議会から、一問一答方式を取り入れましたので、先ほど、議長からも説明がございましたが、私は、今回、なぜか1問ですから、しゃれではございませんが、一問一答になると思ひます。

先ほど来、市長、教育長、答弁を聞いておりますと、なかなか自席でやるのも、テーブルもないからやりにくいんじゃないかなと思ひますが、また議会のほうでも、いろいろと、本当にいい形にしていくということが、大事なことではないかと思っております。

通告した質問は、中心市街地の活性化に伴う道路施設整備ということになっておりますが、西村議員からも、昨日、質問がありましたので、その部分、多少重なるかもわかりませんが、なるべくそうならないようにお聞きをしたいと思います。

まず、この中心市街地の活性化そのものにつきましては、昨年9月の議会で、市街地の活性化の基本計画案というのができ上がっておったのを入手しまして、市長にこういうものがあるが、議会になぜ、まだ報告がないのかと言う

流れの中で、一般質問をいたしまして、平成23年から28年の5カ年の計画で、5つの事業を官民一体で行うと。

民のほうは、まちづくり会社ということでございました。

そもそも18年の法改正で、まちづくりの補助金が社会資本整備交付金ということに変わりました、非常に自由度が増したということで、この中心市街地の活性化にもろもろ組み入れると、補助率そのものもアップするというので、計画が進んでおりましたところ、市長の答弁としては、文字どおりまち自体が公園というイメージを持っていると。商業の再生というよりも、宿毛らしい町並みの形成、またそれが住民参加のきっかけづくりになればいいなというような内容の話でございまして、協議会の中では、多種多様な、多彩な事業項目が出されているけれども、それは盛りだくさんに出ておる中から、いろいろ市のプロジェクトチーム等も立ち上げて、また外部アドバイザーの意見も聞きながら、仕分けをしてまいらなきゃならんということで。

ただ、最初の計画案では、平成23年の2月には、もう内閣府に申請をします。そして、その前には、議会議決が要るんだということになっておりましたので、そのほうは、通り過ぎたわけでございますから、まだ仕分けの最中だというふうに思いますが。

ただ、そのときに、私は一つだけ、この事業の中身の中に、5つのゾーンはあるけれども、公の部分が、非常に多いと。例えば、公園の問題にしても、あるいは道路等の基盤整備にしても、中心市街地の活性化の主目的である商業ゾーンの再生が、見通しが見えないままに、官が余り先行投資をして、道路や公園をつくることに着手することは、危険じゃないかと。

費用対投資の効果が出にくいんじゃないかと。慎重にやるべきじゃないかということ、意見

として申し添えておきました。

そこで、今回は都市再生整備事業という中で、中心市街地の活性化に伴う道路施設とありますので、じゃあ、基盤整備である道路整備を先にやるのかなと。じゃあ、これは内容を聞いてみなきゃいかんという思いがありまして、この道路の関係予算、設計委託料ということで、設計委託料本工事費として、3路線で7,109万円ですか、これが計上されておりますが、どの路線を、どのような考えで整備しようとおるのかを、まずお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

宮本議員の質問の中で、何か、声が非常にかすれておったんで、風邪でもひかれたのかなと思っておりましたが、変声期だそうで、気をつけていただいたらと思います。

都市再生整備事業と申しますのは、中心市街地の活性化に伴う道路施設整備ということでございます。

昨日も、西村議員には、少し触れて説明をさせていただきました。

この道路整備事業の関係につきまして、どのような、どの路線をどのような考えで整備しようとしているのかということにつきまして、答えさせていただきます。

まず、都市再生整備事業についての、その義務的経費を除きまして、建設事業費としては、7,109万円というふうにしております。この内訳を申し上げますと、設計委託費に4,105万円、工事費が3,004万円というふうになっております。

この中の設計委託費でございますが、水道通りの中央線、それから小学校の正門から商工会議所前を南に通る線の桜町沖須賀線、この2路

線の道路実施設計費としまして2,300万円、宿毛小学校の校舎と、グラウンドの間にある道路の、これを北のほうに行く、土居の後線の実施設計に3,550万円、他の、さきの2路線と合わせた3路線の無電柱化、電柱をなくすという無電柱化。それから、電線の地中化の設計委託費に1,805万円を計上しているというところでございます。

次に、中央線の老朽化の著しい用排水路の先行工事費として、3,004万円を計上しているということでございます。

ただいま説明しました3路線の整備につきましては、基本的には、都市防災上の観点での位置づけを行っているということでございます。

今回、上程しました3つの路線は、現在、検討中の中心市街地活性化エリア及び近隣の住民を対象に、大規模避難施設となる新設小学校への誘導、及び震災等における避難時の安全性の確保を、主目的にしております。

このほか、水道通りの中央線につきましては、水路の老朽化によりまして、道路、それから民地の地盤がすり出されておまして、非常に危険な状態となっております、速やかな対策が必要というふうに考えております。

また、宿毛の町の貴重な地域資源でもあります水道通りの、水車が回って、コイが泳ぐ水路の改修に対する、景観配慮のためのグレードアップを行いたいというふうに考えています。

次に、市道土居の後線、これは先ほど申しました小学校から北のほうへのぼる道でございますが、これは幅員が、ただいま2.8メートルから4.7メートルと。御存じと思いますが、非常に狭くて、通学路としても、通行に非常に危険が伴っております。

これを、幅員6メートルへの拡幅をしようとするものでございます。

最後に、桜町沖須賀線につきましては、本町

通りから真丁間につきまして、ここの幅員が3.8メートルと狭く、通行に支障を来しております、利便性を考慮して、商工会議所前の現道幅員8メートル程度を、真丁アーケードまでの拡幅構想としておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 再質問をいたしますが。

まず、今、市長から、この3路線並びに用排水路の先行工事という説明を受けましたが、この実施設計に3,550万と言いましたかね、聞き間違いですかね。

土居の後線の実実施設計費を3,550万と言わなかったですかね。300じゃなかったですかね。聞き間違いですかね。

排水路じゃなくて、宿毛小学校の校舎とグラウンドの間に、道路の実実施設計費、それは。じゃあ、それは聞き間違いかもわかりません。

3路線の中身はわかりましたが、ちょっとここで、一つ説明を求めたいんですが。

桜町沖須賀線、これはいわゆる実施設計費として、個別に聞きたいんですが。桜町沖須賀線は、単独でこれが、この予算の中で、幾らになるのか。それと、中央線の老化の著しい、その用排水路の先行工事費としての3,004万ですか、これの、ちょっとわかりにくいのが、先行工事費というのはどういう工事費なのか。できたら、課長でも、担当課長でもよろしいですか、先にこれを説明してもらえませんか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 数字のこと、再度ちょっと申し上げます。

済みません、非常にわかりにくかったかと思えます。

中央線、いわゆる水道通りと新町へ向かいま、中央線がございまして、これの老朽化の著

しい用排水路の先行工事費として、3,004万円が計上されているということでございます。

それから、先ほどちょっとお話が、一番最初にありました、小学校の校舎とグラウンドの間にある道路の、土居の後線の実施設計費は、355万でございます。失礼しました。

この工事の内容につきまして、建設課長のほうから、少し、先ほどちょっと説明はしましたけど、説明させます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、10番、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に、水道通りの中央線及び宿毛小学校から商工会議所を南に通る線の桜町沖須賀線の、委託費が幾らかという御質問でございますが、これは、800万円でございます。

次に、中央線の水路の先行工事箇所についての、どこかという御質問でございます。

この中央線の水路は、水道通りを東から西方面へ流れまして、旧新町へぶつかって、そこから南下して、家庭料理さわ田さんとこの横の大溝に流れております。

この旧新町の間この水路、これは老朽化のみならず、水路断面が十分確保されていない箇所もございます。そういったことで、流れが非常に悪くなっているということもございまして、このため、家庭料理さわ田さんところから上流へ向けて、公費3,004万円によって、工事をしていこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） それでは、再質問をいたします。

今、内訳を聞きまして、私は、最初に、この全体の7,109万円そのものが、中心市街地の活性化に伴う基盤整備とっておりましたの

で、3,004万円については、全くそれとは関係ないという予算内容であるということは理解をいたしました。

そこで、私は、中心市街地の活性化そのものは、全く反対をしておるものではありません。私も宿毛に生まれて、もうこの年になるまで、この寂れていく中心市街地を憂うもの一人でございますから、何とかその活性化をできれば、これにこしたことはないなというふうには思っておりますけれども。

前回の質問でも言いましたように、商業ゾーンというものが、本当に今の真丁や水道の状態、いろいろ施策が出ておりますけれども、この社会資本整備交付金の補助金を使って、官民でできるのかという現実問題を考えたときに、なかなか難しい面がございますし、市長もきのうの西村議員の一般質問にも、身の丈に合ったものをつくっていくというふうに答えておりましたので、すべてができるとは、なかなか思っておりませんけれども、その煮詰まらないうちに、じゃあ、道路整備をやっていいのかどうかということが、一番の疑問でございまして、小学校の道路については、これはまあ、今の説明でも結構でございます。当然、これは学校を移動する場合における道路として、その目的を果たすと思いますし、また、中学校の裏に住宅がございまして、非常に狭隘な道路が続いておりますから、防災の面でも、ぜひこれは広げておくべきであろうかとは思いますが。

あと、水道通りですね、これ中央線となっておりますけれども、これは今、3,004万円をかけて、新町のほうの用排水路を直すというのは理解しましたが、ここも、幾らか、中心市街地活性化に伴うものと、無関係ではないと思うんですね。

市長は、都市の防災とか、そういうものに、十分配慮して、今回の道路のことを提案してお

ります。都市防災の観点で位置づけたという、今、お答えがありましたので、その面は十分に認めるわけでございますけれども、水道道路を、中央線をこの中心市街地の活性化の流れで、小野梓公園を拡幅をしていって、充実をしていって、最初はあるそこに商業ゾーンをつくと。宇和バスのところにも、温浴施設をつくって、商工会の前の駐車場にも、幾らか商業施設をつくりたいんだという、基本の話が出ておりましたから、それに伴って、先にこの中央通りを整備をする、委託設計を出すのであれば、やはりそれは少し、予算がかかるようなものになってくると思うんですね。

今、用排水路が老朽化をしておるから、この際、それも考えて、直さなきゃいけないというのはよくわかるんですが、その直し方は、いわゆる中心市街地の活性化にリンクすると、非常に、例えば漏れ聞くところによると、石だたみにしようとか、例えば、歩道、住民が望むからということで、歩道をとって、用排水路をつくって、そして車道という順番になると、非常に車道が狭くなりますから、一方通行にしようとか、いろんな意見が出ていると思うんですが、とにかくきょう聞きたいのは、これ、委託設計をする場合に、今も一定の景観美であるとか、そのもの、水道通りの水車とかのグレードアップも考えに入れておるようではございますけれども、私が見る限り、水車も一定の効果は果たしたと思えますが、現在、あの古くなった水車を見ておると、あれが本当に景観美になるのかなという思いもありますから、そこはこの委託設計をする段階で、ある程度、分けて考えなきゃいけない面もあるんじゃないかというふうな思いであります。

そして、もう一つの商工会から沖須賀に抜ける道路、これは設計委託料は今、800万ぐらいだということを聞きましたが、無電柱化とか、

もろもろの、これにかかわるものも入れますと、1,000万ぐらいは十分かかると思うんですが、この道路については、非常に立ち退きも求めなきゃならんし、かなりやるとなったら、大がかりな経費がかかるんじゃないかと思うんですが、これは、いわゆる都市防災の観点とか、まちづくりの中からやるといっても、これは中心市街地の活性化が煮詰まって、このようなまちにするんだということが、まちづくり会社と市と、あるいはそこに住む商人の方々や、また商売はしてなくても、中心市街地にお住まいの方々の話が煮詰まってからでも、遅くないんじゃないかと。

これを今、予算化して、委託設計をしても、なかなかその煮詰まり方が長くかかれば、これは、今、予算化しても、すぐに始めることはできないんじゃないかと思えますが。

一つの、小学校の道路については、私、何も思いませんが、この水道通りのグレードアップというか、そのほうと、今の商工会から沖須賀に抜ける道路の整備について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今、宮本議員から御指摘の、3路線のことがございました。

まさに小学校から北へのぼる道というのは、非常に、防災上も必要だということで、御理解いただいたと思います。

それから、次に、中央線、いわゆる水路のあります水道通り、新町、これ、先ほど申しましたように、非常に民家の地盤まですり出しを受けているというところがございまして、この部分については、ぜひやっていかなきゃいけないというふうなことは、できればお認め願いたい。

それから、また、それに連なる水路であるとか、水車のあるところ、そういったところ、石だたみとか、いろいろ公園施設としての整備

が、今、本当に、今と言いますか、将来的には必要だと思いますし、水路をきちんと整理したいという思いがありまして、ここはできるだけ、手戻りのないような形での設計をやっていただいて、この工事につなげていきたいというふうなことは思っています。

もう一つの、小学校前から商工会議所前を通りまして、真丁アーケードというところにつきましては、本当にまだ、全体の計画が、きのうも申しましたように、構想の段階みたいなものがありまして、しっかりした計画になっていないところがあります。

これを、道路拡幅となると、必ず用地買収というものが起こってきますので、やはりもうちょっと周りのところを、もっと詳細に、計画を詰めた上での予算執行をしなきゃいけないのかなというふうなことは、思っております。

ただ、予算上、出していただいて3つを、防災関係もございましてということで出させていただいておりますが、これ、執行に当たっては、見直しもあり得るかなというふうなことを、少し庁内でも検討しなきゃいけないかなというふうなことは、思っておる状況でございまして、まことに、絵がきちんと固まらない段階で、この道路だけの予算措置をしていると。措置といいますが、設計でございまして、こういった絵をかいていくかということにもつながろうかと思えます。

それを出させていただいておりますが、それはもう、詳細に検討しなきゃいけないと。発注するに当たってはですね。そういうふうな思いを、今、持っています。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 大体、理解ができました。小学校の裏の道路に対しては、もう十分、理解いたしましたし、水道通りも、今の市長の答弁でわかりましたので。

一つ商工会のところからの、8メートル道路については、今議会でも産業厚生常任委員会、今度は名前を、それは、常任委員会もあるわけですが、第2分科会ということで、そちらで予算の審査をしたいと思います。

これは、非常に、市長の今の答弁では、予算執行には十分注意をして、減額もあり得るといふふうに理解してよろしいんですかね。

そのことを、まず確認したいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 先ほどの宮本議員のおっしゃったとおりで結構だと思います。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） この中心市街地の活性化、この間も経済産業省の今枝さんですか、この方が来て、非常に厳しい意見も伝わってきております。

例えば、主体性がないとか、この5つの事業にも、いろいろリストアップをしているけど、宿毛らしさが見えないとか、もろもろの意見も言われております。

市長も、9月の議会でプロジェクトチームを立ち上げて、庁内でも検討して、そしてまちづくり会社ともよく協議をし、またもろもろの事業は、住民にも、当然、説明をしていかなきゃいかんと思いますから。

ただ、きのうの西村議員の質問の中では、23年度中に仕上げたいということですから、そうすると、もう余り時間もないように思いますので、最終的には、議会議決も要ることですから、慎重に練り上げていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、一般質問を行います。

まず、松田川小学校が宿毛小学校に統合された後に、宿毛中学校が松田川小学校跡地に移転することが、先の2月22日開催の宿毛市議会議員協議会の席上で、唐突に発表されましたが、ここに至った教育委員会における審議が、いつから、何回行われたか、その経過、経緯について、教育委員会を代表する教育委員長に、見解をお聞きします。

2番目としまして、宿毛市教育委員会において、平成22年5月、昨年5月ですが、宿毛市立小中学校再編計画が公表され、小中学校再編及び学校建築等計画表では、宿毛中学校と橋上中学校が統合の対象として計画され、平成22年度並びに平成23年度の2カ年をかけて、地元説明会を行い、平成24年度に基本計画に取りかかり、平成25年で実施計画を行い、平成26年度から3カ年計画を講じて、校舎から体育館、プール及び外装工事を行い、小中連携、一貫教育を推進する方向で計画が作成されているが、この計画と、松田川小学校跡地に宿毛中学校を移転することの整合性について、教育長にお聞きします。

また、宿毛市立小中学校再編計画における短・中期計画は、平成22年度から平成31年度までの10カ年を短・中期計画と定め、計画表では、宿毛中学校と橋上中学校が対象として取り上げられているが、基本的な考えの中で、中学校にかかる文言では、宿毛中学校の文言は何も明記されていないが、意図的に明記していないのか。意図的であろうがなかろうが、唐突に松田川小学校の跡地が取り上げられたのか、意見をお聞きします。これは教育長です。

次に、この計画を立てるに当たって、宿毛市教育審議会や市議会、保護者や地区長と各界各層の皆様の御意見や御提言を賜る中で、今後1

0年先、20年先を見据えた本市の小中学校の再編についての基本的な考えをまとめることとした。

また、このたび、新たな小中学校再編計画を策定したので、市民の皆様を初め、保護者並びに議会の皆様に御報告申し上げ、今後、関係する小中学校の保護者や、地域の皆様に十分説明を申し上げ、直接、御意見や御要望をお聞きする中で、子供たちにとって、よりよい学校づくりに取り組んでまいりますと、はっきりと明記しているが、この市民、保護者、議会に対する説明責任は果たされているのかと思われるが、教育委員長の見解をお聞きします。

特に今回、公表された松田川小学校跡地に、宿毛中学校の移転計画について、地域の皆様の中には、特に宿毛中学校校区の各地区長への説明を十分にしたととらえられているのか。決して十分な説明責任は果たされているとは理解しがたく、今後のこの問題が円滑に展開できているのか、教育長の見解をお聞きします。

6番目としまして、市長に対し、このたび、宿毛中学校の移転問題について、各界各層への説明責任は十分に果たして、地域の理解を得ていると判断されているのか。市長の見解をお聞きします。

決して、理解されているとは断じて言いがたいが、特に校区を代表する地区長に対し、今後、宿毛市として、どのような対応をするか、市長の見解をお聞きします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田陸紀議員の一般質問にお答えをいたします。

2点ばかりあったかと思えます。宿毛中学校の移転問題ということで、中学校の移転問題について、十分な説明責任が果たされて、地域の理解が得られているのかというふうな御質問の

内容であったかと思えます。

市の教育委員会におきましては、小中学校再編計画に基づきまして、保護者とか地域の皆様に御説明をいたして、御理解をいただくように努めているところでございます。

宿毛中学校を松田川小学校跡地へ移転して、建設をする計画につきましては、教育委員会として、長年懸案であった宿毛小学校、中学校の環境の改善について、さまざまな検討をした結果、出されたものと考えているわけでございます。

私も、宿毛小学校と宿毛中学校の現状、それぞれの敷地内に建設することになれば、大きな環境の改善が図れないのではないかというふうなことを考えておきまして、教育委員会で討議された計画案につきましては、一定の理解を示している状況でございます。

しかしながら、まだ地域や保護者の皆さんに十分説明して、理解をしてはいただいているのではないんじゃないかというふうなことは考えておりますので、これから教育委員会としては、恐らくきちんと説明をしていこうと思っておりますし、十分な議論もしていただいて、私も含めて、これは最終的な方針を決定してまいりたいというふうに思っているところでございます。

もちろん、市の財政上、問題もございまして、いろいろな議論が進んでいく段階におきまして、施設整備に係る経費について、教育委員会とは十分な調整をしていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

いずれにしても、多方面からの検討を、いろいろ加えなきゃいけないというふうなことでございます。

それから、理解が得られているとは思ってないということではございますが、今後、地区長さんに対して、どういうふうに対応するのかということではございます。

保護者や地域住民の皆さんとともに、地域の代表として、いろいろな面で御尽力をいただいている地区長の方々に対しましても、これは教育委員会と十分説明して、御理解をいただくよう、取り組んでいく必要があると考えております。

いずれにしても、より多くの皆さんの御理解、御協力をいただく中で、再編計画を進めていかなきゃならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 教育委員長。

○教育委員長（松田典夫君） 教育委員会委員長、濱田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

学校再編計画の策定や、学校の設置場所につきまして、教育委員会として議論をしてきた経過について、御質問でございます。

教育委員会として、平成19年11月の宿毛市立小中学校再編計画の見直しに含め、平成21年の第6回、第7回、第8回の教育委員会の定例会において協議を重ねてまいりました。

その中で、再度、市民の皆さんの御意見をお聞きすべきではないかという結論になり、まずは平成21年11月に、教育審議会の開催をお願いいたしました。

その際、委員の皆様の自由闊達な意見交換をしていただくために、教育委員会の意向を全く示さずに、学校の適正規模や適正配置等に諮問を行いました。

教育審議会においては、4回の審議を重ねていただき、平成22年2月の教育委員会からの意見として、答申をいただきました。

その後、平成22年第2回教育委員会定例会において、答申内容について、教育委員会として確認をいたしました。

平成22年4月と5月に、教育審議会からいただきました答申内容とともに、2回の教育懇

談会を開催し、地区長や保護者の皆様初め、多くの方々に御意見や要望をいただきました。それらの意見をもとに、平成22年第5回教育委員会定例会において、現在の再編計画を決定いたしました。

再編計画の決定に際し、改築する学校施設の設置場所についても議論を行い、宿毛小学校や宿毛中学校の場所についての方針も確認いたしました。

学校の設置場所については、あくまでも教育委員会として、教育効果が図られる、最適として検討した結果であり、今後の市長部局との協議や、保護者や地域の皆さん、また議会等のさまざまな御意見を賜って、最終的な場所が決定されるものと考えております。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに、小中学校の再編計画における宿毛中学校と橋上中学校との統合計画と、松田川小学校跡地へ宿毛中学校を移転することの整合性についての御質問がありました。

御存じのように、宿毛中学校におきましては、市内中学校の中でも一番狭いグラウンドで、一番多い生徒が、体育の授業であるとか、放課後のクラブ活動に利用をしております。こういう状況でございます。

それから、小中学校の再編計画を策定をする中で、教育審議会や、教育懇談会、保護者や議会の皆様から、さまざまな御意見、御提言を賜りました。

宿毛小学校につきましては、文教の中心地であった現在の位置に建設をするべきではないかとの御意見も多くいただきました。

また、小学校の候補地の一つとして考えておりました旧県立病院跡、それから西地区の高台であるとか、それから、今現在の場所である

だとか、いろいろな御意見がございました。

旧県立病院の跡地につきましては、購入価格であるとか、建物の取り壊しの費用であるとか、土地の形状であるとか、いろいろ、その建設をするに勝手が悪いというような問題がありました。

それらの意見をいろいろ考慮する中で、現在の松田川小学校のグラウンドに建設するのが望ましいと考えて、再編計画の説明会において、保護者や地域の皆様に説明をする際に、お答えをいたしました。説明をいたしました。

その件につきましては、平成22年の第2回の市議会定例会の議員協議会において、説明をさせていただきました。

一方、宿毛中学校につきましては、これまで大変狭い環境の中で、先生方や生徒たちに御不便をかけておりましたので、改築に当たっては、より広い用地を確保して、ゆったりとした環境の中で教育活動を行うように、そういう改善に努めたいと、そういうふう考えております。

今現在でも、先ほど申しましたように、野球部が活動している。その中にサッカー、サッカーも場所をかえて練習する場合がありますけれども、陸上部がやるということで。いろいろな方からの御意見の中では、ようけが人が出ないことだとかいうお話も出たりしますので、ぜひ、耐震補強で校舎を対応するのでない、改築をするのであるならば、場所を変えるのがいいのではないかという、そういう判断でありました。

もちろん、現在の宿毛小学校、宿毛中学校の敷地内で、新しい校舎も可能であるということでは、昨日、松浦議員の中でもお話をさせていただきました。都会の中では、屋上で、体育的な活動をやっているよということもありますけれども、宿毛の中では、やはりある程度の場所を確保して、子供たちの活動ができるようにしたいものだと、こういうふう考えております。

今後とも教育委員会の考えを説明しながら、さまざまな御意見をお聞きする中で、宿毛中学校の建設場所を決定をしていきたいと、こういうふうに思っております。

また、小中の連携だとか、一貫教育につきましては、施設はできるだけ同一敷地内が望ましい。それは、我々も十分、周知をしているところでもありますけれども、全国的に見ますと、いろいろな学校で、1校で数校の小学校で対応している。かなり距離のある学校で、連携を進めた一貫教育が行われているということがありますので、宿毛小学校が、現在の敷地内に設置をして、宿毛中学校が市街地からそう遠くない場所に設置をされた場合につきましては、小中一貫連携教育の取り組みは、十分可能であると、そういうふうに考えております。

次に、小中学校の再編計画における基本的な考えの中で、宿毛中学校に関する記述がないのは、意図的であるか、または松田川小学校跡地について、唐突に取り上げたのではないかという御質問でありますけれども、小中学校の再編の計画の基本的な考えにつきましては、教育委員会としては、学校の適正規模、適正配置について、基本的な考えを示したものでありまして、個別の学校に関する考えを示したものではありませんので、よろしく願いいたします。

また、宿毛中学校を松田川小学校の跡地に建設する計画につきましては、平成22年5月の教育委員会、先ほど委員長のほうの話もありましたけれども、教育委員会定例会におきまして、小中学校の再編計画の見直しについて、御審議をいただいた折に説明をし、教育委員会として、確認をしたものでございます。

その後、関係の学校の保護者の方、皆様、それから地域の住民の皆様の説明会において、教育委員会として、現時点では望ましい場所と考えている旨の説明をさせていただきました。決

して、今回、唐突に発表をしたというものではございません。

次に、小中学校再編計画につきましては、市民、保護者、議会に対する説明責任は果たされているのかと。どういうふうに考えているかという御質問でございますけれども、平成22年5月の教育委員会定例会で議決をいたしました後、市長部局とも協議をいたし、平成22年の2月の市議会定例会において、議員の皆様にも説明をさせていただきました。

その後、7月号の広報に記載するとともに、7月14日の宿毛小学校及び松田川小学校の保護者の皆様への説明会を皮切りに、市内すべての小・中学校の保護者の皆様並びに、統合計画のある学校の地域の住民の皆様にも説明をいたしました。

参加人数は少のうございましたけれども、我々としては、全部の地区を回って、説明をするというスタンスをとって、進めてまいりました。

今後も、統合計画のある学校の保護者、並びに地域の皆様に対しましては、教育委員会の考えを十分に説明を申し上げ、また保護者や地域の皆様の御意見をお聞きする中で、子供たちにとって、よりよい教育環境を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宿毛中学校区の地区長さんへの説明が、十分ではないかと考えているが、そのことについてどういうふうに考えているかということでございますが、この問題が円滑に展開できるか、どのように考えているのかという御質問でございますけれども、宿毛小学校並びに宿毛中学校の地域の皆様には、平成22年12月15日に、説明会を開催をさせていただき、教育委員会の考えを説明をしたところでございます。

その後、2月1日に地区長連合会宿毛支部の地区長さんの皆さんと、宿毛中学校の建設場所

に関して話し合いをしまして、さまざまな御意見、御提言をいただきました。

今後、それらにつきまして、教育委員会において協議をするとともに、市長部局とも協議をいたし、さらに議会や地区長さんの御意見等も伺ってまいりたい。その中で、我々として、最終的には、場所については、市長部局の許可もいただかなくてはなりませんけれども、決定をいたして、皆様に十分、理解をしていただきたい、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 教育長にお尋ねします。

さきの2月22日の議員協議会におきまして、教育長は、そのとき初めて、松田川小学校跡地に宿毛中学校をもっていくという、そういうお答えをもらいました。

私たち、去年のいつでしたか、9月議会の際には、もう松田川小学校跡地に宿毛中学校は移転するという話を、街の有志の方から聞いておりました。これはどういうわけで、私はそういうようになったかはわかりませんが、そのときも言いました。まだ市議会には、何の報告もされてないと。しかし、街の有志の人らは、もうこれは決定事項だからと、そういう話を伺いましたが、余りにも議会軽視ではないかと、私はそのように思いました。

そのことについて、教育長はどのように思いますか。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 新しい宿毛中学校の設置場所として、松田川小学校跡地を、9月の段階で決定していたのではないかと。それを、街地区の人たちは知っていて、我々が後から知らせられると。議会軽視ではないかという御指摘につきましては、そのとおりでございます、

真摯に受けとめております。

そのことは、ちょっと言いわけになりますけれども、地区の説明会に行った際に、ここの松田川小学校の跡地については、どういうふうにするのかと。このまま置いておくのかという質問があったときに、一つの候補として、宿毛中学校をここへ持ってくることも考えていますと。候補の一つであると。そのときには、現在の場所、それから西地区の高台もあるということですから、一つの候補であると。

そのときにも、決してその場所に決定したというようなお話はしておりませんが、やはり、候補である場合に、議会には私は、確かに二、三の候補があるとは申しましたけれども、その候補の一つとして、松田川小学校をという明記をしたことは言っておりませんので、大変、そのことについては申しわけないことだと、そういうふうに思っております。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 私の聞き間違いかもしれませんが、和田地区の皆さんにも聞いたわけですが、代表するような方に。そしたら、はっきりと、教育長が申しましたと。ここに決定しましたというような話を、私は伺ったから、そんなばかなことはないかと。そしてまあ、商工会議所の話になりますけれども、そのときも、もうこの話は、去年決着している話だからというのをいただきまして、いや、まだ議会には何の音さたもないですと言った。

そういうようながで、整理権の都合で、私もその問題については、それ以上の発言はできませんでしたが。

街のお偉方が知って、そして議会の議員が全然知らなかったと。いろいろと議員にも聞いてみますと、いや、そんな話は、まだわしら聞いてないというのが、皆さんの答え。

これが議会軽視じゃなくて、何が議会軽視や

と、皆さんが怒って言ってくれたので、私も多少は気が和みましたけど。

けど、区長の皆様方も、全然、そのことについては、私たちは聞いていないと。場所のことですね。そして、何で、この話もちよっと聞いてくれと。次長には聞きましたけど、教育長、そして教育委員長、そして市長。出身小学校、中学校はどちらですか。それをお聞きしたいです。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 私の出身中学校は小筑紫中学校でございます。

○議長（寺田公一君） 教育委員長。

○教育委員長（松田典夫君） 宿毛市立小筑紫中学校でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 宿毛市立小筑紫中学校でございます。

○議長（寺田公一君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、11番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

出身校はどちらかということでございますけれども、私、宿毛市立鶴来島小学校、及び鶴来島中学校でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 今、皆様の出身中学校を聞きました。ありがとうございました。

それで、昔、こういう話がありました。

世界的に最高峰を極めたジャック・ニコラス、ゴルファーですね。プロゴルファー。この方が、センチメンタルバリューという言葉を発表しました。それはなぜかといえば、日本のトーナメントに参加しているときに、あるお坊ちゃん大学の学生に、自分のパターンをとられたわけです。そのときに訴えた言葉が、このセンチメンタル

バリュー。

このパターンをとった方に対しては、そのパターンは量産型で、一、二万で買えるような安いものではございますけど、私にとっては、このパターンは宝物でございますという話で、そのとった方に、テレビで訴えたわけです。

そうしたら、一応、その日の内にそのパターンは返ってきたわけです。そして、ジャック・ニコラスはありがとうと言って、全然告訴もしないで、そのまま許してあげたそうでございます。

それで、価値観の問題でございますが、センチメンタルバリュー、私たちにとっては、これは、皆様方、よその学校を出た人には、私はわからないと思うんです。

今、宿毛の市民の9割以上が、街区ですよ。街区の9割以上が、支えているのは、皆、この宿毛中学校を出た人。だから、地域エゴとか、そういうようなことを言われればそれまででございますけど、やはり、宿毛で一番、宿毛中学校を出ている人は、街区の人ではないかと、私はそのように思います。

その人たちが、何で宿毛中学校も全然出てない人が、そのような決定ができるのかと。もう少し、市民にその話をしたらどうかというような話が来たわけでございます。

私も、宿毛中学校出身者として、ほおっておくわけにもいかず、これはそのとおりだと。私も断固としてあれするから、区長さん方も応援してくださいというので、話をあれしたんですが。

きのうも陳情書か要望書か、ここへ参っていると思うんですが、どのような要望書ですか。教育長にお聞きします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、私が登壇して答弁をした中で、間違

いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

宿毛小学校のグラウンドに建てるというべきところを、松田川小学校と申したようでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

それから、平成22年の2月市議会と申しましたけれども、第2回ということでもありますので、それも訂正させていただきます。

それでは、濱田議員の質問につきまして、まず最初の、私たち宿毛街区の、宿毛中学校の出身者でない者が、宿毛中学校の再編について、建てる場所について論ずるべきではない。決定するべきではないというお話がありました。大変、心情的にはわかる気持ちもするのですけれども、今現在、街区の子供たちは、半分も通っていないという状況であります。

それから、この宿毛中学校は、私が後ろ向きな話をするのは大変恐縮でありますけれども、過疎化の減少に歯どめがかかってない中では、今、来年、小筑紫小学校が36名ほどになります。それが、ずっと、これが10年、20年とたったときには、どういうふうになるかと申しますと、19年にお願いをしたような、1校になる可能性があるかなとも思っております。

でありますから、そういうことも見越して、片島中学校については、新築ではなし、改築ではなしに、耐震補強であるとかいう対応をしておりますので、これは街区の中学校であると同時に、宿毛市の中学校であろうと、こういうふうに確認をしております。

それから、もう1点、私、何回も申しておりますように、宿毛小学校からグラウンドに行くときに、市道がありますので。今回、ちょっと広がるようですけれども。あこを渡るのに、先生方が、休み時間であるとか、それから放課後、それから体育の授業のとき、何人もついて見る

と、子供たちの。私たちに、橋をかけて、ブリッジはかけてくれないかという要望があったりします。

一つの敷地の中で、いろいろな活動をやってほしいという要望が、小学校からあがっておりますし、先ほど、中学校の体育の活動については申し上げたとおりでありますので、この新築で対応する場合には、小学校の先生の子供たちの思い、それから中学校の先生の、もう少し教育活動が活発にできるような方法で取り組むためには、現在の場所では、大変、使い勝手が悪い、そういうふうに思っております。

例えば、今、私どもが考えました、今現在、松田川小学校は宿毛中学校の、グラウンドは倍ありますので、とれば3倍ぐらいにもなったりするということもありますので、それも一つの場所かな。

それからもう一つは、西側の高台ということがありますけれども、これは財政当局に相談しなくては、かなり高い費用が要ると。財政的に問題があると。

それから、片島中学校は近くにありますので、これはすぐ統合の話になるだとか、いろいろ問題がありますので、先ほど来、私が申し上げておりますように、松田川小学校につきましては、案でございますから、教育委員会の。これは、市長部局、それから財政当局、それから地区の皆さん、それから区長の皆さん、それから議員の皆さんの御意見を賜る中で、子供にとって望ましい教育環境を提供するような宿毛市の中学校でありたいと、こういうふうに思っております。

要望書については、ただいま現在、回っておりますか、今どこのところまであがってきているかは知りませんが、読ませていただいて、参考にしていただきたい。意見はしっかりと受けとめたいと、こういうふうに思っております。

ます。

皆さんの気持ち、それから話の中でも、区長さんの意見は十分聞かせてもらいたい。市長部局と話を、協議をする前に、それも市長のほうにも伝えていきたいと。

市長部局もそれを読んでのことだと思えますので、十分、参考にさせていただきたいと、こんなふうに思っております。重く受けとめております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） これ、ある区長から、こういう手紙をいただきました。

だれしも、いつになっても、心に残る心象風景があると思います。中でも友達と一緒に通った小学校や中学校は、その後の人生を決めたり、影響を与える学びの場であり、遊びの場であり、そして人間形成の大切な場所でもあります。

地域から学校が移転してなくなるということは、単に費用対効果の効率のメリットではわかり知れないものがあります。そうした人の心の中の大事なよりどころをなくするという一面があることを、決して忘れてはいけないと思います。

昼間は生徒が学校にいて、学校周辺では、子供がいつでも、いてもいなくても余り関係がないような考えは偏っているのではないのでしょうか。

子供が毎日通学し、下校する姿、元気な笑い顔、ときにはけんかをすることもあるし、昔から地域の人たちはそうした子供たちの成長していく姿を温かく見守りながら、地域全体で未来の宝を育てていこうという思いがあります。

今でもその思いは本質的に変わっていないと思います。

今回の学校の統合問題は、確かに厳しい問題があることは理解しますが、こうした地域全体

の感情の気持ちに対して、十分理解し、じっくりと対話しながら、慎重に進めてもらいたい。まして宿毛小学校、宿毛中学校の敷地は、宿毛の歴史や文化、伝統の凝縮した、後世に残していかなくてはいけない場所でもあります。街区の市民からは、危機意識を持って、何とか残せるような形にならないかと、署名でも何でも働きかけていきたいという声もたくさん届いています。

再度、この問題について、市長にお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 今、読み上げたこの作文ですね、これについての感想があれば、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 今、初めて読んでいただいて、感想と言われても、すぐパッと出てきませんが。

母校がなくなるとか、学校が移転するとかいうことに対しましては、地元の方とか、関連の方々、皆同じような感想を持つとは思いますが。

ただ、それがすべてで、残さなきゃいけない。できれば我々も残したい、同じところに置きたいという気持ちはいっぱいでございますが、それでは、子供たちの安全だとか、教育環境は守れないというふうなことを、わかってもらいたくありません。

皆様方の御意見というのは、いろんな御意見があろうかと思えますけど、我々行政を進める者としてしましては、やはり教育環境というものを、一番大切にあげなきゃいけない、そういうふうなこと、ほかのこと、いろいろな財政のことであるとかいうふうなことを多々、多方面から検討してやっていることも、反対にわかっていただきたいなという気持ちであります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に訂正をさせていただきたいと思います。

力んで話をしますものですから、また間違っております。「来年、小筑紫中学校は36名」というところを、「小筑紫小学校は」と申しましたので、小筑紫中学校は36名で教育活動をするということに訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、その感想文について、どういうふうな感想を持っているか、思っているかということですが、市長が話をしましたように、確かに、母校に対する思いは、僕も皆さんも同じものがあると思いますし、また街区の皆様は、それぞれいろいろな形でかかわってきたので、市長が話ししましたように、それぞれの地域にとって、学校はそれぞれの思い出があるものですが、先ほど来、私が申し上げておりますように、小学校も、でき得れば、一つの敷地内で教育活動をするほうが、子供の安全面、それからいろいろな活動をする場合に不都合があるという、校長先生、それから職員の体育の先生だとかにもお話も聞かされております。

それから、中学校についても、大変狭いところでやっているということで、両方解消するためには、どうしても、中学校は移動するほうが、子供たちのためにはいいのではないかと。宿毛市の中学校のためには、どこかに移るのがいいのではないかと、こんなふうに思っております。

感想は十分わかります、気持ちとしては。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 私も、市長が小学校の、日本一の学校をつくりたいと。そして、その決意もあれして、いろいろと市長のほうにも、プロポーザル方式でやってくれとか、そういう

ようなことを注文を出そうかと思ったけど、余り、市長の熱意で、プロポーザル方式は出ませんでした。

そして、去年の定例会ですか、けんみん病院跡か、そこを買って、一応、中学校の敷地にしたいと。そのときに私も思ったんですが、宿毛中学校をもし片島と統合するなら、新田でもそれは構わないと。藻津の人とか、西町の人、その人らのことを考えれば、やはりもう少し、宿毛寄りじゃなくて、片島寄りの便利なところを校舎にしたほうがいいんじゃないかと、そういうように私も思って、そのときはけんみん病院の跡地は賛成しました。

しかし、話が変わって、全然話のない松田川小学校跡地に宿毛中学校を持っていくということは、これは絶対、納得ができません。それでこのような質問になったわけでございますけど。

市長も教育長もそのことについて、この間まで回答を出してくれなかったわけで、それで私も感情的になっていると言えれば感情的になりますけど。

そういうことで、どうしてもあその場所では納得できないと、そういうように思っております。

そして、これですが、宿毛小学校の校舎があるところは、これは慶応2年に文武を合わせ、日新館というところがあったわけなんです。それで、きのう、私も質問しようと思ったら、松浦議員に言われまして、これはもうあれですけど。

そういう由緒あるところであるから、やはりできることなら、この街の中にその仮校舎を建てても、現時点の宿毛小学校は宿毛小学校に建てていただきたいと。

これは、地区長、18人の街区の区長の意見でございます。それも一つ加味して、教育長、これからの審議をしていただければと思います。

その答えを聞いて。どういうようにこれから

審議していくか、街区の区長のそういう方にもう一度、再度集まっていたいただき、協議していただいて。

○議長（寺田公一君） 濱田議員、立って質問していただけますか。

○11番（濱田陸紀君） そういうことございます。

教育長、悪いですけど、もう一回、審議の方法ですね。街区の区長、もう一度集めて、再検討するかしないか、これを押し通すか。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 教育長にお聞きします。

小学校の運動場ですか、そこに向いて仮校舎を建てて、現校舎を壊して、そして、そこに向いて宿毛小学校を建てていただきたいと。それをもう一度、再検討をしていただきたいと、そのように思っていますが、そのことについて、教育長はどのように思いますか、それをお答え願います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

小学校の建設の場所につきましては、私どもから説明をさせていただきましたように、今、費用の面では、財政的な面では、仮校舎を建てると、いろいろなところを、ちょっとインターネットで調べてみましたけれども、400人ぐらいなところの仮校舎をつくるならば、1億5,000万だとか、6,000万だとかかかるだとか。安いところもあろうかと思えますけれども、そういうこともありますし、それから、もう一つ、先ほど来、申し上げましておりますように、一つの敷地内で教育活動をしたいと、そういうことをお願いしたいということですので、また、宿毛小学校をあの場所で、仮校舎を建てて、建てて、校庭は向こう側に移るということ

になると、やはり私どもの考えとは違いますし、ずっとお願いをしておりますように、宿毛の小学校については、グラウンドに建てさせていただきたい。

そのことは、濱田議員の気持ちはわかりますけれども、私どもの方針としては、ぜひその方向で説明をさせていただきたいし、納得していただけるように努力したいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 今、教育長はそのように仰せましたけど、街区の区長さん、そしてまた街区の商店街の人たちも、だれひとり納得しておりません。

そして、この問題がこじれると、また署名とか、そういうような問題まで発展していくような情勢でございます。それも仕方がないことではございましょうけど、やはり街区の人たちの意見も、もう少し吟味していただきたい、このように考えております。

そして、さっきも申しましたように、その出身者である人と、そうでない人との、確かに場所の選定はおのずと違ってくると思います。それも一つ考慮して、これから先、もう一度検討していただきたいと、このように思っております。

○議長（寺田公一君） 休憩いたします。

午後 4時28分 休憩

午後 5時25分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より、濱田議員に注意いたします。

まず、先ほどの一般質問の態度についてですが、発言席で質問を行わない、ポケットに手を突っ込んだまま質問するなど、非常に問題があ

ったこと。

また、発言内容についても、同一趣旨の質問を繰り返す、趣旨が不明な質問を行う、あるいは出身校を一人一人答弁させるなど、地域差別的な部分があったこと。

また、一部、粗暴な表現が含まれていたことなど、非常に問題があるものであります。

これらのことは、議会の品位とルールを著しくおとしめることとなりますので、このことを真摯に反省し、以後、厳に慎むよう、議長において警告をいたします。

11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） ただいま、議長の警告を真摯に受けとめ、心から陳謝いたします。

今後このようなことがないように、真摯に反省いたしました。

私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を結びます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時27分 散会

平成23年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成23年3月9日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 8番 浦尻和伸君 | 9番 寺田公一君 |
| 10番 宮本有二君 | 11番 濱田陸紀君 |
| 12番 西郷典生君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（1名）

7番 有田都子君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

| | | | | | |
|---------------------------|---|---|---|---|---|
| 保健介護課長 | 三 | 本 | 義 | 男 | 君 |
| 環境課長 | 岩 | 本 | 克 | 記 | 君 |
| 人権推進課長 | 乾 | | | 均 | 君 |
| 産業振興課長 | 頼 | 田 | 達 | 彦 | 君 |
| 商工観光課長 | 津 | 野 | 元 | 三 | 君 |
| 建設課長 | 安 | 澤 | 伸 | 一 | 君 |
| 福祉事務所長 | 沢 | 田 | 清 | 隆 | 君 |
| 水道課長 | 豊 | 島 | 裕 | 一 | 君 |
| 教育委員長 | 松 | 田 | 典 | 夫 | 君 |
| 教育長 | 岡 | 松 | | 泰 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出 | 口 | 君 | 男 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 金 | 増 | 信 | 幸 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 岡 | 村 | 好 | 知 | 君 |
| 千寿園長 | 村 | 中 | | 純 | 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小 | 野 | 正 | 二 | 君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島 | 内 | 千 | 尋 | 君 |

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで」の48議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。4番、松浦でございます。

今回、私が質疑をしようとする内容は、議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算についてであります。

まず、初めは、ページ22ページ、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、5目商工使用料、1節商工使用料において、すくも84マリンターミナルの使用料としての13万2,000円が計上されております。これは、すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例からしますと、今年度も有料の使用回数は12回と見込んでおるとのことです。

私は、この問題について、昨年も議案質疑をしてみました。その中で、維持管理費は、年間400万円が見込まれており、1日分に換算して1万1,000円としたということでありましたけれども、この23年度において、13万2,000円の収入に対して、この施設の維持管理費はどれくらい必要であると見込んでおるのか。すなわち、歳出予算は幾らであるのか、予算書を見てもわかりませんので、お示し

をいただきたいと思います。

次は、ページ33ページ、第15款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金についてでありますけれども、その中で宿毛市立学校施設整備等基金積立金利子として10万円が計上されております。

そして、36ページ、第17款繰入金、第2項基金繰入金、8目宿毛市立学校施設整備等基金繰入金、1節宿毛市立学校施設整備等基金繰入金として10万円が計上されております。合わせて20万円、この学校施設整備等にかかわる関係で、20万円の歳入予算であります。

しかし、歳出予算は、126ページ、第10款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、25節積立金、この中で、宿毛市立学校施設整備等基金積立金として10万円が計上されております。

このように、予算書の説明項目を見る限り、歳入予算は20万円であるのに、歳出予算は10万円であります。その内容について、御説明をお願いいたします。

92ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

生ごみ処理機購入費補助金として100万円が計上されておりますけれども、生ごみ処理機を1基購入するための費用は幾らで、それに対する補助率はどれくらいであるのか。そして、個人負担はどれくらいか、内容等を含めて御説明をお願いいたします。

そして、この予算でもって、宿毛市全体で何基くらいを普及させようとしているのか、御説明をいただきたいと思います。

ページ93ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、4目バイオマスタウン構想推進事業費、13節委託料についてであります。

生活環境影響調査委託料として154万4,

000円が計上されております。これは、昨年の12月議会に提出された堆肥化施設候補地水質検査委託料としての10万2,000円と関連いたすと思いますが、候補地は決定されたのか。そして、決定をしていけば、明らかにしていただきたい。

同じく14節の堆肥化工場地元視察バス借上料として、18万6,000円が計上されておりますが、視察先はどこで、メンバーはどんなようになっているのか、お伺いいたします。

105ページ、第7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

宿毛商工会議所商工振興事業費補助金として、70万円が計上されております。今年度初めての事業であるかと思しますので、内容等について御説明をお願いします。

112ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、4目地方道整備事業費、15節工事請負費についてであります。

市道大島中央線道路改良工事費ほかということで、1億6,690万5,000円が計上されております。この工事は、宿毛市にとって長年の懸案事項であります。この予算をもって、今年度中に完成をするのかどうか、お伺いをいたします。

1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、4番、松浦議員の議案質疑にお答えします。

質疑内容としましては、すくも84ターミナルの使用料13万2,000円の計上に対して、この施設の年間維持管理費がどれぐらい必要であると見込んでいるのかという御質問であったように思います。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算、ページ106ページ、7款商工

費、第1項商工費、5目観光費、11節需用費の水道使用料、年間維持管理費の水道使用料ですが、月1,985円の12カ月としまして2万3,800円。それと、同じく11節の電気使用料、月1万7,000円の12カ月で20万4,000円、同じく役務費、12節の役務費、トイレのくみ取り料。あそこは水洗ではありませんので、普通のトイレになってます。そのくみ取り料が、年間16万8,000円計上しております。

以上でございます。

同じく、質疑の中でありました宿毛商工会議所商工振興事業費補助金70万円を計上しておりますが、その内容について御説明いたします。

第7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金及び交付金の関係になります。

商工会議所は、事業所の経営に関する細やかなニーズに対応した個別指導や、育成等を初め、中心市街地活性化事業の事務として、行政及び民間との連携役、本町ふれあい行事などの商店街支援事業、水を生かしたまちづくりの市街地水車管理支援事業、ハイビスカスを植樹する沖の島観光植樹事業、出会いの機会を提供し、明るい街、活力ある生活をつくるための婚活事業等の商工振興事業を展開するなど、地域振興及び観光振興を推進する事業にも、積極的に取り組んでおります。

また、豪華客船の歓送迎事業や、市が主催する各種イベントへの労務、実務支援など、市と協働での業務を推進しております。

このように、地域振興、観光振興に寄与する宿毛商工会議所商工振興事業を支援するため、3分の1の補助金を計上したものであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、4番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算の33ページ。第15款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金の1節利子及び配当金の中の宿毛市立学校施設整備等基金積立金利子10万円、並びに、同じく36ページ、第17款の繰入金、第2項基金繰入金、8目の宿毛市立学校施設整備等基金繰入金10万円、及び126ページ、歳出の第10款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、25節積立金の10万円の、それぞれの関係について、内容を説明をせよということでございますけれども、本事業につきましても、宿毛市立学校施設整備等基金の原資、これ2,000万円でございますけれども、に対する利子につきましても、宿毛小学校の図書購入のために支出をしようとする事業でございます。

会計処理上、基金から生じる運用益金については、一度、一般会計予算のほうで受けまして、それを基金会計のほうへ、いわゆる積み立てる必要がございます。

一度、積み立てたものを、基金会計から、今度、歳出に充てるために、基金会計から一般会計へ繰り入れを行うと。それによって支出をするということでございますので、全体事業費は、あくまでも歳入歳出で10万円ということでございます。

それで、宿毛小学校図書購入のための歳出でございますけれども、同じく126ページの11節需用費の中の、説明欄に消耗品として1,258万5,000円がございますけれども、その中に10万円が含まれております。

主なものとして、説明欄に掲載をいたしております関係上、10万円についての、消耗品の中に含めて計上をさせていただいておりますの

で、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、ページ92ページでございます。

第4款衛生費、第3目清掃費、1目塵芥処理費、19節の負担金補助及び交付金の生ごみ処理機購入費補助金として100万円が計上されておる、という御質問でございます。

その中で、生ごみ処理機を1基購入するための費用、また補助率は幾らか。そして、個人の負担は幾らか、そしてその内容の御説明と承っております。

まず、初めに、この今回の内容につきましても、前回まではコンポスト容器、生ごみ発酵用密閉容器、リサイクルボックスの購入に関しましては、塵芥処理費、11節にてコンポスト購入費で計上をしておりました。計上いたしまして、申し込み受付後、市が一括して購入をいたし、半額を申請者に負担をしてもらっております。

しかし、今回、23年度は電気式生ごみ処理機に対する補助を計上したく、これにより1基当たりの金額が1万円を越すために、11節では予算を計上できないために、今回、コンポスト等を含めまして、19節補助金で計上をいたしまして、補助申請者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。

電気式生ごみ処理機を補助対象にすることについては、コンポスト容器は屋外へ設置する必要があります。設置するための畑等の土地が必要となります。このために、利用者が限定されるため、設置する場所がない、特に近年、街区を中心にアパート等集合住宅にふえてきたこともあ

りまして、屋内に設置できる電気式生ごみ処理機の購入補助をすることによりまして、ごみ減量化及び軽量化、さらには家庭菜園等での再資源化を図っていきたいと考えております。

なお、実施に当たりましては、宿毛市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱を早急に作成いたしまして、決済をいただき、告示を行い、実施したいと考えております。

また、機種1基の購入費用、補助金、また個人負担、予定基数でございますが、機種は電気式生ごみ処理機とコンポスト容器、今までのコンポストの容器でございます。それと、生ごみ発酵用密閉容器でございます。

そして、その購入価格の補助率でございますが、購入価格の2分の1を、この3種類の補助率としてあげたいと思います。

そしてまた、電気式生ごみは、通常、1基6万円から8万円かかりますので、限度額を上限の4万円、そしてコンポスト容器は3,000円から8,000円ぐらいかかりますので、限度額を4,000円。生ごみ発酵用密閉容器は、2,000円から8,000円かかりますので、限度額を4,000円としております。

そして、予定基数ですが、電気式生ごみ処理機は約20基、そしてコンポストと発酵用容器合わせて50基を計画しております。

もう1点の、同じくページ93ページ、第4款衛生費、3項清掃費、4目バイオマス構想の推進事業費、13節の委託料155万4,000円を計上されておると。

そして、これは12月の議会に提出されて、堆肥化施設候補地水質調査等としての10万2,000円と関連がありゃしないか。そして、候補地は決定されたのか。決定していれば、明らかにしていただきたいということでございますが、まず1点目は、昨年秋、黒川地区の不燃物処理施設跡地を候補地といたしまして、地元

説明を行いました。地元の同意が得られることができませんでした。別の候補地案も定まっておらず、まだ決定はしていない状況でございます。

そして、14節の堆肥化工場跡地視察バス借上料として18万6,000円を計上されておると。視察先はどこか、またメンバーはどのようになっているのかという御質問でございますが、先進地は高知市土佐山田の堆肥工場を計画しております。

この工場は、宿毛市で計画を進めております超高温好気性細菌、YM菌を活用いたしまして、堆肥を生産しております。

視察のメンバーは、建設候補地となる地元の方々にお願いしたいと思っております。

以上でございます。

失礼いたしました。私、先ほど、生活環境影響調査委託料55万4,000円と申し上げましたけれども、15万4,000円の間違いでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

それと、視察先の、高知市土佐山田と申しましたけれども、高知市土佐山の間違いでしたので、御理解願いたいと思います。

そして、先ほどの御質問で、使用料及び賃貸料の18万6,000円を御質問いただきましたけれども、堆肥化工場への地元視察バスの借上料は17万9,000円となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ112ページ。

8款土木費、2項道路橋梁費、4目地方道整備事業費、15節工事請負費、1億6,690万5,000円。これは、市道大島中央線道路改良工事ほかというふうになってございまして、

御質問は、市道大島中央線、本年じゅうに完成ができるのかという御質問でございます。

まず、この工事請負費でございますが、「大島中央線ほか」となっておりますので、市道大島中央線の道路改良工事といたしましては、1億300万円でございます。

それから、市道宇須々木鼻前線の橋梁のかけかえ工事が6、400万円となっております。

この大島中央線につきましては、平成8年度に着手をいたしまして、大変、工事期間長くなってございます。そういうことで、一刻も早く完成を目指しておりましたが、工事中におきまして、のり面の崩落とか、また国からの予算の割当不足とか、そういったこと等がございまして、完成が延びておりますが、23年度には完成をしたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど、松浦議員の質疑の中で、平成23年度宿毛市一般会計補正予算ということを書べましたが、一般会計でございます。訂正します。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） ありがとうございます。

若干、再質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども。

生ごみ処理機購入費補助金についてであります。

このような事業を行おうとする上で、最も重要なのは、市民のごみ処理についての意識向上といえますか、モラルの向上が何よりも重要となつてまいると、私は考えます。

以前にもごみ処理費の問題について、質疑をした経緯がありますが、その答弁の中で、環境

課長は熱弁をふるい、市民への協力要請を求めた経緯がありますが、そうした取り組みにより、市民のモラル向上の意識はどのように変わってきたと考えているのか、この点についてお伺いいたします。

次に、このバイオマスタウン構想について、質疑を行いたいと思っておりますけれども。

バイオマス構想を実現するために、計画が策定され、それに基づく今回の予算計上であるのか、お示しをいただきたい。あわせて、視察の目的をしっかりと立てて行うものと思っておりますけれども、どのような視察目的を持って行うものであるのか、お伺いいたします。

次は、大島中央線の関係でありますけれども、今、建設課長の答弁の中で、平成8年度以降の取り組みの中で、本年度で最終、完成をさせたいという答弁をいただきましたけれども、それでは、完成をするとすれば、完成時期をいつごろ予定をしているのか、わかればお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、4番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ92ページの4款衛生費、3目清掃費、1目塵芥処理費の19節の負担金補助及び交付金の生ごみ処理機購入補助金100万円が計上されておると。

その中で、御質問は、このような事業を行う上では、最も市民のモラルの向上の意識は大事ではないかということで、その取り組みに対して、市民のモラル向上の意識はどのように変わってきたかという、考えておるかという御質問でございますが、今の現状を考えてみますと、市民のモラルの、市民一人当たりの幡多クリーンセンターでの年間の溶融ごみの量は、平成1

9年度で217キロ、20年度で213キロ、そして21年度で212キロと、減少傾向にあります。

これは、これまでお願いをしてきた生ごみの水切りを含めまして、一定の成果があがったものと考えております。

また、家庭ごみに関する取り組みを初め、年2回実施しております宿毛市クリーンデー等、市内で実施されております地域の清掃活動を初め、環境美化活動によりまして、家庭、そして地域からの環境意識は高まっているものと考えております。

続きまして、同じく93ページですか、計画が、バイオマスの構造を実現するためには、計画が策定され、それに基づいて、今回の予算が計上されると思うが、どうなっているかということでございますが、昨年の12月議会で御説明いたしました、計画案として1、500トン規模の工場として、作業を進めてまいりましたが、まだ修正等も必要であると考えています。

このことは、このほど、予算は候補地が決定した場合に、地元と円滑な計画を進めていくため、計上させていただいております。

そして、あわせて視察の目的をしっかりと立てて行うものと思うけれども、視察の目的を持って行うものであるかという御質問でございますが、堆肥化工場では、廃棄物の材料となることから、建設候補地となる地元の皆さんにとっては、においなどの不安を抱かれているものと思われま

す。資料による、堆肥化工場では、廃棄物を原料とすることから、建設候補地となる地元の皆さんにとって、においなどの不安を抱かれるものと思われま

項のところ、10万円については、この設備資金から使いましたよというふうに、わかるようにしてもらえればありがたいと思います。

それを申し上げまして、私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

初めに、議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計、ページ51ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料、公有財産管理システム導入業務委託料806万7,000円についてであります。

緊急雇用事業として、市財産台帳管理で、臨時雇用220万2,000円も計上されておりますが、このシステム導入と関連した予算なのか、お聞きしたい。

次に、公会計制度への導入を見据え、新たにシステムを構築するためと、提案理由で説明がございましたが、この公会計制度を、宿毛市が何年度に導入を、目標に取り組んでいるのかをお聞かせ願いたい。

この公会計制度を取り入れることで、固定資産の算定方法が基準モデルと、総務省方式改定モデルとでは異なっておりますが、宿毛市として、この公会計モデルを、どのようなものを選択してあるのかをお聞かせ願いたい。

次に、同じく議案第13号別冊、宿毛市一般会計予算についてであります。

142ページ。第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、宿毛市土地開発公社保有土地購入費1億1,129万1,000円についてであります。公社のどの土地を買い戻すのかをお聞かせ願いたい。

土地開発公社の改善化に関する計画により、平成17年より21年度までの5年間の計画で、

健全化に取り組んでおりましたが、本年度も約1億8,000万、来年度も今回の予算が計上されておりますが、今後のこの土地の買い戻しに対して、どのような計画をされているのかをお聞かせ願いたい。

関連しまして、行政改革大綱改革プランの平成23年1月31日現在を見ますと、今年度、新港流通工業団地を、高知県から10億5,000万円程度売却予定となっております。

この新港の県の計画的な買い戻しについて、来年度、23年度はどのようになっているのかをお聞かせ願いたい。

最後に、議案第14号別冊、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

12ページ、第9款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金582万7,000円についてであります。

今年度の当初予算は、約1億8,400万の基金の繰り入れを予算化しておりました。この3月補正で約2億2,700万、平成23年度の予算化されている金額とは、著しく少ないと思われま。どのような会計収支の改善があったのかをお聞かせ願いたい。

県内の市町村では、国保税の値上げが相次いでおりますが、本市の国保特別会計について、どのような状態なのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページは51ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料、公有財産管理システム導入業務委託料806万7,000円と、それ

から緊急雇用のページ94ページ。

第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、7節賃金に入っておる220万2,000円との関係についてですが、これは御指摘のとおり、今回、システム導入業務を実施するに当たって、臨時賃金を緊急雇用のこの事業を使って支出しようとするものです。

それから、新公会計制度の導入を、宿毛市としては何年度に予定しておるか、いうことですが、この新公会計制度につきましては、平成18年6月に制定されました、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、地方公共団体に対し、二つのことが、地域の実情に応じて推進するよう努めることというふうに求められています。

その一つが、資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に関する体制の状況を確認すること。それから、もう1点が、資産及び債務に関する改革の方向性、並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること、いうふうなことが求められておまして、これを受けて、同年の8月に総務事務次官から指針が出されております。

その指針においては、人口3万人以上の市は平成21年度内に、それから人口3万人以下の市と町村は、平成23年度の公開に取り組むように求められていますので、本市におきましては、23年度中に、22年度決算について公開をする予定としております。

それから、固定資産の算定方式が、基準モデルと総務省方式改定モデル、二つあるわけですが、本市においては、総務省の方式改定モデル、総務省方式の改定モデル、これによって公開をしようというふうを考えております。

続きまして、同じく議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算の、ページ142ページ。

第13款諸支出金、第1項普通財産取得費、1目土地取得費、17節公有財産購入費、1億1,129万1,000円の、公社のどの土地を買い戻すのかという御質問です。

これは、宿毛市都市計画公園、通称大島公園といいますが、1万2,642.15平方メートルを購入しようとするものです。

それから、22年度以降の計画的な買い戻し、土地開発公社からの計画的な買い戻しについて、計画を立てているかという質問であったと思いますが、計画は、特に、立ててはございませんが、平成21年度で公社の経営健全化計画は終了しておりますけれども、経営の健全化を図る意味におきましても、解散年度に宿毛市において多額な支払いが発生しないためにも、今後、計画的に買い戻しをしていきたいというふうに考えております。

新港流通工業団地の部分につきましては、土地開発公社、16兆であります。企画課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、今城議員の質疑に、土地開発公社、兼務しております土地開発公社事務局長として、お答えいたします。

平成23年度以降の計画的な買い戻しについては、県予算との関連もございまして、明示された部分はございませんが、来年度、一応、計画しております買い戻しにつきましては、現在、1億8,223万3,000円が予定されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（滝本 節君） 市民課長、1番、今城議員の質疑にお答えします。

議案第14号別冊、平成23年度宿毛市国民

健康保険事業特別会計予算。

12ページ、歳入の第9款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金として582万7,000円を計上させてもらっておりますが、平成22年度国保特別会計当初予算での基金の繰入額は、1億8,455万7,000円となっているが、平成23年度当初予算では582万7,000円だけの繰り入れとなっている。

最近の高知新聞の報道では、どこの市町村も、軒並み国保税の値上げを敢行しているが、当市ではそのような動きはないように見受けられる。

当市の国保財政について、どのように運営されているかとの御質問であります。

当市の国保財政を取り巻く環境は、他の市町村と比較しても、決して楽観視できる状況ではなく、経済不況による税収の減、並びに高齢化社会の進展による医療費の増により、議員も御承知のとおり、平成21年度決算で1億5,000万円を超える赤字、すなわち財政調整基金の取り崩しを行っております。

今年度におきましても、その状況は変わらず、3月補正にて基金の繰入額を約4,500万円減額しているとはいえ、依然1億6,000万円を超える基金の取り崩しを余儀なくされております。

このような厳しい財政状況が続いていくなれば、平成24年度には国保税の税率改正も視野に入れた論議をしていかなければならないということ、市長の諮問機関であります国保の運営協議会でも、先日、御報告させていただいたところであります。

平成23年度当初予算の基金繰入額582万7,000円の根拠を御説明申し上げますと、当初予算編成時の1月上旬の時点での基金残高が少なかったことにより、このような予算編成とさせていただきます。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 若干、再質問をさせていただきます。

土地開発公社の買い戻しについて、計画はないけど、計画的にやっていくと、相反する答弁でございました。

計画は立てていかないのか、我々議員にそういうものは提示していかないのか、その辺、そのときの一般の財源が残ったときに買い戻すという、ファジーな計画なのか、しっかりとした計画はつくっていかないのか、再答弁をお願いします。

それから、新港流通工業団地、22年度は10億5,000万の買い戻しなのに、来年度は1億8,000万程度を予定されているということで、非常にくっくと落ちてしまいます。これは何かあるのか。

県は、やっぱり我々、借金の肩がわりみたいにしてますので、計画的に買い戻していかなければ。その辺の協議は、しっかりとやっているのか。覚書等もあると思いますが、その辺、状況をお聞かせ願いたいと思います。

それから、国保会計については、1月上旬の基金残高が、もう600万程度しかない。これはもう、基金が枯渇している。24年度に税率改正を予定の運営審議会からあるということですけれども、もう23年度は赤字決算が確実なのか、その辺、再答弁を願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議員の再質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、この土地開発公社の土地の買い戻しについて、計画はないけれども、計画的に購入していくというところの矛盾はどういうことかという御質問やったと思います。

先ほど、御答弁いたしましたように、この2

1年度までの5年間の計画については、立てておりましたけれども、22年度以降については、計画としてはございません。ただし、以前、市長が本議会でも御答弁しましたように、平成26年度までに予算の許す範囲で、土地を購入していきたいというふうに答弁をしておりますように、やはりその26年度、この現在立てております、計画というか、改革プランを立てております。その期間中に、こういった、計画的に土地を、土地開発公社が持っている土地を購入していきたいと、そういう意味であります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、今城議員の再質疑にお答えいたします。

県との協議の中で、今年度、10億5,000万程度の売却予定というふうな金額を提示させていただきました。

10億5,000万のうちの9億6,000万近くが、この平成23年の2月の議会において、補正予算で組まれた経過がございまして、先ほど、買取予定の1億8,223万3,000円は、これ例年の予定額でございます。

総務課長もお答えしましたとおり、今の平成26年度までに、計画的な買い戻しをしていくということで、合意は得ておりますが、金額の明示がないために、先ほどの不明瞭な答弁となりましたことを、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（滝本 節君） 市民課長、1番、今城議員の再質疑にお答えします。

先ほど、国保税の税率改正も含めて、24年度に国保税の税率改正を含めて、視野に入れて、取り組んでまいりたいと答弁をしましたが、23年度までもつか、24年度までもつかと、再

質疑であります。

国保会計は大変複雑な会計であります。このままでいきましたら、23年度中の赤字も想定されるところであります。国からの歳入等も見込みながら、精査をしながら、慎重に今後の国保運営をまた検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時16分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、質疑を行います。

私のほうからは、2点ほどお伺いをいたしましたと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、初めに、議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ106ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料についてであります。

新規観光ガイドブック作成委託料として47万2,000円計上されていますが、新規に観光ガイドブックを作成するということですので、どのような内容で、またどのような目的で作成されるのか、お伺いをいたします。

次に、同じく議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ138ページ。

第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金として850万円計上されていますが、平成22年度と比較して50万円ほど減額になっております。

本年平成23年度3月20日に、第3回宿毛花へんろマラソンが行われる予定になっておりますが、3回目で初めて、フルマラソンについては、参加者が1,000名を超えた記憶をしておりますが、減額する理由についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、2番、岡崎利久議員の議案質疑にお答えします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、106ページ。

第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料の新規観光ガイドブック作成委託料47万2,000円を計上しておりますが、その内容について、御説明いたします。

昨年12月議会におきまして、従来の観光ガイドブックが、ちょっと誤字もあったり、見にくいというふうな指摘がありまして、今度、新たに観光ガイドブックをリニューアルするために、現在、アドバイザーと素案やコンセプトをもとに、全体のレイアウトや文字、及び写真や図表等の構成を行っております。

この構成等が終了した後の印刷用の版下データ作成を委託する経費として、計上しております。

まだ構成中ですので、内容的な部分は、まだ明確になっておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長兼文教センター所長、

岡崎利久議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ138ページ。

10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金についてでございます。

宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金850万。今年度、平成22年度第3回大会につきまして、900万の補助金を支出してございまして、50万減額したその理由ということでございます。

まず、今第3回大会、間もなく、3月20日、来週の日曜日に実施する取り組みを現在しておるところでございます。

先ほど、議員御指摘のとおり、初めてフルマラソンで1,000人を超えまして、現在、申込者が、フルマラソン1,054人、そして10キロの部、235人、合わせて1,289名の参加をいただいております。

なお、3月6日には、橋上地区の沿道のコースの清掃につきまして、地元の方初め、宿毛市全地区から御協力いただきまして、清掃したところでございます。

このように、宿毛市全体をあげて、全市民での取り組みとして行っております。

さて、50万円補助金の減額の理由でございますけれども、今年度、第3回大会につきましては、これまで行っておりました3キロ、5キロの部を廃止して、10キロの部を新たに新設いたしました。そういったことから、新たな看板制作費等の費用が発生してまいりました。そういったことで、費用がかかっておるところでございます。

なお、第4回大会、来年度の大会につきましては、新たな種目の予定はございませんので、そういったことから、これまで制作したもの、

あるいは購入した、そういったものを利用しながら、できるだけ経費の節減にも努めて、取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質疑のほうは行いませんですけども、ここに宿毛市観光ガイドブックという、今現在ある分ですけども、手にしております。

ここにも、大変すばらしい内容のことを書かれていますので、今期、新規で発行される観光ガイドブックについては、このガイドブック以上のものを、ぜひつくっていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、宿毛花へんろマラソンについては、第3回目でフルマラソン参加者が1,000名を超えたということですので、来年4回目、5回目と続いて行われると思いますけれども、今度は1,100名、200名、300名に向けて、どうぞ努力のほうをよろしく願いいたします。

以上で、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、質疑を行います。

私の行おうとしている質疑は、議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算と、議案第14号別冊、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算の2議案であります。

まず、議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算の56ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、こちらの宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金160万円についてであります。

この補助金は、先日の市長答弁の中にも少し触れられていたとは思いますが、昨年までの利

用状況と、補助を受ける限度額について、お聞きをいたしたいと思います。

続きまして、ページ85ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、その14節使用料及び賃借料ですか、そちらのほうの電気自動車リース料60万円についてであります。

この予算は、地球温暖化対策に向けた新たな取り組みとして、電気自動車1台をリースするための予算と聞いておりますが、どのような車を、どのようなリース内容で借りようとしているのか。なぜ購入ではなく、リースなのかについて、お聞きをいたしておきたいと思います。

続きまして、92ページ、4款衛生費、3項清掃費、1目塵芥処理費の19節です。生ごみ処理機購入費補助金100万円についてであります。

この補助金については、先ほど、詳しい説明をいただいておりますが、このコンポスト容器及び電気生ごみ処理機等の購入に対する補助金という説明をいただきました。

その中で、電気式については、以前も予算を組んでおりながら、使わずに済んだ、そういった例があります。

今回は、メーカーや機械の種類については、どういったのを買ってもいいような、そういったものになっているのか。要するに、自分の好きな機種を購入することができるのかについて、お聞きをいたしておきたいと思います。

続きまして、97ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節です。

こちらの宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金525万円についてであります。この補助金については、提案理由の説明の中でも触れられておりましたが、数台、3台になるのでしょうか、その機械に対する補助金であるとお聞きをいたしました。

それぞれの補助率も違うようですので、より

詳しい説明のほうをお聞きしておきたいと思います。

同じく、19節の宿毛市新規就農研修支援事業費補助金240万円についてであります。

この補助金は、実践研修を行う新規就農希望者や、研修受入農家等への支援を行う事業だと思えます。

以前から、近隣の自治体では行われている事業のようではありますが、宿毛市には、研修の受入農家がないなどの理由で、行われていなかったのではないかと理解をしております。

今回、新規事業として計上した理由について、その詳しい説明をお聞きしておきたいと思えます。

続きまして、103ページ。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、こちらの19節宇和海水産構想推進協議会負担金、32万4,000円についてであります。

この負担金は、新規であります。この宇和海水産構想推進協議会とはどのような会で、どのような協議を行おうとしているのかについて、お聞きをいたしておきたいと思えます。

続きまして、138ページ、10款教育費、5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節についてであります。

チャレンジデー2011実行委員会補助金、10万円が計上されております。

このチャレンジデー2011とは何か。新規の補助金でもありますので、その内容についてお聞きをいたしておきたいと思えます。

続きまして、議案第14号別冊、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算の23ページ。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、こちらの8報償費の中の生活習慣改善運動事業報償費8万3,000円。同じく、13節委託料の、生活習慣改善運動事業委託料、

94万5,000円。同じく、19節の生活習慣改善運動事業補助金、100万円についてであります。

この3点は、関連をしていると思えますが、そういった関係で、一度に質疑をさせていただきます。

この事業は、合計で202万8,000円をかけて行う新規事業であります。その内容は、宿毛市の単独予算で行おうとしているものだと思いますが、この運動施設の利用料を助成するという内容で、どこの施設に、どのような形で利用料を助成しようとしているのか、その詳しい内容についてお聞きをいたしまして、1回目の質疑といたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページは56ページであります。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金160万円についてですが、今年度、22年度の利用実績は2件であります。

それから、限度額につきましては、改修費が60万円、それから設計費が20万円を限度額としております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算の85ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、14節使用料及び賃借料のうち、電気自動車リース料60万円の内容でございますが、平成6年購入の公用車の老朽化により、使用に支障が生じていることから、

このたび、電気自動車を5年間のリースで導入しようとするものでございます。

当市は、地球温暖化対策としまして、平成20年度からこれまで、市の公用車としてハイブリットカーを3台購入しております。温暖化対策に加え、ガソリンエネルギーの代替として電気自動車をリースすることにより、エネルギーの安全保障問題にも取り組んでいけるものと思っております。

車種はまだ未定ですが、軽自動車をベースに考えており、1回の充電により、100キロメートル以上、走行できるとのことです。

このタイプであれば、各地巡回の特定健診や、がん検診等に、十分活用できるものと考えます。

電気自動車の、なぜ購入でなくリースなのかという御質問ですが、購入となりますと、部品やバッテリーが故障した場合には、現在、相当の経費がかかると聞いております。

そのため、今回はリースでの予算計上をさせていただきます。

続きまして、議案第14号別冊、平成23年度国民健康保険事業特別会計予算、23ページ。

歳出の第8款保健事業費、第2項保健事業費、1目保健衛生普及費の中で、生活習慣改善運動事業費関連予算として、8節の報償費に8万3,000円、13節の委託料に94万5,000円、19節の負担金補助及び交付金に100万円を、合わせて計202万8,000円を計上させていただきます。

その内容につきましては、40歳から74歳までの国保保険者40名に対しまして、健康志向に対する動機づけ、それから運動の習慣づけ、あわせて医療費の抑制を図ることを目的に、健康運動指導士による指導を、6カ月間実施してまいります。

その間、市内の運動施設を自由に利用できる、3カ月から6カ月間の施設利用料でございます。

また、この事業以外の対象者50人に対しまして、同施設を20回、無料で利用できる助成券を配布するものでございます。

この施設につきましては、プールと運動機能の設備が整っております「スポーツクラブすくも」を予定しております。

8節につきましては、運動機能士の報償費として、前期後期合わせまして15回分、8万2,800円、そして13節の委託料につきましては、前期、月6回分、20人で63万円、後期、3カ月分、20人で31万5,000円の94万5,000円。

積極的支援対象者のうち、上記の40名以外の50名に対しまして、20回分の施設使用料の助成をするものとして、100万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ92ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、19節の負担金補助及び交付金の生ごみ処理機購入費補助金を計上しておると。その中で、この生ごみ処理機の補助金は、以前にも計上しておったけれども、使われなかった。今回はメーカー指定あるのか、また自分の好きなもの買うてかまのかという御質問だと思います。

それは、今回の場合は、とにかく私は、ごみの減量化及び軽量化、そしてまた環境意識が高まっていくように、市民が市内の量販店で買うてもらうことは結構だと思います。ただ、この補助することに当たりましては、一応、先ほども申し上げましたように、補助金の交付要綱がございますので、その中で補助対象者という欄を設けまして、一応、要件を満たすものに対し

て補助をもらおうと、そういった取り組みをしていきたいと思えます。

二、三挙げますと、住所を本市において、かつ住所が市内に置いてあるとか、そしてまた、適正に維持管理してくれるとか、そしてまた、原則として、市内の本社または支店、営業所を有する業者から購入していただくとか、また、市税を滞納してないこととか、いろいろございますけれども、そういうことでしたら、どの社種を買っても構いません。

ただ、メーカー、3社ぐらいありますけれども、このメーカーの、今まで私たちの調べた中では、かなり、6万円から8万円ぐらいしておりますので、先ほど言いましたように、半分補助と、あと半分は個人負担いただくということでございますので、市内のどこで買うてもいいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、6番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ97ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金525万円の説明をさせていただきます。

まず、最初は、宿毛いも生産組合が動力噴霧器1台の購入費用として、50万円のうち、県補助金2分の1の25万円を、事業実施主体であります宿毛いも生産組合へ補助するものです。

これは、市の補助金は含まれておりません。

続きまして、篠南集落営農組合が、こうち型集落営農モデル育成事業費の補助を受け、コンバイン1台と乾燥機1台の購入費用750万円のうち、県補助金3分の2の500万円を、事業実施主体であります篠南集落営農へ補助をす

るものであります。

なお、篠南集落営農については、今、申しましたように、こうち型集落営農の認定を受けております。このこうち型集落営農というのは、中山間地域における集落営農組織を育成し、所得の確保、向上につながる農業生産の共同活動を支援し、組織活動のステップアップに向けて運営管理及び実証展示を支援する事業でありまして、一定の要件をクリアすることにより、こうち型集落営農のモデル集落営農組織に認定されます。これによって、補助金が3分の2となるものであります。

続きまして、同じ19節の宿毛市新規就農研修支援事業費補助金240万円について、説明をさせていただきます。

新規就農者の確保定着は、高齢化が進む本市においては、重要な課題であります。そこで、研究実践を行う研修生や、研修生を受け入れずる農家に対する支援を行い、研修の機会をふやし、新規就農者の確保を図るものであります。

研修期間は1年であります。現在は、高知県立農業大学校研修科の窪川アグリ体験塾で研修を行っております方が1名、4月から宿毛市でキュウリの研修を行うものでございます。

研修助成金としては、月15万円の12カ月180万円、受入農家の謝金は5万円の12カ月で60万円であります。

補助率といたしましては、研修助成金として、県が3分の2、市が3分の1であります。受入農家の謝金は、県100%となっております。

この方は、新規就農者の方は、宿毛市出身でございますので、Uターンになると思えます。

続きまして、ページ103ページ。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金、宇和海水産構想推進協議会負担金であります。

この会につきましては、伊方町、八幡浜市、

西予市、宇和島市、愛南町、宿毛市の6カ市町が参加し、これらの地域が広域で一体となり、産学官民が連携し、独自産業の確立と、安全で安定した一連の仕組みを構築するため等の理念のもとに、設立されました協議会であります。

23年度当初に、準備会を設立し、本格的に稼働していく上で、各市町から負担金を徴収するものでございます。

負担金の内訳といたしましては、均等割としまして8万5,714円、人口割によるものが23万8,776円で、計32万4,000円となっております。

負担金交付先については、宇和海水産構想推進協議会で、事務局については、まだ決定はしておりませんが、宇和島市が予定しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長兼文教センター所長、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ138ページでございます。

第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、チャレンジデー2011実行委員会補助金10万円についてでございます。

このチャレンジデー2011というのは、どういった内容のものかという御質問でございます。

チャレンジデーといいますのは、15分以上、スポーツあるいは運動をした住民の参加率を競い合う、そういったイベントでございます。健康づくり、あるいは地域づくり、生涯スポーツの普及、そういった健康で明るく、活力のある地域づくりを目指して実施するイベントでござ

います。

実施については、5月の最終水曜日、来年度につきましては、5月25日でございます。全国で150万人ほど参加している大きなイベントでございます。宿毛市でも、来年度から取り組んでいきたいということで、今回、補助金の予算計上をさせていただいております。

体育関係、あるいは行政、教育関係、企業の方、そういった方で、実行委員会を立ち上げて、取り組んでいきたい、その補助金を、今回、10万円計上させていただいております。

実行委員会につきましては、この市からの補助金以外にも、笹川スポーツ財団より60万円ほどの補助金も受けられるということで、70万円ほどの予算で取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、健康で明るく、活力のある、そういった取り組みを進めていきたいと思っておりますので、住民の皆さん、すべての方に参加していただきたい、そういうふうな思いでやっていきますので、ぜひ議員の皆さんを初め、市民の皆さんには御協力、御支援いただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑をいたします。

3点について、再質疑を行いたいと思っております。

まずは、議案第13号別冊の、平成23年度宿毛市一般会計予算の56ページの、先ほど言いました宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金の160万円についてであります。

これは、今回、新規ではありませんので、内容については、ある程度、把握をしているつもりではありますが、特に耐震改修の面で、昨年の金額と、ことしの受けれる補助金の金額が違うのではないかという思いもあって、質疑もさ

せていただいております。

昨年、幾らか上乘せがあったように聞いておりますが、そのあたりの補助金の、昨年とことしの金額に差があるようでありましたら、お示しを願いたいと思います。

続きまして、同じく、ページが97ページ。こちらのほうの宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金についてであります。

篠南の集落営農の組合については、課長のほうから説明ございました。それで、もう一つのほうのいも生産組合のほうの現在の人数、そして昨年のいもの生産高というのが、もしわかりでありましたら、お示しを願いたいと思います。

続きまして、議案第14号別冊、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

こちらのほうも、課長のほうから詳しい説明がございましたが、その、要するに、こちらのほうに参加というか、指導を受けようとしている方々は、個人負担のほうは必要であるのかなのか、その点について、再度、質疑をいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（寺田公一君） この際、中平富宏君の質疑に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中平富宏君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、中平議員の再質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般

会計予算のページ56ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市木造住宅耐震改修工事費等補助金の22年度と23年度の補助限度額に違いがあるかという質問やっと思ったと思いますが、違いがございません。限度額は、いずれも60万です。

ただ、平成22年度につきましては、22年の第4回定例会で補正予算として計上しました木造住宅耐震改修費等補助金、緊急経済対策耐震改修事業費補助金、これは1件30万の限度額で補助する、いわゆる上乘せ分という形のものでありましたので、こういった補助事業を利用される住民の方にとっては、平成22年度については、90万までの限度額を受けられるということになります。

これは、別の事業で行っておりますが、確かに耐震改修という、工事については、一緒に利用することができるということになってます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、中平議員の再質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ97ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中の、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金の中の、いも生産組合の昨年度の人数と、生産高という御質問でございました。

22年度の実績といたしまして、栽培者数は18名です。生産量は86.9トンとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、中平議員の再質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成23年度国民健康保険事業特別会計予算、23ページ、歳出の第8款保健事業費、第2項保健事業費、1目保健衛生普及費の中で、生活習慣改善運動事業費関連予算202万8,000円について、個人の負担金はあるのかとの質問でございますが、今回の生活習慣改善運動事業は、特定保健指導とタイアップして実施いたしますので、積極的支援、動機づけ支援の対象者の方を優先的に指導を行っていきます。そのため、個人負担はありません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、丁寧な答弁をありがとうございました。

その木造住宅の耐震改修を行った場合は、受益者にとりますと、来年度は補助金が30万円減るとのことだと理解をいたしました。

他市では独自の予算を持って、これにプラスアルファで補助金を増額したり、また、場合によっては、リフォームとともにすることによりまして、補助金のほうを増額したりといった施策をとりながら、この耐震化を進めているところもあります。

この場合は質疑でありますので、答弁は求めませんが、そういったことも含めまして、この予算が補正で減額されることのないことを願っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木です。質疑をいたします。

さきの4人の方が、かなり質疑をしてくれましたので、私が予定しておった分も理解できた分はのけて、そのほかの分を質疑いたします。

まず、議案第13号別冊、平成23年度一般会計予算の53ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金、この中の宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金2,000万円、これについてお尋ねします。

これについては、宿毛市長は、着任した時点で、これまでの宿毛佐伯航路はだめになり、あと、新たにやってくれる人ができて、今、宿毛佐伯航路は復活してやっていきようわけですが、これに対して、毎年2,000万円支援していかなくともという状況が続いております。

これについて、現在の経営内容ですね、これについて、どうなっているのかお尋ねします。

2番目に、54ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、13節委託料、この中の地籍調査事業委託料、2,113万1,000円が計上されております。

今年度についての実施箇所は、当初説明の中で山奈町と聞いておりますが、今後の事業はどうなっていくのか。今年、山奈町が全部済むのか。引き続き、今後どういうふうにかこの国土調査を進めていくのか、お尋ねします。

それから、ページ97ページ。

第6款農林水産事業、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金のところでございます。

宿毛市新規就農研修支援事業の補助金ですが、これについては、240万。これにつきましては、先ほどの中平さんの議論の中で、かなり理解できましたが、私として、若干聞いておきたいことがあるので、質疑いたします。

この先ほどのやりとりを聞いてみると、この240万を対象とした人は決まっているというふうに感じ取れる内容でした。

そういうことは、この制度は、私はこれから農業後継者を育てていく上で、非常にいいと思いますので、新たにこういう制度にのって、自分も農業者になりたいという人が出てきた場合、

どういうふうに手続をし、またどういう、今後、補正予算を組むような方向に持っていつてもらえるのかどうなのか、それを聞きたいわけです。

それと、この対象者となる方の年齢ですね。年齢制限はあるのか。例えば、何歳以上はこの対象にならないとかいうふうな制限があるのかないのか、これを聞きたい。

それから、これを何かの都合で、途中でやめたりした場合は、ペナルティー、例えばもう既に払ったものを戻しなさいとか、そういうものがあるのかついていないのか、そこらあたり答えていただきたい。

次は、ページ114ページ。第8款土木費、第4項都市計画費、3目公園費。この中の15節で、工事費として273万円、材料費として1,530万5,000円が計上されております。説明では、咸陽島を含む4カ所の公園に、複合遊具を整備すると説明がありましたが、咸陽島以外の箇所については、どこになるのかお示し願いたい。

以上で1回目の質疑、終わります。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成23年度一般会計予算、ページ53ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金で、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金2,000万に関連いたしまして、宿毛フェリーの経営状況についての質疑でございます。

この質疑につきましては、議案第2号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ページ26ページ。同じく第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金の宿毛佐伯航路運航経費支援補助金の減額補正についても、関連いたしま

すので、あわせてお答えいたします。

当補助金につきましては、補助金額2,000万円を上限といたしまして、高知県と幡多6カ市町村で支援をしております宿毛佐伯航路運航経費支援事業と位置づけておりまして、まず、議案第2号別冊におきまして、1,235万円の減額補正をいたしております経過がございます。

この減額に際しましては、宿毛フェリーがエンジンの回転数を調整するなどの効率的な運航を実施すること等によりまして、約12%の燃料費の節約を図るなどの経営努力によりまして、2,000万円の満額補助に至っておりません。

23年度におきましては、満額補助分として、こちらのほうに2,000万を計上いたしておりますが、現在、石油産油国におきまして、政情不安に起因する燃料費が急激に上がっていることから、また景気低迷によりまして、利用者の減少もあることから、航路運営は非常に厳しい状況にあると聞いております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、54ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、13節委託料2,113万1,000円でございます。

まず、23年度についてでございますが、これは山奈の調査となっておりますが、山奈、全部完了となるのかという御質問でございますが、これは、山奈の23年度におきましては、今回も小島近辺、0.46平方キロメートルを予定をしておりますので、まだ、山奈も全部は完了いたしません。

それから、24年度以降の見通しについてで

ございますが、24年度以降については、どこを現地調査するかということについては、まだ決まっておりません。

ある地区などからは、要望、国土調査やっていただきたいという要望などもあがっておりますので、23年度になってから、どこを調査するか決定をしまいたいというふうに考えております。

それから、同じく114ページ。8款土木費、4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費677万1,000円と、16節原材料費1,530万5,000円でございますが、これ、この中で公園遊具設置4カ所ということで、咸陽島以外の3カ所についての御質問でございます。

一つ目といたしましては、駅東1号公園、与市明川のそばでございます。ここにはベンチ5基、それから高木などの植樹を考えております。

それから、次に平田近隣公園、ここには複合遊具がもう既に設置しておりますので、ベンチを8基設置をしたいというふうに考えております。

それから、駅前2号公園、奥谷病院の前でございますが、ここについても、花壇の土の入れかえとか、そういったことをやるような予定としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ97ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市新規就農研修支援事業費補助金で、新たになりたい人が出た場合は、補正等で対応するのかという御質問に対してですけれども、当然、新たに

来年度、また新規で研修を行いたいという方が出た場合には、県のほうに補助金の申請をしていきたいと考えております。

それから、2番目の対象者の年齢でございますけれども、年齢制限はその年の4月1日現在で15歳以上、65歳未満の方が研究生としての対象になります。

それから、3番目の、やめた場合にはペナルティー等があるのかということでございますが、半年以上を、一応、研修を受けていただくというのが義務づけになっております。

なお、最終的には、補助金の実績に基づいて、県のほうへ申請いたしますので、3カ月とか、そういうことでやめた場合には、補助金等はつかなくなりますので。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質疑をいたします。

53ページの方で、宿毛佐伯航路の問題で、今、説明をいただきました。エンジンの回転数、細部など、節約に努めているということですが、

もう1点、私の聞くところでは、やはり同じ九州へ渡っても、ほかにも航路があると、八幡浜を含めてほかにも航路があるということで、そちらのほうへ客をとられているんじゃないかというふうに言う方もおるわけです。向こうのほうサービスがええというような話もありますので、乗ってもらう方に対するサービス、特に、常時乗る方ですね。物を輸送するトラックとか、そういう方ですね、そういうお客をしっかりつかむことが大事じゃないかと思いますが、こういった面については、何かの努力をされようような情報が入っておったら、知らせてもらいたいと。

なお、この補助については、長年続けてきたわけですが、今後ともずっと続けていくという

ことになるのか、そこらの見通しもお示し願いたい。

それから、国土調査につきましては、今後も取り組んでいくということですが、先般、高知新聞の読者の広場ですかね、あれにも投書が載っておりましたが、やはりこれを早く完了してもらいたいという市民の要望は強いようですので、引き続き、今後取り組んでいただきたいということで、これは再質疑は求めません。

それから、97ページの新規就農者への支援の問題ですが、今の課長の説明で大方わかりましたが、ちょっと後半の部分で、わかりにくかったのは、ペナルティーの問題ですね。これについて、補助金がなくなるというふうに聞いたわけです。

これは、中身としては、月々何ぼというものを払っていくんじゃないかと。15万いうたですかね、そのお金を払っていくんやけど、一回払ったものを、また、例えば3カ月でやめたとか、6カ月でやめた場合、それを戻すということになるのかならんのか。そんなペナルティーがあるのかないのかを聞いたかったわけです。それがわかれば教えていただきたい。

なお、もう一つ、来年度も希望があれば予算を組むということですが、これは本人がそういう制度があったら、希望したいという場合には、どういうふうにしておけば予算化されるのか。

例えば、きょうの議論でも聞いたり、またいろんな情報を見て、やりたいという場合に、前もって連絡してないと、これは予算化されないような感じのものになっているよと思うんです。

そういう面で、やりたい人はどういうふうにしておけばええのか、それをお知らせ願いたい。

それから、114ページの公園遊具の関係については、内容はわかりました。しかし、これが、15節で工事費で生まれ、14節の原材料では、1,530万も生まれてますので、ほと

んどものを全部、こちらで買って、現物は提供ということになるんじゃないかと思いますが。

それぞれの場所に、同じようなものができるようになるのか。特に咸陽島公園については、いろいろ皆さんの意見を聞く中で、やはりあそここの場所は、自分たちの心を休ます場所だと、憩いの場所だというようなことから、そこに変わった遊具があるきに、休まらんということではないかもわからんですが、私の感覚としては、以前みたいな、木でつくった、そういう安らぎのあるようなものができたらええと思うわけですが、そこらあたり、同じ物をつくるようになっているのかどうか、お聞きしたいんです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、浅木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、豊後水道、他のフェリー等もある中で、何か特異のサービスをするような情報があればということと、それから、補助に対しての継続はするのかという二つの御質問だったと思います。

まず、乗ってもらうためのいろいろなサービスというのは、今の宿毛フェリーとしましては、各旅行会社等に観光企画なんかを提案する等の営業は、常に行っております。

ただ、運航に対して、利用者が減ったことに対しては、各フェリー会社とも同等の減り方をしております。特に宿毛フェリーが、他の航路に取られたというふうな情報は聞いておりませんが、ただ、運航回数が少ないために、九州方面とか、九州方面に渡るための部分で、一番便利なフェリーを使うということで、多少、移動があるということは考えられると思います。

それと、この補助の継続についてでございますが、この補助金は、先ほども申しましたとおり、高知県と幡多6カ市町村の合同で出してお

ります補助金でございまして、平成21年度からおおむね5年間をめどに、創設された補助金でございまして、今まで宿毛市単独で行っております補助金とは違いますことを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、浅木議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ97ページの宿毛市新規就農研修支援事業費補助金で、半年以内にやめた場合に、市は当然、補助金、月々払っているのです、そういった場合の返還はどうなるのかという御質問と思っております。

おっしゃるように、市は毎月、支払いはいたしますけれども、当然、6カ月、半年以内にやめた場合には、県の補助金もおりてきませんので、市としても当然、その方に対して、補助金の返還は求めていくようにしております。

なお、これは要綱等にもうたって、入れていかなければならないと考えております。

それから、やりたい方については、農協を通じていただいてもええし、直接、市の産業振興課へ来ていただいても構いません。幅広く人材を確保していかないけませんので、どちらでもいいですので、予算化する前に、相談しに来ていただければと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成23年度宿毛市一般会計予算、ページ114ページ。

8款土木費、4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費677万1,000円と、16節原材料費、1,530万5,000円につ

いての、その工事の方法でございまして、工事請負費には、遊具などの材料費は含まれておりません。経費を節減する上で、原材料費に計上して、工事請負費は手間とか、そういったものにしております。

それから、それぞれ公園に、4カ所の公園に、同じような遊具を設置するのかという御質問でございまして、それぞれの公園には、見合った物をというふうに考えておりますので、全部同じ、一律同じような物は考えてございません。

それから、咸陽島につきましては、複合遊具1基、それからブランコが老朽化しておりますので、ブランコ、それから芝張り等を計画しております。

この複合遊具につきましても、木材とか、いろいろ材料とかございまして、耐用年数とかいうような問題等もありますので、現在のところ、木材遊具は考えてございません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質疑は終わりますが、希望として、先ほど、産業振興課長からお話ありましたペナルティーの問題ですね。これも、これから文書化して、どうするか、要綱をつくっていくということでございまして、私としては、そんなペナルティーになるような、6カ月でやめました、3カ月でやめたいということにはなってほしくない。一人前の、ちゃんとしたそういう農業者に育ててほしいという気持ちは、胸いっぱい自分はそう思うわけですが。

3カ月いかなかったら、15万ずつのお金、45万を戻さないということになるのは、これも酷じゃないかと思うので。本人もやりたくてやり始めたことなんで、途中でやめるいうたら、よっぽどのことだと思います。そこらは配慮した要綱というものを考えていただきたい。

これは私の希望でございます。

そういうことを申し上げて、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 23年度の新予算を見ておりましたら、他市と比べまして、若干、総額が低いと。もう少し前向きにと思っておりましたが、中身を見れば、大変、苦心をしたあとが見られまして、非常に中身の濃い、いい予算編成ではないかと思えます。

それを見ておりましたところに、それだけシビアに予算を組んだのに、その項目だけが、なぜこんなに甘いかなということが、ちょっと今、一つ気がつきましたので、その点だけをお聞きしたいと思います。

それは、23年度予算の、別冊20号、国民宿舎「椰子」の予算でございます。

もう皆さん御存じのとおり、国民宿舎「椰子」は、金利と工事費ともで年間8,800万ほど、市民の税金で支払いをしておるところでございますが、それを現在、民間企業に年間900万円で貸しておるわけでございます。

もちろん、貸し手が900万円で貸すに当たっては、火災保険も市が払うし、そして修繕費が50万以上あれば、それも市が払うと。財産そのものが宿毛市のものでございますので、当然、かかるべき固定資産税も市が払っておりますので、丸々、何も要らない、900万円で借りてもらっておるわけでございますが。

今年度、この予算を見ておりましたら、この50万以上の修繕費は市が払うというのは当然でございますが、ここに100万と、そして積立金200何万だか出ておりますが、この説明を求めたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、西村議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第20号別冊、平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算、ページ7ページ。

第1款国民宿舎費、第1項国民宿舎費、1目国民宿舎運営費、25節積立金の関係でございますが、この積立金につきましては、国民宿舎施設整備等基金積立金でございますが、「椰子」施設を整備するための大型の施設整備費がかかった場合に、急遽、予算を組むということができませんので、あらかじめその大きい工事経費なんかのために、積立金を積み立てております。

また、11節の需用費の100万につきましては、「椰子」の指定管理の協定の中で、50万以下は指定管理者の修繕をしていただく。50万以上になりますと、担当課のほうで、市のほうで修繕を行うわけですが、これも100万を超しますと、また補正予算を組んだりせないけませんので、あらかじめ軽微な部分について、100万の修繕費を組んでおいて、それから大まかな施設整備の部分については、積み立てをして、対応していくようにしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） その理由はよくわかっておるわけでございますが、この積立金200万は、毎年やっておるわけですが、現在、幾らほど残って、過去にどのような項目に、どれくらい使っておるか、ちょっと説明を求めたいと思えます。

そして、この修繕費100万でございますが、学校等、その他教育施設なんかにつきましては、修繕してもらいたいことがいっぱいある。しかし、予算査定でどんどんどんどん落とされてい

る。なかなか現場では、修繕をしてもらいたい、やってもらえん、その残念がいっぱい、PTAの中にもあります。

ところが、咸陽島では、今差し当たって直さんでもかまわん、直さないかんとこら出てくるから、まあ100万おいちよくかという予算でございますが。

考え方の違いもありますけれども、そこあたり、もう少し納得いく御説明をお願いします。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、西村議員の再質疑にお答えいたします。

現在の積立金の残高でございますが、825万440円の積み立てをしております。

そして、過去の整備につきましては、ちょっと今、資料を持ち合わせてませんので、今、資料を準備してますので、ちょっと。

過去5年間の修理金額としましては、500万ちょっとやっております。済みません、5年間で1,700万ほどやっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） くどくどは申しませんが、考え方の違いでございますので、これ以上のことは申しませんが、この「椰子」は、なぜか扱いにくいと。特別なような考え方があるのではないかというふうに、私は思っております。

このシビアな予算を組んでおる中でございますので、たとえ「椰子」であろうとも、ほかの予算編成と同じように、シビアな目で、今後は取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第2号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで」の47議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月10日及び3月11日並びに3月14日から3月17日までの6日間は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日及び3月11日並びに3月14日から3月17日までの6日間は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

3月10日から3月17日までの8日間は休会し、3月18日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

陳 情 文 書 表

平成23年第1回定例会

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 | 提 出 者 | 付託委員会 |
|------|----------------|---|-------------------------------|-------|
| 第38号 | 平成 23. 3. 7 | 子ども達が主役である学校づくりのために再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情について | 宿毛市小中学校PTA A連合会 会長 柴岡宏行 | 総務文教 |

上記のとおり付託いたします。

平成23年3月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

議案付託表

平成23年第1回定例会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|------------------------|--------|--------------------------------|
| 予算決算 常任委員会 (24件) | 議案第2号 | 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について |
| | 議案第3号 | 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第4号 | 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について |
| | 議案第5号 | 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について |
| | 議案第6号 | 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| | 議案第7号 | 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について |
| | 議案第8号 | 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について |
| | 議案第9号 | 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について |
| | 議案第10号 | 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について |
| | 議案第11号 | 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| | 議案第12号 | 平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について |
| | 議案第13号 | 平成23年度宿毛市一般会計予算について |
| | 議案第14号 | 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について |
| | 議案第15号 | 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について |
| | 議案第16号 | 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計予算について |
| | 議案第17号 | 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について |
| | 議案第18号 | 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について |
| | 議案第19号 | 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計予算について |
| | 議案第20号 | 平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について |
| | 議案第21号 | 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について |
| | 議案第22号 | 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について |
| | 議案第23号 | 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について |
| | 議案第24号 | 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について |
| | 議案第25号 | 平成23年度宿毛市水道事業会計予算について |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>総務文教 常任委員会 (14件)</p> | <p>議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第37号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号</p> | <p>宿毛市暴力団排除条例の制定について 宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市振興計画（基本構想）について 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p> |
| <p>産業厚生 常任委員会 (9件)</p> | <p>議案第35号 議案第36号 議案第38号 議案第39号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号</p> | <p>宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて。 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について 市道路線の廃止について</p> |

平成23年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成23年3月18日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで
（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第51号から議案第54号まで

議案第51号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

議案第53号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第54号 宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

第3 陳情第36号外1件

第4 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで

日程第2 議案第51号から議案第54号まで

日程第3 陳情第36号外1件

日程第4 委員会調査について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 8番 浦尻和伸君 | 9番 寺田公一君 |
| 10番 宮本有二君 | 11番 濱田陸紀君 |
| 12番 西郷典生君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

7番 有田都子君

----- . . -----
5 事務局職員出席者

| | |
|---------|--------|
| 事務局長 | 岩本昌彦君 |
| 次長兼調査係長 | 朝比奈淳司君 |
| 議事係長 | 岩村研治君 |

----- . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|---------------------------|-------|
| 市長 | 中西清二君 |
| 副市長 | 岡本公文君 |
| 企画課長 | 岡崎匡介君 |
| 総務課長 | 弘瀬徳宏君 |
| 市民課長 | 滝本節君 |
| 税務課長 | 山下哲郎君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 小島秀夫君 |
| 保健介護課長 | 三本義男君 |
| 環境課長 | 岩本克記君 |
| 人権推進課長 | 乾均君 |
| 産業振興課長 | 頼田達彦君 |
| 商工観光課長 | 津野元三君 |
| 建設課長 | 安澤伸一君 |
| 福祉事務所長 | 沢田清隆君 |
| 水道課長 | 豊島裕一君 |
| 教育長 | 岡松泰君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出口君男君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 金増信幸君 |
| 学校給食 センター所長 | 岡村好知君 |
| 千寿園長 | 村中純君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小野正二君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島内千尋君 |

-----・-----・-----

午後10時01分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くのとうとい命が奪われました。本市議会として、犠牲者の皆様に対し、黙祷をもって哀悼の意を表したいと思えます。

御出席の皆様方の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

○事務局長（岩本昌彦君） ただいまより、1分間の黙祷を行います。

皆様の御起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

○事務局長（岩本昌彦君） 黙祷を終わります。御着席願います。

○議長（寺田公一君） 未曾有の大災害に襲われ、現在もなお厳しい生活を強いられている被災者の皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

日程第1「議案第1号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで」の48議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号」を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号から議案第43号まで及び議案第46号から議案第50号まで」の47議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（中川 貢君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました議案24件につきまして、審査の概要と結果を御報告いたします。

まず、3月2日の全体委員会において、審査方針の確認と、執行部への審査資料要求の集約を行った後、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月10日、11日、14日、15日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月17日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審議経過報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案24件のうち、議案第13号については修正可決、その他の23議案については、いずれも原案を可決すべきものと決しました。

以下、各分科会の審査結果報告の概要について、御報告をいたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審議内容の報告がありました。

議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算歳出の10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校統合改築工事基本・実施設計委託料8,700万円と、宿毛小学校統合改築工事地質調査業務委託料650万円について、審査過程で委員からいろいろな意見が出されました。

主な意見として、実施設計の委託料8,700万円について、小筑紫小学校の例では、入札減が出て、2,000万円以下で落札されたが、

同じように入札すれば、宿毛小学校は5,000万円くらいの入札減の効果が出るのではないかと。そういう効果を超えてまで、市長が以前の議員協議会で説明したように、随意契約とするというのは、非常に問題があるのではないかとという意見。

あるいは、国交省の新しい基準に基づき、面積に新基準をかけて8,700万円という金額を出しているわけですが、これから他の学校もこういう基準で積算するとなれば、全体の再編計画の中で、予算が過大にかかるのではないかとという意見。

あるいは、市長は随意契約を希望しているようだが、コンペとか指名競争入札にするべきであり、そのような条件をつけるべきではないかと。そして、競争入札には当然、市長が思いのある有名な建築家も入ってもらって、競争してもらった方がいいのではないかなどの意見が出されました。

そのほか、ここでボーリング調査の予算を認めると、結果的に建設場所が確定することになることも懸念される。小学校を現在のグラウンドの南向きの位置に建てると、反対側の運動場が日陰になったり、狭くなったりするのではないかとというふうなこと。また、そのほかには、現小学校の北側の民家を買収すれば、小学校の面積は十分そこで確保できるので、なるべくそちらに校舎を建築すれば十分、現在地でもやれるのではないかなどの意見が出され、現行計画をそのまま認めることは、非常に問題があるということでした。

第1分科会での主な質疑としましては、入札について、コンペもしくは指名競争入札をすべきではないかという意見があったとのことであるが、執行部として、入札に関して、どういった考えを持っているのかという質問に対しまして、担当の答弁としては、指名選定委員会等が

あるから、その中でもみ直しし、指名競争入札にするのか、一般競争入札にするのか、随意契約にするのか、一番いい方法を選ぶとの報告がありました。

続いて、第2分科会主査より、以下のような審議概要の報告がありました。

議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算、歳出中の8款土木費、4項都市計画費、4目都市再生整備事業費のうち、中心市街地活性化事業に関連する道路実施設計委託料2,300万円ほか、合計6,754万円についての審議の中で、全体の合意形成がなされていない中で、道路整備事業が計画されており、本会議でも同僚議員が一般質問した際に、再検討したいとの市長答弁もありましたが、本分科会でも中心市街地活性化の全体計画が確定してから実施するようにとの意見が多数出されたとの報告がありました。

第2分科会の主な質疑としては、土居の後線の道路改良について、都市防災の補助事業を導入するに当たって、宿毛小学校にコミュニティーエリアをつくることを前提に、補助率が上がっているのではないかとこの質問に対し、担当課からは、宿毛小学校の建設により、土居の後線の補助率が50%だが、それがだめということになれば、45%でやらなければならないとの回答がございました。

また、中心市街地活性化のめどがつくまで、道路設計委託料を執行すべきではないとの報告があったが、計画されている道路は三つの路線がそれぞれ違う。3路線とも、問題があるとのことかとの質問に対して、土居の後線は、学校と関連した道路、水道通りや用排水路が傷んでいて、早急に改修しなければならないため、喫緊の課題として問題ないが、商工会議所から沖須賀に抜ける桜町沖須賀線については、一般質問でも言ったように、中心市街地活性化と密接

な関係があり、その部分については、問題があるのではないかと指摘したとの回答がございました。

その後、冒頭でも御報告したとおり、議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算に対して、中平委員から修正動議が提出され、審議の結果、修正可決となりましたが、以下、提案理由の説明を御報告をいたします。

修正しようとするものは、議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算についてであります。

その内容は、小学校建設費を省くために、歳出予算の第10款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費の9,361万円のすべてと、それに伴う歳入、予算及び地方債を減額するものであります。

この予算は、今議会の一般質問においても議論されましたが、小・中学校再編計画の中で、宿毛中学校と松田川小学校の児童348名のための小学校建築基本・実施設計予算であります。

この小学校は、学校施設面積4,500平方メートルに加え、コミュニティーエリア500平方メートルを含む床面積5,000平方メートルであり、現在の宿毛小学校の東側にあるグラウンドに建設を予定しております。

学校内に設けようとしているコミュニティーエリアは、災害時の避難場所として整備をし、中心市街地活性化とも連動して、地域の方との交流に使いたいとの説明であります。どのような施設なのか、その全容は全く示されておらず、その完成予想図、構想図さえない状況であります。

避難場所といっても、学校建設予定地は津波ハザードマップで3メートルの浸水が予想されている地域であり、学校内に併設するとはいえ、余分に2億円余りを使って新しく避難場所を建設するには、ふさわしくないと考えます。

また、このエリアを、ほかにもいろいろなことに利用するといっておりますが、その利用についての計画内容は乏しく、教室や体育館利用で十分対応できる内容であると考えます。

本市の財政状況の中で、そのようなあいまいな計画で多額な予算を使うべきではありません。そして、基本・実施設計料8,700万円は、国土交通省の新しい基準で算出されており、妥当とのことではありますが、近隣の同規模の学校と比較すると、2倍から4倍の設計予算であり、21年建設の小筑紫小学校と比較しても、小筑紫の建築費に対する基本・実施設計費の比率は、体育館の設計も入っているにもかかわらず、校舎建設費に対して2.6%であるのに対して、今回の予算は約2倍の5.1%であります。

同時に、17億円の校舎建設予定額も、350人程度の学校としては、かなり高額なものになっております。

さらに、この設計は、確定した設計者に随意契約することを既に表明されており、競争原理が働かず、決定額が予算額に近くなると予想されます。

以上の理由により、新たな宿毛小学校はコミュニティーエリアを省いた本来の学校の形に戻し、従来の積算根拠も加味した設計予算に変更し、競争入札を行うべきであります。

そのために、平成23年度宿毛市一般会計予算において、小学校建築の基本・実施設計の予算すべてを減額するものであります。

最後に、南海地震がいつ発生してもおかしくない宿毛市において、学校の耐震化を行うことは急務であり、宿毛小学校改築について、23年度の設計、24年度校舎建築に向け、早急に予算の組み直しを行い、補正予算にて計上すべきであることをつけ加え、提案理由の説明をいたします。

以上が、提案理由の説明でございます。

なお、本委員会が提出する修正案につきましては、お手元に配付した審査報告書に添付した内容のとおりであります。

その後、同じく議案第13号、平成23年度宿毛市一般会計予算に対しまして、宮本委員から附帯決議案が提出され、提案理由の説明の後、質疑、意見調整を行い、全会一致をもって採択をされました。

以下、その内容を読み上げます。

議案第13号に対する附帯決議。

1、本議案中第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料の道路実施設計委託料のうち、桜町沖須賀線の道路設計委託料については、中心市街地活性化の全体計画の見通しがつくまで執行を凍結すること。

以上、本委員会に付託されました議案24件につきまして、予算決算常任委員長の審査の報告をいたします。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮本有二君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託をされました議案は、議案第26号から議案第34号まで及び議案第37号並びに議案第40号から議案第43号までの14議案であります。

議案第26号は、宿毛市暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、市民が安全で安心して暮らせる生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、官民一体となって、暴力団の排除に向けた施策を推進しようとするものであります。

議案第27号は、宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

本案は、老人保健制度が平成20年3月診療分の支払いをもって廃止となり、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴うもので、老人保健制度廃止後の老人保健特別会計の設置期間については、平成18年に公布された健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定により、平成23年3月末までの3年間とされており、このたび、経過措置が終了するため、両条例から老人保健に関する記述を削る必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第28号は、宿毛市移動通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公共投資臨時交付金を活用し、平成21年度の繰越事業として実施していた橋上町楠山地区への携帯電話中継局の整備が、本年度中に完了することに伴い、条文中に、宿毛市橋上町楠山地区移動通信用施設に関する記述を加える必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤の特別職として、新たに退職手当審査会委員及び学校運営協議会委員を設置することに伴うもので、退職手当等審査会委員については、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律等の施行に伴い、退職した職員の過去に行った行為が、懲戒免職等の処分を受けるような行為と認められた場合、当該職員の退職手当の全部、または一部の返納処分等ができる制度が、平成21年4月1日に新設されているため、このたび、本制度を導入し、処分を行う際の市長の諮問機関の委員として設置するものであります。

また、学校運営協議会委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地域に開かれた、信頼される学校づくりに向け、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって、学校運営に参画する学校運営協議会制度が、平成16年9月9日に新設されているため、このたび、本制度を宿毛小学校において導入し、合議制機関の委員として設置するものであります。

このため、両委員に関する記述を別表に加える必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、人事院勧告に基づき、超過勤務手当の取り扱いを改定しようとするもので、平成21年の人事院勧告に基づき、平成22年4月1日から月60時間を超える超過勤務にかかわる超過勤務手当の支給割合を引き上げたところがありますが、日曜日及びこれに相当する日の勤務時間は、60時間の算定基礎から除外されており、その後、民間企業の実態を踏まえ、平成22年の人事院勧告において、平成23年4月1日から、日曜日及びこれに相当する日の勤務時間も算定基礎に含めることとされたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第31号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、先ほどの議案第29号の中でも触れましたが、退職手当制度の一層の適正化に向け、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行され、退職した職員の過去に行った行為が懲戒免職等の処分を受けるような行為と認められる場合、当該職員の退職手当の全部、または

一部の返納命令や共済年金の支給制限ができるようにするための新たな制度が、平成21年4月1日から設けられており、地方公務員においても、同様の措置を講ずることが求められていることから、本制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、これまで、定期船事業における乗車券の販売、及び貨物等の取り扱いにかかわる委託業務は、毎年度、年間を通じて繰り返し履行され、なおかつ翌年度以降にわたって契約を締結しなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすものでありながら、地方自治法施行令第167条17の規定に基づく長期継続契約ができる契約として規定していないので、条文中に役務の提供を受ける契約として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平成23年4月1日から、小筑紫小学校と栄喜小学校が統合することに伴い、栄喜地区に居住する児童の通学支援に向けて、新たに導入するスクールバスを、有償運行路線県道安満地福良線として、一般住民も利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号は、宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成22年度をもって栄喜小学校が閉校となることに伴い、平成23年4月1日から、栄喜小学校体育館を宿毛市栄喜体育館に名称を改めるとともに、地域住民の体育振興を図

るための宿毛市立体育館として位置づけるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の緊急な少子化対策として、出産育児一時金の支給額が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に4万円引き上げられ、現在、39万円となっておりますが、国は平成23年4月1日から、現行の支給額を恒久化する意向を示し、平成23年3月中旬を目途に、恒久化に向けた政令改正を行う見込みであることを受け、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号は、宿毛市振興計画についてであります。

本案は、地方自治法第2条4項の規定に基づき、宿毛市振興計画の基本構想を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号は、宿毛市特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。

本案は、平成15年7月から、宿毛西町郵便局において、取り扱っています納税証明書や、住民票の写しの交付等の事務について、平成23年も継続して行うことに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、地上デジタル放送を良好に受信する共聴施設の整備に伴うもので、ケーブルテレビのエリア外となる橋上町楠山地区において、事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政

上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号も、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、水道施設の整備及び地上デジタル放送を良好に受信する共聴施設の整備等に伴うもので、沖の島町母島地区を中心に、事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の変更を行うため、計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5号において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、14議案については、担当課からも詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案14件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました9議案の審査結果を御報告いたします。

議案第35号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成23年4月1日から、小筑紫保育園と栄喜保育園が統合することに伴い、平成22年度をもって栄喜保育園が閉園となるため、別表から栄喜保育園に関する記述を削る必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、立地条件が悪く、遊具等も整備されていない現在の貝礎児童遊園の利用者が少ない状況を受け、貝礎保育園跡地に整備をした公園

を、新たに貝礎児童遊園として位置づけることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、所得税法改正による扶養控除の見直しを受け、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が、平成23年1月1日から施行され、入居者等の収入に関する規定が改正されたこと、及び平成18年度から行ってきた手代岡、貝礎、正和地区の入居者組合等との協議の結果、家賃改正について、一定の理解が得られたことに伴い、これまで月額3,000円の定額方式だった家賃を応能応益方式として、入居者等の収入に応じて月額1万円、1万5,000円、及び2万5,000円の3段階に改めるとともに、減免措置を設ける等の必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第39号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、議案第31号宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例と同様の趣旨で、企業職員においても、退職手当の返納処分等ができる制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第46号は、宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて。

本案は、平成2年第2回宿毛市議会定例会において議決された宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて、埋立地の用途変更を行うことに伴い、高知県知事から意見を求められています。

異議のない旨を返答することについて、公有水面埋立法第13条の2第2項において、準用する同法第3条第4項の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

議案第47号及び議案第48号の2議案は、市道路線の認定について。

本案は、両議案の路線とも、市道認定要件を満たしているにもかかわらず、過去に行った開発の際に、市道認定ができていなかったことが判明したため、議案第47号で、起点から終点までの延長63メートルを市道貝塚団地5号線とし、さらに議案第48号で、起点から終点までの延長96.4メートルを、市道貝塚団地6号線とし、新たに市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第49号は、市道路線の変更について。

本案は、議案第47号及び議案第48号と同様の理由で、市道貝塚団地3号線の終点を113.4メートル延長し、総延長を232.7メートルに変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第50号は、市道路線の廃止について。

本案は、本年度橋梁点検を行った際、橋上町楠山地区の市道池の上線にある池の上橋が、坂本ダムのどんぐり湖に水没している状況で、本路線が使用できないことが判明したため、本路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上9議案につきましては、執行部の出席を求め、慎重に審査をした結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第43号まで並びに議案第46号から議案第50号まで」の46議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第43号まで並びに議案第46号から議案第50号まで」の46議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第43号まで並びに議案第46号から議案第50号まで」の46議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号」について、討論に入ります。

本案に対する委員長の報告は修正可決でありますので、まず、委員長の修正案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第13号」に対する委員長修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、修正可決した部分を除く原案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、修正可決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

日程第2、「議案第51号から議案第54号まで」の4議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

16番岡崎 求君。

○16番(岡崎 求君) 16番、ただいま議題となっております「議案第51号から議案第54号まで」の4議案について、提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第51号、宿毛市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例と、議案第52号、宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議員定数と報酬について、平成22年第4回宿毛市議会定例会において、議会改革調査特別委員会の調査結果の報告として、議員定数については、定数の削減による議会機能の低下や、広く市民の声を行政に反映されにくくなるなど

の理由により、現行の16名を維持することといたしました。

議員報酬は、報酬削減により、議員という仕事の魅力を低下させ、議員の年齢層や職種の固定化を招き、多様な声が議会に反映されにくくなることなど、弊害があるものの、議員としての職責と活動に見合った報酬額について、その明確な積算根拠を示すことは困難をきわめた。

そのため、全国の類似規模団体の平均値31万1,700円を参考数値としたほか、本市の厳しい経済状況を考慮した結果、全会一致をもって、現行の議員報酬を5,000円減額したが、その後において、市民から報酬5,000円削減による経費節減効果について不満の声を多く聞いた。さらに、現在の市民の要求は、報酬については日当制の議論まで及んでおります。

しかしながら、際限なく報酬を削減し続けると、議員は年金受給者、あるいは資産家だけになり、偏った年齢、職種の議会構成に陥ってしまいます。

今回行われる選挙は、前回、前々回の選挙と異なり、30代、40代の若い立候補予定者が出馬を断念いたしました。

このような状況が続くと、議会の新陳代謝と活性化が図れなくなる。さらに、地方分権が進むと、執行部の業務範囲や、財政面の裁量権はますます拡大することが想定され、二元代表制の中で、議員の責務、資質の能力の向上が求められ、日常議員の活動に加え、調査研究、国、県のかかわりの中で、政治活動や経費が必要である。

したがって、報酬については、5,000円削減を取りやめて、現行維持に戻し、定数については、弊害は懸念されるものの、現在の市民感情を反映し、より大きな財政上の削減効果を求めて、議会運営上、最低限の議員定数14名とする。

続く議案第53号、議会委員会の条例の一部を改正する条例につきましては、議員定数の削減に応じて、委員会の定数を改正するものであります。

具体的には、定数を14名に削減するに伴い、総務文教、産業厚生各常任委員会の定数を8から7名に、予算決算常任委員会の定数を、16名から14名に改正しようとするものであります。

最後に、議案第54号、宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会改革調査特別委員会の最終報告でも提言されており、政務調査費については、その使途などについて、以前から批判的な目を向けられてきた経過があります。

この際、使途の透明性を高めるために、政務調査費収支報告書への領収書添付を義務づけるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で、「議案第51号から議案第54号まで」の4議案について、提案理由の説明を終わります。

よろしく審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 席を同じくして三十数年、ともに働きました岡崎議員の提案に、反対の立場から1点、質疑をさせていただきたいと思っております。

今、ちまたでは議員の報酬が高過ぎる、議員の仕事と比べて、どうも今の報酬は高過ぎるというふうな意見が多々あるわけですが、せっかく、わずか3カ月前に歳費を5,000

円下げて、少しでも市民の負託にこたえようとした姿が、わずか3カ月で、そうこうで元の31万5,000円にしようではないという提案でございますが、どうしても私は、このお考えは市民に賛同を得られないのではないかと、強い気持ちがいたしますので、もう少しそこらあたりを御説明いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 15番、西村議員の質疑にお答えいたします。

ただいま質疑がございましたこの議案の中で、3カ月前に議会議決をしたこれが、3カ月足らずで変更されたという、市民には受け入れできないのじゃないかという御質疑であったと思えますけれども。

この内容に書いておりますように、詳しく説明しますと、今回、議会の改選ということで、12月以後から同僚議員皆さんが市民と接触する場が多々ございます。

その中でだんだんと、だれが話しかけたかわかりませんが、市民の声が非常に、5,000円減額するということについては、1けた違うんじゃないかというような意見から、非常に市民から批判があったんです。

ということで、もちよった同士が協議をして、市民のいろんな形の中で、議会に対する見方、そしてまた議会に対する意見等が聞かされて、こういう議案の提案になったということでございまして、同士諸君と協議した結果、5,000円よりか、思い切って14にしたらどうかという話ができて、今の議案になったと。

この程度でおわかりいただけると思うんですけれども、西村議員は、前回の改正のときに、16名にした動議者でございますから、御理解いただけるものと考えておりましたが。

その程度の質疑でええでございますかね、答弁

で。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 今の答弁で、5,000円歳費を下げたことに対して、市民は納得してないと。だから、元に戻して、そのかわり、我々がもっと働くというお考えでございますが、ごもっともだと思いますが、私は、市民が納得してないのは、何で5,000円だろうと。この際、3万、4万何で下げんがぞという声ではなかったかという気がしております。

そして、私は議員の定数削減、16名を14名にするという基本的な考えには、全く私は同感でございます。5年前にも、私が提案をして、同僚議員の皆さんの賛同をいただいて、18名のところを16名にした経過がありますので、今回も16名を14名にしようとするのは、賛成したくてたまりません。

ただし、これは昨年12月議会で、削減をしようではないかという意見を出したけれども、その必要はない。現在の16名でいくという決定をされました。

私は、今、この時点で、なぜ14名にするのを反対かと言えば、もう市会議員の選挙は告示まで30日です。それぞれ新人さんも顔ぶれがそろい、そして後援会活動の真っ最中でございます。この真っ最中に、突如、2名減らそうと。これは良識ある市民の方々の、私は賛同は得られないと思っております。

悪く言えば、後出しじゃんけんのような気がしてなりません。どうか、ここで私は、今、岡崎議員が、厳しい市の財政をかんがみて、2名減そうという御提案をいただきましたが、もう一步踏み込んで、市の財政をおもんばかっての2名減であれば、それに相当する金額を、報酬を下げ、ぜひ新しい議員を迎えるような体制でやってあげたい。

そのために、この議員2名削減の提案理由を

修正して、議員の歳費を減額するというふうな方向でやっていただければという、強い希望を持っております。いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 15番、西村議員の質疑で、討論みたいな形になる。重複はしませんけれども、若干、私含めて、私たちの考えと若干違います。

というのは、今、提案で説明いたしましたように、若い議員の断念した理由。報酬削減ということが、ずっと続いている。議員になっても、家庭の生活すら担保してもらえないようなことでは、新しい議員がなかなか、立候補はできにくい状況下である。

でありますから、私たちは今の現状、お互いの報酬を含めて、これから先の議会が存続をするためには、どうしたらいいかというところまで慎重に審議しました。

そこで、報酬、14名にすることについては、言うては悪いと思うんですけども、新人、今の立候補予定者が12名にするというパンフレットまで出しておる。そういう方は、やっぱり売名行為にうつると、私は判断します。

議員の定数は、皆さん、過半数をもって議会で決めることですから、そういう公約ですのような立候補者の予定者でございます。

特に心配するのは、これから先、若い議員が来て、新陳代謝をして、やれる一つの土壌をつくりたい、そういう気持ちが含まれておるということをお理解いただきたいということです。

答弁になりましたでしょうか。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第51号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。ただいまから議案第51号についての討論を行います。

この議案は、先ほど岡崎議員から説明がありましたように、昨年12月議会で5,000円引き下げ決議をした議員報酬を、また5,000円引き上げて元に戻すための条例改正案であります。

私は、岡崎議員の提案に反対する立場で討論を行います。

宿毛市議会は、議会改革を進めるため、昨年の3月15日に議会改革調査特別委員会を設置しました。

委員に任命されたのは、今城誠司、岡崎利久、野々下昌文、松浦英夫、浅木 敏、中平富宏の6名でした。全委員が今城委員長のもとに結束し、先進地視察を含め、14回の会合等を持ち、11月15日には、全員一致で調査報告書をまとめ上げ、議長に報告し、12月議会で委員長がその内容を報告しました。

その報告の中には、当然に、議員報酬や議員定数についても調査し、特別委員会としての結

論も盛り込まれていました。

報告では、議員報酬については、報酬削減が進むと、新人議員の減少などにより議会の活性化が図れなくなる等の弊害が生じることも指摘しています。それでも議員報酬が高過ぎるといふ市民の声も考慮し、宿毛市と同規模の自治体の全国平均額31万1,700円より低くするため、5,000円引き下げ、一般議員の報酬を31万円としたものであります。

なお、議長など議会内役付者の報酬も、すべて5,000円引き下げることにし、12月議会で5,000円削減の条例改正案を全会一致で決定したものであります。

議会改革調査特別委員会が公費を使い、8カ月かけて調査し、その結果に基づいて全議員一致で改正した条例を、わずか3カ月後に元に戻して増額するという条例改正案は、宿毛市民のみならず、報道で知る全県、全国の人からも、宿毛市議会が奇異な目で見られる恐れがあります。

この条例案賛同者に、議会改革調査特別委員として活躍いただいた3名の議員が含まれていることに対して、私は愕然としました。

提案者と賛同者の皆さんが、たとえ後から議論される定数削減議案とセットで考えたのではないかと推察しつつも、こうした朝令暮改の議会対応が、市民の議会不信をさらに増幅させると私は思います。

月額わずか5,000円くらい議員報酬がふえたとしても、それが議員活動に、また議員生活にいかほどの効果があるのでしょうか。

議員報酬5,000円引き上げに賛同されている皆さん、後世に汚点を残さぬためにも、ここは考えを切りかえ、せつかく12月議会で決めた条例を大切にし、この議案には反対していただきたい、このことを切に訴え、私の討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 10番、ただいま議題となっております議員報酬の点につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

ただ一つ、私が考えておることは、5,000円という値段にこだわっておるわけではありません。本来ならば、議員の報酬には、それぞれ適正な報酬の値があるかと思いますが、今の社会を見ますと、議員定数も下げる、報酬も下げるといえば、確かに聞こえがいいかもしれませんが、今回、報酬を5,000円引き戻した大きな理由は、議員の必要経費というものを、市民の皆様が認めるか認めないかの判断の中に、現状維持では、本当は私は少しアップして、現状維持ということにとどめましたけれども、少しアップすればいいんじゃないかという考えも持っておりましたが、やはり今の状況を見ると、まず現状維持はしていただこうと。これは認めていただかないと、ただいま提案理由の説明で、岡崎 求君も申しましたが、やはり生活のすべてをみてくれとは言わないが、いろんな議会活動や、あるいは政治活動の中で、必要経費というものさえも認めなくなれば、議員になり手がないんじゃないかと。

若い方々が入ることは、議会が最も望むところであります。今回、5人の方が勇退をされて、議席があきました。私は、3名の若い方々に声をかけました。30代、40代の方、出てくれないかと。

出ようかという考えの方が、3名とも、家族と話をする中で、やめました。やめた理由は、報酬だけではないと思いますが、やっぱり両立しない。どうしても議員活動をして、奥さんの了解が得られないとか、もろもろございまして断念をされた。

やはり、一定の報酬というものを認めていただいて、議員としての活動を十分に果たしてい

くべきではないか。議会は確かに、会社もそうです、市役所もそうです、やはり若い方々を入れて、年齢構成をして、新陳代謝をしていかなければ活性化できない。住民の声を代弁するに当たっても、さまざまな年齢構成が必要であろうと思われま。

したがって、際限なく下げ続けて、あるいは日当制にして、本会議のみの出席、あるいは委員会の出席のみの日当としてやれば、私はだれも出なくなると思っております。

適正な報酬は幾らなのか。今回は5,000円にこだわったのではなく、まず現状を維持し、しかも財政難、いろいろありますから、大きな削減効果としては、議員活動、もろもろの面を踏まえまして、最低限の14でやってみようじゃないかということの意思を示したわけでございます。

議員の皆さんには、この案に対して賛同を求めて、賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 賛成も反対も、どちらにも本当に心にこもる、ひるむような理由があるわけでございます。

先ほども申しましたが、30数年、議席が同じ、行動をとともにした同士の岡崎議員が提案いたしました議案51号に、反対の立場で討論することは、まことに残念でありませんが、私は、月額31万円の議員報酬を31万5,000円に、すなわち5,000円アップするとのこの条例案に、反対の立場で討論をいたします。

同議案は、平成22年12月議会で、当時の宿毛市議会改革調査特別委員会委員長 今城誠司君から、議会改革の一環として提案なされ、本市の厳しい経済状況を考慮して、月額31万円に引き下げを決定された経過があります。

その主な理由は、いまや全国各地で議員報酬削減の動きが相次いでおり、これはまさしく厳

しい財政状況が背景にあり、住民からの相次ぐ議会及び議員への批判、並びに議員はその職務内容に比べて、報酬が高過ぎるとの声を反映した結果であります。

それからわずか3カ月、住民の批判はますます厳しく、参考までにほかの議会を見れば、大阪府議会には30%の削減が論議されております。また、名古屋市議会では、50%のカットが論議されております。大阪市議会でも、20%の削減が話題となっておりますし、また、全国の2万から2万5,000の宿毛市の類似の報酬を見れば、30万円以下の市もたくさんあります。

この時期に、月額5,000円の報酬アップは、驚きの一言に尽き、到底、市民の理解は得られません。

同僚議員各位の、いま一度、常識ある御判断をいただき、議案51号に反対していただきませう、切にお願いいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 私も、議案第51号に反対をする立場で討論をさせていただきます。

反対の理由は、西村議員と若干違う部分があるかと思いますが、この議案についての、根本的に反対をする立場であります。

先ほど、浅木議員から議会改革調査特別委員会の設置、そして審議内容、そして結論等についてはお話がございましたので、割愛をさせていただきます。

簡潔に反対の討論をさせていただきますが、本当に朝令暮改のごとく、12月議会で全会一致をもって出した結論を、わずか3カ月で逆の方向の提案をされる。議会の議決決議とは、決議の重さ、本当に残念でなりません。

私も1期4年、新人議員としてこの場で皆さん方と討論をし、議論をしてまいりましたけれ

ども、こうした議案が出てくることは夢にも思っておりませんでした。

しかも、14回にわたる討論を一生懸命費やしてきた調査特別委員会の委員の3名が、この議案に賛成をするということは、これからの宿毛市を背負って立つ、宿毛市議会を背負って立つこの若い3人、本当に残念でなりません。

そして、この議案が通るとなれば、数で何でも決めていける。宿毛市議会にとって、市議会史上にとって、大きな汚点になるということを申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、「議案第51号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第52号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

5番、浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。

私は、議案第52号についての討論を行います。

この議案は、宿毛市議会の定数16名を2名削減し、14名にするための条例改定案であります。

私は、この議案に反対する立場で討論をします。

議会がどのように設置され、どのように運営

されるか。また、その議会議員がどのようにして選ばれるかによって、民主主義の成熟度が変わってきます。

また、議員数についても、多いほどより民主主義が貫徹されますが、運営や維持していく上での限界もあるため、地方自治体の議員定数の上限を法律で定めております。

しかし、今日では、法定定数を維持している自治体は皆無の状態であります。私が宿毛市へ転勤してきた35年前には、宿毛市の議員定数は26名でしたが、今日では10名も減少し、わずか16名になっています。

この議員定数についても、議会改革調査特別委員会では、調査と真摯な議論を積み重ねました。その結果、宿毛市と同程度の人口を持つ全国自治体の平均議員数17.2名と比較しても、宿毛市の議員定数16名は、多過ぎるわけではないことも確認し、全会一致で現在の定数を維持することを提言しています。

12月議会では、この報告に対して、どの議員からも、これに疑義の声はありませんでした。また、投票前の3月議会に、急に定数削減案を提出にならないよう、話し合いもしていました。

ところが、先ほど岡崎議員から、2名削減案が提案されました。この賛同者も議員報酬改定案のメンバーと同一であります。

この3カ月の間に何があったのかはわかりませんが、余りにも政治理念のぶれが多過ぎます。

昨年秋の段階では、無投票の心配もありましたが、年明けてから立候補の意思表示が続き、18名の予定候補となりました。立候補を決意された方の中には、定数16名を前提に決意した方も多いと思われます。選挙直前に定数を削減するのは、現職議員の横暴ではないでしょうか。

確かに市民の中には、定数削減論もあります。16名を14名に、次には12名に、その次に

は10名に、削減論の声ばかりを気にして果てしもなく同調すると、行き着く先は議会不要論であります。

戦後の日本の平和と繁栄を築いてきた土台の一つが、地方自治であります。国と違う考え方の首長もあり、議会も意見書が出せる。国と地方が協力したり、牽制したりする中で、調和のとれた政治が進むわけであります。

議員を果てしなく削減することは、市政の執行機関をチェックする役割を弱めます。このことが、ひいては市民生活に重大な結果をもたらすことにもなりかねません。

議会改革調査特別委員会が昨年10月に開いた市民との意見交換会でも、議員の動きが見えない。もっと議会の動きを知らせてほしいなどの議員活動への要望が多くありました。

定数削減の声ばかり気にするのではなく、市民の命と暮らしを守る立場で、全議員が動くなれば、市民が議員の必要性を必ず理解してくれると思います。

市民の声、特に少数意見の切り捨てになる定数削減案を否決するよう、皆さんの御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 10番、提案者の賛成の立場から、賛成の討論をいたします。

ただいま、反対討論の浅木君が言ったことは、私にも本当によくわかります。際限なく報酬も定数も削減していけば、議会は消滅します。そのとおりだと思います。

定数と報酬とは、それぞれ別の次元で検討しなきゃいけないことは、私もよくわかっておりますが、報酬に一定の歯どめをかけなければ、先ほど申しましたように、やはり有能な、若いだけではないですけど、有能な方々が出てこれなくなるのは現実です。

日当制にまで及べば、だれも出てきません。

5,000円にこだわっておるのではなく、ここで市民の皆様にも、一定な必要経費は要することを認めていただきたいから、現状維持に戻しました。戻したことで、定数を2名、簡単に削減をして、帳じりを合わせたわけではございません。これから地方分権も進み、あるいは道州制も進んでいくでしょう。2名減じてでも、有能な方々を求めて、議会が新陳代謝をしていかなければ、やがて議会の評価は下がってくると思います。

定数を2名減じることは、身を切るようにつらいことですが、そのような考えを持って、財政的にもこれから4年、8年間、これ以上、議会は14以下にすることは、私も到底できないと思いますから、その最小限のメンバーで、市民の負託にこたえていくという決意を持って、2名減に、現在の報酬を維持しながら、御理解を求めていくという考えで、賛成の討論いたします。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） せっかく傍聴の方がたくさんおいでいただきましたけれど、同じメンバーで反対、賛成、まことに申しわけございません。

議案52号に反対の立場で討論を行います。

5年前、私が議員定数2名削減の提案をしたとき、くしくも宮本議員は、反対討論をされましたが、きょうは攻守ところをかえて、討論をすることになりました。5年の月日の長さを感じます。

私のこの15年間のライフワークは、議会改革、特に市町村合併と議員定数の削減にありました。

残念ながら、市町村合併はなりませんでしたが、定数削減は18年3月議会に、私が提案をさせていただき、同僚議員の御賛同をいただきまして、平成19年選挙から2名削減の現在の

16名で実施しているところでございます。

そのようなことから、私は昨年12月の第4回定例会の閉会日までは、2名削減の定数14名にすべきという考えを持っておりましたが、きょう、この時期での削減には反対でございます。

もう一度申します。この時期での削減は反対でございます。なぜならば、議会改革調査特別委員会に、委員長、今城誠司君が設置され、以来14回の委員会を開催し、定数削減を初め、もろもろの問題を論議いたしました。その内容は、公費でもって伊予市、鳴門市、四万十市を視察調査し、また地区長連合会、各種団体代表者との会合を重ねての結論が、次のようなものであります。

本市の財政は大変厳しい状況ではあるが、定数削減は各界、各世代、各地域など、広く市民の声を行政に反映されにくくなる。特別委員会の席を持っておった方は、よく聞いてください。

また、多様な職歴、経歴に精通した議員の政策提言、及び監視機能が必要であり、定数削減は議会機能の低下につながり、かつ市政運営に好ましくない影響を及ぼすという報告でありました。

特別委員会の皆様、おわかりですかね。

議会は、それを受けて、全会一致で現在の定数16名を維持すると、再度確認し、追認した次第であります。

では、西村は、定数削減に理解を示しながら、なぜこの時期に反対なのかの理由を述べます。

その一つ。特別委員会が十数日の論議をした上で、各地を視察し、各種団体の意見を聞き、審査をした結論とは何であったのか。また、それを受け、全会一致で定数16名を追認した議会議決を何と説明するのか。

二つ目、議会議決、それも全会一致で決まったことが、わずか3カ月で軽々しく、いとも簡

単に変わってよいものか。削減の理由と意義が、私には見出せません。

特に、常日ごろから、声高く言っている議会の権威とは何をいうのか。おのれが議会の権威をおとしめる行為ではないか。

3番目に、告示までわずか30日となりました今、既に選管による立候補者への事務手続の説明も終わっています。この時期では、余りにも拙速で、常識ある市民には、到底理解できません。

4番目、新人7人のすばらしい顔ぶれも出そろい、後援会活動の真ただ中のこの時期の定数削減の提案は、先ほど申しましたように、ややもすれば後出しじゃんけんのような感が出てなりません。

5番目に、もし本市の財政状況を慮って定数削減が提案の理由の一つではないかと思いますが、それならば、先ほど質疑で申しましたように、議員2名の報酬額に匹敵する額の報酬の削減をすれば、市民にその思いは届きます。

どうか、報酬削減を図り、この時期での定数削減を思いとどまり、すばらしい新人を迎えて、栄光ある宿毛市をつくるため、議案52号の修正案を提出していただきますように強く求めて、52号に反対の討論をいたします。

終わります。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） ただいま審議をされております議案第52号について、私も反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由については、浅木議員、西村議員から申し上げております。一定、私もその部分については理解をし、重複は避けたいと思っておりますけれども、議会に設置をされました議会改革調査特別委員会は、昨年の6月7日、地区長連合会の会長以下役員との懇談をもちました。その一つの理由が、地区長会のほうから提言さ

れました、議員定数の削減並びに報酬の削減の問題についてであります。

その中で、私たち6名の委員は、地区長連合会の皆さんに対し、我々の行っている議会の活動等について説明をし、御理解をいただいた部分があるわけでございます。

そしてまた、10月21日には、議会改革調査特別委員会と市民各界各層の皆さんとの懇談会も開催をいたしました。

それぞれの会で出された御意見は、議員の顔が見えない。議員の質の向上さえ図っていただければ、定数削減は必要ではない。そして、報酬についても、先ほど議論されましたけれども、アップしていいんじゃないかと、そういう御意見が多数でございます。

そして、議員の数は、多ければ多いほどという部分がないわけですけれども、一定、確保していく、そのことが重要であるというふうに思っています。

先ほど、宮本議員の賛成討論の中で、有能な方を求めていることは大事であるというお話をいただきました。

先ほど、西村議員も申されましたように、既に7名の新人の皆さんが、市政の場、議会の場に臨むために、全力で活動されておるこの今日、議員定数の削減をするということは、本当にこの皆さん方に対しても失礼なことではないかと思えますし、各界各層から意見が、議会に参加をしていただき、それぞれの立場で議論をし、よりよい方向を決定していく、これが宿毛市にとって、経費削減より、より大きな効果が出てくるものと信じております。考えております。

本当に、先ほども言いましたけれども、議会の議決の重さ、12月議会は何だったんだ。我々、14回の調査特別委員会の質疑はどうだったんだ。本当に情けない思いで、この反対討論をさせていただくことに、私自身として、非

常に残念であります。

議会には、一事不再議という文言があります。これは、議決した案件については、同じ会期中に重ねて審議をしないことというふうになっております。

この問題については、この一事不再議には当たりませんが、同じ15名の議員が、12月に決定をし、同じ議員がこの議会で議論をする。これ、本当に、先ほども言いました、あっていいものだろうか。議会の議決の重さ、本当に真剣に、お互いに考えて、将来の宿毛市を築くためにも、提案されておる皆さん方の御理解をいただきたい。

反対の討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、「議案第52号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第53号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、「議案第53号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第54号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって、「議案第54号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「陳情第36号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第36号外1件」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(宮本有二君) 総務文教常任委員長、本委員会に付託をされました陳情1件の審査結果を御報告いたします。

陳情第38号は、子供たちが主役である学校づくりのために、再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情であります。

宿毛市小・中学校PTA連合会から提出をされたものです。

陳情の趣旨は、平成23年度当初予算に、宿毛小学校総合改築工事基本実施設計委託料が計上されましたが、学校に通う子供たちの保護者には、どのような学校を建てようとしておるのか、十分な説明がなされておらず、有名デザイナーへの設計依頼や、グラウンド確保のための宿毛中学校移転、さらには県立病院跡地への建築断念などといった、さまざまな不確定な情報に、保護者は混乱をしている。

また、平成22年5月に示された小・中学校再編計画についても、PTAと教育委員会は平行線のままの学校もあり、そんな状況の中で、異色な学校建築や、小学校建築に伴う中学校移転など、今後の学校建設に影響のある事業に踏み切るべきではないと考えている。

私たちPTAは、一日も早い、市内全小・中学校の耐震化を求めているが、子供たちの学習環境が、快適で安全になるために、次の陳情をいたすものであります。

1、決定した計画を説明するのではなく、複数案の時点で保護者と協議を行うこと。

2、正確な情報を、速やかに保護者に届けること。

3、まちの活性化を主眼とした学校づくりではなく、子供たちの教育環境を整える計画であること。

4、市内全体の計画を確定した後に学校建築を行うこと。

以上、陳情1件について、陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査をした結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長(寺田公一君) 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(浦尻和伸君) 産業厚生常任委員長、産業厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査結果の御報告をいたします。

陳情第36号、保育制度改革に関する意見書の提出については、平成22年第4回定例会から閉会中の継続審査となっている案件であります。

本陳情は、保育の公的補償を求める大運動実行委員会から提出されたもので、国に対し、保育所、幼稚園、学童保育及び子育て支援予算を大幅にふやし、子育てにかかる経済的負担軽減

を図ること。

児童福祉施設、最低基準を引き上げ、抜本的に改善すること。保育に格差が生じる直接契約、直接補助方式は導入しないこと。

幼保一体化については拙速な結論を避け、慎重に検討することを求める意見書の提出を求めるものであります。

担当課の説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、前回から国の動きもなく、むしろトーンダウンしているような状況に感じる。

議員も改選期を迎えており、結論を出すべき等の意見が出され、全会一致をもって不採択とすべきものに決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての御報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第36号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木です。きょうは3度目の討論になります。

陳情第36号について、討論を行います。

陳情36号は、保育の公的保障を求める大運動実行委員会の代表者が、保育制度改革に関する意見書の提出を宿毛市議会に求めてきたものであります。

産業厚生常任委員長の報告は、この陳情を不採択としたと報告しましたので、私は委員長報告に反対する立場で討論します。

今、政府は、これまでの保育制度を抜本的に変えようとしています。これまでの保育制度は、国と自治体の公的な責任を明確にし、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の原則にして、すべての子供が保育を受けられる権利を保障してきました。

ところが、国が現在検討している制度改革は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであります。

このため、保育格差は広がり、家庭の経済状況により、子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることとなります。

あわせて、それぞれ成り立ちも運営形態も違う幼稚園と保育所を一体化することに対して、拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を起こすこととなります。

今、子供の貧困や子育て困難が広がり、少子化が進行しているのに、都市部では保育所の待機児童がふえ続けています。

こうしたことから、今、必要なことは、国と自治体の責任で、保育や子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育を保障する保育制度の拡充が必要であります。

こうした現状から、陳情者は、まず1番目に、保育所、幼稚園、学童保育及び子育て支援関連予算を大幅にふやし、子育ての経済的負担の軽減を図ること。

2番目に、児童福祉施設最低基準を引き上げ、抜本的に改善すること。

3番目に、保育に格差が生じる直接契約や、直接補助方式は導入しないこと。

4番目に、幼稚園と保育所の一体化については、拙速な結論を避け、慎重に検討すること。

以上の4点を政府に求めているものであります。

例えば、保育所への入所にしても、現在の制度では保育所への入所は、児童福祉法で市町村の保育に対する直接の実施義務を定めていることから、保護者が市町村に申し込み、市町村は保護者の就労状況などを考慮して、入所を決定しています。

ところが、新制度案では、保育所の入所を希望する保護者が、まず市町村が判断する保育時間の上限量の認定証明書の交付を受ける必要があります。

保護者は、自分で保育所を探し、個別に契約を結ばなくてはなりません。

今やっているところの介護保険の制度と似たような状況にするつもりであります。

このように、これまでの保育行政から市場化された保育サービスを買うことになり、すべてのが自己責任にされます。

こうした保育行政の悪化をとめるためにも、この陳情は採択すべきであります。

皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第36号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第38号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第38号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第4「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

まず、初めに、最初、議長のほうからお申し出がありましたように、去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震によりまして被災した皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

あわせて、犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りをするとともに、御家族、御親族の皆様にお悔やみを申し上げます。

マグニチュード9.0という、国内観測史上最大級となった本地震が残した傷あと、余りにも大きく、とうとい人命と多くの家屋が失われております。

現在、行方不明者の搜索とか、復旧作業等が続けられているのは御存じのとおりでございます。

さらに被害でございますが、福島にあります原子力発電所にまで被害が及びまして、機能不全となった設備の影響で、外部への放射能漏れが発生しまして、多くの周辺住民が自宅からの避難を余儀なくされていることも御存じのとおりでございます。

本市としましても、今後、一人でも多くの方の命が救われるよう、また被災された方々が、一日も早く、元の生活を取り戻せるよう、人的、物的両面から、被災地域や被災者への復旧支援を最大限努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、こうした状況を勘案しまして、3月20日に開催を予定をしていました第3回宿毛花へんろマラソンは、実行委員会の御意見によりまして、中止することに決定をいたしました。参加を予定されておりました選手の皆様を初め、ボランティアとか、沿線地区住民の皆様方には、大変御迷惑をおかけしますが、このような事情でございますので、御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今後におきましても、本マラソンへの御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

去る3月2日に開会いたしました今期定例会、本日までの17日間、議員の皆様方には、連日御熱心に御審議をいただく中、御提案申しあげました50議案のうち49議案については、原

案どおり御決定をいただきました。

ただいま、議案第13号の平成23年度宿毛市一般会計予算については、修正の決議がなされたわけでございます。

これは、宿毛小学校の建設着手に係る予算が削除、議決されたということでございます。私としては、非常に残念なことでございます。

特に、その中で御指摘がありました設計委託費は、担当の者がきちんとした基準ののっとり算定したものでございますけど、なお精査を試みたいと、そのように考えております。

学校建設着手の予算が白紙となりまして、早期に我々としては、子供に安心な学校環境を提供できることが、非常に遅くなるんじゃないだろうかというふうに思っておりまして、非常に残念な結果でございます。

なお、子供の安全に責任を持たなければならない身として、何らかきちんとした取り組みをしまいにないかやいけないというふうに思っております。

しかしながら、議会のほうのいろいろなお話の中を聞く中で、少し時間を多くかけないかなというふうなところもございまして、

さらに道路の実施設計委託料として計上されています路線のうち、附帯決議のありました桜町沖須賀線につきましては、附帯決議の中身をきちんと踏まえた上で、対応してまいりたいと考えております。

平成23年度を迎えるに当たりましては、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げております。これは、後の広報にも掲載させていただきまして、市民の皆様にも御了知願いたいというふうに考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会は、議員の皆様方には、任期最後の定例会となりました。この4年間、市政発展のために、日夜御活動をいただき、貴重な御指導、御助言もいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

特に、今期をもって御勇退される議員の皆様におかれましては、長きにわたり、本市の発展のために多大な御尽力を賜りました。非常に皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

どうか御健康に留意されまして、市井にあっても、宿毛市発展のために、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これをもちまして、今期定例会閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成23年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 浅木 敏

議員 浦尻和伸

平成23年3月17日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

予算決算常任委員長 中川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--------------------------------|------|------|
| 議案第2号 | 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第3号 | 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第4号 | 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第5号 | 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第6号 | 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第7号 | 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第8号 | 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第9号 | 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第10号 | 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第11号 | 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第12号 | 平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第13号 | 平成23年度宿毛市一般会計予算について | 修正可決 | 修正適当 |
| 議案第14号 | 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適当 |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|-----|
| 議案第15号 | 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第16号 | 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第17号 | 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第18号 | 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第19号 | 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第20号 | 平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第21号 | 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第22号 | 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第23号 | 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第24号 | 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第25号 | 平成23年度宿毛市水道事業会計予算について | 原案可決 | 適 当 |

平成23年3月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 審査結果 | 理 由 |
|--------|---|------|-----|
| 議案第26号 | 宿毛市暴力団排除条例の制定について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第27号 | 宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第28号 | 宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第29号 | 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第30号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第31号 | 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第32号 | 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第33号 | 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第34号 | 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第37号 | 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第40号 | 宿毛市振興計画（基本構想）について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第41号 | 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について | 原案可決 | 適 当 |

| | | | |
|--------|--------------------------|------|----|
| 議案第42号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第43号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 原案可決 | 適当 |

平成23年3月15日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

産業厚生常任委員長 浦尻和伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|-------------------------------------|------|----|
| 議案第35号 | 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第36号 | 宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第38号 | 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第39号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第46号 | 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて | 原案可決 | 適当 |
| 議案第47号 | 市道路線の認定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第48号 | 市道路線の認定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第49号 | 市道路線の変更について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第50号 | 市道路線の廃止について | 原案可決 | 適当 |

平成23年3月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 件 名 | 審査結果 | 意 見 |
|------|---|------|-----|
| 第38号 | 子ども達が主役である学校づくりのために再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情について | 採 択 | 妥 当 |

平成23年3月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 件 名 | 審査結果 | 意 見 |
|------|----------------------|------|-------|
| 第36号 | 保育制度改革に関する意見書の提出について | 不採択 | 不 適 当 |

平成23年3月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年3月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年3月17日

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

議会運営委員長 岡崎 求

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成23年第1回定例会

| 質問 順位 | 質問議員 | 質 問 の 要 旨 |
|----------|--------------|--|
| 1 | 4番 松浦英夫君 | 1 保育行政について（市長） （1）沖の島保育園の再開について （2）小筑紫地区の保育園のあり方について 2 宿毛小・中学校の再編計画について（教育長） |
| 2 | 3番 野々下昌文君 | 1 宿毛市の新年度予算について（市長） （1）国勢調査人口の減少による本市財政への影響について （2）子ども手当の財源構成、地方負担は計上しない動きについて （3）年少扶養控除、特定扶養控除上乘せの廃止による財政への影響について （4）集中改革プランに対する行政改革への取り組みについて 2 「地デジ難民」対策について（市長） （1）難視聴対策の進捗状況と広報体制について （2）低所得者のデジタル化、高齢者へのサポート体制について （3）不法投棄への対策について |
| 3 | 1番 今城誠司君 | 1 市長の政治姿勢について（市長） （1）宿毛市振興計画について （2）財政運営について |
| 4 | 14番 中川 貢君 | 1 産業振興について（市長） （1）ソフト分野の支援策について （2）文化・スポーツイベントによる「まちおこし」について 2 人権と地域福祉のまちづくりについて（市長） |
| 5 | 8番 浦尻和伸君 | 1 市町村合併について（市長） 2 幡多けんみん病院の医師不足について（市長） |
| 6 | 15番 西村六男君 | 1 宿毛市中心市街地活性化について（市長） 2 小筑紫小学校跡地の活用について（市長） |
| 7 | 5番 浅木 敏君 | 1 宿毛湾への米軍艦船入港について（市長） 2 有害鳥獣対策について（市長） 3 在宅リフォーム助成制度について（市長） 4 学校再編について（教育長） |

| | | |
|----|---------------|---|
| 8 | 6 番 中平富宏君 | 1 火災について（市長） （1）防火水槽の数、貯水量について （2）消火栓の数、水圧について （3）貯水槽（上水道）の利用について （4）火災で排出される廃棄物処理について 2 学校建設について（市長、教育長） （1）宿毛小学校設計費について （2）宿毛小学校の青写真（構想図）について （3）小中学校再編計画における今後の建設費について （4）コミュニティーエリアの利用について |
| 9 | 2 番 岡崎利久君 | 1 母子保健推進員制度について（市長） 2 産後のうつ病について（市長） |
| 10 | 10 番 宮本有二君 | 1 都市再生整備事業について（市長） （1）中心市街地活性化に伴う道路施設整備について |
| 11 | 11 番 濱田陸紀君 | 1 宿毛中学校の移転問題について （教育委員長、教育長、市長） |

平成23年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|--------------------------------|-------|------|
| 第 1 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 3月18日 | 同 意 |
| 第 2 号 | 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 3 号 | 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 4 号 | 平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 5 号 | 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 6 号 | 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 7 号 | 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 8 号 | 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第 9 号 | 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第10号 | 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第11号 | 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第12号 | 平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第13号 | 平成23年度宿毛市一般会計予算について | 3月18日 | 修正可決 |
| 第14号 | 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第15号 | 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第16号 | 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第17号 | 平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|---|-------|------|
| 第18号 | 平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第19号 | 平成23年度宿毛市下水道事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第20号 | 平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第21号 | 平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第22号 | 平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第23号 | 平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第24号 | 平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第25号 | 平成23年度宿毛市水道事業会計予算について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第26号 | 宿毛市暴力団排除条例の制定について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第27号 | 宿毛市課設置条例及び宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第28号 | 宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第29号 | 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第30号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第31号 | 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第32号 | 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第33号 | 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第34号 | 宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第35号 | 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|--|-------|------|
| 第36号 | 宿毛市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第37号 | 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第38号 | 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第39号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第40号 | 宿毛市振興計画（基本構想）について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第41号 | 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第42号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第43号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第44号 | 工事請負契約の変更について | 3月7日 | 原案可決 |
| 第45号 | 工事請負契約の変更について | 3月7日 | 原案可決 |
| 第46号 | 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて | 3月18日 | 原案可決 |
| 第47号 | 市道路線の認定について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第48号 | 市道路線の認定について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第49号 | 市道路線の変更について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第50号 | 市道路線の廃止について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第51号 | 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第52号 | 宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第53号 | 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |
| 第54号 | 宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について | 3月18日 | 原案可決 |

陳 情

| 受理番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|------|---|-------|-----|
| 第36号 | 保育制度改革に関する意見書の提出について | 3月18日 | 不採択 |
| 第38号 | 子ども達が主役である学校づくりのために再編計画実施は慎重に行うことを求める陳情について | 3月18日 | 採 択 |